

水俣市議会会議録

平成30年3月第1回定例会（2月23日招集）

水俣市議会事務局

平成30年3月第1回定例会（2月23日招集）会期日程表

（会期 2月23日から3月15日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	2月23日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 平成29年度各会計補正予算等に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決
2	24日	土		休 会	市の休日
3	25日	日			市の休日
4	26日	月			議案調査
5	27日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	28日	水			議案調査
7	3月1日	木			議案調査 * 高校卒業式
8	2日	金			議案調査
9	3日	土			市の休日
10	4日	日			市の休日
11	5日	月			議案調査
12	6日	火	午前9時30分		本会議
13	7日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（小路貴紀君・野中重男君・塩崎達朗君）
14	8日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（藤本壽子君・牧下恭之君・桑原一知君） 議案質疑 委員会付託
15	9日	金	————	委員会	委員会
16	10日	土		休 会	市の休日
17	11日	日			市の休日 * 中学校卒業式
18	12日	月	————	委員会	委員会
19	13日	火		休 会	議事整理日
20	14日	水			議事整理日
21	15日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

平成30年3月第1回水俣市議会定例会会議録目次

平成30年2月23日（金） ——— 1日目 ———

出欠席議員	1 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
開 会	4
開 議	4
市長の挨拶	4
諸般の報告	4
日程第1 仮議席の指定について	5
日程第2 議席の一部変更について	5
日程第3 議席の指定について	5
○岩村龍男君の挨拶	6
日程第4 会議録署名議員の指名について	6
日程第5 会期の決定について	6
日程第6 常任委員の所属の変更について	7
日程第7 常任委員の補欠選任について	8
日程第8 議会運営委員の補欠選任について	8
日程第9 特別委員の補欠選任について	8
休憩・開議	9
委員長互選の結果	9
議案上程	9
日程第10 議第1号 専決処分の報告及び承認について	10
専第1号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第9号）	
日程第11 議第2号 専決処分の報告及び承認について	11
専第2号 平成29年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	
日程第12 議第3号 水俣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について	12
日程第13 議第4号 水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について	21
日程第14 議第5号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を	

		改正する条例の制定について……………	1 - 21
日程第15	議第6号	水俣市代替バス通学生交通費助成条例の一部を改正する条例の制定について……………	22
日程第16	議第7号	水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	22
日程第17	議第8号	水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	28
日程第18	議第9号	水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	29
日程第19	議第10号	水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	30
日程第20	議第11号	水俣市地域農業担い手育成センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	31
日程第21	議第12号	水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	32
日程第22	議第13号	平成30年度水俣市一般会計予算……………	33
日程第23	議第14号	平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算……………	37
日程第24	議第15号	平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算……………	39
日程第25	議第16号	平成30年度水俣市介護保険特別会計予算……………	40
日程第26	議第17号	平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計予算……………	42
日程第27	議第18号	平成30年度水俣市病院事業会計予算……………	43
日程第28	議第19号	平成30年度水俣市水道事業会計予算……………	46
日程第29	議第20号	平成29年度水俣市一般会計補正予算（第10号）……………	47
日程第30	議第21号	平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）……………	50
日程第31	議第22号	平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）……………	51
日程第32	議第23号	平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）……………	52
日程第33	議第24号	平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）……………	53
日程第34	議第25号	平成29年度水俣市水道事業会計補正予算（第4号）……………	54

日程第35	議第26号	指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）	1 - 54
日程第36	議第27号	指定管理者の指定について（一小ふれあい学童クラブ）	54
日程第37	議第28号	指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）	55
日程第38	議第29号	指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）	55
日程第39	議第30号	指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）	56
日程第40	議第31号	指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）	56
日程第41	議第32号	指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）	56
日程第42	議第33号	指定管理者の指定について（水俣市東部センター）	57
日程第43	議第34号	指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）	57
日程第44	議第35号	指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）	57
日程第45	議第36号	指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）	58
日程第46	議第37号	指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家）	58
日程第47	議第38号	指定管理者の指定について（水俣市公民館分館）	59
		市長の提案理由説明	59
		先議案件に対する質疑	66
		委員会付託	67
		休憩・開議	67
		○総務産業委員長の報告	67
		○厚生文教委員長の報告	69
		委員会審査報告書	71
		委員長報告に対する質疑	72
		討 論	72
		採 決	72
		散 会	73

平成30年3月6日（火） —— 2日目 ——

出欠席議員	2 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2

開 議	2 - 2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	3
○岩阪雅文君の質問	3
1 市長の政治姿勢について	3
2 第6次水俣市総合計画の策定について	3
3 水俣病問題への対応について	3
4 新庁舎建設に対する基本的な考え方について	4
5 小学校運動部活動の社会体育移行について	4
市長の答弁	4
○岩阪雅文君の再質問	5
市長の答弁	6
○岩阪雅文君の発言	7
市長の答弁	7
○岩阪雅文君の発言	8
市長の答弁	9
○岩阪雅文君の再質問	10
市長の答弁	11
○岩阪雅文君の再々質問	12
市長の答弁	12
市長の答弁	13
○岩阪雅文君の再質問	13
休憩・開議	14
市長の答弁	15
○岩阪雅文君の発言	15
教育次長の答弁	16
○岩阪雅文君の再質問	16
教育次長の答弁	17
○岩阪雅文君の再々質問	18
休憩・開議	19
教育次長の答弁	19
市長の答弁	19

休憩・開議	2 - 20
○谷口明弘君の質問	20
1 市長の政治姿勢について	21
(1) 今回の市長選挙の結果について	
(2) 就任式の職員訓示について	
(3) 就任式前日の2月21日付の西日本新聞の記事について	
2 道の駅・海の駅整備事業について	21
市長の答弁	22
○谷口明弘君の発言	24
産業建設部長の答弁	25
○谷口明弘君の再質問	27
産業建設部長の答弁	28
○谷口明弘君の発言	29
休憩・開議	30
○谷口眞次君の質問	30
1 市長マニフェスト及び政治姿勢について	30
2 市庁舎建て替えについて	31
3 道の駅・海の駅、物産館構想について	31
市長の答弁	31
○谷口眞次君の再質問	32
市長の答弁	34
○谷口眞次君の再々質問	35
市長の答弁	36
市長の答弁	36
○谷口眞次君の再質問	37
市長の答弁	38
○谷口眞次君の再々質問	39
市長の答弁	39
市長の答弁	40
○谷口眞次君の再質問	40
市長の答弁	41
○谷口眞次君の再々質問	42

市長の答弁	2 - 42
休憩・開議	43
○高岡朱美君の質問	43
1 経済の浮揚、活性化について	44
2 戸建住宅リフォーム助成制度について	44
3 森林開発を伴う太陽光発電事業について	44
市長の答弁	44
○高岡朱美君の再質問	45
市長の答弁	48
○高岡朱美君の再々質問	49
市長の答弁	49
産業建設部長の答弁	50
○高岡朱美君の再質問	50
産業建設部長の答弁	51
○高岡朱美君の再々質問	51
産業建設部長の答弁	52
産業建設部長の答弁	53
○高岡朱美君の再質問	54
産業建設部長の答弁	55
○高岡朱美君の再々質問	56
市長の答弁	57
議案上程	57
日程第2 議第39号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	57
市長の提案理由説明	58
散 会	58

平成30年3月7日（水） — 3日目 —

出欠席議員	3 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2

開 議	3 - 2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
○小路貴紀君の質問	3
1 市長選について	4
2 新庁舎建設について	4
3 水俣川河口臨海部振興構想事業について	5
市長の答弁	5
○小路貴紀君の再質問	6
市長の答弁	9
○小路貴紀君の再々質問	10
市長の答弁	11
総合政策部次長の答弁	12
○小路貴紀君の再質問	13
総合政策部次長の答弁	14
○小路貴紀君の再々質問	15
総合政策部次長の答弁	17
市長の答弁	17
産業建設部長の答弁	17
○小路貴紀君の再質問	18
産業建設部長の答弁	18
○小路貴紀君の再々質問	18
産業建設部長の答弁	19
休憩・開議	19
○野中重男君の質問	20
1 市長の市政に臨む姿勢について	20
2 水俣病について	20
3 選挙期間中に配布された高岡候補支持を訴える違法ビラについて	20
4 水俣川河口臨海部振興構想について	20
5 チッソが所有するJNCの株式売却について	20
市長の答弁	21
○野中重男君の再質問	21

市長の答弁	3 - 21
○野中重男君の再々質問	22
市長の答弁	23
市長の答弁	23
○野中重男君の再質問	23
市長の答弁	24
○野中重男君の再々質問	24
市長の答弁	25
市長の答弁	26
○野中重男君の再質問	26
市長の答弁	29
休憩・開議	29
市長の答弁	29
○野中重男君の再々質問	30
市長の答弁	30
市長の答弁	31
○野中重男君の再質問	31
市長の答弁	31
休憩・開議	32
市長の答弁	32
○野中重男君の再々質問	32
休憩・開議	33
市長の答弁	33
市長の答弁	33
○野中重男君の再質問	34
市長の答弁	34
○野中重男君の再々質問	35
市長の答弁	36
休憩・開議	37
○塩崎達朗君の質問	37
1 市長の公約について	37
2 防災について	38

3 競り舟の新船について	3 - 38
市長の答弁	38
○塩崎達朗君の再質問	39
市長の答弁	41
総務部長の答弁	41
○塩崎達朗君の発言	41
総合政策部次長の答弁	42
○塩崎達朗君の再質問	43
総合政策部次長の答弁	43
○塩崎達朗君の発言	44
教育次長の答弁	45
○塩崎達朗君の再質問	46
教育次長の答弁	46
○塩崎達朗君の発言	47
散 会	47

平成30年3月8日（木） —— 4日目 ——

出欠席議員	4 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
開 議	4
諸般の報告	4
日程第1 一般質問	4
○藤本壽子君の質問	4
1 新市長の政策の方向性について	5
2 故石牟礼道子氏について	5
3 イノシシ被害の対応策について	6
市長の答弁	6
○藤本壽子君の再質問	7
市長の答弁	9

○藤本壽子君の再々質問	4 - 10
市長の答弁	11
福祉環境部長の答弁	11
○藤本壽子君の再質問	12
教育次長の答弁	14
○藤本壽子君の再々質問	14
教育次長の答弁	16
産業建設部長の答弁	16
○藤本壽子君の再質問	17
産業建設部長の答弁	18
○藤本壽子君の再々質問	19
産業建設部長の答弁	20
休憩・開議	21
○牧下恭之君の質問	21
1 新市政の取り組みについて	21
2 公用車の管理について	21
3 デイジー教科書について	22
市長の答弁	22
○牧下恭之君の発言	23
総務部長の答弁	23
○牧下恭之君の再質問	24
総務部長の答弁	25
○牧下恭之君の再々質問	26
総務部長の答弁	26
教育次長の答弁	26
○牧下恭之君の再質問	27
教育次長の答弁	29
○牧下恭之君の再々質問	29
教育次長の答弁	30
休憩・開議	30
○桑原一知君の質問	30
1 市長が目指すまちづくりについて	31

2 消防団について	4 - 32
市長の答弁	32
○桑原一知君の再質問	33
市長の答弁	34
○桑原一知君の発言	35
総合政策部長の答弁	35
○桑原一知君の再質問	36
総合政策部長の答弁	37
○桑原一知君の発言	38
休憩・開議	39
質 疑	39
日程第2 議第3号 水俣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について	39
日程第3 議第4号 水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について	39
日程第4 議第5号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	39
日程第5 議第6号 水俣市代替バス通学生交通費助成条例の一部を改正する条例の制定について	39
日程第6 議第7号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	40
日程第7 議第8号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	40
日程第8 議第9号 水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	40
日程第9 議第10号 水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	41
日程第10 議第11号 水俣市地域農業担い手育成センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	41

日程第11	議第12号	水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	4 - 41
日程第12	議第13号	平成30年度水俣市一般会計予算……………	41
日程第13	議第14号	平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算……………	43
日程第14	議第15号	平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算……………	43
日程第15	議第16号	平成30年度水俣市介護保険特別会計予算……………	44
日程第16	議第17号	平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計予算……………	44
日程第17	議第18号	平成30年度水俣市病院事業会計予算……………	44
日程第18	議第19号	平成30年度水俣市水道事業会計予算……………	44
日程第19	議第26号	指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）……………	44
日程第20	議第27号	指定管理者の指定について（一小ふれあい学童クラブ）……………	44
日程第21	議第28号	指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）……………	44
日程第22	議第29号	指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）……………	44
日程第23	議第30号	指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）……………	44
日程第24	議第31号	指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）……………	44
日程第25	議第32号	指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）…	45
日程第26	議第33号	指定管理者の指定について（水俣市東部センター）……………	45
日程第27	議第34号	指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）……………	45
日程第28	議第35号	指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）……………	45
日程第29	議第36号	指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつほっくり）……………	45
日程第30	議第37号	指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家）……………	45
日程第31	議第38号	指定管理者の指定について（水俣市公民館分館）……………	45
日程第32	議第39号	水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	45
議案上程		……………	45
日程第33	議第40号	平成29年度水俣市一般会計補正予算（第11号）……………	45
日程第34	議第41号	平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第5号）……………	46
日程第35	議第42号	指定管理者の指定について（水俣市立武道館）……………	46
	市長の提案理由説明	……………	46
	休憩・開議	……………	47
	質 疑	……………	47
	○谷口眞次君の質疑（議第42号）	……………	47

教育次長の答弁	4 - 47
委員会付託	47
散 会	48

平成30年3月15日（木） —— 5日目 ——

出欠席議員	5 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2
開 議	3
諸般の報告	4
発言取り消し（谷口明弘君及び高岡朱美君）	4
発言取消申出書	4
日程第1 議第3号 水俣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定についてから、日程第34 議第42号 指定管理者の指定について（水俣市立武道館）まで、34件に関する委員会の審査報告	5
○総務産業委員長の報告	6
○厚生文教委員長の報告	9
委員会審査報告書	14
委員長報告に対する質疑	16
討 論	16
○高岡朱美君の反対討論（議第4号）	16
○野中重男君の反対討論（議第16号及び議第39号）	17
採 決	18
日程第35 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	20
採 決	20
閉会中継続審査・調査申出書	21
議案上程	21
日程第36 議第43号 副市長の選任について	22
日程第37 議第44号 教育長の任命について	22
日程第38 議第45号 監査委員の選任について	22

日程第39 意見第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書に ついて.....	5 - 22
市長の提案理由説明（議第43号から議第45号）	24
○田中陸君の提案理由説明（意見第1号）	25
質 疑.....	26
討 論.....	26
採 決.....	26
閉 会.....	27

平成30年2月23日

平成30年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明並びに
先議案件（平成29年度補正予算）の表決

平成30年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成30年2月23日水俣市長第1回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成30年2月23日午前10時0分水俣市議会議長第1回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成30年3月15日午前10時56分水俣市議会議長第1回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

平成30年2月23日（金曜日）

午前10時0分 開会

午後5時3分 散会

（出席議員） 16人

小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	塩 崎 達 朗 君
谷 口 明 弘 君	田 口 憲 雄 君	岩 村 龍 男 君
高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君	福 田 齊 君	藤 本 壽 子 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
次 長（鎌 田 みゆき 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 14人

市 長（高 岡 利 治 君）	総合政策部長	（帆 足 朋 和 君）
総 務 部 長（本 田 真 一 君）	福祉環境部長	（川 野 恵 治 君）
産 業 建 設 部 長（関 洋 一 君）	総合医療センター事務部長	（久 木 田 美 和 子 君）
総合政策部次長（深 江 浩 一 郎 君）	福祉環境部次長	（高 沢 克 代 君）
産 業 建 設 部 次 長（城 山 浩 和 君）	水道局長	（山 田 雅 浩 君）
教 育 次 長（藪 隆 司 君）	総合政策部政策推進課長	（梅 下 俊 克 君）
総務部総務課長（緒 方 卓 也 君）	総務部財政課長	（設 楽 聡 君）

○議事日程 第1号

平成30年2月23日 午前10時開議

第1 仮議席の指定について

第2 議席の一部変更について

第3 議席の指定について

第4 会議録署名議員の指名について

第5 会期の決定について

第6 常任委員の所属の変更について

第7 常任委員の補欠選任について

第8 議会運営委員の補欠選任について

第9 特別委員の補欠選任について

(付託委員会)

第10 議第1号 専決処分の報告及び承認について

専第1号 平成29年度水俣市一般会計補正予算(第9号) (総務産業)

議11 議第2号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 平成29年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号) (厚生文教)

第12 議第3号 水俣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について

第13 議第4号 水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について

第14 議第5号 水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議第6号 水俣市代替バス通学生交通費助成条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議第7号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議第8号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第18 議第9号 水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第19 議第10号 水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第20 議第11号 水俣市地域農業担い手育成センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例

の制定について

- 第21 議第12号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議第13号 平成30年度水俣市一般会計予算
- 第23 議第14号 平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 第24 議第15号 平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 第25 議第16号 平成30年度水俣市介護保険特別会計予算
- 第26 議第17号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計予算
- 第27 議第18号 平成30年度水俣市病院事業会計予算
- 第28 議第19号 平成30年度水俣市水道事業会計予算
- 第29 議第20号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第10号）（各委）
- 第30 議第21号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）（厚生文教）
- 第31 議第22号 平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（厚生文教）
- 第32 議第23号 平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）（厚生文教）
- 第33 議第24号 平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）（総務産業）
- 第34 議第25号 平成29年度水俣市水道事業会計補正予算（第4号）（総務産業）
- 第35 議第26号 指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）
- 第36 議第27号 指定管理者の指定について（一小ふれあい学童クラブ）
- 第37 議第28号 指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）
- 第38 議第29号 指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）
- 第39 議第30号 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）
- 第40 議第31号 指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）
- 第41 議第32号 指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）
- 第42 議第33号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）
- 第43 議第34号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 第44 議第35号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 第45 議第36号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 第46 議第37号 指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家）
- 第47 議第38号 指定管理者の指定について（水俣市公民館分館）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前10時0分 開会

○議長（福田 斉君） ただいまから平成30年第1回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（福田 斉君） これから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） この際、去る2月4日執行の水俣市長選挙において当選を果たされた高岡利治市長に対し、市議会を代表して一言お祝いの言葉を申し上げます。

高岡市長におかれましては、市民の負託に応え、各種公約の具体的実現を図られ、水俣市浮揚のために御尽力くださるようよろしくお願いいたします。

高岡市長の今後の御活躍と御健勝を祈念し、お祝いの言葉といたします。

高岡市長から発言を求められておりますので、これから発言を許します。

（「議長」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 皆様、おはようございます。

去る2月4日に行われました市長選挙におきまして、市民の皆様方の御支持を賜り、水俣市長に就任いたしました。

選挙期間中、多くの市民の皆様から、経済の浮揚、雇用の場の創出を望む声をお聞きしました。

そのほかにも、子ども達の教育環境の整備、医療・福祉の充実等、取り組む問題は数多くあります。

託された重責を全うすべく、市民の皆様と一緒に、明るく賑やかで活力のある水俣づくりに邁進してまいり所存でございます。

なお、3月の定例会議に提出いたしますのは骨格予算でありますので、施政方針につきましては、6月の定例会議で申し述べることにいたします。

最後に、市議会におかれましては、水俣市の発展のため、御指導、御協力を賜りますよう心からお願い申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

去る1月15日付で高岡利治議員から、議員の辞職願の提出がありましたので、地方自治法第126条ただし書きの規定により、同日これを許可しました。

次に、去る12月定例会で可決された「生活基盤施設耐震化等交付金」における水道施設の耐震化のための補助基準緩和を求める意見書外1件については、関係大臣等へ提出しておきましたから、御了承願います。

次に、平成29年の各定例会において採択し、市長に送付しておきました陳情3件の処理の経過及び結果についての報告がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成29年度の定期監査並びに平成29年10月分、11月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告の提出があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、高岡市長、帆足総合政策部長、本田総務部長、川野福祉環境部長、関産業建設部長、久木田総合医療センター事務部長、深江総合政策部次長、高沢福祉環境部次長、城山産業建設部次長、山田水道局長、梅下政策推進課長、緒方総務課長、設楽財政課長、藪教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 仮議席の指定について

○議長（福田 斉君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

この際、議事の進行上、小路貴紀議員、桑原一知議員、塩崎達朗議員、谷口明弘議員、岩村龍男議員、牧下恭之議員、松本和幸議員、福田斉及び藤本壽子議員の仮議席は、ただいま御着席の議席を指定します。

日程第2 議席の一部変更について

○議長（福田 斉君） 日程第2、議席の一部変更についてを議題とします。

今回、新たに議員に当選されました岩村龍男議員の議席の指定に関連し、議席の一部を変更します。

議席の変更については、会議規則第4条第3項の規定により、議長において指定します。

福田斉の議席1番を11番に、小路貴紀議員の議席2番を1番に、桑原一知議員の議席3番を2番に、塩崎達朗議員の議席4番を3番に、藤本壽子議員の議席6番を12番に、谷口明弘議員の議席9番を4番に、牧下恭之議員の議席11番を9番に、松本和幸議員の議席12番を10番に変更します。

ただいま変更しました各議員は、ただいま指定しました議席に御着席を願います。

日程第3 議席の指定について

○議長（福田 斉君） 日程第3、議席の指定についてを議題とします。

今回当選されました岩村龍男議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長におい

て指定します。

岩村龍男議員の議席を6番に指定します。

したがって岩村龍男議員は、ただいま指定しました議席に御着席を願います。

新議員あいさつ

○議長（福田 斉君） ここで新たに議員になられた岩村龍男議員を御紹介します。

岩村龍男議員。

（岩村龍男君登壇）

○岩村龍男君 皆さん、おはようございます。先般行われました水俣市議会議員補欠選挙におきまして、当選させていただきました岩村でございます。今回、会派は中村議員が代表を務めていらっしゃる政進クラブにお世話になります。1年間ではございますが、よろしく願いいたします。

○議長（福田 斉君） 以上で新議員の紹介を終わります。

日程第4 会議録署名議員の指名について

○議長（福田 斉君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において小路貴紀議員、野中重男議員を指名します。

日程第5 会期の決定について

○議長（福田 斉君） 日程第5、会期の決定を議題とします。

平成30年3月第1回定例会（2月23日招集）会期日程表

（会期 2月23日から3月15日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	2月23日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 平成29年度各会計補正予算等に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決
2	24日	土			市の休日
3	25日	日			市の休日
4	26日	月			議案調査
5	27日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）

6	28日	水		休 会	議案調査	
7	3月1日	木			議案調査	* 高校卒業式
8	2日	金			議案調査	
9	3日	土			市の休日	
10	4日	日			市の休日	
11	5日	月			議案調査	
12	6日	火	午前9時30分	本会議	一般質問 (質疑通告正午まで)	
13	7日	水	午前9時30分	本会議	一般質問	
14	8日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託	
15	9日	金	————	委員会	委員会	
16	10日	土		休 会	市の休日	
17	11日	日			市の休日	* 中学校卒業式
18	12日	月	————	委員会	委員会	
19	13日	火		休 会	議事整理日	
20	14日	水			議事整理日	
21	15日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会	

○議長（福田 斉君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月15日までの21日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、21日間と決定しました。

日程第6 常任委員の所属の変更について

○議長（福田 斉君） 日程第6、常任委員の所属の変更を行います。

総務産業常任委員の桑原一知議員から、厚生文教常任委員に委員会の所属を変更されたい旨の申し出があります。

お諮りします。

桑原一知議員から申し出のとおり、委員会の所属を変更することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の所属を変更することに決定しました。

日程第7 常任委員の補欠選任について

○議長（福田 斉君） 日程第7、常任委員の補欠選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、岩村龍男議員を総務産業常任委員に指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、岩村龍男議員を総務産業常任委員に選任することに決定しました。

日程第8 議会運営委員の補欠選任について

○議長（福田 斉君） 日程第8、議会運営委員の補欠選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、岩村龍男議員を委員に指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました岩村龍男議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

日程第9 特別委員の補欠選任について

○議長（福田 斉君） 日程第8、特別委員の補欠選任を行います。

お諮りします。

特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、岩村龍男議員を公害環境対策特別委員に、桑原一知議員を庁舎建替等対策特別委員にそれぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、岩村龍男議員を公害環境対策特別委員に、桑原一知議員を庁舎建替等対策特別委員にそれぞれ選任することに決定しました。

この際、庁舎建替等対策特別委員会の委員長が欠員となっておりますので、委員長の互選のためしばらく休憩します。

午前10時10分 休憩

午前10時21分 開議

○議長（福田 齊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

庁舎建替等対策特別委員会の委員長互選の結果を報告します。

委員長 中村幸治議員

以上です。

日程第10 議第1号 専決処分の報告及び承認について

専第1号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

日程第11 議第2号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 平成29年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）

日程第12 議第3号 水俣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について

日程第13 議第4号 水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議第5号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議第6号 水俣市代替バス通学生交通費助成条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議第7号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議第8号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18 議第9号 水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19 議第10号 水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20 議第11号 水俣市地域農業担い手育成センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第21 議第12号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議第13号 平成30年度水俣市一般会計予算
- 日程第23 議第14号 平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第24 議第15号 平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第25 議第16号 平成30年度水俣市介護保険特別会計予算
- 日程第26 議第17号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第27 議第18号 平成30年度水俣市病院事業会計予算
- 日程第28 議第19号 平成30年度水俣市水道事業会計予算
- 日程第29 議第20号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第30 議第21号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第31 議第22号 平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議第23号 平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第33 議第24号 平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第34 議第25号 平成29年度水俣市水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第35 議第26号 指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）
- 日程第36 議第27号 指定管理者の指定について（一小ふれあい学童クラブ）
- 日程第37 議第28号 指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）
- 日程第38 議第29号 指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）
- 日程第39 議第30号 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）
- 日程第40 議第31号 指定管理者の指定について（水俣市はげのき館）
- 日程第41 議第32号 指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）
- 日程第42 議第33号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）
- 日程第43 議第34号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 日程第44 議第35号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 日程第45 議第36号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 日程第46 議第37号 指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家）
- 日程第47 議第38号 指定管理者の指定について（水俣市公民館分館）

○議長（福田 齊君） 日程第10、議第1号専決処分の報告及び承認についてから、日程第47、議第38号指定管理者の指定についてまで、38件を一括して議題とします。

議第1号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年2月23日提出

水俣市長 高岡利治

専第1号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

専第1号

専 決 処 分 書

平成29年度水俣市の一般会計補正予算（第9号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成30年1月15日専決

水俣市長 西田弘志

（専決処分を必要とする理由）

平成30年2月4日に実施される水俣市議会議員補欠選挙の予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

平成29年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

平成29年度水俣市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,115千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,950,939千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第9号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
17 繰入金		691,559	4,115	695,674
	1 基金繰入金	691,510	4,115	695,625
補正されなかった款に係る額		14,255,265		14,255,265
歳 入 合 計		14,946,824	4,115	14,950,939

歳 出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		1,920,096	4,115	1,924,211
	4 選挙費	48,756	4,115	52,871
補正されなかった款に係る額		13,026,728		13,026,728
歳 出 合 計		14,946,824	4,115	14,950,939

議第2号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3

項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年2月23日提出

水俣市長 高岡利治

専第2号 平成29年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）

専第2号

専 決 処 分 書

平成29年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成30年1月19日専決

水俣市長 西田弘志

（専決処分を必要とする理由）

資金運用のための地方債の購入のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

平成29年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成29年度水俣市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額513,301千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額613,301千円」に、「過年度分損益勘定留保資金483,027千円」を「過年度分損益勘定留保資金583,027千円」に改め、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)	(計)
	支	出		
第1款 総合医療センター資本的支出	830,705千円		100,000千円	930,705千円
第5項 投資有価証券		0千円	100,000千円	100,000千円
資本的支出合計	830,705千円		100,000千円	930,705千円

議第3号

水俣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について
水俣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を次のように制定することとする。

平成30年2月23日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 人員に関する基準（第5条－第6条）

第3章 運営に関する基準（第7条－第32条の2）

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123条。以下「法」という。）第81条第1項及び第2項並びに法第47条第1項第1号並びに法第79条第2項第1号の規定に基づき、指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準並びに指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用用語は、法で使用用語の例による。

(申請者の要件)

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない法人とする。

- (1) その役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（次号及び第32条の2において「暴力団員等」という。）のある法人
- (2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

(基本方針)

第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、可能な限り、利用者が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行われなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）等に不当に偏ることのないように公正中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業の運営に当たっては、本市、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

第2章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。

2 前項の員数の基準は、利用者の数35又は35に満たない端数ごとに1とする。

(管理者)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項の管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

3 第1項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 当該管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 当該管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対して、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対して居宅サービス計画が第4条に定める基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について説明を行い、当該利用申込者の理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、第1項に規定する重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織（指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうち次に掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対してその用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法により、当該利用申込者又はその家族の承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

7 前項の承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。第13条第2項及び第21条において同じ。）等を

勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、指定居宅介護支援の提供を求める者の提示する被保険者証によって、その被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始時において、要介護認定を受けていない利用申込者について要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了の日の30日前までに当該利用者の要介護認定の更新の申請が行われるように、当該利用者に対して必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、当該書類を提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われるものを除く。）を提供した場合にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定居宅介護支援を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額その他必要と認められる事項を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその指定居宅介護支援の質の改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に定める基本方針及び前条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者（第6条第1項の管理者をいう。以下同じ。）は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成するに当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果

的に行うため、当該利用者の心身又はその家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならないこと。

- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成するに当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならないこと。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成を開始するに当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に当該利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成するに当たっては、適切な方法により、利用者の有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービスその他の当該利用者の置かれている環境等の評価を通じて当該利用者が現に抱える問題点を明らかにし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならないこと。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下この条及び第32条において「アセスメント」という。）を行うに当たっては、利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、当該利用者及びその家族に対して面接の趣旨を十分に説明し、当該利用者及びその家族の理解を得なければならないこと。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、当該利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、その解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、当該利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならないこと。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合又はその他のやむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうか区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならないこと。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならないこと。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、当該居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて当該居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (13の2) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

- (14) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下この条及び第32条において「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならないこと。
- ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
 - イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (15) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。
- ア 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
 - イ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (16) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
- (17) 介護支援専門員は、利用者に対して適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、当該利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認めるとき、又は当該利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望するときは、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (18) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合は、居宅における生活に円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (18)の2 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を本市に届け出なければならないこと。
- (19) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合は、当該利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならないこと。
- (19)の2 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に、訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては当該医療サービスに係る主治の医師等の指示があるときに限りこれを行い、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。
- (21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合は、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、当該利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められるときを除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間の日数のおおむね半数を超えないようにしなければならないこと。
- (22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合は、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける 必要性について検証した上で、当該利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要があると認めるときには、その理由を当該居宅サービス計画に記載しなければならないこと。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合は、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならないこと。
- (24) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合は、当該利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、当該利用者の理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成

しなければならないこと。

- (25) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合は、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (26) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるように配慮しなければならないこと。
- (27) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならないこと。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、本市（法第41条10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この条及び第29条において同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けた指定居宅サービス等に関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を本市（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合は、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する通知)

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の当該指定居宅介護支援事業所の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者に対し、この章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第25条において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに、介護支援専門員その他の従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業を行うために必要な広さを有する区画を設けるとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(介護支援専門員の健康管理)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康管理のために必要な措置を講じなければならない。

(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ、文書により得ておかなければならない。

(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽の又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第5項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により本市が行う文書

その他の物件の提出若しくは提示の求め又は本市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、本市からの求めがあった場合は、当該改善の内容を報告しなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、当該改善の内容を報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償しなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者に対する指定居宅介護支援の提供の終了の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第16条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ アセスメントの結果の記録

ウ サービス担当者会議等の記録

エ モニタリングの結果の記録

(3) 第19条に規定する本市への通知に係る記録

(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録

(暴力団員等の排除)

第32条の2 指定居宅介護支援事業所は、その運営について、暴力団員等から支配を受けてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、指定居宅介護支援事業者は、暴力団員等を指定居宅介護支援事業所の管理者としてはならない。

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準

第33条 第4条、第2章及び前章(第29条第5項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と同条第2項中「第4条」とあるのは「第33条において準用する第4条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われるものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の」と、第16条中「第4条」とあるのは「第33条において準用する第4条」と、「前条」とあるのは「第33

条において準用する前条」と、同条第1号中「第6条第1項」とあるのは「第33条において準用する第6条第1項」と、前条第2項第1号中「第16条第13号」とあるのは「次条において準用する第16条第13号」と、同項第3号中「第19条」とあるのは「次条において準用する第19条」と、同項第4号中「第29条第2項」とあるのは「次条において準用する第29条第2項」と、同項第5号中「第30条第2項」とあるのは「次条において準用する第30条第2項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(管理者に係る経過措置)
- 2 平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を指定居宅介護支援等基準第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

(提案理由)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が一部改正されることに伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第4号

水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について

水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年2月23日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(水俣市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 水俣市職員退職手当支給条例（昭和38年告示第80号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴い、退職手当の支給水準が引き下げられたことに準じて、本案のように制定しようとするものである。

議第5号

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年2月23日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（昭和35年告示第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

「						
	婦人相談員		〃	106,800円		を
						」
「						
	婦人相談員		〃	149,300円		に
						」

改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（報酬の内払）

第2条 この条例による改正前の水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例に基づいて支給された報酬は、改正後の条例による報酬の内払とみなす。

（提案理由）

児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助の改定に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第6号

水俣市代替バス通学生交通費助成条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市代替バス通学生交通費助成条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年2月23日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市代替バス通学生交通費助成条例の一部を改正する条例

水俣市代替バス通学生交通費助成条例（平成10年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

代替バスを利用して通学する生徒の交通費の軽減を図ることを目的とする本条例の有効期限を延長するため、本案のように制定しようとするものである。

議第7号

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年2月23日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（平成24年条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次第3章の2中「

第4節 運営に関する基準（第59条の6－第59条の20）

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第59条の21・第59条の22）

第2款 人員に関する基準（第59条の23・第59条の24）

第3款 設備に関する基準（第59条の25・第59条の26）

第4款 運営に関する基準（第59条の27－第59条の38）

」を「

第4節 運営に関する基準（第59条の6－第59条の20）

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第59条の21・第59条の22）

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第59条の23・第59条の24）

第2款 人員に関する基準（第59条の25・第59条の26）

第3款 設備に関する基準（第59条の27・第59条の28）

第4款 運営に関する基準（第59条の29－第59条の40）

」に改める。

第1条中「指定地域密着型サービスの事業に係る介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の4第1項及び第2項」を「共生型地域密着型サービスの事業に係る介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2の2第1項及び指定地域密着型サービスの事業に係る法第78条の4第1項及び第2項」に改める。

第6条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として市長が定めるものにあつては、3年以上）」に改め、同条第5項中「次の各号」を「次」に改め、「午後6時から午前8時までの間において、」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第6条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、当該」を「当該」に改め、同条第8項中「かかわらず、午後6時から午前8時までの間は、」を「かかわらず」に改め、同条第12項中「第191条第10項」を「第191条第14項」に改める。

第32条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第39条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない。」を「行わなければならない。」に改める。

第47条第3項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として市長が定めるものにあつては、3年以上）」に改める。

第59条の38中「第34条中」を「第34条中「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、」に改め、第3章の2第5節第4款中同条を第59条の40とし、第59条の37を第59条の39とし、第59条の28

から第59条の36までを2条ずつ繰り下げる。

第59条の27第1項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改め、同条を第59条の29とする。

第3章の2第5節第3款中第59条の26を第59条の28とする。

第59条の25中「9」を「18」に改め、同条を第59条の27とする。

第3章の2第5節第2款中第59条の24を第59条の26とし、第59条の23を第59条の25とする。

第3章の2第5節第1款中第59条の22を第59条の24とし、第59条の21を第59条の23とする。

第3章の2第5節を同章第6節とする。

第59条の20の次に次の1節及び節名を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第59条の21 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第59条の22 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡

回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは、「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第61条第1項中「、介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第65条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」を「指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」に、「する。」を「し、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。」に改め、同条第2項中「第82条第7項」を「第82条第7項及び第191条第8項」に改める。

第82条第1項中「及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第191条第11項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設又は」を「指定地域密着型介護老人福祉施設、」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「以下「本体事業所」」を「以下この章において「本体事業所」」に改める。

第83条第3項、第84条、第103条第3項、第111条第2項及び第112条中「、介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第117条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第125条第3項中「、介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第130条第4項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、同項ただし書中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改め、同条第7項第1号中「若しくは」を「、」に改め、「作業療法士」の次に「若しくは言語聴覚士」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 介護医療院 介護支援専門員

第138条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第151条第3項ただし書中「この条」を「この項」に、「及びユニット型指定介護老人福祉施設（熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第71号）第44条に規定するユニッ

ト型指定介護老人福祉施設をいう。)を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員及び看護職員(第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。」を「にユニット型指定介護老人福祉施設(熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第71号。以下「指定介護老人福祉施設基準条例」という。)第44条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定介護老人福祉施設基準条例第53条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。」に改め、同条第4項中「、介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設、介護医療院」に改め、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第153条中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設若しくは介護医療院」に改める。

第157条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第165条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第168条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第182条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第186条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第191条第1項中「介護()の次に「第82条第7項に規定する」を加え、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。)の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに動向に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定す

るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「介護（）」の次に「第82条第7項に規定する」を加え、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第191条中第10項を第14項とし、第9項を第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に市長が定める研修を修了している者（第199条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第191条中第8項を第11項とし、第7項の次に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅介護サービス事業所等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第192条第2項中「前項」を「第1項」に、「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第193条中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第194条第1項中「29人」を「29人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）」に改め、同条第2項第1号中「あつては、」を「あつては」に改め、同号の表以外の部分中「利用定員」を「利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」に改め、同項第2号中「9人」を「9人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）」に改める。

第195条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第199条第1項中「介護支援専門員」を「介護支援専門員（第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において

同じ。)に改める。

第202条中「状況」と、」の次に「第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、」を加える。

附則第6条第1項中「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）」を「指定介護老人福祉施設基準」に改める。

附則第10条から第12条までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則に次の2条を加える。

第20条 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

第21条 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が一部改正されることに伴い、所要の規定の整備を行うため、本案のように制定しようとするものである。

議第8号

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年2月23日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成24年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項、第45条第3項、第46条、第60条第3項、第72条第2項、第73条及び第83条第3項中「、介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第9条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。」を「指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。」に改める。

第44条第6項の表中「又は」を「、」に改め、「限る。」の次に「又は介護医療院」を加える。

第78条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が一部改正されることに伴い、所要の規定の整備を行うため、本案のように制定しようとするものである。

議第9号

水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年2月23日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の22第2項第1号並びに」の次に「法」を加える。

第3条第4項中「13」を「133」に改め、「施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第7条第2項中「基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものである」を「基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「3」を「4」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「3」を「4」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「6」を「7」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第16条第1項中「準用する」の次に「法」を加える。

第33条第9号中「担当職員が介護予防サービス計画の作成のために」を「担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」に改め、同条第12号中「39」を「76」に改め、同条第13号の次に次の1号を加える。

(13の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認められるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第33条第15号イ中「指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は」を削り、同条第20号中「又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）」を「又は歯科医師（次号及び第21号において「主治の医師等」という。）」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(20の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

第33条第25号中「同条第1項」を「法第37条第1項」に改める。

第35条中「第13条第1項中」を「第13条中」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が一部改正されることに伴い、所要の規定の整備を行うため、本案のように制定しようとするものである。

議第10号

水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年2月23日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

水俣市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同号中「最後に行った同号」を「最後に行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第

116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2（住所地特例の見直し）が新設されるため、本案のように制定しようとするものである。

議第11号

水俣市地域農業担い手育成センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市地域農業担い手育成センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年2月23日提出

水俣市長 高岡 利治

水俣市地域農業担い手育成センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市地域農業担い手育成センターの設置等に関する条例(平成18年条例第15号)の一部を次のように改正する。
第11条中「は、無償とする」を「の額は、次に掲げる経費の実費相当額とする」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 電気及び電力料金
- (2) 水道及びガス料金
- (3) その他当該使用に係る市が負担した経費

第17条を第18条とする。

第16条中「指定管理者は、」を削り、「場合」を「者」に改め、同条を第17条とする。

第15条を第16条とし、同条に次の1項を加える。

- 2 使用者は、その使用の期間が終了したとき、若しくはセンターの施設及び設備の一部を使用しなくなったとき、又は第12条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を中止させられたときは、使用しなくなったセンターの施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りではない。

第14条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第15条 第11条の規定にかかわらず、管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に施設及び設備の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、次に掲げる経費の実費相当額とする。

- (1) 電気及び電力料金
- (2) 水道及びガス料金
- (3) その他当該利用に係る指定管理者が負担した経費

- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の水俣市地域農業担い手育成センターの設置に関する条例第13条の規定により管理を委託しているセンターの管理については、平成30年4月1日（同日前に法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

（提案理由）

水俣市地域農業担い手育成センターに利用料金制を導入することに伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第12号

水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年2月23日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

水俣市病院事業使用料及び手数料条例（昭和28年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表1中

身体障害者手帳交付用診断書	〃	4,320円	を
身体障害者手帳交付用診断書	〃	5,400円	に
交通事故後遺症診断書	〃	4,320円	を
交通事故後遺症診断書	〃	5,400円	に

改め、別表3を次のように改める。

別表3（第2条関係）

区分		駐車時間	使用料
月曜日から金曜日まで （休日を除く。）	午前7時から 午後0時59分までの入庫	30分まで	無料
		30分を超え2時間まで	100円
		2時間を超え1時間ごと	100円
		11時間を超え24時間まで	1,000円
	24時間を超える場合	1時間ごとに100円追加を繰り返す。ただし、24時間ごとに1,000円を限度とする。	
午後1時から午後11時59分まで及び午前0時から午前6時59分までの入庫	30分まで	無料	
	30分を超え4時間まで	100円	
	4時間を超え1時間ごと	100円	

		13時間を超え24時間まで	1,000円
		24時間を超える場合	1時間ごとに100円追加を繰り返す。ただし、24時間ごとに1,000円を限度とする。
土曜日、日曜日及び休日	午前0時から 午後11時59分までの入庫	30分まで	無料
		30分を超え4時間まで	100円
		4時間を超え1時間ごと	100円
		13時間を超え24時間まで	1,000円
		24時間を超える場合	1時間ごとに100円追加を繰り返す。ただし、24時間ごとに1,000円を限度とする。

備考

算出した使用料は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表1の規定は、この条例の施行の日以後の書類の交付に係る手数料について適用し、同日前の書類の交付に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表3の規定は、この条例の施行の日以後の有料駐車場の使用料について適用し、同日前の有料駐車場の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

文書料の一部適正化及び有料駐車場使用料の負担軽減のため、本案のように制定しようとするものである。

議第13号

平成30年度水俣市一般会計予算

平成30年度水俣市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,951,873千円とする。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第4条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第4表債務負担行為」による。

(地方債)

第5条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第5表地方債」による。

(一時借入金)

第6条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第7条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年2月23日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		2,860,423
	1 市民税	1,051,192
	2 固定資産税	1,565,563
	3 軽自動車税	77,554
	4 たばこ税	160,181
	5 入湯税	5,933
2 地方譲与税		108,000
	1 地方揮発油譲与税	30,000
	2 自動車重量譲与税	74,000
	3 特別とん譲与税	4,000
3 利子割交付金		2,000
	1 利子割交付金	2,000
4 配当割交付金		5,000
	1 配当割交付金	5,000
5 株式等譲渡所得割交付金		3,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	3,000
6 地方消費税交付金		465,000
	1 地方消費税交付金	465,000
7 自動車取得税交付金		17,000
	1 自動車取得税交付金	17,000
8 地方特例交付金		7,000
	1 地方特例交付金	7,000
9 地方交付税		5,116,000
	1 地方交付税	5,116,000
10 交通安全対策特別交付金		3,211
	1 交通安全対策特別交付金	3,211
11 分担金及び負担金		112,188
	1 分担金	1
	2 負担金	112,187
12 使用料及び手数料		176,035
	1 使用料	159,643
	2 手数料	16,392

13 国庫支出金		1,865,225
	1 国庫負担金	1,631,696
	2 国庫補助金	227,029
	3 委託金	6,500
14 県支出金		1,027,667
	1 県負担金	708,875
	2 県補助金	257,834
	3 委託金	60,958
15 財産収入		29,665
	1 財産運用収入	12,600
	2 財産売払収入	17,065
16 寄附金		52,002
	1 寄附金	52,002
17 繰入金		367,480
	1 基金繰入金	367,480
18 繰越金		1
	1 繰越金	1
19 諸収入		345,876
	1 延滞金加算金及び過料	7,832
	2 市預金利子	2
	3 貸付金元利収入	91,550
	4 雑入	219,540
	5 受託事業収入	26,952
20 市債		1,389,100
	1 市債	1,389,100
歳 入 合 計		13,951,873

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		155,146
	1 議会費	155,146
2 総務費		1,783,008
	1 総務管理費	1,442,769
	2 徴税費	197,336
	3 戸籍住民基本台帳費	74,522
	4 選挙費	17,118
	5 統計調査費	16,834
	6 監査委員費	34,429
3 民生費		5,332,174
	1 社会福祉費	3,080,927
	2 児童福祉費	1,722,194
	3 生活保護費	529,053
4 衛生費		1,882,536
	1 保健衛生費	371,613
	2 清掃費	929,272

	3	簡易水道設置費	6,642
	4	環境対策費	175,009
	5	病院費	400,000
5		農林水産業費	229,567
	1	農業費	158,058
	2	林業費	50,832
	3	水産業費	20,677
6		商工費	237,370
	1	商工費	131,252
	2	総合経済対策費	106,118
7		土木費	1,022,182
	1	土木管理費	21,039
	2	道路橋りょう費	228,191
	3	河川費	2,187
	4	港湾費	117
	5	都市計画費	614,821
	6	住宅費	155,827
8		消防費	603,879
	1	消防費	603,879
9		教育費	1,146,405
	1	教育総務費	185,970
	2	小学校費	144,660
	3	中学校費	99,842
	4	社会教育費	471,972
	5	保健体育費	243,961
10		災害復旧費	43
	1	農林水産施設災害復旧費	1
	2	公共土木施設災害復旧費	42
11		公債費	1,544,563
	1	公債費	1,544,563
12		予備費	15,000
	1	予備費	15,000
		歳 出 合 計	13,951,873

第2表 継 続 費

款	項	事 業 名	総額	年度	年割額
8	1	消防費 水俣芦北広域行政事務組合消防本部芦北消防署 新庁舎建設	千円 269,041	平成30年度	千円 167,474
				平成31年度	101,567

第3表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金額
9	4	社会教育費 文化会館整備事業	千円 235,447

第4表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
基幹システムハードウェアリース料 (総務課)	自 平成31年度 至 平成35年度	千円 49,686
基幹システム使用料 (総務課)	自 平成31年度 至 平成33年度	175,884
新庁舎建設基本・実施設計に伴う設備設計支援業務委託料 (新庁舎建設課)	自 平成31年度 至 平成31年度	778
滞納整理システムリース料 (税務課)	自 平成31年度 至 平成33年度	6,867
滞納整理システム使用料 (税務課)	自 平成31年度 至 平成33年度	6,688
住民健康管理システムリース料 (いきいき健康課)	自 平成30年度 至 平成36年度	21,392
特別小口資金融資利子補給金 (経済観光課)	自 平成31年度 至 平成33年度	融資に対する利子 補給額に同じ
中小企業経営安定資金融資利子補給金 (経済観光課)	自 平成31年度 至 平成33年度	融資に対する利子 補給額に同じ
松本眞一同朋奨学金 (教育総務課)	自 平成30年度 至 平成36年度	5,760
図書館情報システムリース料 (生涯学習課)	自 平成30年度 至 平成35年度	13,960
学校給食センター配送車購入事業 (教育総務課)	自 平成30年度 至 平成31年度	6,700

第5表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公営住宅建設事業	千円 35,300	証書借入又 は証券発行	4.0%以内(ただ し、利率見直し方 式で借り入れる政 府資金等につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率。)	政府資金については、その 融資条件により、銀行その他 の場合にはその債権者と協定 するものによる。ただし、市 財政の都合により据置期間及 び償還期限を短縮し、又は、 繰上償還若しくは低利に借換 えすることができる。
緊急防災・減災事業	27,900			
自然災害防止事業	16,900			
一般単独(一般)事業	105,000			
地方道路等整備事業	54,000			
過疎対策事業	656,800			
災害復旧事業	93,200			
臨時財政対策債	400,000			
計	1,389,100			

議第14号

平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

平成30年度水俣市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,833,612千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算総額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年2月23日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		331,220
	1 国民健康保険税	331,220
2 使用料及び手数料		400
	1 手数料	400
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		3,200,790
	1 県補助金	3,200,790
5 財産収入		374
	1 財産運用収入	374
6 繰入金		291,804
	1 他会計繰入金	263,163
	2 基金繰入金	28,641
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		9,022
	1 延滞金加算金及び過料	6,960
	2 市預金利子	1
	3 雑入	2,061
歳入	合計	3,833,612

歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		71,999
	1 総務管理費	34,212
	2 徴税费	31,904
	3 運営協議会費	174
	4 国民健康保険特別対策費	5,709
2 保険給付費		2,805,065
	1 療養諸費	2,491,306

	2 高額医療費	306,417		
	3 移送費	2		
	4 出産育児諸費	6,300		
	5 葬祭諸費	1,040		
3 国民健康保険事業費納付金		871,088		
	1 医療給付費分	706,482		
	2 後期高齢者支援金等分	139,297		
	3 介護納付金分	25,309		
4 共同事業拠出金		3		
	1 共同事業拠出金	3		
5 保健事業費		31,512		
	1 保健事業費	7,431		
	2 特定健康診査等事業費	24,081		
6 基金積立金		375		
	1 基金積立金	375		
7 公債費		137		
	1 公債費	137		
8 諸支出金		13,433		
	1 償還金及び還付加算金	2,630		
	2 繰出金	10,803		
9 予備費		40,000		
	1 予備費	40,000		
歳	出	合	計	3,833,612

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
特定保健指導業務委託料	自 平成31年度 至 平成31年度	千円 905

議第15号

平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

平成30年度水俣市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ408,263千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年2月23日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		251,922
	1 後期高齢者医療保険料	251,922
2 使用料及び手数料		54
	1 手数料	54
3 国庫支出金		1,836
	1 国庫補助金	1,836
4 繰入金		153,978
	1 一般会計繰入金	153,978
5 繰越金		2
	1 繰越金	2
6 諸収入		471
	1 延滞金加算金及び過料	69
	2 償還金及び還付加算金	401
	3 預金利子	1
歳入	合計	408,263

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		407,862
	1 総務管理費	21,970
	2 徴収費	11,378
	3 後期高齢者医療広域連合納付金	374,514
2 諸支出金		401
	1 償還金及び還付加算金	401
歳出	合計	408,263

議第16号

平成30年度水俣市介護保険特別会計予算

平成30年度水俣市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,529,010千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算総額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		643,147
	1 介護保険料	643,147
2 使用料及び手数料		70
	1 手数料	70
3 国庫支出金		942,622
	1 国庫負担金	586,025
	2 国庫補助金	356,597
4 支払基金交付金		911,432
	1 支払基金交付金	911,432
5 県支出金		502,881
	1 県負担金	477,194
	2 県補助金	25,687
6 繰入金		522,983
	1 一般会計繰入金	522,983
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		5,874
	1 延滞金、加算金及び過料	100
	2 預金利子	1
	3 雑入	5,773
歳入合計		3,529,010

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		79,119
	1 総務管理費	38,566
	2 徴収費	10,289
	3 介護認定審査会費	29,941
	4 趣旨普及費	26
	5 運営協議会費	297
2 保険給付費		3,271,444
	1 介護サービス等諸費	2,910,621
	2 介護予防サービス等諸費	142,603
	3 その他諸費	3,220
	4 高額介護サービス等費	65,000
	5 高額医療合算介護サービス等費	5,000
	6 特定入所者介護サービス等費	145,000
3 地域支援事業		175,744
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	75,202

	2 一般介護予防事業費	28,479
	3 包括的支援事業・任意事業	71,518
	4 その他諸費	545
4 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
5 公債費		1
	1 公債費	1
6 諸支出金		701
	1 償還金及び還付加算金	701
7 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出	合 計	3,529,010

議第17号

平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

平成30年度水俣市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,056,715千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

平成30年2月23日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		566
	1 負担金	566
2 使用料及び手数料		277,645
	1 使用料	277,644
	2 手数料	1
3 国庫支出金		56,050
	1 国庫補助金	56,050
4 繰入金		529,915
	1 繰入金	529,915
5 繰越金		1
	1 繰越金	1

6 諸収入		1,938	
	1 延滞金加算金及び過料	1	
	2 預金利子	1	
7 市債	3 雑入	1,936	
		190,600	
	1 市債	190,600	
歳	入	合 計	1,056,715

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額	
1 公共下水道事業費		368,089	
	1 公共下水道事業費	368,089	
2 公債費		687,626	
	1 公債費	687,626	
3 予備費		1,000	
	1 予備費	1,000	
歳	出	合 計	1,056,715

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所等改造工事資金の融資に対する損失補償	自 平成30年度 至 平成36年度	未償還元金利子、延滞金利子 に対する損失補償額
水洗便所等改造工事資金の融資に対する利子補給	自 平成30年度 至 平成36年度	償還利子に対する利子補給額

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	千円 171,500	証書借入又は証券発行	4.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借り 入れる政府資金等につ いて、利率の見直しを 行った後においては、 当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件 により、銀行その他の場合にはその債 権者と協定するものによる。ただし、 市財政の都合により据置期間及び償還 期限を短縮し、又は、繰上償還若しく は低利に借換えすることができる。
過疎対策事業	19,100			
計	190,600			

議第18号

平成30年度水俣市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度水俣市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|----------|--------------------|
| (1) 病床数 | 総合医療センター | 401床 (一般397床、感染4床) |
| (2) 年間患者数 | | |
| ア 入院 | 総合医療センター | 104,025人 |
| イ 外来 | 総合医療センター | 195,200人 |

	久木野診療所	808人	外来合計	196,008人
(3) 一日平均患者数				
ア 入院	総合医療センター	285人		
イ 外来	総合医療センター	800人		
	久木野診療所	8人	外来合計	808人
(4) 主要な建設改良事業				
建設工事費	総合医療センター			34,668千円
固定資産購入費 (器械備品購入費)	総合医療センター			253,215千円
(収益的収入及び支出)				

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 総合医療センター事業収益	6,958,726千円
第1項 医業収益	6,467,578千円
第2項 医業外収益	488,654千円
第3項 特別利益	2,494千円
第2款 久木野診療所事業収益	8,358千円
第1項 医業収益	6,189千円
第2項 医業外収益	1,938千円
第3項 訪問看護事業収益	229千円
第4項 特別利益	2千円
収益的収入合計	6,967,084千円

支 出

第1款 総合医療センター事業費	7,162,033千円
第1項 医業費用	7,073,178千円
第2項 医業外費用	52,047千円
第3項 特別損失	34,808千円
第4項 予備費	2,000千円
第2款 久木野診療所事業費	20,051千円
第1項 医業費用	14,376千円
第2項 医業外費用	3千円
第3項 訪問看護事業費用	5,464千円
第4項 特別損失	8千円
第5項 予備費	200千円
収益的支出合計	7,182,084千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額525,721千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,325千円、過年度分損益勘定留保資金504,396千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 総合医療センター資本的収入	287,785千円
第1項 企業債	284,000千円
第2項 固定資産売却代金	1千円
第3項 補助金	2千円
第4項 負担金	1千円

第5項 繰入金	3,780千円
第6項 貸付金返還金	1千円
資本的収入合計	287,785千円

支 出

第1款 総合医療センター資本的支出	813,506千円
第1項 建設改良費	287,883千円
第2項 企業債償還金	514,863千円
第3項 投資	9,760千円
第4項 予備費	1,000千円
資本的支出合計	813,506千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合医療センター	病院施設整備事業	千円 34,600	証書借入	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
	医療機械器具等整備事業	249,400			
計		284,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

病院別	区 分	科 目		備 考
		(1)職員給与費	(2)交際費	
1	総合医療センター	4,139,808千円 (3,615,149)	500千円	
2	久木野診療所	14,053 (12,385)		
	合 計	4,153,861 (3,627,534)	500	

※上記の()書きは、一般職員分内書。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

病 院 別	限 度 額
1 総合医療センター	1,451,256千円
2 久木野診療所	4,070
合 計	1,455,326

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種類	名 称	数量
1 取得する資産	建物	東館エレベーター	2基
	器械備品	生化学自動分析装置	2台

器械備品	セントラルモニタ	2台
器械備品	内視鏡カメラシステム	一式

平成30年2月23日提出

水俣市長 高岡利治

議第19号

平成30年度水俣市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度水俣市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	10,471戸
(2) 年間総給水量	2,726,720m ³
(3) 1日平均給水量	7,470m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 施設整備事業	197,440千円
イ 管路整備事業	12,126千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益			499,585千円
第1項 営業収益			455,799千円
第2項 営業外収益			43,784千円
第3項 特別利益			2千円
	支	出	
第1款 水道事業費			408,428千円
第1項 営業費用			375,552千円
第2項 営業外費用			31,874千円
第3項 特別損失			2千円
第4項 予備費			1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額218,943千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額12,489千円、建設改良積立金70,000千円、過年度分損益勘定留保資金39,786千円及び当年度損益勘定留保資金96,668千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			44,505千円
第1項 負担金			3,103千円
第2項 補助金			41,400千円
第3項 繰入金			1千円
第4項 固定資産売却代金			1千円
	支	出	
第1款 資本的支出			263,448千円
第1項 建設改良費			218,605千円
第2項 企業債償還金			43,843千円
第3項 予備費			1,000千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項営業費用及び第2項営業外費用の予定支出に不足額を生じたときの相互間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 107,482千円
(2) 交際費 50千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、500千円と定める。

平成30年2月23日提出

水俣市長 高岡利治

議第20号

平成29年度水俣市一般会計補正予算(第10号)

平成29年度水俣市の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ216,178千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,734,761千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加・変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成30年2月23日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正(第10号)

歳入

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 市税		2,824,580	54,000	2,878,580
	2 固定資産税	1,521,645	54,000	1,575,645
11 分担金及び負担金		128,621	△17,103	111,518
	1 分担金	1,089	2,039	3,128
	2 負担金	127,532	△19,142	108,390
13 国庫支出金		2,061,234	△73,444	1,987,790
	1 国庫負担金	1,575,398	76,026	1,651,424
	2 国庫補助金	479,942	△149,172	330,770
	3 委託金	5,894	△298	5,596
14 県支出金		1,110,865	60,996	1,171,861
	1 県負担金	677,942	39,599	717,541
	2 県補助金	358,789	21,380	380,169

	3 委託金	74,134	17	74,151
15 財産収入		29,331	5,275	34,606
	1 財産運用収入	12,617	30	12,647
	2 財産売払収入	16,714	5,245	21,959
16 寄附金		32,002	13,808	45,810
	1 寄附金	32,002	13,808	45,810
17 繰入金		695,674	△55,657	640,017
	1 基金繰入金	695,625	△55,657	639,968
19 諸収入		468,398	△3,253	465,145
	4 雑入	327,544	4,941	332,485
	5 受託事業収入	41,072	△8,194	32,878
20 市債		1,574,200	△200,800	1,373,400
	1 市債	1,574,200	△200,800	1,373,400
補正されなかった款に係る額		6,026,034		6,026,034
歳 入 合 計		14,950,939	△216,178	14,734,761

歳 出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		1,924,211	21,225	1,945,436
	1 総務管理費	1,567,952	22,727	1,590,679
	2 徴税費	177,841	△1,502	176,339
3 民生費		5,139,797	172,360	5,312,157
	1 社会福祉費	3,004,305	103,014	3,107,319
	2 児童福祉費	1,619,447	47,841	1,667,288
	3 生活保護費	516,045	21,505	537,550
4 衛生費		2,213,530	△196,532	2,016,998
	1 保健衛生費	363,733	△1,555	362,178
	2 清掃費	1,022,941	△192,919	830,022
	3 簡易水道設置費	16,916	△49	16,867
	4 環境対策費	194,940	△2,009	192,931
5 農林水産業費		401,170	△18,997	382,173
	1 農業費	256,367	△19,605	236,762
	2 林業費	100,370	△1,612	98,758
	3 水産業費	44,433	2,220	46,653
6 商工費		411,055	△4,105	406,950
	1 商工費	248,113	△4,105	244,008
7 土木費		1,693,931	△176,311	1,517,620
	2 道路橋りょう費	547,093	△138,329	408,764
	4 港湾費	88	17	105
	5 都市計画費	681,460	10,181	691,641
	6 住宅費	384,320	△48,180	336,140
8 消防費		437,224	△6,786	430,438
	1 消防費	437,224	△6,786	430,438
9 教育費		978,768	△13,829	964,939
	1 教育総務費	263,776	△4,685	259,091

	4 社会教育費	240,974	△10,393	230,581
	5 保健体育費	251,599	1,249	252,848
11 公債費		1,504,543	6,797	1,511,340
	1 公債費	1,504,543	6,797	1,511,340
	補正されなかった款に係る額	246,710		246,710
	歳 出 合 計	14,950,939	△216,178	14,734,761

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費	1 総務管理費	総合計画推進管理費	千円 216
3 民生費	1 社会福祉費	明水園施設整備事業	40,003
4 衛生費	4 環境対策費	家庭部門低炭素総合事業	15,751
5 農林水産業費	3 水産業費	漁港施設等維持管理費	5,494
6 商工費	1 商工費	水俣観光PR事業	1,985
		(創造) 地域交流拠点整備事業	53,784
		道の駅・海の駅整備事業	16,063
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路ストック総点検事業	13,396
		長寿命化修繕事業	2,710
		市内一円道路改良事業	11,828
		牧ノ内・大迫線道路改良事業	10,000
		袋インター関連道路改良事業	19,396
	3 河川費	市内一円河川等維持補修費	44,040
	5 都市計画費	被災宅地復旧支援事業	6,333
	6 住宅費	公営住宅整備事業	114,390
9 教育費	1 教育総務費	小学校施設整備事業	33,914
	5 保健体育費	市民競り舟大会開催経費	584
10 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業(公共土木施設)	8,884
		現年発生単独災害復旧事業(公共土木施設)	12,795

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
水俣市議会会議録印刷業務 (議会事務局)	自 平成29年度 至 平成30年度	千円 631
水俣市議会だより印刷業務 (議会事務局)	自 平成29年度 至 平成30年度	1,009
自転車市民共同利用システム保守点検委託料 (総務課)	自 平成29年度 至 平成30年度	519
広報みなまた印刷業務 (総務課)	自 平成29年度 至 平成30年度	4,958
水俣市産業団地用地取得造成及び附帯事業に係る債務保証 (都市計画課)	自 平成29年度 至 平成30年度	43,120
学力・知能検査業務委託料(小学校) (教育総務課)	自 平成29年度 至 平成30年度	1,683

新体力テスト処理業務委託料（小学校） （教育総務課）	自 平成29年度 至 平成30年度	271
Q-Uアンケート分析業務委託料（小学校） （教育総務課）	自 平成29年度 至 平成30年度	558
学力・知能検査業務委託料（中学校） （教育総務課）	自 平成29年度 至 平成30年度	1,050
新体力テスト処理業務委託料（中学校） （教育総務課）	自 平成29年度 至 平成30年度	133
Q-Uアンケート分析業務委託料（中学校） （教育総務課）	自 平成29年度 至 平成30年度	531

2 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
牧ノ内団地5号棟建設事業 （都市計画課）	自 平成30年度 至 平成30年度	56,479	自 平成30年度 至 平成30年度	49,997
松本眞一同朋奨学金 （教育総務課）	自 平成29年度 至 平成35年度	5,760	自 平成29年度 至 平成33年度	1,920

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	千円 156,300				千円 139,100			
地方道路等整備事業	90,300				92,600			
過疎対策事業	725,100				539,200			
補正されなかった事業に係る額	602,500				602,500			
計	1,574,200				1,373,400			

議第21号

平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

平成29年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,138千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,813,593千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月23日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第5号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
3 国庫支出金		1,266,246	345	1,266,591
	2 国庫補助金	615,502	345	615,847

9 繰入金		294,394	△30,010	264,384
	1 他会計繰入金	268,156	△3,772	264,384
	2 基金繰入金	26,238	△26,238	0
10 繰越金		6,183	57,803	63,986
	1 繰越金	6,183	57,803	63,986
補正されなかった款に係る額		3,218,632		3,218,632
歳入合計		4,785,455	28,138	4,813,593

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 保険給付費		3,148,799	0	3,148,799
	1 療養諸費	2,799,300	0	2,799,300
3 後期高齢者支援金等		372,296	0	372,296
	1 後期高齢者支援金等	372,296	0	372,296
6 介護納付金		155,487	0	155,487
	1 介護納付金	155,487	0	155,487
8 保健事業費		30,156	0	30,156
	2 特定健康診査等事業費	23,653	0	23,653
11 諸支出金		12,452	28,138	40,590
	1 償還金及び還付加算金	3,074	27,793	30,867
	2 繰出金	9,378	345	9,723
補正されなかった款に係る額		1,066,265		1,066,265
歳出合計		4,785,455	28,138	4,813,593

議第22号

平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成29年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,403千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ396,657千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月23日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3 繰入金		150,560	△3,472	147,088
	1 一般会計繰入金	150,560	△3,472	147,088
5 諸収入		445	69	514
	2 償還金及び還付加算金	371	69	440
補正されなかった款に係る額		249,055		249,055
歳入合計		400,060	△3,403	396,657

歳 出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務課		399,689	△3,472	396,217
	1 総務管理費	20,923	△1,419	19,504
	2 徴収費	9,592	△33	9,559
	3 後期高齢者医療広域連合納付金	369,174	△2,020	367,154
2 諸支出金		371	69	440
	1 償還金及び還付加算金	371	69	440
補正されなかった款に係る額		0		0
歳 出 合 計		400,060	△3,403	396,657

議第23号

平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）

平成29年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ171,855千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,459,692千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月23日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 保険料		558,653	32,052	590,705
	1 介護保険料	558,653	32,052	590,705
3 国庫支出金		864,575	46,709	911,284
	1 国庫負担金	533,660	32,234	565,894
	2 国庫補助金	330,915	14,475	345,390
4 支払基金交付金		869,206	48,252	917,458
	1 支払基金交付金	869,206	48,252	917,458
5 県支出金		464,767	23,772	488,539
	1 県負担金	439,674	23,772	463,446
6 繰入金		492,072	21,070	513,142
	1 一般会計繰入金	492,072	21,070	513,142
補正されなかった款に係る額		38,564		38,564
歳 入 合 計		3,287,837	171,855	3,459,692

歳 出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		84,162	△471	83,691
	1 総務管理費	39,374	38	39,412
	3 介護認定審査会費	34,292	△509	33,783
2 保険給付費		2,994,871	172,326	3,167,197

	1 介護サービス等諸費	2,643,396	145,362	2,788,758
	2 介護予防サービス等諸費	123,197	22,221	145,418
	5 高額医療合算介護サービス等費	4,284	4,743	9,027
補正されなかった款に係る額		208,804		208,804
歳 出 合 計		3,287,837	171,855	3,459,692

議第24号

平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,436千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,205,848千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成30年2月23日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
1 分担金及び負担金		347	446	793
	1 負担金	347	446	793
2 使用料及び手数料		284,753	△2,599	282,154
	1 使用料	284,752	△2,599	282,153
3 国庫支出金		114,108	△16,496	97,612
	1 国庫補助金	114,108	△16,496	97,612
4 繰入金		560,535	11,038	571,573
	1 繰入金	560,535	11,038	571,573
6 諸収入		1,940	1,175	3,115
	3 雑入	1,938	1,175	3,113
補正されなかった款に係る額		250,601		250,601
歳 入 合 計		1,212,284	△6,436	1,205,848

歳 出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
1 公共下水道事業費		499,374	△5,991	493,383
	1 公共下水道事業費	499,374	△5,991	493,383
2 公債費		711,910	△445	711,465
	1 公債費	711,910	△445	711,465
補正されなかった款に係る額		1,000		1,000
歳 出 合 計		1,212,284	△6,436	1,205,848

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 公共下水道事業費	1 公共下水道事業費	下水道建設事業	千円 84,000

議第25号

平成29年度水俣市水道事業会計補正予算（第4号）

(総則)

第1条 平成29年度水俣市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 平成29年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収支の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 水道事業費	409,054千円	9,579千円	418,633千円
第1項 営業費用	375,061千円	8,079千円	383,140千円
第2項 営業外費用	32,991千円	1,500千円	34,491千円
第3項 特別損失	2千円	0千円	2千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

平成30年2月23日提出

水俣市長 高岡利治

議第26号

指定管理者の指定について

水俣市高齢者福祉センターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成30年2月23日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市高齢者福祉センター
- 2 指定管理候補者の名称
水俣市老人クラブ連合会 会長 中村 松雄
- 3 指定期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

(提案理由)

水俣市高齢者福祉センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第27号

指定管理者の指定について

一小ふれあい学童クラブの指定管理者を次のように指定することとする。

平成30年2月23日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一 小ふれあい学童クラブ
- 2 指定管理候補者の名称
水俣第一小学校ふれあい学童クラブ運営委員会 代表者 秋山 真輝
- 3 指定期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

(提案理由)

一 小ふれあい学童クラブの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第28号

指定管理者の指定について

二 小ふれあい学童クラブの指定管理者を次のように指定することとする。

平成30年2月23日提出

水俣市長 高岡 利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
二 小ふれあい学童クラブ
- 2 指定管理候補者の名称
二 小ふれあい学童クラブ運営委員会 代表者 松本 志穂
- 3 指定期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

(提案理由)

二 小ふれあい学童クラブの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第29号

指定管理者の指定について

ふくろふれあい学童クラブの指定管理者を次のように指定することとする。

平成30年2月23日提出

水俣市長 高岡 利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
ふくろふれあい学童クラブ
- 2 指定管理候補者の名称
ふくろふれあい学童クラブ運営委員会 代表者 北村 智恵子
- 3 指定期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

(提案理由)

ふくろふれあい学童クラブの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第30号

指定管理者の指定について

水俣市久木野ふるさとセンターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成30年2月23日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市久木野ふるさとセンター
- 2 指定管理候補者の名称
水俣市久木野地域振興会 会長 寒川 忠行
- 3 指定期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

(提案理由)

水俣市久木野ふるさとセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第31号

指定管理者の指定について

水俣市はぜのき館の指定管理者を次のように指定することとする。

平成30年2月23日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市はぜのき館
- 2 指定管理候補者の名称
水俣市はぜ振興会 会長 緒方 新一郎
- 3 指定期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

(提案理由)

水俣市はぜのき館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第32号

指定管理者の指定について

水俣市地域農業担い手育成センターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成30年2月23日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市地域農業担い手育成センター
- 2 指定管理候補者の名称
公益社団法人水俣・津奈木シルバー人材センター

3 指定期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

(提案理由)

水俣市地域農業担い手育成センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第33号

指定管理者の指定について

水俣市東部センターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成30年2月23日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市東部センター
- 2 指定管理候補者の名称
東部地域振興協議会 会長 千々岩 洋一
- 3 指定期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

(提案理由)

水俣市東部センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第34号

指定管理者の指定について

みなまた環境テクノセンターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成30年2月23日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
みなまた環境テクノセンター
- 2 指定管理候補者の名称
株式会社みなまた環境テクノセンター
- 3 指定期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(提案理由)

みなまた環境テクノセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第35号

指定管理者の指定について

水俣市湯の鶴温泉保健センターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成30年2月23日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市湯の鶴温泉保健センター
- 2 指定管理候補者の名称
水俣市15区自治会 会長 柏木 精一
- 3 指定期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(提案理由)

水俣市湯の鶴温泉保健センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第36号

指定管理者の指定について

みなまた観光物産館まつぼっくりの指定管理者を次のように指定することとする。

平成30年2月23日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
みなまた観光物産館まつぼっくり
- 2 指定管理候補者の名称
株式会社みなまた
- 3 指定期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(提案理由)

みなまた観光物産館まつぼっくりの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第37号

指定管理者の指定について

水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家の指定管理者を次のように指定することとする。

平成30年2月23日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家
- 2 指定管理候補者の名称
株式会社トシヒロ
- 3 指定期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

(提案理由)

水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第38号

指定管理者の指定について

水俣市公民館分館の指定管理者を次のように指定することとする。

平成30年2月23日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市公民館分館
- 2 指定管理候補者の名称
株式会社トシヒロ
- 3 指定期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

(提案理由)

水俣市公民館分館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

(高岡利治君登壇)

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第1号専決処分の報告及び承認について、専第1号平成29年度水俣市一般会計補正予算第9号について申し上げます。

本案は、平成30年2月4日の水俣市議会議員補欠選挙の予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ411万5,000円を増額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ149億5,093万9,000円とするものであります。

補正内容といたしましては、第2款総務費に市議会議員補欠選挙費を計上し、その財源といたしましては、第17款繰入金を計上いたしております。

次に、議第2号専決処分の報告及び承認について、専第2号平成29年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について申し上げます。

本案は、資金運用のための地方債の購入の予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、平成29年度水俣市病院事業会計予算第4条に定める資本的支出の額を1億円増額し、補正後の資本的支出の額を9億3,070万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、投資有価証券を計上いたしております。

次に、議第3号水俣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が一部改正等されることに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第4号水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴い、退職手当の支給水準が引き下げられたことに準じて、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第5号水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助の改定に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第6号水俣市代替バス通学生交通費助成条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、旧山野線の代替バスを利用して通学する生徒の交通費の軽減を図ることを目的とする本条例の有効期限を延長するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第7号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が一部改正されることに伴い、所要の規定の整備を行うため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第8号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域

密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が一部改正されることに伴い、所要の規定の整備を行うため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第9号水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、指定介護予防支援等の事業の人員並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が一部改正されることに伴い、所要の規定の整備を行うため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第10号水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の住所地特例の見直しが新設されるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第11号水俣市地域農業担い手育成センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市地域農業担い手育成センターに利用料金制を導入することに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第12号水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、文書料の一部適正化及び有料駐車場使用料の負担軽減のため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第13号平成30年度水俣市一般会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ139億5,187万3,000円で、平成29年度の当初予算額と比較いたしますと、6億5,334万3,000円、約4.47パーセントの減少となっております。

以下、歳出の主なものについて申し上げます。

第2款総務費に、市庁舎建替事業、地方バス路線維持対策事業、水俣芦北広域行政事務組合負担金、公益法人等助成事業、ふるさと大好き寄附金事業、市庁舎管理事業、第3款民生費に、自立支援給付費、子どものための教育・保育給付負担金、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計への繰出金、生活保護費、児童手当、次世代育成支援施設整備事業、老人福祉施設措置費、第4款衛生費に、ごみ処理等に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、市立総合医療センターへの繰出金、清掃施設管理運営費、し尿処理等に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、予

防接種事業、子ども医療費助成事業、第5款農林水産業費に、市有林維持管理事業、農業人材力強化総合支援事業、久木野ふるさとセンターやフィッシングパークなどの施設管理運営費、有害鳥獣駆除事業、内水面漁場振興事業、第6款商工費に、商工業資金貸付・出資事業、みなまた環境テクノセンターや新水俣駅交流センターなどの施設管理運営費、商工会議所事業費補助金、地場企業支援事業、第7款土木費に、公共下水道事業特別会計繰出金、市内一円市道維持補修費、公営住宅整備事業、市営住宅管理事業、長寿命化修繕事業、耐震改修促進事業、第8款消防費に、消防に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、消防団活動費、消防団装備等整備事業、消防防災施設整備事業、第9款教育費に、小中学校・給食センター・総合体育館・文化会館・図書館などの管理運営経費、文化会館整備事業、スクールバス運行事業、埋蔵文化財発掘調査事業、各種文化・スポーツ振興事業費などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款市税から第20款市債までの歳入をもって充当いたしております。

このほか、継続費として水俣芦北広域行政事務組合消防本部芦北消防署新庁舎建設を計上いたしております。

繰越明許費として、文化会館整備事業を計上いたしております。

債務負担行為として、基幹システムハードウェアリース料ほか10件を計上いたしております。

また、地方債といたしまして、過疎対策事業債ほか7件を計上いたしております。

次に、議第14号平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ38億3,361万2,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款国民健康保険事業費納付金、第4款共同事業拠出金、第5款保険事業費などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款国民健康保険税、第4款県支出金、第6款繰入金などをもって充当いたしております。

また、債務負担行為として、特定保健指導業務委託料を計上いたしております。

次に、議第15号平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ4億826万3,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、第1款総務費、第2款諸支出金を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第4款繰入金などの歳入をもって充当いたしております。

次に、議第16号平成30年度水俣市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億2,901万円を計上いたしております。

歳出につきましては、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款地域支援事業等を計上いたし

ております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第3款国庫支出金、第4款支払基金交付金、第5款県支出金、第6款繰入金などの歳入をもって充当いたしております。

次に、議第17号平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ10億5,671万5,000円を計上いたしております。

歳出におきましては、第1款公共下水道事業費、第2款公債費、第3款予備費を計上いたしております。

第1款公共下水道事業費の主な事業といたしまして、浄化センター改築更新工事委託料、水俣市公共下水道事業再構築基本設計に係る技術的支援業務委託料等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款分担金及び負担金から第7款市債までの歳入をもって充当いたしております。

このほか、債務負担行為といたしまして、水洗便所等改造工事資金の融資に対する損失補償他1件を計上いたしております。

また、地方債といたしまして、公共下水道事業及び過疎対策事業を計上いたしております。

次に、議第18号平成30年度水俣市病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に69億6,708万4,000円、収益的支出に71億8,208万4,000円、資本的収入に2億8,778万5,000円、資本的支出に8億1,350万6,000円を計上いたしております。

収益的収入の主な内容につきましては、入院収益、外来収益等の医業収益、他会計補助金、負担金等の医業外収益等を計上いたしております。

収益的支出の主な内容につきましては、職員等の給与費、薬品費等の材料費、委託料、賃借料、光熱水費等の経費や企業債利息等を計上いたしております。

次に資本的支出の主な内容につきましては、東館エレベーターの更新等の建設工事費や生化学自動分析装置等の器械備品購入費、企業債償還金等を計上いたしております。

このほか、企業債につきましては、病院施設整備事業及び医療機械器具等整備事業それぞれの病院事業債及び過疎対策事業債を計上いたしております。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんをいたしております。

次に、議第19号、平成30年度水俣市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に4億9,958万5,000円、収益的支出に4億842万8,000円、資本的収入に4,450万5,000円、資本的支出に2億6,344万8,000円を計上いたしております。

資本的支出の主な内容は、施設整備事業、管路整備事業等の建設改良費及び企業債償還金を計上いたしております。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんをいたしております。

次に、議第20号平成29年度水俣市一般会計補正予算第10号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億1,617万8,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ147億3,476万1,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費に、地方バス路線維持対策事業、第3款民生費に、自立支援給付費、子どものための教育・保育給付負担金、生活保護費、第5款農林水産業費に、中山間地域総合整備事業、第7款土木費に公共下水道事業特別会計繰出金、第11款公債費に、長期債元金を増額したほか、各款において、事業確定等に伴う事業費の減額調整及び職員の退職・異動等に伴う人件費の調整などを計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第1款市税、第11款分担金及び負担金、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第15款財産収入、第16款寄附金、第17款繰入金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費の補正として、総合計画推進管理費ほか18件の追加を計上いたしております。

債務負担行為の補正として、水俣市議会会議録印刷業務ほか10件の追加、牧ノ内団地5号棟建設事業ほか1件の変更を計上いたしております。

地方債の補正として、過疎対策事業ほか2件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第21号平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第5号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,813万8,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ48億1,359万3,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第11款諸支出金に国県支出金等返還金及び国保直営診療施設健康管理事業助成繰出金を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第3款国庫支出金、第9款繰入金及び第10款繰越金をもって調整いたしております。

次に、議第22号平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ340万3,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億9,665万7,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に給与改定等に伴う人件費及び保険基盤安定負担金の確定に伴う熊本県後期高齢者医療広域連合納付金の減額、第2款諸支出金に保険料還付金及

び還付加算金の増額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第3款繰入金、第5款諸収入をもって調整いたしております。

次に、議第23号平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億7,185万5,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ34億5,969万2,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費の減額、第2款保険給付費の増額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第3款国庫支出金、第4款支払基金交付金、第5款県支出金、第6款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第24号平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ643万6,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ12億584万8,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第1款公共下水道事業費において、委託料及び公課費を減額いたしております。また、第2款公債費において、長期債利子を減額いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款分担金及び負担金、第2款使用料及び手数料、第3款国庫支出金、第4款繰入金、第6款諸収入をもって調整いたしております。

また、繰越明許費といたしまして、水俣市公共下水道施設再構築基本設計策定に関する業務委託等に係る下水道建設事業を計上いたしております。

次に、議第25号平成29年度水俣市水道事業会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、平成29年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を957万9,000円増額して、補正後の収益的支出の額を4億1,863万3,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、減価償却費の増額と消費税及び地方消費税の増額を計上いたしております。

次に、議第26号から議第38号まで、指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、水俣市高齢者福祉センター、一小ふれあい学童クラブ、二小ふれあい学童クラブ、ふくろふれあい学童クラブ、水俣市久木野ふるさとセンター、水俣市はぜのき館、水俣市地域農業担い手育成センター、水俣市東部センター、みなまた環境テクノセンター、水俣市湯の鶴温泉保健センター、みなまた観光物産館まつぼっくり、水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家、水俣市公民館分館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであります。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第1号から議第38号までについて、順次提案理由を

御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田 斉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

提出議案のうち、議第1号専決処分の報告及び承認について、議第2号専決処分の報告及び承認について及び議第20号から議第25号までの平成29年度各会計補正予算は、本日審議をお願いします。

これから質疑に入ります。

議第1号専決処分の報告及び承認について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

○議長（福田 斉君） 議第2号専決処分の報告及び承認について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

○議長（福田 斉君） 議第20号平成29年度水俣市一般会計補正予算第10号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

○議長（福田 斉君） 議第21号平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第5号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

○議長（福田 斉君） 議第22号平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

○議長（福田 斉君） 議第23号平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について質疑はありませんか。

〔なし〕と言う者あり〕

○議長（福田 齊君） 質疑なしと認めます。

○議長（福田 齊君） 議第24号平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号について質疑はありませんか。

〔なし〕と言う者あり〕

○議長（福田 齊君） 質疑なしと認めます。

○議長（福田 齊君） 議第25号平成29年度水俣市水道事業会計補正予算第4号について質疑はありませんか。

〔なし〕と言う者あり〕

○議長（福田 齊君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第1号、議第2号及び議第20号から議第25号までの議案8件は、議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前10時48分 休憩

午後4時46分 開議

○議長（福田 齊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど委員会に付託しておりました議案8件について、各委員会から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長田口憲雄議員。

（総務産業委員長 田口憲雄君登壇）

○総務産業委員長（田口憲雄君） 総務産業委員会に付託されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第1号平成29年度水俣市一般会計補正予算第9号について申し上げます。

本案は、平成30年2月4日の水俣市議会議員補欠選挙の予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ411万5,000円を増額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ149億5,093万9,000円とするものであり、補正内容としては、第2款総務費に市議会議員補欠選挙

費を計上し、その財源としては、第17款繰入金を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第20号平成29年度水俣市一般会計補正予算第10号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第2款総務費に地方バス路線維持対策事業、第5款農林水産業費に、中山間地域総合整備事業、第7款土木費に、公共下水道事業特別会計繰出金、第11款公債費に、長期債元金を増額したほか、各款において、事業確定等に伴う事業費の減額調整及び職員の退職・異動等に伴う人件費の調整などを計上している。

なお、財源としては、第1款市税、第11款分担金及び負担金、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第15款財産収入、第16款寄附金、第17款繰入金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費の補正として、総合計画推進管理費ほか14件の追加を計上している。

債務負担行為の補正として、水俣市議会会議録印刷業務ほか4件の追加、牧ノ内団地5号棟建設事業の変更を計上している。

地方債の補正として、過疎対策事業ほか2件の限度額の変更を計上しているとの説明があり、質疑を行いました。

質疑の中で、水俣芦北広域行政事務組合負担金の減額の詳細についてただしたのに対し、備品購入費が423万円、人件費が880万円、需用費等が95万円の減額であるとの答弁がありました。

また、内部情報系システム更新業務委託料及び情報系システム使用料の内容についてただしたのに対し、内部情報系システム更新業務委託料は、職員が使っている端末本体の更新業務委託料であり、情報系システム使用料は、データセンターのサーバーを借りて業務を行うための設備使用料であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第24号平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ643万6,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ12億584万8,000円とするものである。

補正の主な内容としては、第1款公共下水道事業費において、委託料及び公課費を減額している。また、第2款公債費において、長期債利子を減額している。

これらの財源としては、第1款分担金及び負担金、第2款使用料及び手数料、第3款国庫支出金、第4款繰入金、第6款諸収入をもって調整している。

また、繰越明許費として、水俣市公共下水道施設再構築基本設計策定に関する業務委託等に係る下水道建設事業を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第25号平成29年度水俣市水道事業会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、平成29年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を957万9,000円増額して、補正後の収益的支出の額を4億1,863万3,000円とするものである。

補正の内容としては、減価償却費の増額と消費税及び地方消費税の増額を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（福田 齊君） 次に、厚生文教委員長牧下恭之議員。

（厚生文教委員長 牧下恭之君登壇）

○厚生文教委員長（牧下恭之君） ただいま厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第2号平成29年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について申し上げます。

本案は、資金運用のための地方債の購入の予算措置に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、平成29年度水俣市病院事業会計予算第4条に定める資本的支出の額を1億円増額し、補正後の資本的支出の額を9億3,070万5,000円とするものである。

補正の内容としては、投資有価証券を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回、国債ではなく地方債（投資有価証券）を購入したことのメリットについてただしたのに対し、地方債（投資有価証券）に関しては、国債よりも多少、上乗せがあるとの答弁がありました。

また、数値的にはどうかとただしたのに対し、利回りは、0.188パーセントの上乗せがあっているとの答弁がありました。

今回、15年満期のものを購入したところであるが、医療センターが資金を必要とする本館・東館の建替え時期近くに満期となる地方債の発行が少なく、購入のタイミング等もあったため、今回、専決処分の予算となったとの説明がありました。

なお、委員から専決処分の使い方を十分理解したうえで、有価証券等を購入する際は、院内の規定に内部規律、規範を盛り込み、ルールを決めたうえで、今後の資金運用をお願いしたいとの意見がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、議第20号平成29年度水俣市一般会計補正予算第10号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第3款民生費に自立支援給付費、子どものための教育・保育給付負担金、生活保護費などを増額したほか、各款において、事業確定等に伴う事業費の減額調整及び職員の退職・異動等に伴う人件費の調整などを計上している。

これらの財源としては、第11款分担金及び負担金、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第16款寄附金、第17款繰入金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費の補正として、明水園施設整備事業ほか3件の追加を計上している。

債務負担行為の補正として、学力・知能検査業務委託料（小学校）ほか5件の追加、松本眞一同朋奨学金の変更を計上している。

また、地方債の補正として、過疎対策事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、市民競り舟大会開催経費の繰越明許費の内容についてただしたのに対し、FRP艇については、現在、市外業者に発注し、年度内の納品に向けて、進めているところである。

今回の繰越分は、競り舟用のパドル120本分であり、地元業者と調整している中で、製造元から年度内に納品ができない可能性があるということで、今回計上しているものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第21号平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第5号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,813万8,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ48億1,359万3,000円とするものである。

補正の内容としては、第11款諸支出金に国県支出金等返還金及び国保直営診療施設健康管理事業助成繰出金を計上している。

これらの財源としては、第3款国庫支出金、第9款繰入金及び第10款繰越金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第22号平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ340万3,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億9,665万7,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に給与改定等に伴う人件費及び保険基盤安定負担金の確定に伴う熊本県後期高齢者医療広域連合納付金の減額、第2款諸支出金に保険料還付金及び還付加算金の増額を計上している。

これらの財源としては、第3款繰入金、第5款諸収入をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第23号平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億7,185万5,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ34億5,969万2,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費の減額、第2款保険給付費の増額を計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第3款国庫支出金、第4款支払基金交付金、第5款県支出金、第6款繰入金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、居宅介護サービス給付費と施設介護サービス給付費について、二つを併せると、金額総額が約1億7,000万の追加補正となっているが、その要因についてただしたのに対し、居宅については、ここ数年、利用者数が少しずつ減少していたため、予算も傾向を見て計上していたが、逆に利用者数が増えてしまったため、増額の補正となった。また、施設サービスについては、医療法人すえひろ会が新しく事業を始められたことから、そちらへ入所される利用者が増えたことも要因であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成30年2月23日

総務産業常任委員長 田口 憲 雄

水俣市議会議長 福田 齊 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第1号	専決処分の報告及び承認について 専第1号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第9号）	承認	全員賛成
議第20号	平成29年度水俣市一般会計補正予算（第10号）付託分	原案可決	全員賛成
議第24号	平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第25号	平成29年度水俣市水道事業会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成30年2月23日

厚生文教常任委員長 牧下 恭之

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第2号	専決処分の報告及び承認について 専第2号 平成29年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	承認	全員賛成
議第20号	平成29年度水俣市一般会計補正予算（第10号）付託分	原案可決	全員賛成
議第21号	平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）	原案可決	全員賛成
議第22号	平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第23号	平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成

○議長（福田 斉君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認めます。

これから採決します。

議第1号専決処分の報告及び承認についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり承認しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第2号専決処分の報告及び承認についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり承認しました。

○議長（福田 斉君） 議第20号平成29年度水俣市一般会計補正予算第10号から議第25号平成29年度水俣市水道事業会計補正予算第4号まで、以上6件を一括して採決します。

本6件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本6件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本6件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（福田 斉君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明24日から3月5日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、3月6日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により3月6日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は2月27日正午まで、議案質疑の通告は3月6日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午後5時3分 散会

平成30年3月6日

平成30年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

平成30年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成30年3月6日（火曜日）

午前9時29分 開議

午後3時24分 散会

（出席議員） 16人

小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	塩 崎 達 朗 君
谷 口 明 弘 君	田 口 憲 雄 君	岩 村 龍 男 君
高 岡 朱 美 君	田 中 陸 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君	福 田 齊 君	藤 本 壽 子 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長 （岩 下 一 弘 君）	次	長 （岡 本 広 志 君）
次 長 （鎌 田 みゆき 君）	参	事 （前 垣 由 紀 君）
参 事 （上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 13人

市 長 （高 岡 利 治 君）	総 務 部 長 （本 田 真 一 君）
福 祉 環 境 部 長 （川 野 恵 治 君）	産 業 建 設 部 長 （関 洋 一 君）
総 合 医 療 セ ン タ ー 事 務 部 長 （久 木 田 美 和 子 君）	総 合 政 策 部 次 長 （深 江 浩 一 郎 君）
福 祉 環 境 部 次 長 （高 沢 克 代 君）	産 業 建 設 部 次 長 （城 山 浩 和 君）
水 道 局 長 （山 田 雅 浩 君）	教 育 次 長 （藪 隆 司 君）
総 合 政 策 部 政 策 推 進 課 長 （梅 下 俊 克 君）	総 務 部 総 務 課 長 （緒 方 卓 也 君）
総 務 部 財 政 課 長 （設 楽 聡 君）	

○議事日程 第2号

平成30年3月6日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 岩 阪 雅 文 君
- 1 市長の政治姿勢について
 - 2 第6次水俣市総合計画の策定について
 - 3 水俣病問題への対応について
 - 4 新庁舎建設に対する基本的な考え方について
 - 5 小学校運動部活動の社会体育移行について
- 2 谷 口 明 弘 君
- 1 市長の政治姿勢について
 - (1) 今回の市長選挙の結果について
 - (2) 就任式の職員訓示について
 - (3) 就任式前日の2月21日付の西日本新聞の記事について
 - 2 道の駅・海の駅整備事業について
- 3 谷 口 眞 次 君
- 1 市長マニフェスト及び政治姿勢について
 - 2 市庁舎建て替えについて
 - 3 道の駅・海の駅、物産館構想について
- 4 高 岡 朱 美 君
- 1 経済の浮揚、活性化について
 - 2 戸建住宅リフォーム助成制度について
 - 3 森林開発を伴う太陽光発電事業について

第2 議第39号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時29分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

帆足総合政策部長から、所用のため、本日及びあすの会議に欠席する旨の届け出がありましたので、お知らせします。

次に、本日市長から、条例案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、公営企業会計に係る平成29年度の定期監査及び平成29年12月分の例月現

金出納検査の結果報告の提出があり、事務局に備えつけてありますから、御閲覧願います。

次に、本日の議事は議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で、報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、岩阪雅文議員に許します。

（岩阪雅文君登壇）

○岩阪雅文君 おはようございます。政進クラブの岩阪雅文でございます。

冬季オリンピックも終わりました。8日からのパラリンピックもまた注目したいと思っております。

さて、日本選手の選手の活躍もまだ冷めやらぬ中、当水俣市では高岡新市長が誕生し、新たなスタートが始まりました。市長も高揚冷めやらぬ気持ちではないかと思えます。まずは、当選をお祝い申し上げます。3期11年の議員経験の思いのたけが、市長立候補への決心に至ったのではないかと思えます。今後4年間、公約実現のためにスピード感を持って取り組んでいただきたい。また、一方でその手腕を見きわめていきたいと思っております。

さて、水俣市も全国的な傾向である人口減少や少子高齢化に加え、財政の厳しさも否めません。当市の抱える課題は山積をしています。

具体的施策の推進については6月定例会で示され、公約も具現化されていくと思えます。今議会では公約に基づく基本姿勢、また継続中の施策について、議員当時の質問を参考に基本的な考え方を質問いたします。

まず初めに、市長の政治姿勢についてであります。

選挙公約の中で、今政治を変えるためには、人を変えなければならない。流れを変えるための変革を恐れてはならないとしているが、具体的にどのようなことか。

2、水俣市の総合計画の策定についてであります。

①、市長は基本理念として、将来の都市像をどのように考えているか。

②、計画策定に当たって、市民との対話、意見の反映等どのように取り組む考えであるか。

3番目に、水俣病問題への対応についてであります。

①、公約の中で、原因企業と被害者が共存するまちにあっては、両者をつないでいく施策に取り組む、解決へ向かう機運を全市民が感じられる環境づくりが大事であると考えますとあるが、

具体的にはどのようなことか。

②、2月6日の熊日新聞によれば、JNCの株売却は、経済を含めた水俣発展のため、市のトップとして阻害すべきではないと述べています。真意はどのようなことか。

4番目に、新庁舎建設に対する基本的な考え方についてであります。

市長は議員当時、新庁舎建設候補地場所について住民投票を主張され、議案の提出までされました。真意は何であったか。

5、小学校運動部活動の社会体育移行についてであります。

①、現在の状況はどのようなになっているのか。

②、保護者の理解は得られたと思うのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 岩阪議員の御質問に順次お答えします。

まず、市長の政治姿勢について、第6次水俣市総合計画の策定について、水俣病問題への対応について及び新庁舎建設に対する基本的な考え方については私から、小学校運動部活動の社会体育移行については教育次長から、それぞれお答えします。

初めに、市長の政治姿勢について、お答えします。

選挙公約の中で、今の市政を変えるためには、人を変えなければならない。流れを変えるためには変革を恐れてはならないとしているが、具体的にはどのようなことかとの御質問にお答えします。

私が申し上げております市政を変える、流れを変えるための変革といいますのは、これまでの市政で培われたよい部分は継承しつつ、足りない部分に力を入れるということです。これまでの市政において、政治的なスタンスの違いはありましたが、水俣市が柱としてきた環境モデル都市づくりという視点は、水俣市にとって欠かせないものであると認識しております。環境といえば、水俣と言われるまでになりましたのは、諸先輩方、また水俣市民の皆様の努力のたまものであると考えております。

これらを引き継ぎつつ、水俣の元気をどのように取り戻すのかということを考えたとき、やはり経済の活性化は不可欠です。これまでの取り組みに加え、今まで十分に組みこまなかった企業へのアプローチなどを通じた経済活性化の取り組みを進める必要があります。そのためには、行政も変わらなければなりません。つまり、人を変えなければならないということです。

市職員はそれぞれが高い知識、スキルを持った方たちです。職員一人一人が意見と知恵を出し

合って、創意工夫し、持てる力を最大限に発揮して、政策を展開していく必要があります。例えば、幹部職員には、積み重ねた知識や技術をもって、後に続く職員をしっかりと育てていただきたいと思います。また、そのほかの職員については、持てる力を十分に発揮して、必要な変革、改革を恐れず一生懸命頑張りたいと思っています。

それらを踏まえた上で市民、企業、行政が一緒になって、知恵と力を出し合い、環境と経済が両輪となって地域が活性化し、明るくにぎやかで活気ある住み続けたいと思える水俣をつくっていく、そのような方向で、これからの水俣づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 市長の姿勢についてお伺いをしましたけれども、型どおりのきれいな答弁だと思っていますし、今までの私が感じた思いからすれば、少しほど遠いような気もしておりますが、真意のほどは、まだよく読めないのが現実でございます。

私が特に思っておりますのは、流れを変えるためには人を変えなければならないと、この点が一番の焦点だったと思いますけれども、精神なのか人なのか、ちょっとつかみにくいところがありますけれども、いずれにしましても、これまでの市長の政治姿勢については、これまでの3期11年の議員経験がベースだろうというふうに思っております。

私も会派をともした時代もございましたので、ある程度の政治姿勢というのは、市長の部分が見えてまいりますけれども、これまでの一般質問等を伺いまして、市長の積極的な答弁もありましたし、あるいは、時には批判的な、挑戦的な意見もありました。あるいは受け取りようによっては、私にとっては威圧的な部分もございましたし、反対のための反対をされてきた経緯も私はあったのではないかというふうに思っています。

ですから、きょうは姿勢ですので、これまでの私が見た、感じたことについてお伺いをしたいと思います。

今、図らずも政治姿勢の中で、環境モデル都市に触れられましたけれども、環境で飯が食えるかという声を聞いたこともあります。それらについては、今言われたように、政治的なスタンスの違いがあれば、当然のことだと思いますけれども、しかし、議会には当然にして市民の目線というのがあると思いますし、そこを見失っては、市民のための政治は私は損なわれるというふうに思っております。

今回、市長の立場になられたわけですがけれども、どんな小さなまちであれ、為政者には大きな権限が与えられます。政策の立案、執行、人事権、それは当然のことと思いますし、また為政者には権力がないと改革を進められません。しかし、事によって権力は暴走し、腐敗もします。そうなれば市民の信頼を失いかねません。独善、独走を戒めつつ努力をしていただきたいと思っております。

そこで2つだけ質問をします。

市長は平成26年3月定例会の質問で、しがらみのない政治を言われています。私は当時、議員ではありません、一般市民でありましたけれども、前市長に対する質問の中でしたけれども、拝見させていただきました。読んでみます。

この4年間市政運営の中で、自分を支持してくれた有権者の意に添わないこともあると思いますが、きちっと決断をし、自分の信念でやっていく覚悟があるかというふうに前市長に質問をされています。現在、市長となられた高岡市長には、その決意がえられるか、その点について、第1点目を質問をいたします。

それから、2点目、先ほど市長は、政治スタンスの違いを言われましたけれども、平成25年、26年ごろだったと思いますけれども、誘致企業立地促進補助金問題で、再三にわたって予算の減額、修正等を繰り返して紛糾していた記憶がございます。

私は当時、当然先ほどのように一般市民として議会経験をしましたし、議会といったものを議事録を読みながら、見ていたわけですけれども、当然ながら、議会力のなさ、あるいは企業誘致を言いながら、非常に水俣にとってこの動きというのは、マイナスになるんじゃないかというふうに心配をしておりました。ほかの市民も同じだったと思います。

議会は議論の場であることにはもちろん違いはありませんし、スタンスの違いがそれぞれありましょう。しかし、市民の目線からすれば非常にわかりにくい議会の空転ではなかったかと私は思います。

企業側は裁判するまで言われまして、最終的には良識ある判断で決着を見たかのように思っております。

市長は、企業へのアプローチなどを通じた経済活性化の取り組みを強調されております。現在、公約にも挙げられました。その中で、思いで結構でございますので、当時を振り返ってどう思われるか、その感想を2点お聞きしてみたいと思います。

以上です。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） まず、1点目のしがらみのない政治ということで、どういうふうなことを考えているかという御質問であったかと思えます。

私は、今回の選挙でも流れを変える、それから改革を恐れないという信念のもと、市民、それから企業、行政が一体となって、知恵を出し合い、経済と環境が両輪となって、地域を活性化する、明るくにぎやかで活気ある住み続けたいと思える水俣をつくっていくというふうに訴えております。

そういう中であって、水俣のためになるか、市民のためになるか、そのことを第一に考えて、

確かな行動と実行力を持って向き合っていきたいというふうに思っております。

それから、企業誘致の問題でありました。私が2期目だったですかね、いろいろ反対をしたということで、今はどう思っているかということでございますけれども、当時、その誘致企業の補助金の問題でいろいろありました。要するに、まず何が問題かということ、事前に覚書が結ばれていたということがございました。そういった流れの中で、その補助金の支出というものが行われていったという経緯がございまして、そういったものが、公正・公平な、そして透明性のある支出であったのかということも考えたときに、きちっとそこは精査をして、執行部のほうの説明もいただかなければいけないというようなことがございましたので、あの当時は反対という立場をとらせていただきました。

○議長（福田 齊君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 当時は中心的な役割をされたと私は記憶をしているんですけども、市民の目線としては、非常にほかの自治体にはない恥ずかしい事態だなというふうに議会を経験した人間として、見ておりました。

結局、それらスタンスの違いはあっても私はいいと思うんですが、やはり落としどころといたしましょうか、議論をした上に、どこでその辺の決着、着地点を見つけるかというのは、私は議会には必要だと思いますし、議員にもその自制というのは必要だと思っております。

私たちは、そういう意味では冷静な判断をしながら、議会に対応していきたいと思っておりますけれども、役割が変わったから、それはもう過去の話だという問題ではないと思っておりますので、ぜひこういう問題については、関心を持って、行政側から議会を進めていっていただきたいなというふうにも思いますし、我々議会もその辺はやはり関心を持って進めていかなければならないと思っておりますので、高岡市長のこれからの活躍にも期待しますし、また大所高所で見ると必要もある立場になられたと思っておりますので、ぜひ認識をしていただきたいと、この項目については、質問は終わります。

○議長（福田 齊君） 次に、第6次水俣市総合計画の策定について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、第6次水俣市総合計画の策定について、順次お答えします。

まず、市長は基本理念として、将来の都市像をどのように考えているかとの御質問にお答えします。

先ほどの答弁とも一部重なりますが、私は、将来の水俣をつくっていく上で、これまでの市政で培われたよい部分は継承しつつ、足りない部分に力を入れていきたいと考えております。

先ほど申しましたとおり、環境というものは水俣にとって欠かせないものだと思っております

し、今後も引き続き取り組んでいく必要があると考えております。

しかしながら、今後は環境の取り組みに加え、これまで十分に取り組んでこなかった企業へのアプローチなども通じて、環境と経済が両輪となって、地域経済の活性化を推進することで、水俣の元気を取り戻し、明るく、にぎやかで、活力ある水俣をつくっていききたいと考えております。

次に、計画策定に当たって、市民との対話、意見の反映等どのように取り組む考えであるかとの御質問にお答えします。

第6次水俣市総合計画の策定に当たっては、計画策定のさまざまな過程で、市民を初めとするさまざまな立場の方の声をお聞きする場を設け、最終的に市民と行政が一緒になって策定した計画となるよう進めてまいります。

具体的には、これからの水俣について考える市民ワークショップを実施し、参加された市民の皆様が、それぞれの立場を超えて、自由に意見を交える中で、市民と行政が協働でこれからのまちづくりについて考える場を設けたいと思っております。

また、昨年度から今年度にかけて、本市と連携協定を締結している慶應義塾大学と九州大学が、水俣市民を対象に市民意識調査を実施しておりますので、今後大学から共有される調査結果についても、市民の皆様の貴重な御意見として活用させていただきたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 第6次総合計画の策定につきましては、前々議会で私も質問したんですが、第5次総合計画が1年先延ばしをされまして、今年度が最終年度と。また新たな第6次総合計画の策定に入っていくということで、市長にとっては、非常にやりやすいと言いましょうか、取り組みやすい時期ではないかなというふうに思っております。

先ほど言われましたように、政治的なスタンスの違いはあるが、水俣市が柱としてきた環境モデル都市という視点は、水俣市にとって欠かせないと認識をしていただきましたけれども、これについても、やっぱり政治スタンスの違いというものは大きなものがあつたのかなと。市長になられて、あえてまた環境モデル都市を出されて、進めていこうという認識を持たれたことについては、先ほどの問題と同様に議員と市長の立場の違いを感じていらっしゃるだろうというふうに思います。

そもそも、この環境モデル都市づくりといいますのは、1994年（平成6年）に環境基本条例を制定して、その2年後に第3次総合計画の中に、環境モデル都市づくり構想を水俣市の正式方針として、環境・健康・福祉を大切に産業文化都市としてスタートしております。

その後、平成22年、特別措置法によって、地域の再生振興が環境都市として指定され、地域の環境、経済、社会等の振興を促しております。

このように環境モデル都市づくりは、水俣から欠かせない位置づけになっているんですけれど

も、市長は、公募制のワークショップを実施するというございますので、これらの公約や構想をもとに、市民の意向、意見、思いをどう織り込むかは、会議の手法は多岐にわたりますけれども、十分時間をかけて、市の将来像というのを多数決ではなくて、市民の意向としてつくり上げていただきたいと思います。

議員時代は、小異を捨てて大同につかれなかった時代が多々、後にもまた例を出しますけれども、出てきましたけれども、ぜひ小異を捨てて大同につきながら、市民の声を一つにまとめる努力をしていただきたいと思います。

そのためには、ぜひ明確なプロセスを立てて、市長の公約、市民の発想を一つの声につくり上げていただきたいというふうに思います。要望にかえます。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣病問題への対応について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、水俣病問題への対応について、順次お答えします。

まず、公約の中で、原因企業と被害者が共存するまちにあっては、両者をつないでいく施策に取り組み、解決へ向かう機運を全市民が感じられる環境づくりが大事であると考えますとあるが、具体的にはどういうことかとの御質問にお答えします。

本市における水俣病の課題は、水俣病の公式確認から62年経過している現在でも、いまだに水俣病問題が解決に至っていないという点であり、特に原因企業と被害者が同じまちに共存し、かつ原因企業と被害者の相互理解が不足しているために、双方の間に少なからず距離があるのではないかと思います。私としましては、この距離を縮めなければ、水俣病の解決は進まないのではと考えております。

この状況を解決するために、まず私みずからが、原因企業、被害者双方の方の声を聞き、その御意見を踏まえて、対話や不信感解消のための具体策を模索し、水俣病問題の解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2月6日の熊日新聞によれば、JNCの株売却は、経営を含めた水俣発展のため、市のトップとして阻害すべきではないと述べている。その真意はどのようなことかとの御質問にお答えします。

JNCの株売却につきましては、水俣病特別措置法第12条及び第13条の規定により、環境大臣の承認を得ることや救済の終了及び市況の好転が条件となっております。このような条件が整えば、JNCの株売却について、市のトップとして阻害すべきではないと考えております。

○議長（福田 斉君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 お伺いしました。

水俣病の対応についてですけれども、水俣病問題は、御存じのように水俣市が避けて通れない重要な課題の一つであることには間違いございませんが、原因企業と被害者双方の不信感解消に具体策を模索したいということですので、これからの取り組みを見守りたいと思いますけれども、早期に取り組んでいただきたいと思います。

ここで一、二点質問します。

先ほど言いましたように、市長は平成26年3月の定例会で次のように前市長に質問をされています。

国、県に声を届けていかなければならないというふうに思っておられますけれども、これも新聞のインタビューの中で、あなたは市長として国に制度をどうこうしてくれとは言にくいですが、というふうに答えておられます。どうこうしてくれとは言にくいということではなくて、地元首長として、どういう方向性やスタンスを持って臨むかということは、やはり持つべきだと私は思うんです。そういうところがないのかどうか。それは、被害者団体ばかりでなく、そういう意見ばかりでなく、地元で生活する一般市民の意見、声等も拾った中で取り組んでいくことが、私は大事だと思うんですけど、そういうものも踏まえて、どういうスタンスで、どういう姿勢で取り組むのか、このように前市長に質問をされていますけれども、そこで質問なんです、それら被害者団体ばかりでなく、そういった意見ばかりでなく、地元で生活する一般市民の意見、声等も拾った中で取り組んで行くことが大事というふうに質問をされていますけれども、市長になられた現在、一般の市民の意見、声とはどういう声なんでしょうか。それをお聞きしたいなと思います。

それから、患者団体と企業側だけの話し合いを取り次ぐ、あるいは、受け渡しをするというふうなこともありましたけれども、今の市民の声、意見をどういうふうに今後聴取されて対処されていくのか、その2点についてお伺いをします。

一般市民の声、それから、それにどう対処していくのか、その2点について、前市長への質問の中から拾い上げてみたんですが、質問をしたいと思います。

それから、次に、JNCの株売却についてですけれども、水俣病特別措置法第12条及び第13条の規定により、環境大臣の承認を得ることや救済の終了及び市況の好転などの条件が整えば、JNCの株売却について、市のトップとして阻害はしない、これについては当然のことと思います。このチッソの経営改善が進み、そして、水俣における事業拡大というのは、やっぱり私、市民全員が熱望していることと思っております。しかし、それを可能にするために特別措置法に定められたチッソの分社化がありました。それも私は、市民は反対ではないと思います。

まず、この分社化についてですけれども、特別措置法では、チッソは、本社チッソと子会社J

NCに分社化をして、親会社チッソはJNCの配当で水俣病患者補償金などの支払いを担当し、JNCは製品の製造に専念する。最終的にはJNCが水俣病のしがらみを抜け出して、完全に普通の会社として独立するために、チッソ本社が、JNCの株を売却して、その資金で水俣病に係る県債等の全ての負債を完全に整理した上で、チッソ本社は解散する。その時期については、環境大臣の許可が必要である、このように私が知る範囲ではなっていると思っています。

そしてその上で、環境大臣は、JNCの株売却の時期について、大要の中で水俣病救済問題の紛争が終結し、JNC株の売却が、チッソ県債などの債務が完済できて、かつその後、必要になるであろう水俣病救済資金が確保できる見通しのときにということ、再々大臣は述べているわけです。

現在、患者救済の訴訟が急増し、水俣病患者として認定を求める申請者も1,000人以上を超えて紛争が継続されているというふうに私は思っておりますけれども、株式市場の状況やチッソの経営状況からも環境大臣の言う売却の条件が整ったとは思ってはおりません。

そういった状況の中で、選挙を前に市のトップとして株売却について阻害すべきでないと言言されていますけれども、市民誰もが注目をしますし、何か新しい出来事があったのかなというふうに感じることもないでもないというふうに思います。

そこで①ですが、私はそういう発言をされる前に、私の言った特措法の条件を明確にした上で、市のトップとして発言すべきだったのではないかと。また、国とのパイプを強調される市長でするので、今回の発言は、もし今のような答弁であれば、何ら新しいことでもなく、私は選挙向けの発言ではなかったかというふうにしか受けとめないわけですがけれども、その点については、いかがか質問をします。

○議長（福田 斉君） 3点ですね。

高岡市長。

○市長（高岡利治君） それでは、岩阪議員の2回目の質問にお答えいたします。

市民の声とは、どういう声かということでした。

やはり、私が選挙期間中も通して、いろんな市民の方からの声をお聞きした中で、やはり早く水俣病の問題も解決をしていただきたいと、そういった形で前に進んでいただきたいというような声をいただいたというところがございます。

それから、2番目のそういういろんな声を拾って、どう対処をしていくのかということですが、やはり先ほども申し上げましたように、原因企業と被害者の方が共存するこのまちにあって、どういう方向性、どういった形が一番皆様が御理解をいただけるのか、そういったことを今後、それぞれの皆さんの声を聞くことによって、これからその方向性を出していかなければいけないというふうに考えております。

それから、株の売却の問題ですけれども、これは当然、先ほども申し上げましたように、その条件としては、環境大臣の承認が前提であることは、十分認識しておりますので、そのことも踏まえて対応していきたいというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 新聞記事等、今持ってきておりませんが、今記憶にある段階で申しますと、やはり患者団体の方々にも不安はあったろうというふうなこともありますし、中にはチツソの労組がバックアップ、あるいは関係者がバックアップしたので、今後、患者団体においても高岡市長に対する期待の声も載っていたかのように記憶しておりますけれども、要は、タイミング的に、私、市のトップとして売却すべきではないと。売却することに障害はしないというような御答弁だったんですけれども、私は、タイミング的にどうだったのかなというのが一つあるんですけど、それでは、さっきの前提を抜きに、いきなり言われたことに対しては、たまたまタイミング的に選挙期間中であった、以前であった、あるいはその後であったりはするわけですけれども、その辺は、市議としてはどうだったのか。今もうちょっと伝わらないんですけど、もう一点、その辺ちょっとお聞きをしたいなと思いますし、2点目が、もちろん環境大臣の特措法の条件等を十分認識した上で、そういうふうにするという話なんですけど、それであれば、当然のことであるわけで、あえて選挙期間中に何もトップとして答えられたというのが、ただ単純にそういう意味なのかなという気がしますが、再度お尋ねしますけど、その辺、選挙向けではなかったというふうに受けとめてよろしいんでしょうか。その辺、見ていらっしゃる方、聞いていらっしゃる方も判断されると思うんですけれども、いかがでしょう。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） そのJNCの株売却の問題に関して、私が障害すべきではないというふうに申し上げたのは、やはりこれは将来的に今すぐとかいうことではなくて、やっぱり将来的にそういう条件が整えば、それは障害すべきではないというふうにお答えしたところでございます。それは、当然、マスコミの方からもどうするんだということの御質問がありましたので、やはりそういう条件が整えば、将来的にはそれは障害すべきではないということでございます。

それから、今言いましたように、選挙中にそういう発言をということでございますけど、先ほども申し上げましたように、そういう御質問がありましたので、私は、そういうふうな形で売却してはならないということではなくして、将来的には、やはりそれは市のトップとして障害すべきではないんじゃないかということでお答えをいたしました。

○議長（福田 斉君） 次に、新庁舎建設に対する基本的な考え方について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、新庁舎建設に対する基本的な考え方について、お答えします。

市長は、議員当時、新庁舎建設候補地について住民投票を主張され、議案の提出までされた。真意は何であったかとの御質問にお答えします。

昨年8月に開催された市議会の庁舎建替等対策特別委員会の中で、市執行部から、学識経験者や市内の各団体の代表などで組織する水俣市本庁舎建替検討委員会から答申のあった水俣市新庁舎建設基本構想（案）の説明があり、1週間後の同委員会において、市として建設地を旧庁舎周辺とする基本構想を策定したとの説明がありました。

この8月に開催された1回目の特別委員会において、建設候補地として旧庁舎周辺と六ツ角周辺の2カ所を比較検討する旨の説明があり、1週間後に開催された2回目の特別委員会では、旧庁舎周辺に決定したとの内容でありました。

私は、当時、市議会議員を務めておりましたが、余りにも切迫過ぎて十分な議論もなされておらず、市民の理解も得られていないとの思いから、9月市議会本会議の中で、新庁舎建設候補地について住民投票を行う議案の提出を連名で行った経緯があります。

しかし、市議会本会議では最終的に採決がなされ、住民投票を行う条例案は賛成少数で否決されました。このことは、市民を代表する市議会の決定であり、決定した内容は、市長となった今も、尊重すべきであると認識しております。

今後は、基本構想の基本理念に掲げる市民の安全・安心を確保し、誰もが使いやすい、環境に配慮した庁舎を実現できるよう精いっぱい努力してまいりたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 議員をされていまして、議員当時の市長の発言なり動きなりについて、振り返っているわけですが、今度は新庁舎建てかえについてであります。基本的には市議会の決定を尊重し、新年度予算に、実施設計、旧庁舎解体工事費が盛り込まれたと思います。

私は、住民投票を主張された経緯からすれば、当然、計画の再検討、または凍結、あるいはまだ残されています予算の減額、あるいは修正等の筋を通すことであれば、私はそういうことだろうというふうに思っているんですが、優等生な答弁だなというふうに思いますが、最終的には、私は良識ある判断だったと思っております。

市民の財政負担も軽減はされますし、予定の期限内に完了すると期待しております。ぜひ、そのようにお願いをしますが、私の答弁としては、真意に迫った答弁ではなかったなど。今までの高岡議員の時代としては、随分低姿勢だなというふうに思っておりますが、多少振り返ってみたいと思います。といいますのは、市民も市民の方にわからない部分というのがありますので、私の思いを少し振り返ってみたいと思います。

検討委員会から答申のあった2カ所から旧庁舎周辺、これに至るまでの期間が切迫していて、

市民の理解も得られなかったのではないかと判断したとの答弁ですけれども、この市民を交えた本庁舎検討委員会というのは、もう市長の私的諮問機関として設置されたわけです。

しかも、議会から市長自身が参加された検討委員会ですので、その中で、十分検討をされて、2カ所に絞られて、答申をされたというふうに私は思っておりますし、市民もそうではなかったかな。それから、検討委員会の委員の方もそうではなかったかなと思います。

ということであれば、最終判断は執行部に当然一任されたわけですので、その点について、委員である市長自身が疑義を唱えられるというのは、どうしても納得がいかなかったなというふうに思っております。

執行部から議会への議員の推薦依頼書には、こう書いてあったんですね。各議員が把握している情報を取りまとめ、委員会で意見を出していただき、基本構想（案）に反映することで、基本構想に要する時間を短縮することができる、こういうことですので、検討委員会の中に議員を入れてくれとそういう文書でございました。そういった動きがあったというのが1点ですね。これは、質問ではございません、経過です。

次に、住民投票の議員からの発議ですけれども、これは法的にも許されておりますし、何ら問題はないと思います。しかし、議員が率先して発議することについては、私はやっぱり疑問があります。二元代表制の中で判断がつかなければ、最終的に住民みずから住民投票の発議するというのが私は一般的な、あるいは理想的なあり方ではないかと。

それを議員自身がいち早く発議するということは、議員としての権利、あるいは義務を最初から放棄してしまったというふうに思うんですよ。

ましてや、庁舎建設場所について住民投票を実施した自治体というのは、私は聞いたことがないですね。それに、住民投票に対する多額の財源、時間、そういったものもありますし、議会内については、条例の審議時間のなさ、全くされていない。そういった手続等を考えれば、当然、検討委員会の方の中にもいぶかる方もいらしたし、市民ももちろん納得しなかったというふうに思います。

通ってしまえば、それこそ大混乱が起きたというふうに思います。

これから、順調に進んでいけると私は思いますし、期待をしているんですが、その点について、もう一回、市長の思いを、スタンスの違いはあったとよく言われますけれども、それで終わりだと思いませんので、その点をもう一点、感想でも結構ですので、お伺いしてみたいと思います、いかがでしょう。

○議長（福田 齊君） 時間をとめてください。

午前10時17分 休憩

○議長（福田 斉君） 再開します。

高岡市長。

○市長（高岡利治君） 当時の私が議員時代の住民投票を発議したということに対する御質問だと思います。

この本庁舎建替検討委員会に私が議員の代表として入っておりまして、旧庁舎周辺及び六ツ角周辺の2カ所を新庁舎の候補地として、答申をしたという経緯がございます。

その委員会の中でも、私も委員の一人として、さまざまな観点から意見を述べさせていただきました。十分な議論はその中では尽くされたものというふうには考えております。

なお、この29年9月の補正予算案に反対の立場をとったと、その条例案を提出したということに関しましては、この本庁舎建替検討委員会での2カ所の候補地の答申を受けて、その後、最終候補地の決定に至るまでの経緯が非常に不透明であったと。議論が不十分で、議会の一般質問の中でも議事録も存在せず、議会の答弁でも誰が決定したのかの明確な回答もなかったということもあり、そういったことを問題提起したものでありまして、私自身がその庁舎建設に反対したということではございません。

○議長（福田 斉君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 後ろからいろいろ不満もあるかもしれませんが、これは何も一般質問で話す話ではございませんので、聞いていただきたいと思いますが、要は立場が変われば、考え方も変わるというふうなことかもしれませんが、ぜひそういった出来事も肝に据えながら、市政運営に当たっていただきたいと思います。

結局、市民に説得力ある住民投票にするためには、検討委員会の中で早目にそういう議論をすべきだったというのが一つございます。

それから、やはり委員から検討委員会に出られたわけですので、そういう意見は、どうかなと内心は思われたんじゃないかなと思いますし、そうであれば、むしろそういったものを仲間の方に説明する必要もあったなと思います。

それから、市民に説得力のあるものにするためには、議会の政務調査費なんかを使って、移転費用、営業補償、登記手続の時間、あるいはそういった考えられるあらゆる問題を調査した上で、住民投票と言われるならば、市民もまだ納得したと思いますし、説得力もあったと思うんですね。ですから、そういう意味では、私は今回、この問題については、いささか疑問を感じて、質問を終わります。あとは、市民が判断すると思います。

○議長（福田 斉君） 次に、小学校運動部活動の社会体育への移行について、答弁を求めます。

藪教育次長。

(教育次長 藪 隆司君登壇)

○教育次長(藪 隆司君) 初めに、小学校運動部活動の社会体育への移行についての御質問に、順次お答えします。

まず、現在の状況はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

昨年12月の定例市議会で答弁しましたとおり、11月17日の定例教育委員会において、社会体育移行に関する基本方針が承認されました。その後、市内の全小学校を訪問し、校長に対して基本方針の説明を行い、その中で各学校単位での校内委員会の立ち上げについてもあわせて依頼をしたところです。

その結果、現在2つの小学校が校内委員会を設置し、校長を初め、部活動の担当職員や部活動の保護者代表等での検討を行っており、学校からの要請により教育委員会としても参加させていただき説明等を行っています。

また、3月初めに校内委員会の設置を予定している学校もあり、平成30年度末の完全移行に向けて協議を進めている状況です。

次に、保護者の理解は得られたと思われるのかとの御質問にお答えします。

現在、校内委員会を設置し、協議を進めている2つの学校においても、保護者との協議が始まったばかりの状態です。教育委員会としましては、社会体育移行を進めるためには、保護者の理解が必要不可欠と考えておりますので、引き続き積極的に校内委員会へ参加し、理解が得られるよう説明を重ねてまいりたいと考えております。

さらに、保護者の皆様に初め、多くの市民の皆様に理解していただけるよう、広報みなまたやスポーツみなまた等で社会体育移行に関する特集記事の掲載をするなど、今後保護者や地域住民の皆さんの理解及び協力が得られるよう、十分協議を重ねてまいります。

○議長(福田 齊君) 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 小学校のクラブ活動移行についてですけれども、市長にも最後に締めめの質問をしたいと思いますが、市長も体育協会の理事でもあられたし、動きについてはヒアリング等も受けられていらっしゃるし、注視されていると思いますので、まず、教育委員会関係について、お尋ねをしたいと思うんですが、平成31年4月に全面移行を打ち出して、議会へも昨年の11月24日に基本方針の説明がございました。答弁では、現在、2つの小学校が校内委員会を設置して、本年度4月の移行に向けて協議を進めているとのことですが、4月ですね、あと1カ月もないんですけど、2つの学校とも協議が始まったばかりの状態、保護者の理解が得られているか私は心配をしております。

この11月24日の説明会でありましたイメージ図というのがあるんですが、当然中学校ブロックに4つの協議会をつくって進めると。そして、協議会内の組織、規約、指導者、指導体制、それ

から責任、これらを決めていかれると思うんですけど、まだその動きは全然形として見えてきてない時期だと思います。

それから、コーディネーターの配置等、このイメージ図を見ても、その中に検討委員会の位置づけが全然示されていない、載ってもしないんですね。それから、校内の検討委員会と校区の検討委員会、つまりブロック協議会の中の検討委員会といいたいでしょうか、位置づけ、これが示されていない。そういった意味で、まだまだ私、こういう状況の中で小学校がもう既に4月から移行すると、移行するに当たって、小学校へ教育委員会が丸投げしているんじゃないかなって心配もしているぐらいなんですけど、そこで、ちょっと質問してみたいと思うんですけど、教育総務課と言うんでしょうか、結局学校を担当している課なんですけど、それから生涯学習課、これがスポーツ推進室のほうにありましようけど、これの連携はとれているんでしょうかが、1点です。

それから2番目に、さっき言いました各協議会体制、クラブの組織の中が全然整っていない段階での学校だけが4月に移行するというのが本当に可能かどうか、いいのかどうか、その点が2点目です。

それから、さっき言ったイメージ図の中に、実際教育委員会が設置した検討委員会というのがあるんですけど、出てきてないんですね。どこにそういう方が入られて、検討すればいいんでしょうかという。まだ検討委員会にこの校内のイメージ図なんかも示されていないのに、もう既にさっささっさ動いているというふうな状況だと私は思っています。ですから、こういったもうちょっと中身についても検討する余地があるのではないかな。

とりあえず3点、まずお尋ねをしてみたいと思います。

○議長（福田 齊君） 藪教育次長。

○教育次長（藪 隆司君） 3点ありましたことについてお答えしたいと思います。

まず1点目の生涯学習課と教育総務課の連携はうまくできているのかということですが、現在、各小学校で実施されている運動部活動の社会体育移行でありますので、小学校を管轄する教育総務課とはこれまでも情報の共有を図りながら、十分協議も行っております。小学校での校内委員会にも一緒に参加するなどして、連携はうまくできております。

2点目、議員がおっしゃられた30年4月からということですが、基本方針で示しておりますのは、県の方針もそうなんですけど、31年4月からが社会体育移行ですので、あと1年間は移行期間ということで考えておりますので、30年4月からすぐ移行するということでは考えておりません。

3点目です。組織図についてでありました。社会体育検討委員会、校内委員会の位置づけはどうなっているのかということですが、組織図につきましては、社会体育移行後の体制をあらわしているため、検討委員会及び校内委員会は組織図の中には位置づけておりません。

しかし、検討委員会は、学校関係、保護者代表、社会体育関係者で構成されており、これまでさまざまな御意見をいただきながら、移行スケジュールやアンケートの作成、基本方針策定等に携わっております。

平成30年度末までが移行期限でありますので、それまでは移行に対して、さまざまな検討すべき事項が出てくることが予想されるため、移行を円滑に進めるには、委員の皆様からの御意見をいただきながら進めていく必要があります、検討委員会としての役割は大きなものであります。継続して携わっていただきたいと考えています。

また、校内委員会につきましても、移行を円滑に進めるために、各小学校ごとに設置され、学校、保護者、地域の方々などがメンバーとなって、現在、具体的に協議を進めており、移行に際して、重要な役割を担っています。

○議長（福田 齊君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 何か私の認識と全然違うんですが、ちょっと確認をしたいんですけども、小学校の部活動は、移行時期は31年3月31日、これは教育委員会としてはそうですね。ところが、学校はもうことしの4月からの移行となっているんですよ、一部では。それは御存じないんですか、ことしの4月から。

だから、さっき言いましたようにあと1カ月もないんですよ。ちょっとそのところ、全然さっき言った教育総務課と生涯学習課が連携をとりながらやっているというんだけど、なっていないんじゃないですか、4月から移行するところもあるんですよ、もう既に、あと1カ月後には。そういう動きは御存じないんですか。

そういうことで、非常に私心配をしておりますが、その確認をひとつお願いを。ここで調べて、どうのこうのというのは大変なんでしょうが、とりあえずそういう動きがあっているということは、御存じない事態がちょっと私不思議でならないんですが、心配をしております。

まだ当然、質問ありますが、結局、教育委員会は学校の動きは確かにあっています。今、保護者も慌てて組織をどうつくろうか、あるいは指導者をどうしようかということで動いていらっしゃる場所もあるようですが、その学校の動きと市の教育委員会の動きというのがちぐはぐなような気がするんですが、そこはないんでしょうか、1点目。

それから、2点目に、長くなるとなんでしょうけれども、先ほど言われましたように保護者への説明はまだ始まったばかりという中で、私は心配をしているんですが、2点目が、今そういった動きの学校に対して、来年の市が移行する31年の4月までにできないのかどうか、その辺をお尋ねをしたい。その動きを御存じなければ無理な話なんでしょうが、その辺ちょっと確認をしたいと思うんですが、できれば来年の4月、市の動きと一緒に持って行っていただくというふうなことです。

3番目にですね、最後に市長にお尋ねしたいんですが、先ほども言いましたように市長は体協の理事でもありましたし、一般質問の中でも、準備室の設置あるいは予算化等を提言されましたし、その意味では、職員が1人配属されたという経緯もございます。

だから、状況については十分承知だと思いますし、市長になられていよいよ実施する立場になられたわけですけれども、現状の段階で、どの程度認識されているのか、それをちょっときょうはお尋ねをしてみたいと思います。

3点ですかね。

○議長（福田 斉君） ちょっと時計とめて。

午前10時34分 休憩

午前10時34分 開議

○議長（福田 斉君） 再開します。

答弁を求めます。

藪教育次長。

（教育次長 藪 隆司君登壇）

○教育次長（藪 隆司君） 3点のうち、最初の2点お答えいたします。

1点目、学校と教委の動きがちぐはぐということですが、基本方針に示しておりますとおり、31年の4月1日から移行をしますので、それまでは移行のための期間であります。その間にもう移行が整ったところからは、順次、社会体育に移行しても構いませんということのスタンスでありますので、そこは学校と教育委員会同じスタンスで進んでいるところです。

2点目の学校の動きは御存じかということですが、一部早く進めたいというところで、30年4月から進めたいと思っておられる学校はありますが、まだなかなかそこまで整っていない状態でスタートができるかどうかというのは、まだはっきりはしておりません。

来年、30年度の以降のどこかでスタートができればいいんじゃないかなとこちらも考えておりまして、今そのすり合わせをしているところです。

以上です。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） それでは、3点目の私が体協の理事をしていたときのことであり、現状認識をどう持っておるかという御質問だったというふうに思います。

言われるとおり、私は体協の理事をしていた当時、その理事会を通じて、教育委員会のほうから進捗状況であるとか、今後のスケジュール等を説明を受けておりましたけれども、各種目協会へのヒアリングが非常に不十分だったということがございまして、そういったことがやっぱり社

会体育クラブへの移行ということに対しての指導者の派遣というものがどうしても絡んできます。

そうすると、やっぱり各種目協会が担う部分というのが非常に大きいということがございまして、それも含めて2月の中旬から下旬にかけて、各種目協会への2回目のヒアリングを実施したというふうには伺っております。

引き続き、各種目協会と十分に協議をしながら、やはり一番大事なのは、子どもたちが安心してそのスポーツができる環境をつくってあげることが一番大事かというふうに思っております。

そのためには、やっぱりその環境づくりを今後しっかりと進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で岩阪雅文議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時45分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口明弘議員に許します。

（谷口明弘君登壇）

○谷口明弘君 皆さん、おはようございます。真志会の谷口明弘です。

。

まずは、高岡市長の市長就任に当たりまして、心からお祝いを申し上げます。

市長は選挙戦に大分痩せられまして、その後もずっとその体型を維持されて、市長の激務を感じているところでございます。

私も一般質問の原稿をつくりながら、水俣市の特産である蜂楽饅頭を食べながら、痩せないかな、見習わなくちゃいけないなと思ったところでございます。

市長が議員時代に結成されました真志会の後任代表としまして、今後は塩崎達朗議員、桑原一知両議員とともに、市長が議員時代に常々おっしゃっておられた市政のチェック機関としての役割をしっかりと果たすとともに、市民の幸福実現のため、積極的に政策提案を行ってまいりますので、予算がないと頭から否定されずに、実現の可能性を探るという姿勢で、議会の提案に耳を傾けていただければと思います。

さて、冬季オリンピックも終わり、日本勢としては過去最多のメダルを獲得するなど、日本選

手団の活躍によって、震災などの影響で何かと暗い雰囲気が漂っていた日本に久しぶりに明るい話題がもたらされたことを心からうれしく思っています。市長も若いころ、水泳でオリンピックを目指された経験がございますが、頂点をきわめるに当たっては、人並み以上の努力を重ねられたことと思います。

かつてオリンピックの水泳金メダリストで現在スポーツ庁長官の鈴木大地さんとは旧知の仲とお聞きしています。鈴木長官のように今後は、水俣市民を幸せにするためにその力を十分に発揮していただきたいと思います。そして可能であれば、鈴木長官を水俣に招いて、講演会などを開いていただければと思います。

それでは、質問に入ります。

1、市長の政治姿勢について。

(1)、市長選挙の結果について。

①、今回の市長選挙の勝因と、得票数が市長が7,328票、相手候補6,547票と781票差であったことについて、また投票率65.52%と過去2番目の低さだったことについて、どのように分析されるのか、お尋ねします。

(2)、就任式の職員訓示について。

①、就任式の挨拶で、職員に対して知識や技術を水俣市民の幸福実現のために存分に発揮していただければと思います。ひいては、それが全水俣市民のため、水俣市政のためになることだと確信しています。そのために自分を使っていたきたい。最終的な責任は私がとります。思い切って大胆に行政改革に取り組んでいただきたいと訓示されました。その真意をお尋ねします。

(3)、就任式前日の2月21日付の西日本新聞の記事について。

①、新聞によれば、議会の構成も市長支持の議員は16人中6人で過半数に届かない。議会对策など不安要素も抱えるとあるが、議会に対する市長のお考えはどうか。

②、同じ記事にエコパークに建設予定の物産館事業に難色を示し、もう少し精査が必要だとして新年度予算案から削除した。市議時代に受けた説明と財政面で大幅な変更があった。予期せぬ反応に市幹部は、どこまでメスを入れるのかと戦々恐々といった記事が掲載されたが、この記事について、市長のお考えはどうか。

次に、大項目2、道の駅・海の駅整備事業について。

①、そもそもこの計画が持ち上がった経緯とこれまでの進捗状況はどうなっているのか。

②、物産館の新設に係る建設費用は総額で幾らと見込んでいるのか。

③、財源はどうなるのか。

④、国、県、本市の負担割合及び金額はそれぞれ幾らか。

⑤、これまで、道の駅まっぼっくり及びたけんこに投じた建設費及び維持管理費の総額は幾

らか。

- ⑥、それを踏まえて、新設予定の物産館の維持管理費は年間幾らと見込んでいるのか。
- ⑦、運営主体はどのように選定するのか。
- ⑧、それに対する水俣市の管理委託料は幾らと見込んでいるのか。
- ⑨、商品や商材、生鮮食品や、果物、海産物などの調達の方法は立っているのか。
- ⑩、地元経済団体とはどのような協議がなされたのか。
- ⑪、環境首都創造事業の補助率は幾らか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 谷口明弘議員の御質問に順次お答えします。

まず、市長の政治姿勢については私から、道の駅・海の駅整備事業については産業建設部長から、それぞれお答えします。

初めに、市長の政治姿勢についての御質問のうち、今回の市長選挙の結果についてお答えします。

今回の市長選挙の勝因と得票数が市長7,328票、相手候補6,547票と781票差であったことについて、また投票率65.52%と過去2番目の低さだったことについてどのように分析されるかとの御質問にお答えします。

御承知のとおり、さきの市長選挙では、出馬表明をしてから投票日までわずか約40日、相手は現職の市長という厳しい状況の中で、選挙戦スタートとなりました。

このような中、市政の流れを変える、変革、改革を恐れないという決意のもと、地元企業との連携強化による地域経済の活性化、雇用の創出、子育て負担の軽減や福祉の充実、スポーツを通じた人材育成など、にぎわいあふれる水俣を再び築きたいという思いを精いっぱい市民の皆様にお伝えしてまいりました。

選挙戦の中では、多くの市民の皆様の声をお聞かせいただくことができました。若者が残れるまちにしてほしい、まちのにぎわいを取り戻してほしい、水俣を変えてほしい、地域経済の浮揚に向けた皆様の切実な願いのこもった声に後押しをいただいた結果として、781票差で当選することができたものと感じております。

また、一騎打ちの選挙戦で、相手方への投票が6,500票以上あったという事実も重く受けとめなければならないと考えております。

選挙が終われば皆同じ水俣市民です。地域の活性化、我がまちの繁栄を願う心をついに、オー

ル水俣の精神で、これまで市民が取り組んできた環境先進地としてのプライドを受け継ぎながら、経済の活性化に取り組み、環境と経済を両輪として、地域の活性化にしっかりと取り組んでいきたいと考えます。

また、投票率が65.52%と、市長選挙としては過去2番目の低さだったことについてはさまざまな要因があると思います。近年、投票時間の延長や期日前投票制度の実施、有権者年齢の18歳への引き下げなど、国民の投票行動を促すためのさまざまな施策が国を挙げて実施されていますが、全国的に、投票率の低下傾向は変わっていません。

過去の水俣市長選挙のデータを見ても、投票率が84.4%だった昭和61年の市長選挙以降、選挙戦の様相、市民の関心度等によると思われる変動はあるものの、投票率は下がってきております。

また、今回は、2月4日の投票当日が非常に寒く、雪模様の荒れた天候であったことも大きく影響していると考えております。

次に、就任式の職員訓示についてお答えします。

就任式の挨拶で、職員に対して、知識や技術を水俣市民の幸福実現のために存分に発揮して、変革を恐れず、改革を恐れず、一生懸命頑張ってくださいと思います。ひいてはそれが全水俣市民のため、水俣市政のためになることだと確信しています。そのために自分を使っていたきたい。最終的な責任は私がとります。思い切って大胆に行政改革に取り組んでくださいと訓示されました。その真意をお尋ねしますとの質問にお答えします。

2月22日の就任式に当たって、市職員への訓示として幾つかのお願いをいたしました。

まず、幹部職員には、これまでの知識とスキルをしっかりと引き継ぎ、後に続く職員を育てること、全ての職員に対して、市民の幸福、市政発展という目標に向け、持てる力を存分に発揮すること、そのために必要な変革、改革を恐れず、一生懸命頑張ってくださいこと、そして、それぞれの能力を発揮しつつ、市役所が一つのチームとして機能するように、私自身も先頭に立って一緒に汗をかき、思い切って大胆に、改革をやり遂げる覚悟であることを申し上げました。

水俣を環境モデル都市と言われるまでに押し上げた市民と行政の協働の取り組みの歴史を皆様と同じように、私も誇りに思っております。その上で、さらに地元企業、商工業者の可能性を引き出すために、行政にできる後押しをしっかりと行っていくこと、次世代を担う子どもたちや若者が育ち、ここで夢を見ることができまちづくりのために、さまざまな立場の市民、団体が交流し、協力し合う組織風土をまずは市役所においてつくり上げたいと考えております。

行政と市民、企業が一丸となって、知恵と力を出し合い、環境と経済が両輪となって、地域の活性化を推進し、明るくにぎやかな活気ある水俣をつくり上げていくために、職員への訓示は、その第一声として受けとめてほしいと考えております。

次に、就任式前日の2月21付の西日本新聞の記事について、順次お答えします。

まず、新聞によれば、議会の構成も市長支持の議員は16人中6人で過半数に届かない。議会対策など不安要素も抱えるとあるが、議会に対する市長のお考えはどうかとの御質問にお答えします。

御承知のとおり、私は、市長選挙出馬のために昨年末に辞職するまで、3期11年にわたって市議会議員として活動しておりました。この間、執行部からの御提案等に対しては、法令遵守はもちろん、信義、信念に照らして、賛同すべきことには率直に賛意を表し、一方、納得いたしかねる場合にはきちんと疑問点をたずね、是々非々のスタンスを信条としてきました。その意味で、歴代の市長には、一般質問や質疑の場で、時には厳しいことを申し上げたこともあったかと思いますが、スタンスの違いはあろうとも、市民のため、水俣市のためになるという価値観は、皆で共有できるものと思います。

市議会議員の皆様には、執行部とのよき緊張感を保ちながら、市政運営のあり方や政策についての論議を通して、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、同じ記事にエコパークに建設予定の物産館事業に難色を示し、もう少し、精査が必要だとして新年度予算から削除した。市議時代に受けた説明と財政面で大幅な変更があったという。予期せぬ反応に市幹部は、どこまでメスを入れるのかと戦々恐々といった記事が掲載されたが、この記事について市長のお考えはどうかとの御質問にお答えします。

記事については、私も読ませていただいております。

ここで言う大幅な変更とは、私が議員時代に聞いていた事業費と実施設計で積算された設計金額との間に大きな開きがあったことを指していると思いますが、私は物産館事業について難色を示したつもりはございません。また、幹部職員の間にも、戦々恐々といった状況を感じたこともございません。

本事業は、事業規模が数億円にも上る重要事業であり、改めて内容を精査した上で、前向きに検討を進めるべきだと考えております。

なお、平成30年度の当初予算案は、市長任期の関係上、骨格予算とされ、6月議会での肉づけ予算を前提に、義務的経費等を中心に編成されたもので、市長就任に際し、3月議会の提出議案として、執行部からその内容についての説明を受けております。

物産館事業についても、しっかりと精査した上で、次回以降の議会で審議いただくのが通常の見取り扱いであろうと考えております。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 それでは、選挙結果についてですが、答弁にもありましたように、昨年末出馬表明からわずか40日で現職と争われたわけですから、序盤は圧倒的な知名度不足に大いなる不安を抱えられたことと思います。

しかし、選挙戦を通じて、市民に訴えられた政策やぶれない政治姿勢、長年の政治経験と何よりもその人柄が市民に受け入れられた結果と思います。

選挙戦で市民から寄せられた若者が残れるまちにしてほしい、まちのにぎわいを取り戻してほしい、水俣を変えてほしいといった声に真摯に向き合い、環境と経済を両輪として、地域の活性化にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

また、6,500票以上の前職を支持した市民の皆さんの存在を重く受けとめるという答弁がありました。その姿勢を最後まで貫いて、安易に排除の論理をとらないでもらいたいと思います。

就任式での挨拶は、3月1日発行の広報みなまたにも掲載されていましたが、その思いに多くの市民が共感したのではないかと思います。就任わずか2週間もたたないうちに、難題山積の水俣市政において、変革や改革の内容など具体的に触れることはやばいというものでありますので、あえて触れませんが、私は保守系の市長が12年ぶりに誕生したことこそ、水俣市政にとっては最も大きな変革であり、改革であると思っております。

西日本新聞の記事について、私はいぶかしい思いで読みました。

まず、大見出しに書かれたチツソの影期待と不安、ここで使われた影の意味は、辞書を引くと、悪い事態、暗い事柄の前兆となるものとあり、そう捉えた市民は不愉快な思いをしたのではないのでしょうか。影響力という意味での影であれば、はっきりそう書くべきであると思います。

いずれにせよ、水俣に対する報道のあり方についてはこれまでも複雑な思いで見ている市民が多くいることを報道関係者は知るべきです。

物産館事業の予算が新年度予算から削除されました。市幹部は戦々恐々といった内容が、西日本新聞のスクープ記事として報道されたわけですが、議員でも知り得ない話が、新聞報道によって知らされるという事態を私は憂います。この件の中身に関しては、次の質問で掘り下げることにしていきますので、市長の政治姿勢についての質問は、ここまでとします。

○議長（福田 齊君） 次に、道の駅・海の駅整備事業について、答弁を求めます。

関産業建設部長。

（産業建設部長 関 洋一君登壇）

○産業建設部長（関 洋一君） 次に、道の駅・海の駅整備事業について、順次お答えいたします。

まず、そもそもこの計画が持ち上がった経緯とこれまでの進捗状況はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

道の駅・海の駅整備事業については、平成27年度に、熊本県により、水俣港整備が計画されたことに伴い、その周辺施設である道の駅みなまたを含めた地域の活性化、観光振興を図るため、国、県、市の関係者による水俣港活用による地域活性化勉強会が開催されました。

同年、当市においても、道の駅みなまたのさらなる交流人口増加を促進するため、道の駅みなまた交流人口増加対策事業として、調査・検討を実施し、その結果を踏まえて、平成30年度末の水俣インターチェンジ供用開始予定を見据えて、また、現在の道の駅に加え、海の駅及びみなとオアシスの登録も視野に入れ、物産館を整備することとなりました。平成28年度には道の駅・海の駅整備に係る基本設計を完了し、平成29年度に入り、内容を詳細に設計する実施設計を行っているところでございます。

実施設計につきましては、当初、本年3月に完了する予定でしたが、建設予定地が熊本県の港湾用地であることから、熊本県との協議に時間を要し、本年度内に完了することが困難になったため、契約期間の延長を予定しております。

なお、実施設計の予算の繰り越しにつきましては、議会初日に議決をいただいているところでございます。

次に、物産館の新設に係る建設費用は総額で幾らと見込んでいるのかとの御質問にお答えします。

物産館の建設については、現時点では2カ年での建設を予定しており、1年目については、本体建設工事費に3億7,300万円、施設内の備品購入費に約1億円、レジシステムの初期導入費に約4,000万円、工事管理委託料に約1,000万円の合計5億2,300万円を、2年目につきましては、休憩施設、駐車場等の周辺施設の整備工事に1億4,800万円を予定しており、2年間で総額6億7,100万円と見込んでおります。

次に、財源はどうなるのかとの御質問にお答えします。

現時点では、環境省が所管する環境首都水俣創造事業の補助金交付申請の手続を行う予定としておりまして、残りの財源は過疎対策事業債を充当する予定としております。

次に、国・県・市の負担割合及び金額は、それぞれ幾らかとの御質問にお答えします。

昨年12月の新聞報道によると、平成30年度政府予算案にエコパーク水俣の物産館整備に約8,000万円が計上されたとの発表がございました。

国、県から正式な交付決定通知はあっておらず、交付申請等の手続も行われていないため、国、県、市の負担割合についても不明です。

次に、これまで、道の駅まつぼっくり及びたけんこに投じた建設費及び維持管理費の総額は幾らかとの御質問にお答えします。

まつぼっくりについては、平成8年4月に完成し、建設費は約2億円、維持管理費については、過去22年間で、管理委託料や修繕費等で、約1億644万円となっております。たけんこについては、平成5年11月に熊本県により建設されております。維持管理費についても、基本的には、市が委託する管理者が負担することとしておりますが、平成22年度に大規模な修繕、平成27

年度に老朽化した機器類の更新等を行っており、その経費1,161万円については、市が負担しております。これを合計すると、総額は約1億1,805万円となります。

次に、それを踏まえて新設予定の物産館の維持管理費は年間幾らと見込んでいるのかとの御質問にお答えします。

現時点では、明確な維持管理費を積算することはできませんが、近隣にある同規模の物産館の維持管理費を調査したところ、年間約6,000万円であることから、ほぼ同額ではないかと予想しているところです。維持管理費については、基本的には、指定管理者の負担とし、市の負担ができるだけ少なくなるようにしたいと考えております。

次に、運営主体はどのように選定するのかとの御質問にお答えします。

運営主体の選定については、水俣市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例及び水俣市公の施設の指定管理者制度に係る運用指針に基づき、透明性、公平性を確保するため、一般公募により指定管理者を選定したいと考えております。

次に、それに対する水俣市の管理委託料は幾らと見込んでいるのかとの御質問にお答えします。

物産館の運営については、物産の販売等により多くの収益が見込めることから、現時点では、市からの管理委託料は支払わず、指定管理者の売り上げをもって、その経費に充てる方式にしたいと考えております。

次に、商品や商材、生鮮食品や果物、海産物などの調達のめどは立っているのかとの御質問にお答えします。

地元農産物や海産物などの物産館への出荷について、あしきた農業協同組合や水俣市漁業協同組合などの関係機関と協議をしているところですが、その運営主体が決定していない現時点においては、その他の商品や商材を含めて、調達のめどは立っておりません。

次に、地元経済団体とはどのように協議がなされたかとの御質問にお答えします。

昨年度に完了した道の駅・海の駅整備に係る基本設計及び今年度行っている実施設計において、あしきた農業協同組合や水俣市漁業協同組合との協議を行い、物産館のレイアウトや農水産物の販売などについて、多くのアドバイスをいただき、実施設計の参考とさせていただいているところです。

次に、環境首都創造事業の補助率は幾らかとの御質問にお答えします。

環境首都水俣創造事業の補助率については、国が対象事業費の10分の8、県と市が、それぞれ10分の1となっております。

○議長（福田 齊君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 今、たくさん質問を投げかけまして、大変御苦労さまでした。

余りにも答弁が明快でありますので、時間が余るかもしれませんが、皆さんお許してください。

まず、エコパークに物産館を建てたいといった構想はそもそも三、四年前にさかのぼりますが、私に当時のJ Aの幹部の方からこういう構想を考えているといった話を聞いたのが、私がこの計画を知る初めてだったと記憶しています。その後、多くの関係者が実現に向けて努力されたのでしょう。

2月の市長選挙においては、西田前市長が選挙戦のチラシにみなとオアシス構想の詳細な内容を掲げ、この事業をPRされておったことを記憶しております。

しかし、この海の駅というネーミングにもかかわらず、西回り自動車道の水俣インターチェンジの供用開始に間に合うように進めるであるとか、建設予算に関する財源の確保が曖昧であるとか、来年3月までに開業を目指しているにもかかわらず、運営主体はこれから一般公募で指定管理者を選定するとか、今回、質問するまで知らなかった事実ばかりですし、聞けば聞くほど本当にこの計画は、大丈夫なのかと言いたくなるような内容です。

民間ではまずあり得ない手法で進んでいる事業計画に、今回、市長が立ちどまって考える時間をとられたことは賢明な判断ではないかと思えます。

そこで、質問ですが、3つ質問します。

環境首都水俣創造事業の国の補助率が、対象事業費の10分の8であるという説明がありましたが、1年目の事業費5億2,300万円に対し、国の補助金の政府予算案が8,000万円ということでは、整合性がとれません。この計画ですと、不足する4億4,300万円が水俣市で負担することになります。なぜ、国の補助は15%程度にとどまっているのかお尋ねします。

次に、海の駅の指定を目指すに当たり、物産館の建設費に対して、農林水産省や国土交通省の補助金など対象となるものはないのかお尋ねします。

そもそも、今回建てようとする物産館のコンセプトを担当部署としてはどのように考えているのかお尋ねします。

以上、3点です。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 谷口明弘議員の2回目の質問にお答えをいたします。

まず、補助金の整合性がとれていないことについてですが、環境省の補助金については、環境首都水俣創造事業の公共空間拠点施設整備事業での申請を予定しておりまして、今年度の要綱によりますと、中心市街地等における水俣病被害者を含む地域住民の交流を推進する拠点施設の整備が対象事業と記載されております。

このことから、市が建設を予定している物産館については、施設内に設置予定している水俣のよみがえった海を初めとする豊かな自然環境をPRする情報発信スペース等が補助対象になるの

ではないかと思っております。

なお、環境首都水俣創造事業については、来年度の申請等を行っていないため、この詳細は不明でございます。

次に、物産館の補助金等で、環境首都以外のものはなかったのかについてですが、実施設計を開始する前の平成28年10月に県と一緒になりました、農水省や国土交通省の補助金等が該当しないか、環境部局と協議をいたしました。調査時点では、対象外であったり、また申請に時間的な余裕がなかったことなどから、農水省や国土交通省の補助金等の交付を受けるのは、困難だと判断をその時点ではしております。

次に、物産館のコンセプトについてですが、平成30年度末の水俣インターチェンジの供用開始により、多くの人々が水俣を訪れることが予想され、これを好機と捉えまして、道の駅みなまた内にある物産館を整備し、水俣の新鮮な農水産物を販売することで、水俣のよみがえった海の豊かな水産物、あふれる緑に囲まれて育ったおいしい農産物を地域内外に広くPRし、近隣市町村とも連携を組み合わせながら、地域の農業振興、漁業振興にもつなげていきたいと考えております。

また、熊本県が今年度整備を行っております水俣港のビジターバース、エコパーク水俣内の各種スポーツ施設や竹林園、資料館や県の環境センター等の近隣施設を利用する方たちにも物産館を利用してもらえるように、年間を通じて、例えば、ローズフェスタなどの各種イベントを合わせて開催をいたし、現在、登録している道の駅に加え、海の駅、港オアシスの登録も視野に入れまして、物産館を地域の情報発信及び交流拠点として整備を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 最後の質問になりますが、根掘り葉掘り、いろいろとお伺いしましたけれども、私の今回の質問の真意は、市民の理解が得られ、みんなからつくってよかったと思われる物産館であってほしいというただ1点でございます。

現在、この事業にかかわっている職員の皆さんは、長い時間をかけて精いっぱい知恵を絞って計画を練ってこられたことでしょう。

しかし、仮にでき上がったものが赤字を垂れ流す施設になったら、市民の皆さんからその責任を追及されるのは市長であり、それを承認した議員であります。

水俣市は、市庁舎建てかえや西回り自動車道袋インターの取り付け道路整備、芦北消防署の建てかえに伴う負担金と億単位の支出が今後控えています。

今回市長が上程を見送られたことにより、我々議員にも、また市民の皆さんにも物産館建設の是非を考えていただく時間ができたことは大変よかったと思っております。

今後も市長におかれましては、天の声だけではなく、市民の声に耳を傾けて政策判断を行う姿

勢を貫いていただきたいと要望して私の質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 以上で谷口明弘議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時23分 休憩

午後1時29分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口眞次議員に許します。

（谷口眞次君登壇）

○谷口眞次君 皆さん、こんにちは。無限21の谷口眞次でございます。

昼間の大変眠たい時間帯でございますが、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

高岡市長におかれましては、選挙戦、大変お疲れさまでございました。新市長誕生により、新しい水俣の4年間は始まりました。

さて、全国的な少子高齢化、人口減少が続く中、このまま無為無策のままで過ごせば、社会保障の破綻、際限のない増税問題がここ10年足らずで一気に表面化するのではと警鐘を鳴らす学者も少なくありません。人口においても、今後10年間で700万人が減り、生産年齢人口が7,000万人落ち込み、65歳以上が3,500万人を突破すると言われております。2025年の日本は、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上という人類が経験したことのない超超高齢化社会を迎えると言われております。

そのような時代を前にして、水俣市民の安心安全な暮らし、いかに幸福度を高めていくか目指す頂点は同じであることは、言うまでもございません。しかし、その過程において、市民への不利益や弊害、間違った市政が市民の幸福度を下げてしまいます。そのような道を進まないよう議会としても行政の独善・独走を防ぐブレーキとなり、時には住民の福祉をより一層推進するアクセルとなって、機能するべきと考えております。しっかりと市政をチェックしながら進めていかなければと、心新たにしたところでもございます。市長初め執行部の皆様、どうかよろしくお願いをいたします。

さて、就任前日の西日本新聞に、チッソの影期待と不安との見出しで、新市政に対する記事が掲載されておりました。就任きょうで13日目、今後の具体的施策については、6月議会の所信表明の中で詳細に明らかになると思いますが、今回は率直な市民の期待と不安を踏まえながら、市長の政治姿勢などをお聞かせいただきたいと思います。

午前中の質問と重複するところがあるかもしれませんが、通告に従い、順次質問をいたします。

まず、大きな1つ目、市長マニフェスト及び政治姿勢についてです。

①、就任式で市長は、変革・改革を恐れず、思い切って改革に取り組んでほしい。最終的な責任は自分がとると言われましたが、具体的にどのような改革と変革を考えておられるのか。

②、前の宮本・西田市政は、市民が主役の市民ファーストのまちづくりを進めてこられました。高岡市長は、今回、JNC労組から全面支援を受け、当選されましたが、市民の中から企業ファーストの政治を進めるのではとの心配の声がありますが、市長の政治姿勢はどうかお尋ねいたします。

次に、大きな2番目です。市庁舎建てかえについて。

①、現在の進捗状況は、どうか。

②、昨年9月議会で、庁舎建設候補地についての住民投票条例案に市長は賛成をされたが、今でもその思いは変わらないのか。

③、平成30年度一般会計予算に新庁舎の基本設計、実施設計、業務委託料が計上されているが、これは何をするのか。

大きな3番目です。道の駅・海の駅、物産館構想について。

①、現在の進捗状況は、どうか。

②、市長は新年度予算案の説明を受けて、南九州西回り自動車道開通に向けて建設予定の物産館事業に難色を示し、項目ごと削除したと聞くが、なぜか。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 初めに、市長マニフェスト及び政治姿勢について、順次お答えします。

まず、就任式で市長は、変革・改革を恐れず、思い切って行政改革に取り組んでほしい。最終的な責任は自分がとると言われたが、具体的にどんな改革と変革を考えているのかとの御質問にお答えします。

私が申し上げております変革・改革の意味といたしましては、先ほどの岩阪議員の御質問でもお答えしましたとおり、これまでの市政で培われたよい部分は継承しつつ、足りない部分に力を入れるということです。

私はこれまで11年間、市議会議員として市政に携わってまいりました。議員として活動する中で、まちの経済的活力の低迷、人口の流出、減少なども感じており、さまざまな質問、提言等をさせていただきましたが、私の実感としては、地域経済がよくなっている、地域が元気になっていると感じることができませんでした。

しかしながら、諸先輩方、水俣市民の皆様の努力により取り組まれてきた環境のまちづくりは

引き続き大切にしたいと考えています。

これまでのよい部分を引き継ぎながら、予測される地域課題にも対応し、さらに水俣の元気を取り戻すためにはどうすればよいかということを考えると、やはり経済の活性化も必要となり、そして、それは行政のみでできることではないと考えております。

これまでの環境の取り組みに加え、行政の枠を超え、さまざまな分野での企業等との連携を通じた経済活性化の取り組みを進め、環境と経済が両輪となった明るく、にぎやかで活気ある、住み続けたいと思える水俣づくりを進めたいと考えております。

次に、前の宮本・西田市政は、市民が主役の市民ファーストのまちづくりを進めてこられた。高岡市長は、今回 JNC 労組から全面支援を受けて当選されたが、市民の中からは企業ファーストの政治を進めるのではとの心配の声があるが、市長の政治姿勢はどうかとの御質問にお答えします。

今回の選挙におきましては、JNC 労組から支援をいただきましたのは事実でございますが、JNC 労組以外にも多くの団体、市民の皆様から御支援をいただいたところです。

私の政治姿勢としましては、特定の一企業と連携をするという考えではございません。連携すべきは、市内の全ての企業、そして市民の皆様であると考えております。

企業との連携と経済活性化を進めるというその考えの根幹としましては、地域の企業が元気になるれば、福祉、子育てなど、地域の暮らしへも貢献いただけるという考えがあるためでございます。

水俣に暮らす全ての皆様の豊かな暮らしの実現のために、さまざまな御意見を伺い、市民、企業、行政が一緒になって水俣のまちづくりと将来を考えてまいります。

○議長（福田 齊君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁をいただきましたので、2回目の質問に入ります。

今の答弁によりますと、これまでのよい部分は継承して、足りない部分に力を入れていくということと、それから、地域経済がよくなっている、元気になっているということを感じないということの答弁であったかというふうに思っております。

また、行政の枠を超えて、さまざまな分野で企業と連携を密にした経済の活性化を進めていくということで、JNC に対しても、特定の一企業ではなくて、全ての市民と企業と連携をしていくという答弁であったかと思えます。

①については、変革・改革を恐れず思い切った行政改革ということでは言われました。

私どもは、変革と言え、大手術、改革と言え、ある程度の手直しというふうに一般的に考えるんですが、今答弁でありましたように、水俣市は、地域経済は余りよくない、元気がない、何か閉塞感が否めないような答弁であったと思うんですけれども、しかし前西田市政においては、庁舎建てかえの事業も進めてまいりますし、環境アカデミア事業の効果、あるいは研修生が

かなり多く入ってくるようになりまし、西回り自動車道の開通も間近になって、それに向けた新物産館構想、あるいは先を見据えた水俣川河口臨海部振興構想事業などなどございまして、また、教育部門では、水俣高校において、入学志願者が少子化にもかかわらず増加しているという事で、さまざまないい流れもあるというふうに私は認識をいたしております。

決して右肩下がりだけではないのではないのでしょうか。このことは、市長もぜひ御認識いただきたいというふうに思います。

答弁でありましたように、このようないい流れは継承していくということで、特に大きな変革はないものというふうに私は今の答弁で理解したわけですが、あるとすれば、何かあるのかということをもまず1点。

それと、2つ目が、行政改革を思い切って行うということで、我々が行政改革といえば、職員数の削減とか合理化、そういったものを頭に浮かべるわけですが、現状では職員は大変遅くまで部署によっては、サービス残業してないんだろうか、あるいは健康面は大丈夫なんだろうかということが非常に懸念をされておるところでございます。

ぜひ、市長におかれては、人員削減ということではなく、熊本市が行った働き方改革、これをぜひ進める必要があると私も思うんですが、このことについて、2点目、どういうふうにお考えか、お尋ねをしたいと思います。

熊本市が行った行政改革については、原則として、残業は午後8時までとするルールを設けて、全体の約35%を目標に職員の非常に業務効率が上がったというふうな記事がございます。

前年度比で、34%の減で、38万1,400時間を削減して、時間外手当にすると、5億7,000万円ぐらゐの削減をしたということで、非常に職員の間でも仕事量が劇的に減ったわけではないけれども、働き方に非常にメリハリができたということで、意識が変わりつつあるということで、先輩より先に帰りにくいといった気遣いもなくなった。それと、資料を簡素化したり、夕方の仕事の受注を禁じたり等の仕事のやり方の見直しが進んできたというふうに分析をして、いい結果が出ておりますので、職員数はもうぎりぎりじゃないかなというふうに、私も実感しておりますので、そこら辺の熊本市で行った働き方改革などをぜひ進めていただきたいというふうに思うが、いかががお尋ねします。

それと、次に、答弁の中で、行政の枠を超えたさまざまな分野での企業との連携ということが出てきました。どのようなことか、これが3つ目です。

それと、②の政治姿勢についてですが、御承知のとおり、前西田市長は、政治姿勢として、あらゆる党派、全ての市民団体から一切政策協定というのは結んでいませんでした。それは市長として、しがらみをつくらないため、全ての人に平等でなければいけないという考えから協定も全く結んでいません。今、高岡市長も答弁で、特定の企業と連携はしないと、全ての企業、全ての

市民と連携をしていくという答弁がございました。前市長と同じ考えなのかなというふうに認識をいたしました。ぜひそのように進めていただきたいなとお願いしたいと思います。

それと、4年前に高岡市長が前西田市長のときに、先ほど午前中にも質問がありましたけれども、このような質問をしています。

一部の人間だけの意見に振り回されることなく、自分を支持してくれた有権者の意に沿わないことも、時には決断をしなければならないという場面が必ず出てくる、そういったときに、きちっと決断をしてやっていく覚悟があるかというふうに問われております。これは、市長の考え方として、質問するのは当然のことだろうと私も思います。

どんなに小さな企業であろうとも全ての企業、全ての市民に平等に支援していくのが、やはり市長の職務として鉄則ではないかなというふうに思っております。

しかし今回は、個人や市民団体の場合とかなり違うのではないかなというふうに思っておるところでございます。かつてないようなJNC労組さんの全面的支援でした。40年以上勤められたチッソOBの方も、これまでチッソでこのように力を入れた選挙戦はないということでございますので、市長も大変お世話になったというふうに感じておられるだろうと思います。

意に沿わないことでも本当にはっきりとノーはノーと言っていただけなのか、決断できるのか、しがらみのない政治についての心構えを、いま一度お示しいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 谷口眞次議員のほうから、4点御質問がございまして、まず、その大きな変革ということではなく、どういう変革があるのかというようなこととございましたけれども、先ほども答弁をさせていただきましたが、これまでのいい流れは引き続き引き継いでいくということを考えております。その中で、企業等との対話など、これまでの行政として足りなかったと思うところを、こうすればもっとよくなったのではないかなというようなところに関して、今後、力を入れていきたいということで、そういう意味での新しい流れ、変革というふうに答弁をさせていただいたところでございます。

それから、行政改革を思い切ってということで、その行政改革とは、そういう人員削減とか、そういうことに踏み込んでいくんじゃないかというような御質問でございましたけれども、私自身、行政サービスの源といいますか、力は職員の活力であるというふうに考えております。

そのため、私が申し上げました行政改革というのは、人員削減等ということではなく、職員が仕事と家庭の調和を図り、やりがいや充実感を持ちながら働き、責任を果たすことのできるような環境づくり、それから、仕組みづくりのことを申し上げております。

民間や国家公務員、こういったところの一部では、時差出勤であるとか、退社を可能とするフ

レックタイム制度、それから、時間外労働の削減とか、ワークライフバランスの実現に向けて、新しい制度が取り入れられつつあります。

本市でも、働き方改革ということの検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、また、こういう職場内において、意見や提案のキャッチボールができる風通しのいい職場環境づくりを目指していきたいというふうに考えております。

これらを通して、職員一人一人の過重労働というものを削減しつつ、職員の持つ知識や見識をフルに活用して、効率的で明るい職場づくり、ひいては、行政サービスの向上につなげていきたいというふうに思っております。

それから、行政の枠を超えての連携はどういったものかということでございますけれども、私自身が率先して、企業や地域の事業者、商工業者の方と交流を進めたいというふうに考えております。また、職員もそのような機会をふやしていただき、積極的にまちに出ていただきたいというふうに考えております。

互いに交流することで、地域の実情を知り、課題を把握して、適切に施策に反映していくことができるというふうに考えております。

さらに、適切な支援等の施策を行いながら、地域の企業や商工業者が元気になり、同時に連携を深めていくことで、地域課題等を共有しながら、その解決に向けた知恵をお互いに出し合っ、取り組んでいく、そのようなまちづくりができればいいというふうに考えております。

それから、4番目の御質問でございますけれども、しがらみのない政治といいますか、先ほども言われましたJNC労組に支援をいただいたということがあって、そういった方々との関係で、やはりノーというところはノーと言えるのかというような御質問であったかというふうに思いますけれども、答弁の中でも申し上げたとおり、JNC労組からの御支援をいただきましたが、そのほかにもたくさんの団体や市民の皆様からの御支援をいただき、同じようにお世話になっております。

特に、選挙戦後半には、非常に市民の皆様方の勢いといいますか、力を私自身も感じ、非常に心強く思った次第でございます。

また、これも繰り返しになりますけれども、連携すべきは地域の全ての企業、全ての市民であるというふうに考えておりますので、特定の企業のみと連携をするというようなことは考えておりません。

以上です。

○議長（福田 齊君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 西日本新聞の話も出ましたけれども、やはり市民の素直な気持ちだというふうに思います。チツソの影、市民の期待と不安ということで、市議の場合はある程度、自分たちの支援

者の人たちの意見をよく聞いて、次につなげていかなければいけないという考えもあるかもしれませんが、やはり市長という立場になれば、やはり市民全体のことを考えて、判断するところが数多く出てくるというふうに思いますので、ぜひそこら辺はしっかりと見きわめて、やっていただきたいなというふうに思います。

3回目の質問ですが、行財政改革の中で、働き方のことを答弁いただきました。早速4月には、人事異動が行われるわけですが、なかなか人事というのは難しく、完璧ではないというふうに私も思っております。職員が元気に夢を持って働ける、思い切って知恵を出せる、働きやすい職場をぜひ目指していただきたいなというふうに思いますが、私自身も職員の異動に関しては、適材適所が大切だろうというふうに思っておりますけれども、定期的に二、三年で異動することも大事でありますし、専門性の高い部署の職員については、事業の継続性なども配慮して、プロフェッショナル的な職員を育成する必要があるというふうに思います。

最後に市長の人事に関する考え方をお尋ねして、この質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 人事異動に関する御質問であったかというふうに思います。

人事異動に関する考え方につきましては、やはり若いうちには、ある程度の期間でいろいろな部署を経験していただくということは大事かというふうに思っております。

そういった中で、得意分野というものを見つけて、適材適所で部署の業務や継続性に応じた人事配置により、専門性などを高めることができるというふうに思っております。

議員がおっしゃるとおり、事業によっては、高い専門性が必要となることもあると認識はしております。

まずは、専門性などを身につけた先輩職員から、後輩職員への経験であったり、スキルをしっかりと伝えていただくということで、職員を育て、また事業の継続性や新たな展開につなげていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 齊君） 次に、市庁舎建てかえについて、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、市庁舎建てかえについて、順次お答えします。

まず、現在の進捗状況はどうかとの御質問にお答えします。

昨年9月議会において、新庁舎建設に伴う基本・実施設計業務委託の予算が議決されましたので、昨年11月に公募型プロポーザル方式により、全国から設計者を公募したところ、7社から参加表明があり、書類審査の結果、5社が1次審査を通過しました。そして、2次審査として、本年3月3日に公開によるプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、最優秀者と優秀者を

選定したところ です。

今後は、最優秀者と委託契約等について協議を行い、3月22日までに契約を締結したいと考えております。

次に、昨年9月議会で庁舎建設候補地についての住民投票条例案に市長は賛成されたが、今でもその思いは変わらないのかとの御質問にお答えします。

さきの岩阪雅文議員の一般質問で答弁いたしましたとおり、私は、当時、市議会議員を務めておりましたが、余りにも切迫過ぎ、十分な議論がなされておらず、市民の理解も得られないとの思いから、庁舎建設候補地についての住民投票条例案に賛成した経緯があります。

しかし、市議会本会議では最終的に採決がなされ、住民投票条例案は賛成少数で否決されました。このことは、市民を代表する議会の決定でもあり、決定した内容は、市長となった今も尊重すべきであると認識しております。

次に、平成30年度一般会計予算に新庁舎の基本設計・実施設計業務委託予算が計上されているが、これは何をするのかとの御質問にお答えします。

新庁舎の基本設計・実施設計業務は、約18カ月の期間を要することから、平成29年9月補正において、平成29年度の予算と平成30、31年度の債務負担行為を予算計上し、議決されたところであります。このため、平成30年度一般会計予算に新庁舎の基本設計・実施設計業務委託に関する予算を計上しておりますが、その内容は、水俣市新庁舎建設基本構想を具体的実現するために建物の構造や配置、各階のレイアウトなどの方針を定める基本設計を平成30年11月を目途に策定し、その後、基本設計図書に基づき、詳細な設計を行う実施設計に取りかかることとしています。

○議長（福田 齊君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 1回目の答弁をいただきましたので、2回目の質問に入りたいと思います。

進捗状況につきましては、昨年11月に公募型のプロポーザル方式で公募を行って、7社から参加があって、5社が通過して、3月3日に2次のプレゼンテーション及びヒアリングを行ったということで、答弁がございました。

私も当日、参加をさせていただきました、本当に素晴らしいコンセプトを持って、発表がなされたわけでございます。最終的には、最優秀者を決定して、3月22日までに契約を結びたいということで、ほぼ順調にきているのかなというふうに思っております。

2つ目の住民投票条例案についてですが、これにつきましては、余りにも切迫過ぎて、市民の理解が得られていないとの思いから住民投票条例案に賛成したという当時、高岡市長は、議会を代表して市の検討委員会にも6回も協議をされていたわけでもございまして、議会の本会議で採決がなされたので、尊重すべきだというような今の答弁だったかと思えます。

これにつきましては、やはり住民の願いというか、本当に補助金が出るか出ないか、あるいは

もうほかのところだったら、ハードルが高いという状況の中で、本当に切迫過ぎたのかというのは、ちょっと疑問ですけど、また後で質問をしますけれども、よろしくお願ひしたいと思いますが、答弁にあったように、3月22日までに締結して、平成33年12月完成に向けて、基本設計・実施設計業務、また今後構造や建物の配置、各階のレイアウトなどの方針を定めて、30年の11月までに策定して、基本設計図書に基づいて、詳細な実施設計に取りかかるということでございます。

このことは何よりも昨年9月議会において、基本・実施設計業務委託予算が議決されたことによって、このように順調に進められてきたわけでございます。そのような重要な予算に高岡市長が当時代表を務めておられた会派のほうから、削除する修正案が出されました。これが否決されましたけれども、御存じのとおり、この事業は熊本地震の被害を受けて、前市長を初め職員、議長、県議、地元国会議員など多くの皆さんの御尽力をいただき、やっとどうにか85.5%まで決定したということで、次世代に借金を残さない、本当にすばらしい事業になったのではないかなというふうに思っておりますけれども、このような事業に対して、9月議会での予算削除がもしあったとすれば、非常に財政面でも暗礁に乗り上げるようになっていたと思うんですが、当時の高岡代表の判断は、本当に間違いではなかったのか、私たちは住民の不安をおおるだけじゃなかったのかというふうにどうも感じてなりません。

35億がとれるかとれないかということで、本当に心配をしていたわけですが、このことは、議会でも市民の中でもぜひそういう方向性をいってほしいという話が数多く出ていました。

そういうことで、議論が切迫過ぎたということでございますけれども、採決の前に、十分執行部との議論はすべきであったろうし、できていたんじゃないかなというふうに私は思っております。このことで、判断は本当に間違いなかったのか、再度お尋ねしたいと思います。

それと、庁舎建てかえに関しては、市民の中には、まだ住民投票があつとじゃないかなとか、あるいは場所はそこで本当に進めていかすとだろろうかというような声がございまして。もちろん我々は、議会で予算も決定していますし、旧庁舎周辺を想定してプロポーザルのほうも2次審査のほうも行われました。しかし、住民の人たちはどうも中身がまだわかっていないというふうに思いますので、後戻りすることは考えられないと、私も思いますけれども、これまでどおり、旧庁舎周辺で進めていくということで間違いはないのか、その考えをお示しいただきたいと思ひます。

以上、2点お願ひします。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） では、谷口眞次議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目は、私が市会議員時代に住民投票条例案に賛成をし、予算の一部削除ということに賛成をしたけれども、その判断で間違いはなかったのかという御質問だつと思ひます。

私は先ほどから申し上げておりますように、庁舎建設に対して、反対の立場をとつたという認

識ではございません。やはり、この新庁舎建設というのは、市民にも大変な関心事があり、当時の市民の理解を得ながら、慎重に進めていくことが重要だと考えておりました。

御質問いただきました補正予算に反対の立場をとったのは、水俣市の庁舎建替検討委員会で2カ所の候補地というのが答申が出ております。それを受けて、最終候補地の決定に至るまでの経緯が私の思いでは不透明であり、議論が十分なく、不十分ということで、当時の議事録もないということで、一般質問の中でもございましたように、誰が決定したのかも明確な回答がなかったというようなことがいろいろ出てきました。

そういったものを問題提起したものでありまして、その当時の判断は、現在でも間違っていないかというふうに思っております。

それから、また再度住民投票があるんじゃないとか、建てる場所がまた変わってくるんじゃないとかいう市民の方からの不安の声があるということがございますけれども、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、市議会での決定の内容というのは、市長になった今も尊重すべきというふうに考えており、新庁舎建設地については、旧庁舎周辺で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 最終候補地の決定に至るまでの経緯がちょっと不透明だったと。また、議事録がなかったという不信感があったということがございますけれども、判断は間違いなかったということがございますが、議事録がなかったというのは、行政執行上、特に必要な条件ではないというふうに思いますし、また、特別委員会の委員長であったことも考えれば、もう一回特別委員会で議論する機会もあったのではないかなというふうに考えますと、やっぱりそのところが一部のしがらみとか、政治姿勢とか、そこら辺がやっぱりちょっと疑問が残りますけれども、議会の採決を尊重するというところがございますので、ぜひそのように候補地についても進めていただきたいというふうに思っております。

先日、5社の設計業者からプレゼンテーション、ヒアリング等が行われました。しっかりとしたコンセプトを持って、夢のある提案がなされていきました。水俣市史に残るような大きなこの事業が高岡市長の任期中に完成を予定しております。

そういうことで、市長はどのような庁舎を目指していこうと考えているのか、その意気込み等ございましたら、最後にお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 3回目の御質問でございますけれども、どういう庁舎を目指すのかということの御質問かと思っております。

この新庁舎は、水俣市の新庁舎建設の基本構想、それから基本理念に定める市民の安全安心を確保して、誰もが使いやすい、環境に配慮した庁舎ということの実現に向けて、5つの基本方針に沿った形で建設を進めるべきというふうに考えております。

具体的には、災害に対する安全性の確保、それから、市民サービスの向上、誰もが使いやすく、市民に親しまれる庁舎、維持管理しやすい庁舎、環境への配慮を実現するために、必要な機能等を有する庁舎、こういったものを目指してまいりたいというふうに考えております。

○議長（福田 齊君） 次に、道の駅・海の駅、物産館構想について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、道の駅・海の駅、物産館構想について、順次お答えします。

まず、現在の進捗状況はどうかとの御質問にお答えします。

新しい物産館につきましては、昨年度に基本設計を完了しておりまして、現在は、内容を詳細に設計する実施設計を行っている途中です。

実施設計につきましては、当初、本年3月に完了予定でしたが、建設予定地が熊本県の港湾用地であることから、熊本県との協議に時間を要し、本年度内に完了することが困難になりましたので、契約期間の延長を予定しております。なお、実施設計に関する予算の繰り越しにつきましては、本議会初日に議決いただいております。

今後につきましては、建設工事に関する予算も含めて、内容を詳細に検討したいと考えておりますので、建設時期、開業時期については未定です。

次に、市長は新年度予算案の説明を受けて、南九州西回り自動車道開通に向けて建設予定の物産館事業に難色を示し、項目ごと削除したと聞くがなぜかとの御質問にお答えします。

市長就任から当初予算案を上程する議会まで時間がない場合については、義務的経費を中心とした骨格予算編成を行い、政策的経費については、内容を検討、精査した上で、次回以降の議会に上程することが通常だろうと考えております。そのため、今回の予算案には計上しておりません。

○議長（福田 齊君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁いただきましたので、2回目の質問に入りたいと思います。

進捗状況につきましては、県との協議に時間を要しているもので、建設時期、開業時期もまだ未定ということで答弁がございました。

6月議会でもより具体的な詳細なところが明らかになってくるのかなというふうに思っておりますが、午前中の質問でもありましたので、この事業に関する市長の心構えというところを二、三質問をしたいと思っております。

まず、この事業はスケジュール的には、南九州西回り自動車道の開通に合わせて観光入込客の受け皿として、開業するというふうに、これまで予定で進められてきたとっておりますが、大幅にずれ込むようなことが考えられますが、おくれに対するデメリットとか、あるいは今後の予算確保、そして関係事業者などへの影響はないのか、まずそれを1点、お尋ねしたいと思います。

それから2つ目に、政策的経費については、次回以降上程するというふうになっておりました。西日本新聞にあったように、市長が難色を示して、項目ごと削除したというふうになっていきます。

その内容は、市議時代の説明と大幅な変更があったとありますが、具体的にはどのようなものか、これが2つ目です。

それと3つ目に、この事業については、県の協議に非常に時間を要していると、延び延びになっているというふうに感じておりますが、西回り自動車道の水俣インター開通に合わせることは、非常に難しい、やむを得ないというふうに考えておられるのか。積極的に開通に時期は間に合わなくても、できる限り近づけていきたいというふうな協議を進める必要があると思うんですが、これについて市長の考えをお尋ねしたいと思います。

以上3点、お願いします。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） では、御質問にお答えします。

この物産館のオープンが南九州西回り自動車道の水俣インター開通に合わせてできない状況に今なっているということに対してのデメリットはどうなんだという御質問かと思えます。

確かに議員のおっしゃられるとおりに、インター開通に合わせてオープンした場合は、その相乗効果というもの期待できるかというふうに思っております。

しかし、やはり大事なものは、高速道路が全線開通したときに、いかに高速道路をおりて、水俣を訪れてもらえるか、いかに水俣を魅力的に思ってもらえるかといったことなのではないかと考えております。そういったことから、もう一度じっくり検討をしたいというふうに考えております。

予算については、環境首都水俣創造事業の補助金を活用したいというふうに考えておりますし、事業者については、具体的な取引の打ち合わせ等は始まっておりませんので、影響はないものというふうに考えております。

それから、先ほどの物産館事業に対して、項目ごと削除して、その中で大幅な変更があったからということであるけれどもということですが、谷口眞次議員がおっしゃっておられるのは、恐らく新聞報道のことかというふうに思いますけれども、報道されている大幅な変更というのは、私が議員時代に想定してきた事業費と実施設計で積算された金額との間に大きな開きがあったこ

とを差しているのかというふうに思います。

これについては、物産館事業事態に難色を示したわけではなく、事業費が数億円に上る重要な事業であることから、費用対効果も含めて、しっかりと精査する必要があるのではないかとこのように考えております。

それから、3つ目の御質問といたしまして、このインター開通にオープンが間に合わないということがやむを得ないというふうに思っておられるのかという御質問かと思っております。

物産館というのは、この水俣に来てもらうための仕掛けの一つだというふうに考えておりますので、やはりよりよいものをつくるために、インター開通に間に合わないことは、現在ではやむを得ないというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁いただきましたので、最後の質問になりますけれども、予算関係については、環境首都事業を使って、じっくりといろいろな形で検討していくと。業者についても、まだ先に進んでいないので、特に影響はないというような答弁であったかなと思っております。

それから、2つ目の難色を示したということについては、今説明があったとおり、いろいろ検討して、次期の政策的経費について出していくというようなことだったかなと思っております。

3つ目につきましては、できるだけ私も開通に向けて、本当に急ぐべきではないかなと思っております。

オープン直後から3カ月とか半年ぐらいが一番自動車の交通量が多いし、オープンしたから行ってみようかな、開通したから行ってみようかなという時期だと思っております。私も出水・阿久根が開通したときに、いち早く3回ほど行ってきましたけれども、やはり、最初のイメージというのが一番強く残るかと思うんですね。開通したけど何もなかったというようでは、やはりリピーター客につながらないと思っております。

早い時期こそ、観光客の受け皿としては、より効果が発揮できるのではないかなと思っておりますので、ぜひ市長みずから積極的に協議を進めていただきまして、ぜひ一刻も早く、開通に合わせるのは無理かもしれないけれども、3カ月後、半年後には必ずできるんだと、ぜひトップセールスを生かして、やっていただきたいなと思っておりますが、最後にこのことについて、意気込みをお尋ねしたいと思います。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 3回目の御質問でございますけれども、今、谷口眞次議員がおっしゃられたように、やはり物産館という目玉が必要だということは、十分認識をしております。

私が先ほどから申し上げておりますインター開通に間に合うことが一番の理想ではあるとは思

うんですが、今、私が今回いろいろ事業説明等を受けている中で、やはり中身の問題、予算の問題、こういったものがございまして、やはりなかなか任せる業者等もまだ決まっていないという状況の中で、じゃあ果たして、インターに間に合わせる事が大事なのか、それとも、先ほど谷口眞次議員も言われたように、人が寄ってくるような魅力ある建物を建てるのが大事なのかということをお考えのときに、言われたように、せっかく来たときに、じゃあ物産館はあるけど、中身が何もないというような物産館であれば、やっぱり来ていただいた観光客のお客様の方はもうリピーターとしては利用していただけないだろうというふうな思いもございまして、やはり何を優先するかといったときに、そういう予算の問題の精査も当然必要でございまして、やはり皆さんに親しまれる、お客さんに喜ばれる物産館というものを目指していきたいというふうに思っております。

なおかつ、やはり今おっしゃられたように、なるべく早くオープンができるような形は考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で谷口眞次議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午後2時18分 休憩

午後2時28分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高岡朱美議員に許します。

（高岡朱美君登壇）

○高岡朱美君 皆さん、こんにちは。日本共産党の高岡朱美です。

午前中、谷口明弘議員が市長に見習ってダイエットしなければという話をされていまして、お話を聞きましたら、8キロもお痩せになったそうです。まずは、選挙中の御苦勞をねぎらいたいと思います。お疲れさまでした。

午前中の質疑を通じまして、800票差という選挙結果について、市長からは謙虚に受けとめたというお言葉がありました。また、環境を軸としたまちづくりの継承の意志についても語られました。

水俣病という世界に類を見ない公害を経験したまちが、苦しみ、もがきながら見出したこの道は、もはや何人であろうと元に戻すことはできないのだと感じました。

世界に目を転じれば、地球温暖化、広がる格差、そして今なお核兵器使用の危機が人類の存在を脅かしています。この事態をどう解決し、将来に持続可能な社会を残していくか、立場を超え

て取り組まなければならないことが山積しています。地方自治においても、どこも課題は同じです。国に対しては、言うべきことを言い、市においては、市長が言われるように、議論を大いに起こして、将来への責任ある方向に向かって、かじ取りをしていかなければなりません。

市長主導のもとでの今後の建設的な議論を期待し、以下質問に入ります。

大項目1、経済の浮揚、活性化について。

①、市長は、選挙中、熊日の取材に対し、例えて言えば、2万5,000人の市民を乗せた船が傾き沈没しそうになっている。一刻も早く正しい方向に導く必要がある。経済が低迷し、地元企業の活力がないので、早く改善しないといけない。まずは経済の浮揚、活性化だと述べられています。今は、間違った方向を向いているという認識なのか、また市長の考える正しい方向とはどのような方向を言うのか。

②、経済が低迷していることについて、その原因をどのように分析しているか。

③、市長はどのような方法で経済活性化を図るお考えか。

大項目2、戸建住宅リフォーム助成制度について。

①、制度を導入してからの実績はどうなっているか。

②、利用した人からはどのような声を聞いているか。

大項目3、森林開発を伴う太陽光発電事業について。

①、ゴルフ場跡地で起きた河川汚濁の問題について、その後、原因特定と再発防止策はとられたのか。

②、市内において森林伐採を伴う発電事業は、既に設置されたもの、申請があったもの、申請には至っていないが相談があっているもの、それぞれ何件か。

③、これら森林伐採を伴った発電事業それぞれについて、関係住民への説明がどのタイミングでどのような形で行われ、そこでどのような説明をしたのか市は把握しているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 高岡議員の御質問に順次お答えします。

まず、経済の浮揚、活性化については私から、戸建住宅リフォーム助成制度について及び森林開発を伴う太陽光発電事業については産業建設部長から、それぞれお答えします。

初めに、経済の浮揚、活性化について順次お答えします。

まず、市長は、選挙中、熊日の取材に対し、例えて言えば、2万5,000人の市民を乗せた船が傾き、沈没しそうになっている。一刻も早く正しい方向に導く必要がある。経済が低迷し、地元

企業の活力がないので、早く改善しないといけない。まずは経済の浮揚、活性化だと述べられている。今は、間違っただけの方角を向いているという認識か。また、市長の考える正しい方角とはどのような方角を言うのかとの御質問にお答えします。

まず、この発言につきましては議員がおっしゃる間違っただけの方角を向いているという趣旨のものではございません。これまでも本市における経済振興につきましては、さまざまな施策が展開されてきたところです。しかしながら、その施策についても一定の効果はあったものの、大きく経済の浮揚、活性化につながったとは言えないという認識を持っております。

私は、議員時代から地元企業と行政の対話が少ないのではないかと感じておりました。今後は、地元企業との意見交換を重ね、経済の浮揚、活性化につながる施策を展開したいという意味を込めて正しい方角という発言をしております。

次に、経済が低迷していることについて、その原因をどのように分析しているのかとの御質問にお答えします。

経済の低迷における原因につきましては、水俣市のみではなく、地方自治体が抱える共通の問題ですが、若年層の市外流出における人手不足、後継者不足による廃業、特に、都市部における景気回復の影響が、地方まで波及していないと考えているところです。

次に、市長はどのような方法で経済活性化を図るお考えかとの御質問にお答えします。

一つは、企業誘致における空き工場バンクへ取り組みたいと考えております。企業誘致につきましては、市が企業誘致に活用できる土地がないという課題がございます。そこで、民間が所有する空き工場・空き地等の情報を収集し、ホームページ等で周知することにより、企業誘致につなげようとする取り組みです。

また、先にも述べましたが、これまでは地元企業と行政との対話が少なかったと感じております。まずは、地元企業が経済の活性化についてどのような考えをお持ちか。また、どのような支援等を望んでいるのかについて御意見をお聞きし、経済の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 2回目の質問をさせていただきます。

水俣市は、岡田市長以来水俣病で経済的にも精神的にも疲弊したまちを再生させるために、環境と福祉を大事にしたまちづくりを進めてきました。市長も一定の効果があったとお認めになられています。

私はこの方角が間違っている認識なのかを確かめたかったのですが、午前中から御回答もあつてはいますけれども、決してそうではないと。ただ、自分が地元の企業ともっと活発に意見交換をすれば、もっと大きな成果が上がる、それが正しい方角というふうに表現したと、こういうこと

でよろしいのでしょうか。もう一回、ここを確認させてください。

そして、景気低迷の原因について、どう分析しているかをお尋ねしました。

これについても、水俣市だけの問題ではないということもお認めになりました。沈みそうになっているのは2万5,000人が乗った水俣船だけではない、

若者が出ていく、物は売れない、商店街はどのまちでもシャッター通りとなっており、公共交通は赤字です。山間部では、耕作放棄地がふえて、頑張って農業を続けている人もイノシシやシカの対策に大変苦勞されています。病院と介護施設の需要はふえ続けていますが、医師や看護師、介護士の確保が大きな課題になっています。地方の多くがこのような状況に陥り、逆に都市部では人口が過密となり、待機児童など別の問題を抱えているわけですが、なぜこのような二極化現象が起きているのか。

答弁では、若者の市外への流出、人手不足、都市部の景気回復の影響が波及していないことを挙げられました。ただ、これは現象であって、その原因に迫っているとは私は思わないんです。

今回いい機会をいただいたので、新水俣市史の近現代の経済の流れをずっと読んでみました。市史の変遷自体は残念ながら昭和59年までの記録ですので、明治初期からおよそ100年くらいの記録なんですけれども、この間の水俣の盛衰というのを見ることができます。

明治22年に水俣村が誕生したときの人口は1万2,303人で主要産業は林産物が最も大きく、次が塩、それからはぜの実、お茶、かんきつ類も重要な産物だったとあります。明治41年に野口遵が日本窒素肥料株式会社を古賀町に設立。その後、工場がどんどん増設されていき、水俣村は大きく近代化をし、人口がふえていきます。

その後、経済に大きなマイナス影響を与えたことが幾つかあるのですが、その一つは戦争です。第二次世界大戦の後のすさまじい物理的、経済的破壊が書かれています。農家では大事な働き手がいなくなって大変な苦勞がありました。

チッソは日本の大陸進出に伴い、50を超える事業所を海外に展開していましたが、水俣工場以外の全てを敗戦によって失っています。

その後、水俣は多くの引揚者、失業者を抱え、住まいの建設など大変苦勞をしながら、建て直しを図り、昭和31年に久木野村と合併して人口のピーク時を迎えました。このとき5万461人です。しかし、それを境に人口は減ってまいります。昭和40年の就業状況を見ますと、このときの労働力人口が3万1,895人なんですけれども、そのうち、1次産業が5,635人で17.6%、2次産業が5,804人で18.1%、3次産業が8,414人で26.3%の割合です。

今現在はどうなっているかといいますと、平成22年の国勢調査の結果ですけれども、労働人口が1万2,449人です。1次産業が725人で5%、2次産業が2,647人で21.2%、そして3次産業は、7,794

人で62.6%あります。1次産業と、2次産業が大きく後退してきたというのが見てとれます。

1次産業においては、昭和30年代の終わりには工業都市からの求人活動が盛んになって、農家の子弟の半分以上が県外に就職してしまいます。その根本原因が、農家の経済力の弱さと進歩の遅い経営面の結果だとして、その当時の市長は一生懸命、インフラの整備ですとか、水俣に適した果樹園の増反など、大変力を入れてきたことが書かれています。しかし、1970年代には大幅な農業離れが起きています。このときに何があったかという、農産物の輸入自由化が行われた時期です。

そして、2次産業では、終戦直後に引揚者をできるだけ採用したチツソは5,200人の従業員を抱えていましたが、水俣病を発生させ、補償問題を抱える中で昭和42年に合理化計画を発表し、配置転換などを行って、昭和43年には従業員数を2,586人に減らしています。そのころに危機感を持った議会は、企業誘致策を活発に議論しておりまして、多くの企業を新たに誘致して、操業が始まっています。しかし、これらの工業における国際競争も非常に厳しくて、その後撤退している企業が相次いでいます。

そして、第3次産業ですが、今、最も労働人口の多い分野になってはいますが、その中でも商店街の衰退がはっきりと数字に出ています。昭和27年ごろの商店街の件数ですけれども、651軒あったと書いてあります。そして、平成6年には、450軒、そして2014年の調査では、283軒に減少しています。この分野では、1990年代にアメリカの圧力によって大規模小売店舗法が廃止されたことが大きく影響しています。大型店が次々と出店し、競争が激しくなり、どのまちでもシャッターをおろすシャッター通りが目立つようになりました。

その結果、昔は地域にあった多くの小さな商店がなくなっていき、高齢者が困って、今、買い物難民という言葉がつくられています。みなくるバスが走り始めたのもこれがきっかけで、自治体は今こうしたさまざまな傷の手当をするために財政負担を背負わされています。こうやって過去を振り返ってみますと、戦争にしても、輸入自由化にしても、規制撤廃にしても全て政治の判断で行ったことです。この結果が今の姿を映し出しているにすぎません。

ちなみに、私の所属する日本共産党は、拷問によって多くの仲間を失いながらも戦争反対を最後まで貫きました。また、輸入自由化に対しても、唯一最後まで反対した政党であります。

最近では、日本共産党のほうが保守に近いと、つまり日本のよき文化を守っているという意味で褒めてくださる学者さんも出てきました。

選挙中は、共産党の悪い影のようなものの言い方をされる方がいらっしゃいましたけれども、共産党が今まで日本の大事な産業を最も一生懸命守る立場にいたということをし添えておきたいというふうに思います。

今はまだ、経済界からは、規制緩和を求め続けられています。国会で働き方改革が今大問題

になっています。この行き過ぎた規制緩和が既に私たちの目の前に多くの困難をもたらしているのに、なぜそれがとまらないのでしょうか。私は、政治が劣化したからだと考えております。政治が企業のしもべになってしまっています。

政治は、農業が潰れて工業だけが成長してもいけないし、大きいところだけが生き残って小さいところが潰れてもいけない、自然を壊して人間だけが生き残ってもいけない。常に全体のバランスをとりながら、ルールを壊すのではなく、ルールをつくることを求められているのではないかと考えております。

市長からは、空き工場バンクによる企業誘致活動という具体案が示されました。また、企業との対話を重視して、これから経済活性化の取り組みを考えるということでした。対話は大いに結構だと思います。ただ、私からは、その対話がバランス感覚を働かせて行われることを望みたいと思いますけれども、この点について何か御所見があれば、お伺いしたいと思います。

質問は2点です。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 高岡朱美議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず1つ目は、正しい方向ということが大きな転換ということではなく、そういう企業との対話等をもっとふやしていくということなのかというような御質問だったかというふうに思っております。

先ほどの答弁でも申し上げたように、私は今までやはりそういう地元企業と行政との対話が足りなかった、不足をしていたというふうに感じております。

今後は、地元企業との意見交換を重ねて、地元企業が経済の活性化について、どのような考えを持っておられるのか。また、どのような支援等を望んでおられるのかという御意見等を伺いながら、やはりこの水俣の経済の浮揚、そして活性化につなげる施策を展開したいという意味での正しい方向ということでございます。

それから、今言われました1次産業、2次産業、3次産業ということで、そういう部分でのバランス感覚ということはどう考えているかということで、私もそういうバランス感覚という意味では、さまざまな業種の地元企業の皆さんと広く意見交換を行わなければいけないと思っております。

この選挙期間中でもありましたけれども、やはり若い農業の担い手の方、こういった方からも御意見をいただいております。やはり、農業で自分は頑張っていきたいんだという非常に前向きな青年もおられます。

また、商店街においても、やはりどうしても後継ぎがおられないところ、そういったところは、店を閉めなければいけないという状況にもありますけれども、やはり若い担い手、こういっ

た方々もそれぞれのところで頑張っておられます。当然、企業もそうでございます。そういった方々を広く、いろんな業種、それから1次産業、2次産業、3次産業、全てのところでそういった方々がおられるということも十分認識をしておりますので、そういった方々全ての方といろんな意見を重ねながら、この水俣づくりをどうしていくのか、皆様方の仕事をどうしていくのか、そういったところを皆様と一緒に、考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 今、さまざまな業種の方との対話、意見交換を進めて考えていきたいということでした。

最後の質問ですけれども、もう一つだけ、気になる発言が新聞紙上で拝見いたしました。

これは、毎日新聞のインタビューに答えられていますけれども、水俣には基幹産業がある。しかし、行政が企業側と連携をとれていない。今のままではこのまちは生き残れない。この新聞では、基幹産業とは、水俣病の原因企業でもあるチツソのことだと解説されています。

このチツソと連携がとれていない、今のままでは町は生き残れない、この表現なんですけれども、まるでチツソと水俣が一蓮託生であるかのように聞こえるんですけれども、この生き残れないというのは、どういう意味を込めておっしゃったのか、最後にその真意をお聞かせいただきたいと思います。

1点だけです。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 高岡朱美議員の3回目の質問にお答えいたします。

生き残れない、つまり、今のままでは経済が疲弊して、経済の活性化をしないと、このまちは、先ほども申し上げましたように、人口減少、やはりまちというのは、人がいないことには経済効果というのは生まれてこないのではないかというふうに思っております。

先ほども申し上げましたように、それは農業でもしかり、商店街でもしかり、企業でもしかり、そして、先ほど新聞報道のことを例にとって御質問なされましたけれども、私は一言もチツソであるJNCであるとかいうことを発言したことはないというふうに思っております。

非常にそれは恣意的な記事ではないのかなというふうに私は思っております。

基幹産業というのは、やはり当然JNCさんも含められるでしょうし、それ以外にも水俣にはたくさんの従業員を抱えた基幹産業がございます。そういった方々と連携をし、その全ての基幹産業が元気になることによって、福祉や子育てといったものにも貢献をいただけるというふうに考えております。

そういう中で、やはり基幹産業には、この水俣市の経済を牽引していただきたいというふうに

考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、戸建住宅リフォーム助成制度について、答弁を求めます。

関産業建設部長。

（産業建設部長 関 洋一君登壇）

○産業建設部長（関 洋一君） 次に、戸建住宅リフォーム助成制度について、順次お答えをいたします。

まず、制度を導入してからの実績はどうなっているかとの御質問にお答えします。

本助成制度は、市内の建築事業者の仕事の創出を目的として、平成27年度から開始し、現在3年目の事業を実施しているところです。

実績につきましては、平成27年度が、予算額1,000万円に対し、補助交付額が約953万3,000円、補助件数60件、補助対象工事費総額で約6,089万9,000円。次に、平成28年度が、予算額1,500万円に対し、補助交付額が1,446万5,000円、補助件数が90件、補助対象工事費総額が約9,638万3,000円となっております。次に、平成29年度につきましては、現在まだ事業実施中ですので、平成30年2月26日時点の状況となりますが、予算額1,800万円に対し、補助交付見込額が約1,728万1,000円、補助件数が104件、補助金対象工事費総額が約1億2,044万7,000円となっております。

次に、利用した人からはどのような声を聞いているかとの御質問にお答えします。

この制度を利用した市民の方からは、リフォーム工事を行う後押しになった、補助金があったことで、当初予定していなかった箇所も追加でリフォームすることができたなどの声がありました。

また、建築事業者の方からは、制度があったことで、顧客に工事の話を切り出しやすかった、リフォームに行った先の方から、新たな顧客を紹介されたといった声がございました。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 今、戸建住宅リフォーム助成制度を導入してからの実績をお答えいただきました。

平成27年度は1,000万円の予算を組んで、60の方が利用し、6,089万9,000円の仕事が生まれたということで、経済効果は6倍だったということです。28年度は1,500万円の予算で90の方が利用して、9,638万3,000円の仕事が生まれまして6.5倍、29年度は1,800万の予算で104人が利用されて、1億2,044万7,000円の仕事が生まれました。効果は7倍あったということです。

利用者の声も紹介していただきましたが、制度があったので顧客に工事を勧めやすかった、補助金があった分、工事を追加したなど、まさにこれは仕事が生まれた、仕事創出に大きな効果を上げています。

私自身も、これがあったから工事を決断したという利用者の声を聞いていますし、そして業者

の方からは、来年度もこの制度あるよねと聞かれております。この制度、ぜひとも継続するべきだと思いますけれども、お考えはいかがかお尋ねします。

1点だけです。

○議長（福田 斉君） 関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 高岡朱美議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、本制度を今後も続けるべきだと思うがという質問だったと思います。

戸建住宅リフォーム助成制度につきましては、その事業の目的でございます建築関係事業者の仕事づくりという点で、これまで一定の効果があったものと考えております。

今後、南九州西回り自動車道水俣インターチェンジの開通を見据えて、小売りや飲食分野を中心に店舗のリフォームに対して、助成する事業に切りかえることを現在検討をいたしております。

これにより、これまでの制度でも創出されておりました建築関連事業者の仕事づくりを行うとともに、それにさらにプラスして、地域内外における小売業者や飲食業のさらなる顧客の獲得という新たな事業効果も生み出すのではないかと、より一層の経済効果につながっていくものと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 今のお答えですと、つまり今までは住宅のリフォームのための制度だったけれども、今度は店舗のためのリフォームの制度に切りかえるということです。もちろん店舗のリフォームもできたほうがいいと思います。建築事業者の方も、店舗のほうにも利用できないか、そういう制度に変えられないかという要望が出ているということを知っております。

それならばですけれども、補助対象を別に今回は店舗にする、住宅にするというふうに分けなくともいいんじゃないのかなというふうに考えるんですが、他の市町村を見ましても、天草は来年度はもう5年目になりますけれども、やはり例年どおり1億円の予算を組まれています。人吉も7年目になりますけれども、例年並みの1,000万円を組まれる予定だそうです。毎年、消化をされています。他市町村にこの住宅改修の要望があつて、水俣市にはないということはないはずですので、もし、店舗の改修を促進したいということであれば、これまでの住宅の改修のメニューに店舗を加えるという方法はできないのでしょうか。

また、前回12月議会で、私、移住促進について取り上げたときに、空き家バンクの登録が進んでいないという事実がわかりました。それで、先日、大分県豊後高田市で移住定住促進についてお話を聞いてきたんですが、ここでも数年間はなかなか登録が進まなかったんですが、ある年をきっかけに急に2桁台にふえていたんですね。それで理由を聞きましたら、空き家リフォームの補助制度をつくったことが利用を促したという御回答だったんです。

店舗にしても空き家にしても建築物を修繕することには違いはないわけで、建築業者の景気対策ということで、目的は一緒です。そして、個人の住宅改修の改善にもつながるわけです。

制度を上手にもっと柔軟に何にでも使える形で改善するという方法で続けられないのか。これが1点目の質問です。

それから、もう一つ、平成28年の9月議会で一度提案させていただいているんですけども、還付金です。全体の工事の2割が補助金なんですけど、その還付金を水俣市内だけで利用できる商品券にできないでしょうかというふうに提案もしました。

以前、消費喚起として行ったプレミアム商品券ですとか、プレミアム飲食券、これは大変好評だったと聞いております。できない理由について、そのときに商品券の発行に係る人件費とか印刷代など、そういったコストを考えたときに、進めるのをためらうというふうにおっしゃっていたというふうに記憶しております。

人吉の場合は、商品券と現金と半々で還付をしているそうなんですけど、その商品券については、もともと地域内で流通するものがあったので、それを買ってきて発行するだけなので、全くコストがかからないわけなんです。それで、水俣にもそれにかわるものがないのかなというふうに私も考えて、フラワースタンプの500円ポイント券ですか、そういうものがそれに当たるんじゃないのかなとちょっと自分の頭で考えたことなんですけども、そういう形で施工主にも建築事業者にも、そしてまた商店街にも還元されるような経済活性化策にすることはできないか、この2点について、御質問したいと思います。

○議長（福田 齊君） 関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 高岡朱美議員の3回目の御質問なんですけど、住宅を店舗にそのまま変えてしまうということではなくて、それを検討しているということでございます。

これはまだ6月補正、政策経費です。要望等があったときに、住宅だけでなく、もうちょっと工夫して、事業をしたら、いっぱいまた仕事ももらえるんじゃないか、検討してくださいというのもしか要望だったと思います。

ですから、こっちの店舗のほうにシフトするのも一つの方法です。議員お考えのものも一つの方法だと思いますので、6月の政策経費を出すまでに今検討中でございます。

また、先ほども視察の話が出ましたけど、そういった他市のものも参考にして、3年間やってきましたけど、この制度が新たな経済効果につながるようにしていきたいと思います。

それから2点目が、還付。人吉当たりでは、こういった助成制度をプレミアム商品券で返しているということで、水俣市のほうも返しているわけじゃないんですけど、プレミアム商品券の販売ということで、たしか3年前、4年前に商工会議所をお願いしてだったんですけど、いつもプレミアム商品券は1割から2割の事務委託料というのを支払っています。そこまでしてプレミア

ム商品券を使うのか、商店街にお金が流通するということもございますけど、プレミアム商品券については、そういったリスクが生じたりいたしますので、こちらのほうも今、現金でお返しをしていますけど、そういった商品券を今回、店舗の新たなリフォーム制度に使っていくかも、6月で予算を出す際に、それまでに提案したいと思います。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、森林開発を伴う太陽光発電事業について、答弁を求めます。

関産業建設部長。

（産業建設部長 関 洋一君登壇）

○産業建設部長（関 洋一君） 次に、森林開発を伴う太陽光発電事業について、順次お答えいたします。

まず、ゴルフ場跡地で起きた河川汚濁の問題について、その後、原因特定と再発防止策はとられたのかとの御質問にお答えします。

河川汚濁の問題について、改めて御説明をいたしますと、現在、水俣市長崎地区のゴルフ場跡地に、株式会一条工務店がメガソーラー発電所を建設中でございますが、平成29年4月から9月にかけて発生した大雨及び台風により、工事現場調整池より濁水が茂川川へ流出し、下流の湯出川、水俣川等を汚濁したものです。この事態を受け、市は一条工務店に対し、メガソーラー発電所建設事業に関する協定書に基づき、意見書と要求書を提出いたしました。

一条工務店からは、同年10月25日付で、濁水流出再発防止計画書が提出されております。その後につきましては、本計画に基づき、降雨が少ない時期までの工事一時中断と工事現場調整池へ流入する水路の計画変更等の対策がとられたところでございます。

次に、市内において森林伐採を伴った発電事業は、既に設置されたもの、申請があったもの、申請には至っていないが相談がっているもの、それぞれ何件かとの御質問にお答えします。

森林伐採を伴った太陽光発電事業で、市が把握しているものは、大きく分けると2種類ございます。1つが、森林法に基づく林地開発許可制度に申請のあったもの、もう一つが、当該制度の対象外であるが、伐採及び伐採後の造林の届出書が提出されたものでございます。

この前提で、市内の森林伐採を伴った太陽光発電事業を集計したところ、既に設置されたものについては4件、うち林地開発許可制度に申請があったものについては2件です。また、相談がっているものについては4件となっております。

次に、これら森林伐採を伴った発電事業それぞれについて、関係住民への説明がどのタイミングでどのような形で行われ、そこでどのような説明をしたか、市は把握しているかとの御質問にお答えします。

まず、関係住民への説明は、熊本県林地開発許可制度の申請手続上、義務ではありませんが、

県からはできる限り行うよう指導されております。

さきに述べた森林伐採を伴った太陽光発電事業で、既に設置されたもの及び建設中の4件については、2件が工事着工前に、1件が工事完了後に地元住民への説明会を開催されております。そのうち、2件の説明会については、市の担当が出席もしくは事後報告を受けており、その内容等についても把握をしております。

○議長（福田 齊君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 2回目の質問をさせていただきます。

この問題は藤本議員が何度も取り上げておられますが、私も別のところで計画中の発電施設のことが今非常に気になっておりまして、今回取り上げさせていただきました。

一条工務店のメガソーラーの計画は、全体が70ヘクタールというふうに聞きました。初めぴんとなかったんですけども、置きかえたら東京ドーム17.5個分の広さなんです。大変広いです。

この場所はもともとがゴルフ場ですので、既に開発が済んでいるところですので、開発がもうされているところでしたが、新たに森林を伐採してメガソーラーをつくろうという計画も少なからずあるようです。

熊本県に全体の様子を伺ったんですけども、既に稼働しているところが161カ所あります。今後も申請がふえる見込みというふうなことでした。

水俣市内のことも今お答えいただきましたように、既に申請されたのが4件で、そのうち2件は森林伐採を行う開発だということです。そして、さらにまだ検討段階のものが4件あるということなんです。

山は降った雨を一度土壌に含ませてゆっくり川に流す役割をしています。ソーラーパネルというのは、その機能を阻止してしまいます。一気に大量の雨水がパネル表面を流れ落ちて、川に集まってくることになります。設計上は、一度その雨水を池に蓄えて排水溝から少しずつ川に流すことになっていますが、一条工務店の工事ではそのため池から泥があふれ出したということでした。今回は、たまたま汚濁の原因が特定できるケースだったわけですけども、もし予想を超える集中豪雨などで土砂崩れが起きた、あるいは川が増水して浸水被害を起こした、こういった場合にメガソーラーが原因だと特定する方法はあるのか。まずこれを1点聞きたいと思います。

平成29年4月に資源エネルギー庁が太陽光発電用の事業計画策定ガイドラインを出しています。

それによると、やはり全国的にも土砂の流出などの事例が報告されているようです。私が今回、気になっているところがあると言った計画は、40ヘクタールの森林を今から伐採するというものです。東京ドーム9個分です。災害が起きないように工事をするのは事業者の責任ですし、起こしたら補償するのも事業者の義務です。

ただ、こうした被害というのは非常に甚大になり過ぎて、本当に補償ができるのかどうか、補

償が不可能になるケースも出てくるかもしれないし、雨量が予想を超えたと言って、逃げることもできそうな気がするんですね。

何と言っても、災害を未然に防がなければならないと思うんですが、そのためには、そういう危険がある場所につくらせないということが一番だと思うんですが、前回、藤本議員が独自の条例をつくるべきではないかというふうに提案をされました。その後検討はされたのかどうか。これを2点目として伺いたいと思います。

それから、既に設置されたケースで住民説明会がどのように行われたかをお答えいただきました。現在の法令上は、義務ではないことになっており、実際に設置された4件のうち2件は工事着工前だが、1件は着工後に説明会を行っています。私が心配している案件では、その事業のための土地をブローカーが入ってどんどん進めておりまして、設置事業者から直接説明を受けないままに譲渡を決めてしまっている人が大半なんです。

どのような規模でどのような開発を行うのか、工事に責任を持っている人が住民を集めて行う説明会をもっと早い段階で行わせる必要があるんじゃないかと思うんですが、これについてどうお考えでしょうか。

3点を質問したいと思います。

○議長（福田 斉君） 関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 2回目の御質問にお答えをいたします。

まず、土砂崩れや川の氾濫がどここの森林開発だと特定する方法があるのかという御質問だったと思います。

これは、集中豪雨等による土砂崩れとか、あとは川の氾濫等が起きた場合の原因特定につきましては、災害が複数カ所で発生しているとか、規模が大きい場合には、さまざまな要因が複合的に左右している可能性が高いため、どここの森林開発のみが原因であると断定することは困難であろうと思います。

ただし、降雨によります河川等の汚濁につきましては、目視による調査を河川の下流のほうから上流にかけて行うことによって、ある程度発生場所と原因の特定ができるかなと考えております。

2番目としまして、独自の条例をつくるべきとのその後の検討なんですが、平成29年12月議会の藤本議員の一般質問のときに、市としては他の自治体のメガソーラー発電所建設に対する規制等を研究していきたいと答弁させていただきました。その後の経過につきましては、実際にガイドラインを制定している霧島市さんのほうに出向いて、情報収集を行うなど、研究を進めている段階でございます。

それと、3番目なんですけど、住民説明会をもっと早い段階で行うべきだと思うが、いかがお考

えかについてですが、さきに述べましたとおり、住民説明会につきましては、県の隣地開発許可制度上、義務ではございませんが、できる限り開催をなさいと業者に対し、指導がなされているところです。

また、同様に事前に開催ということもあわせて指導されていることから、できるだけ早い段階で開催することが望ましいと考えております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 森林を伐採してパネルを設置する場合には、林地開発許可をとるということが前提になっています。その申請書を見せてもらったんですけど、専門的なことはよくわかりませんが、こういう地形のところではこういう工事をなさいと、雨量の計算については、このデータを使いなさいと、そういう指示がいろいろ書いてあって、基本的にはこれらをクリアすれば許可されるという流れになっています。山を伐採して、保水機能を喪失させる工事なので、その広さとか地形的なことなどについては、もっと慎重になってもよいのではないかなというふうに今思っているんですけども、今の段階では、この開発許可については、そういう条件がありません。

また、住民説明会についても、地権者の3分の2以上の同意がとれている、その他についてもとれる見込みがあることについて同意書を出せば基本的には受け付けることになっていて、集団で説明会を開催したということについては、特に報告の義務がなくて、したがって、これは強制ではないというふうになっております。

許認可権を持つ県の条例が、今こんなふうな状態なので、災害防止とかトラブル防止の観点からやはり市として毅然としたものをつくっておく必要を強く感じております。

先ほど、藤本議員の要望を受けて、霧島市に行って研究しているところだというふうなお答えでした。私も霧島市の条例は見せていただきまして、一番注目したのは、除草作業には除草剤を使わないという文言が入っていました。これ、非常に珍しいなと思ったので、市の担当者に、業者がここは嫌がってないですかと聞いたんですけど、そんなことはありませんよ。住民説明会でこれを言うことで、逆に住民が安心されて、理解を得やすいようですよというふうに言われていました。

それから、住民の説明会の開き方についても計画の概要が明らかになった時点でなさいと、それから開いたときの報告書の提出を義務づけている点も非常に模倣したほうがいいかなというふうに思いました。

さらに欲を言えばなんですけども、説明会の開く範囲について、自治会を必ず入れるとか、川がある場合には下流の自治会にも開催を義務づけるというふうな文言が入っていればいいん

じゃないのかなというふうに思いました。

もう一つは、岡山県真庭市の条例も見せていただいたんですけど、ここは景観保全の目的なんですけど、あらかじめ設置してはいけない場所というのを地図に設定をしていました。水俣市にも観光地がありますので、ぜひこれも取り入れていただければなというふうに思いました。

幾つかの要望ですけれども、こういったものも含めて今後条例づくりを検討していただけないかということ、これはもう要望にしたいと思えますけれども、最後に1点だけ、質問です。

長崎の産廃処分場予定地だった場所にメガソーラー建設が予定されておりますけれども、それについて前市長は、住民の同意が得られるまでは、敷地内にある市が所有する土地は業者に貸与しないと表明されております。これについて、新市長はその考えを継承するおつもりがあるかどうかお尋ねいたします。1点だけです。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 高岡朱美議員の3回目の質問ということで、長崎地区にございます産業廃棄物最終処分場予定跡地ということでございますけれども、その中に市が保有する土地がございます。その貸与、活用についてやはり住民の同意を得ることが前提だというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 以上で、高岡朱美議員の質問は終わりました。

これで、本日の一般質問の日程を終了します。

日程第2 議第39号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 齊君） 日程第2、議第39号、水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議第39号

水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年3月6日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市介護保険条例の一部を改正する条例

水俣市介護保険条例（平成12年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「27」を「30」に、「29」を「32」に改め、同項第1号中「35,900」を「39,000」に改め、同項第2号中「46,600」を「50,700」に改め、同項第3号中「50,900」を「55,400」に改め、同項第4号中「64,600」を「70,200」に改め、同項第5号中「71,800」を「78,000」に改め、同項第6号中「86,100」を「93,600」に改め、同号ア中「いう。」の次に「(租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第

36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)を加え、同項第7号中「93,300」を「101,400」に改め、同号ア中「190」を「200」に改め、同項第8号中「118,400」を「128,700」に改め、同号ア中「190」を「200」に、「290」を「300」に改め、同項第9号中「129,200」を「140,400」に改め、同号ア中「290」を「300」に改め、同項第10号中「136,400」を「148,200」に改め、同項第11号中「143,600」を「156,000」に改め、同条第2項中「27」を「30」に、「29」を「32」に、「32,400」を「35,100」に改める。

第13条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の水俣市介護保険条例第2条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律並びに介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令並びに介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものである。

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

(市長 高岡利治君登壇)

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議第39号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律並びに介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令並びに介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第39号について、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は明7日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時24分 散会

平成30年3月7日

平成30年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

平成30年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成30年3月7日（水曜日）

午前9時29分 開議

午後2時11分 散会

（出席議員） 16人

小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	塩 崎 達 朗 君
谷 口 明 弘 君	田 口 憲 雄 君	岩 村 龍 男 君
高 岡 朱 美 君	田 中 陸 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君	福 田 齊 君	藤 本 壽 子 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
次 長（鎌 田 みゆき 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 12人

市 長（高 岡 利 治 君）	総 務 部 長（本 田 真 一 君）
福 祉 環 境 部 長（川 野 恵 治 君）	産 業 建 設 部 長（関 洋 一 君）
総 合 医 療 セ ン タ ー 事 務 部 長（久 木 田 美 和 子 君）	総 合 政 策 部 次 長（深 江 浩 一 郎 君）
福 祉 環 境 部 次 長（高 沢 克 代 君）	産 業 建 設 部 次 長（城 山 浩 和 君）
教 育 次 長（藪 隆 司 君）	総 合 政 策 部 政 策 推 進 課 長（梅 下 俊 克 君）
総 務 部 総 務 課 長（緒 方 卓 也 君）	総 務 部 財 政 課 長（設 楽 聡 君）

○議事日程 第3号

平成30年3月7日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|---------------------------------|
| 1 小路貴紀君 | 1 市長選について |
| | 2 新庁舎建設について |
| | 3 水俣川河口臨海部振興構想事業について |
| 2 野中重男君 | 1 市長の市政に臨む姿勢について |
| | 2 水俣病について |
| | 3 選挙期間中に配布された高岡候補支持を訴える違法ビラについて |
| | 4 水俣川河口臨海部振興構想について |
| | 5 チッソが所有するJNCの株式売却について |
| 3 塩崎達朗君 | 1 市長の公約について |
| | 2 防災について |
| | 3 競り舟の新船について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時29分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

山田水道局長から所用のため、本日の会議に欠席する旨の届け出がありましたので、お知らせします。

次に、本日の議事は議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で、報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、小路貴紀議員に許します。

(小路貴紀君登壇)

○小路貴紀君 皆さん、おはようございます。

きょうも新しい朝、希望の朝が来ました。水進会の小路貴紀です。

けさは、新燃岳噴火の影響でしょうか、自動車への降灰で確認した次第です。

今週の日曜日に市民駅伝大会が開催されました。例年、寒かったり、小雨が降るなど、余り天候に恵まれませんでした。前日の風が吹き荒れる雨模様から、ぼかぼか陽気の晴天に恵まれました。しかし夜には一転、雷雨に見舞われたことからすれば、人が変わり、幸運がもたらされたものかと思いました。

また、職域の部では、市役所チームが銀メダルに値する準優勝というすばらしい成績をおさめられました。緒方卓也監督が選手起用と区間配置をずばり采配されたのか、監督に名前を貸されただけで選手が率先して団結されたのか、それとも市長が変わって選手が奮起されたのか、理由はともかくとして、これからもよきチームワークをもって業務の面で実力を発揮され続けますよう御期待申し上げます。

去る、2月4日投開票の水俣市長選挙において、高岡利治市長が誕生しました。まことにおめでとうございます。重責を伴う仕事かと思いますが、これまでの市議11年の経験をいかんなく発揮され、本市の経済浮揚による市民生活の向上を図るために力強いリーダーシップと職員との垣根を越えた対話をもとに、市政運営を牽引していただきたいと思います。

人を変える、そして変革を恐れないことを高岡市長が訴えられたことに対して、多くの市民の皆様が共感されたことと思います。変革という言葉に、人は戸惑いや不安を感じることもありますが、市民の皆様が受けとめる変革にはさまざまな思いや考えがあると思います。

目に見えない空気であったり、現状の市民生活を送る上で感じる閉塞感等を打ち破るためには、人を変えるという選択もいとわれないことを市民の皆様が判断されたわけであり、今次、市長選がそのきっかけの一つになったと思う次第です。

人である市民を大切に、地域と地元企業が連携してこそ、本市が抱える少子高齢化並びに人口減の課題を解決していく重要な要素になることを、高岡市長は言われております。

しかしながら、前市長は市長選出陣式で、企業や団体のための政治であってはならない。企業優先ではなく、市民と協働で新しい水俣をつくると言われ、市民が大事か、企業が大事かと優先順位をつけるかごとく、対立軸を主張されていたのは、余りにも短絡的な考え方だったのではないのでしょうか。

企業は人なりという言葉があります。現在のパナソニック、旧松下電器産業を一代で築き上げられた日本屈指の経営者で、経営の神様と言われた松下幸之助氏は、松下電器は人をつくる所です。あわせて、電気器具もつくっておりますと名言を残されました。

本市の企業の皆様も人を大事にし、地域で活躍する人材の育成に努めていただいております、そして、財源の多くは地元企業からの税収、そこで働く方々の給料や日常生活から生み出されます。それらを源泉として、市民サービスが提供できているのではないのでしょうか。にもかかわらず、人か企業かとの優劣を市のトップに立とうという人が対立軸として市民の皆様へ判断を求める訴えをされていたことに、愕然といたしました。

私なりの答えは、市民である人も大事であり、地元企業も大事であり、同じ物差しの上で推しはかれるものでもなく、優劣をつけるべきものではない、そう思います。地元企業が存続し、雇用の受け皿を確保してもらっているからこそ、人口減が進む水俣市がいまだ市として存在できているのではないのでしょうか。

前市長が、地元企業と対話をする機会や関係づくりができなかったことを意趣返しのように考えておられたのであれば、きっとその後も地元企業との信頼関係は構築できなかったものと容易に推察できます。

現在の上場企業は、企業の社会的責任として、いわゆるCSRの取り組みに経営資源を投入されております。このCSRの中で地域とともに発展しつつ、地域貢献を果たしていく活動を進めております。

こういった企業側の情報や取り組みを行政が把握してアプローチしていけば、いろんな分野で連携でき、市民サービスにつなげられる成果が得られると考えます。高岡市長におかれましては、地元企業との対話や良好な関係づくりを進めていただくとともに、高い見識とこれまでの経験で培われた洞察力をもとに、確かな行動と実行力で市政運営を進めていただくよう大いに期待しております。

以下、通告に従い、質問します。

1、市長選について。

①、市長選で市民から寄せられた声や意見などとは、どういうものだったのか、お尋ねします。
②、給食費の段階的な負担軽減に取り組んでいくに当たっての課題とその解決策として考えられることは何か、お尋ねいたします。

③、キッズサポーター基金の具体的構想と求められる効果について、お尋ねします。

2、新庁舎建設について。

①、85.5%の交付税措置が適用される見通しに至ったこれまでの経過をお尋ねします。
②、85.5%の交付税措置の適用を受けるために要した調査費や出張旅費などの合計額は幾らか、お尋ねします。

③、新庁舎及び駐車場などに要する敷地面積と区画は確定しているのか、お尋ねします。

④、旧庁舎周辺の建物などの取り扱いについて、利活用または撤去などが決定されたのか、お

尋ねします。

3、水俣川河口臨海部振興構想事業について。

①、当初スケジュールに対する現在までの進捗状況などについて、お尋ねします。

②、事業費について、関係省庁を踏まえた財源内訳をお尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 小路議員の御質問に順次お答えします。

まず、市長選については私から、新庁舎建設については総合政策部次長から、水俣川河口臨海部振興構想事業については産業建設部長から、それぞれお答えします。

まず初めに、市長選について、順次お答えします。

まず、市長選で市民から寄せられた声や意見等とは、どういうものだったのかとの御質問にお答えします。

昨日の答弁でも申しましたが、選挙戦の中では、多くの市民の皆様の声を聞かせていただきました。若者が残れるまちにしてほしい、まちのにぎわいを取り戻してほしい、水俣を変えてほしい、今の水俣には閉塞感がある、これらを初めとする市民の皆様の切実な声がありました。

次に、給食費の段階的な負担軽減に取り組んでいくに当たっての課題とその解決策として考えられることは何かとの御質問にお答えします。

まず、課題としましては、全児童・生徒分、年間約1億円を要する給食費の財源の確保であり、給食費の段階的な負担軽減の財源をどのように捻出するかが課題であります。その解決策としましては、既存の事業を精査し、給食費の財源に組みかえることや給食費の財源という具体的な項目を挙げて、ふるさと納税を募るといったような新たな財源の確保も検討しながら、子育て支援の一つとして、段階的に保護者の負担軽減ができるように取り組んでまいりたいと考えます。

次に、キッズサポーター基金の具体的構想と求められる効果についてとの御質問にお答えします。

キッズサポーター基金は、地元企業や市民の皆様から寄附という形で御協力いただき、水俣でスポーツに取り組む子どもたちを地域ぐるみで支援していくものです。

将来的には、スポーツ活動に取り組む児童、生徒、保護者、協力企業等の交流を図り、新たな地域コミュニティーの形成を目指すもので、その交流の中で、子どもたちには、地元で地域貢献に尽力している企業の存在を知り、身近に感じてもらうことを期待しています。

これらの取り組みを通じて、水俣の子どもたちの地元への愛着心を育むことで、スポーツ環境

整備にとどまらず、将来的な地元協力企業への就労による定住、Uターン、スポーツ指導者としての水俣への恩返し等、さまざまな波及効果が期待できると思います。

今後は事業化に向けて、関係機関と調整を図りながら、具体的な検討を進めていきたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 まず、給食費の段階的な負担軽減ですけれども、今の子どもたち、そしてこれからの子どもたちのためには、早く事業化すべきと考えます。

現在の子育て世代への支援によって、保護者の負担も軽減できます。単にばらまき予算と言われないためにも、負担が軽減できた分を貯蓄に回してもらい、水俣で持ち家を考えてもらうなどのメッセージも有効ですし、必要な取り組みだと考えます。

現在、残念ながら水俣を離れざるを得ない若者もいれば、一度は都会を経験したいと思いをさせる若者もいると思います。いずれにせよ、水俣を離れていく若者が、遅かれ早かれ水俣に帰ってきたいと思うとき、生活しやすい環境をつくってあげることは非常に重要です。

子育ての負担が少ないことはインパクトがあります。水俣から離れた若者が帰ってきてもらうきっかけにしてもらうため、そして子育て事業に関する近隣自治体との差別化を図る上でも、早く事業化すべき理由がそこにあると思います。

そこで質問します。

①、仮に、財源を組みかえるのであれば、例えば、高齢者に対する事業からも捻出する場合など、その背景をしっかりと説明することで、おじいちゃんやおばあちゃんにとって孫の世代を支援することには、理解が得られやすいと思います。水俣市はそういった思いやりのあるまちだと信じていますので、ぜひ、段階的でも早期に実現してほしいと考えますが、いかががお尋ねします。

②、本取り組みが事業化できれば、近隣自治体にはない先進事例となります。しかしながら、全国的には少子化への取り組みとして今後、加速化していくことも予想されます。国や県の動向を注視し、補助金確保に向けてはおくれが生じない体制をお願いしたいと思いますが、いかがにお尋ねします。

次に、キッズサポーター基金についてです。

本市でも少子化が進む中、スポーツに取り組む子どもたちの絶対数も減少しており、今後もその傾向は続くものと予想されます。

小学校区や中学校区で見ても、実施できるスポーツ種目が限られてきているのが現状です。また、平成30年度からは小学校部活動が社会体育へ移行する準備期間となり、平成31年度からは全てのスポーツ種目が社会体育、いわゆるクラブ活動として運営されることが決まっております。

そういった中で、この基金に対する期待は子どもにとっても保護者にとっても夢を膨らませられる明るい話題として提供できます。

通常、資金的な面で支援するだけで終わるところを、答弁にもあったように地元企業への就労機会までも考えておられる構想に対して、大いに共感するところです。

小学生のころから、多くの地元の企業を知り、その支援企業のバックアップを受けられることは、健全な成長にも効果をもたらすと思います。

地元建設業でも人手不足や技術の伝承が問題となっております。道路や上下水道などの社会インフラのためには、地元建設業の存続は必要不可欠です。そうでなければ、工事発注が全て市外となり、本市が支払う工事費も全て市外へ流れてしまうこととなります。

現在、高校生に対して実施されているしごと発見塾も効果はあがっていると思いますので、キッズサポーター基金との相乗効果を高めていってほしいと思います。

そういった中で、キッズサポーター基金として支援していく分野や範囲と、これまで同様に行政が支援していく部分もあるかと思います。また、将来的には、それらを全て統一していくことも検討課題としてであると推察します。

これまで議員を経験した上で感じることを一点、申し上げます。毎年12月に水俣市で開催される少年少女空手道大会には県下を初め、県外からも延べ800名ほどが参加され、私も観戦にいきます。

市総合体育館2階の6面コートのうち、2面がマット化されていますが、毎年1面ずつでもマット化ができれば、市議の任期中には全てマット化が図れるのではないかと思ったのが、市議1年目でした。12月の寒い時期に、素足で戦う子どもたちのためには寒さだけではなく、けが防止の安全対策の面でもマット化は必要と感じています。また、多くの参加者が集う大会を継続していくためにも、設備面を充実することも大切です。しかしながら、過去3年間でマット化は全く進展しておりません。

そこで、質問します。

空手道に対しても、今後のキッズサポーター基金での支援を考えていくことも可能かとは思いますが、まずは行政の支援として早急にマット化を進めてほしいと考えますが、いかががお尋ねします。

④、キッズサポーター基金の事業化に向けて、協議が必要と想定される関係機関、または部署はどこか、お尋ねします。

次に、市長選についてです。

高岡市長は当事者でありましたから、いろいろな困難や壁に何度も押し潰されそうになったことと思います。きっと、一言では言いあらわせないだろうと思う次第です。

前市長は、掲示ポスターに後からわざわざシールを張られておりました。そのシールには、水俣生まれ、水俣育ちですと書かれておりました。そして、選挙戦に入って、その意味がわかりました。前市長は水俣生まれであり、高岡市長は水俣生まれではないことを対立軸として強調されておりました。だから、完成したポスターにわざわざ後からシールを張られた理由が理解できました。生まれた場所を区別することは、人権的にも大きな社会問題であり、子どもたちにも教育されていることです。そういうことを選挙の論点にされること自体、市のトップであった経験からしても、その資質が問われかねません。驚くどころか、ただただため息が漏れるばかりでした。

また、前市長の支援者から高岡市長は、水俣生まれではないから水俣のことは何もできない、できるのは水泳しかないとの発言もあったと聞いております。高岡市長は水泳を通じて、水俣の子どもたちに愛情を注ぎながら長い間指導されてきております。水泳しかできない人が、当時の日本新記録を2回もたたき出すでしょうか。水泳しかできない人ではなく、水泳を極められた人だというのが正解だと思います。

ある方は、一芸に秀でる者は多芸に通ずと、おっしゃっておりました。水泳を極められ、市議も経験された方ですので、市長職も十分に責任を果たされていくと信じております。根も葉もない人格を中傷する言葉にもめげず、市民の負託に応えていただきたいと思っております。

水俣生まれではないということについて、戻りますが、選挙期間中にお聞きした市民の御意見を申し上げます。

ある女性の御意見ですが、私の夫は水俣生まれではないけど、何か悪いのでしょうか。これからは住民票はもらえますよね。また、別の女性からは、私は関西出身です、夫が水俣から関西に出てきて知り合い、結婚しました。その後、夫の帰郷に合わせて、夫の両親の面倒を見ています。水俣におられる年配の女性には、そういった方がたくさんいますよ。水俣生まれかどうかを持ち出すのは失礼な話ですよと、おっしゃっていました。

人口減に直面する本市において、移住の促進や地域おこし協力隊の方も市外からの受け入れを積極的に取り組んでいるのではないのでしょうか。

私も含めて、ここにいらっしゃる議員の方々にも水俣生まれではない方がおられます。何よりも、市職員の採用でも多様な人材を求めるために市外の方がふえつつあります。でも、そういった方々が水俣に住み続けてもらえれば、何も問題はありません。

以上のように、支援団体の云々ではなく、前市長の主張は余りにも不適切な発言であり、市民の皆様には到底受け入れがたいものと判断されたことが、敗因の一つになったのではないのでしょうか。

そこで、質問します。

⑤、人口減に歯どめをかける対策は容易ではないと承知しておりますが、何も対策を講じず、

手をこまねいているだけでは、衰退が加速するだけです。今、お住まいの水俣市民の方々への気遣いと、人口減に歯どめをかけたいとする市長の思いをお尋ねします。

以上、5点です。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 小路議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、給食費の無償化についてですね。これは、段階的にでも早期に実現してほしいという御質問であったかというふうに思います。

これも先ほどの答弁で述べましたように、財源の組みかえにつきましては、財政状況等を見据えながら、全事業について精査をする必要があると考えております。

そのため、市民の皆様の子育て支援、保護者の負担軽減の御趣旨を御理解いただき、段階的にでも早期実現に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

それからもう一つ、補助金等の確保に向けてもほかの自治体におくれをとらないようにというようなことでの御質問であったかというふうに思います。

これも、給食費の無料化につきましては、全国的に少しずつ広がっておりまして、国も昨年9月に全自治体に学校給食費無償化等調査を実施しております。

今後、国・県等の動向を注意深く見守って、補助金の確保におくれが生じないように、情報収集に努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、空手道の試合の場合、マットが今6面のうち2面しかないということで、そのことに関してもできないのかという御質問であったかと思っておりますけれども、亀嶺旗の争奪少年空手道大会であったり、水俣市会長杯の少年少女空手道大会などは、県内外からも多くの人たちがこの水俣に集まって、盛大に開催されております。そして、このスポーツを通じた地域のもやい直し、近隣地域との交流等にもつながる大変有意義な大会というふうになっております。

開催に尽力をされている関係者の皆様方に対しては、心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

議員御指摘の競技用のマットの整備につきましては、担当部署を通じまして、関係団体から要望書をいただいているということは承知をしております。

今後、関係機関と調整を図りながら、必要性、それから財源、団体の取り組み実績等を総合的に勘案した上で、6月の肉づけ予算の中で検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、キッズサポーター基金の事業化に向けて、どういうところと協議をしていかなければいけないかということでございますけれども、キッズサポーターの基金の事業化に向けては、寄附の仕組みや運用方法等について、今後、具体化をしていく中で、基金の所管部署等については、改めて検討してまいります。現在の組織体制から考えますと、生涯学習課や政策推進課等

を想定をしております。

それから、5番目の質問でございますけれども、この水俣の人口減少に歯どめをかけたいとする私の思いということでございますが、人口減少に歯どめをかけるためには、まずはやっぱり地域と地元企業、それから商工業者、そして行政の対話と連携を通じて、地域の産業と市民のさまざまな活動を行政がしっかりと支援をしていく体制を整え、オール水俣で産業振興、雇用の創出、まちのにぎわいづくりなどにつなげていきたいというふうに考えております。

水俣で生まれ育った人、水俣に帰ってきた人、縁あって水俣に移り住んだ人、みんな同じ水俣市民でございます。議員の中にも、水俣の御出身でない方もいらっしゃいますが、それぞれが市民の付託を受けて、議員活動をされています。

地域の活力が新たな人の流れを呼び起こし、この地に暮らす人々が水俣市のためにという価値観のもと、心を一つにする、そんな未来に向けて明るくにぎやかで活気ある水俣のまちづくりに取り組んでまいります。

以上です。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 3回目に入ります。

まず、空手道の協議用マットの補充導入については、要望書もあるということですし、6月の肉づけ予算で検討したいという答弁もございましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

キッズサポーター基金については、前向きに考えていただいている事業経営者もいらっしゃる聞いておりますので、事業の具体化も進めやすいと思う次第です。おじいさんやおばあさんも、お孫さんのスポーツ大会に応援で出向かれる機会も多くなっております。

また、給食費の段階的な負担軽減についても、おじいさんやおばあさんからすれば、お孫さんや子育て世代の親御さんの支援になります。

子どもたちのスポーツ環境を企業が支援してくれて助かる、あるいは給食費の負担が軽減されて助かる、そういった会話が日常的に交わされるだけでも、明るい話題づくりになると思います。

水俣の明るいまちづくり、そして、お孫さんからおじいさんやおばあさんまでの親子三世代の喜びにつなげていくためにも、ぜひとも早期の事業化をお願ひしたいと思います。

市長選についてでございます、市民の皆様方、特に水俣へ移り住まわれている方々の中には相当気分を害された方もいらっしゃったのではないかと危惧しておりましたので、今の答弁で少し安心しました。

選挙期間中に、前市長を応援するチラシが市中で無差別にポスティングされておりましたが、私の目の前でポスティングもされていきました。人がいることも気にされず、脇目も振らずにポスティングされ、その後姿をつけていったら、別の2名がポスティングされておりました。

庁内でも、前市長を応援するチラシなどが勤務時間中にもかかわらず、職員に配付されておりました。

どなたが配ったとはあえて言いませんが、職員側から断りを言えない、あるいは誰も何も言わない、よくないことでも言葉にできない風土が、もしかすると庁内に定着してしまったのではないのでしょうか。

そういう面からしても職場風土をよくするためには、人を変えないとなかなかできないものです。民間企業においても、職場風土はよくも悪くも上司次第のところがあります。市長が変わったことで、職場の働きやすい環境づくりであったり、職員とのコミュニケーションによって、庁内の雰囲気や風土をよい方向へ導いていってほしいと思います。

そこで、質問します。

①、斬新的な働き方改革として、フレックスタイム制度の導入を公約で掲げられておりましたが、その目的と効果についてお尋ねします。

②、職員とのコミュニケーション及び仕事へのやる気を向上させる方策についてお尋ねします。

以上、2点です。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 小路議員の3回目の御質問にお答えいたします。

まず、フレックスタイム制の導入についてという御質問でございましたが、民間や国家公務員の一部では、既に時差出勤などを可能とするフレックスタイム制度などの新しい制度が取り入れられております。

このような取り組みによって、職員が仕事と家庭の調和を図って、やりがいや充実感を持ちながら働いていただき、それぞれの職務において、責任を果たすとともに、家庭や生活等においても、多様な生活を実現することで、より一層の行政サービスの向上につながるものと考えております。

それから、2つ目の御質問ですが、職場でのコミュニケーションということだと思います。仕事のやる気を向上させることだというふうな御質問でございますけれども、私は就任時の訓示でも申し上げましたように、職員の持つ知識や見識をフルに発揮していただくために、庁内においては、職員の意見や提案のキャッチボールができる明るい、風通しのいい職場環境づくりを目指して、職員との対話を大切にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 次に、新庁舎建設について答弁を求めます。

深江総合政策部次長。

（総合政策部次長 深江浩一郎君登壇）

○総合政策部次長（深江浩一郎君） 次に、新庁舎建設について、順次お答えいたします。

まず、85.5%の交付税措置が適用される見通しに至ったこれまでの経過をお尋ねしますとの御質問にお答えいたします。

元利償還金の最大85.5%の交付税措置が見込まれる一般単独災害復旧事業債の適用に向けては、震災直後から、市議会議員の皆様と連携を密にし、国・県、県議会及び県選出の国会議員に対し、要望活動や意見交換等を行いながら、国や県との事務的な協議を重ねてまいりました。

本市は、震災直後に専門家による目視調査を行い、補修による耐久復旧は難しいとの判定結果をもとに、国や県との協議を行ったところ、建てかえに必要な明確な根拠を示してほしいとの協議結果を得ました。

その中、県内で起債適用が承認されました先進事例調査を行い、被災度区分判定調査が有効であったため、本市においても当該調査を実施いたしました。その結果、被災前と被災後の構造耐震性能指標を用いた定量的な根拠資料が整い、これを国、県との事前協議で説明し、昨年8月に、県を通じて、旧庁舎周辺における市庁舎の建てかえについて、同起債の適用を承認する旨の回答をいただきました。

次に、85.5%の交付税措置の適用を受けるために要した調査費や出張旅費等の経費の合計は幾らかお尋ねしますとの御質問にお答えいたします。

調査費用としましては、平成28年6月に行った熊本地震後の庁舎等建築物確認業務に約266万円、平成29年6月から実施した水俣市庁舎被災度区分判定等調査業務に約262万円の合計528万円、要望等の出張旅費、高速道路使用料等に関しては各種要望活動と合わせた金額で、合計で約128万円となっているところでございます。

次に、新庁舎及び駐車場などに要する敷地面積と区画は確定しているのかお尋ねしますとの御質問にお答えいたします。

先日行った新庁舎建設基本・実施設計業務プロポーザルの実施要領において、新庁舎の敷地面積は6,520.22平方メートル、駐車場の必要台数は130台程度と設定しておりますが、これらの新庁舎等の敷地面積や区画を含む配置計画につきましては、現在のところ確定しておりません。本年度末に発注予定の基本・実施設計業務の中で、具体的に検討することとしております。

次に、旧庁舎周辺の建物等の取り扱いについて、利活用または撤去等が決定されたのかお尋ねしますとの御質問にお答えいたします。

本館と別館については、安全面の確保の観点から解体することとしておりますが、一定の耐震性能を満たしている新館と秋葉会館についての利活用、または撤去等に関しては、新庁舎の具体的な機能及び配置計画の検討とあわせて、今後基本・実施設計の中で、具体的に決定してまいりたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 早口ですけど、余計に早口で失礼いたします。

最大85.5%の交付税措置の適用見通しを得るためには、目視調査だけではなく、建てかえに必要な明確な根拠を示してほしい旨、国や県の指示があったことから、先進事例調査などを含めた調査費として合計528万円を要した。また、必要な要望活動などの出張旅費、約128万円を踏まえると、合計656万円の経費を要したとの答弁でございました。

一方、去る1月20日に市内で催された100人程が集まる宴席において、福田議長が来賓挨拶をされました。

その中で、市役所庁舎にひび割れは見られたが、熊本市内や益城町などの被害に比べれば問題ない。しかし、この際だから要望書を出すよう県議から促されたので、早速取りまとめて提出した。その結果、85.5%の交付税措置が決定したとおっしゃいました。

当初から、水俣市が庁舎建てかえの交付税措置を求めていることは便乗ではないかと懸念する声があったことも事実であり、便乗と思われぬよう、そういった面を払拭していかなければならないと本市関係者は相当対応に苦慮されてきたことと認識しております。その場におられた出席者の方も耳を疑い、今に至って便乗と受け取られかねない発言はまずいのではないかとおっしゃっていました。ここにおられる議員で出席されていた方もいらっしゃいますので、御記憶にあるかと思えます。議長がおっしゃられたことが仮に事実であれば、行政業務で要した経費は、ある意味無駄になってしまうのではないのでしょうか。

そこで、質問します。

①、新庁舎の建てかえは被災が著しかった他自治体の便乗ではなく、本市も同様に震災によって被災した庁舎を補修による耐久復旧は難しいと判断し、本市の財源を考えれば、時間・労力・経費を要しても最大85.5%の交付税措置の適用を得ることが必要だったと思われるかお尋ねします。

次に、敷地面積や区画、旧庁舎周辺の建物などの取り扱いについては、現在のところ確定していない。基本・実施設計業務の中で具体的に検討するとの答弁でした。

先週の3月3日に、設計者選定に伴う公開プレゼンテーションが行われたわけですが、本年度末に設計業務を発注するとなれば、あと数十日しかないわけです。であれば、設計業者もすぐに確定しなければなりません。

積み残した検討事項は、基本・実施設計業務の中で考えていくということですが、整理してみたいと思います。

敷地面積や区画を含む配置計画を旧庁舎のスペースで想定したときに十分といえるのか。駐車場は一部、立体駐車場を想定していることは基本構想に盛り込まれていますが、必要台数は130

台程度で十分といえるのか。災害時の場合、庁舎に市民も避難してきます。自衛隊などを含む各関係先からの支援車両も大挙します。水俣川に隣接しているため、庁舎周辺の道路や駐車場が冠水する可能性を想定した場合、機能的かつ機動的に駐車場が使用できるのか。敷地のスペースが限られているために立体駐車場の必要性は理解するものの、基本的に平面駐車場の方が維持管理費は抑えられます。一定の耐震性能を満たしている新館と秋葉会館とはいえ、今後数年先まで修繕を必要としない建物なら利活用も考えてよいかもしれませんが、現状は雨漏れ対策として屋根や外壁の修繕費が発生していますし、今後も修繕が必要と思います。

新館は、防災無線のメイン局であり、建物の維持管理を徹底していかなければなりません。旧庁舎の解体、新庁舎建設に伴う建設資材、重機や機器類を含めたスペースの確保は当然必要となります。新館や秋葉会館を利活用するとした場合、かえって工事の邪魔になって余計な費用がかかるかもしれません。

いずれにせよ、ここで申し上げたいことは、旧庁舎周辺の敷地だけでは難しいことが現状でも十分にわかっているのではないかということです。

にもかかわらず、基本・実施設計の中で検討していくという姿勢は、業務を進める上での積極性に欠けていると言わざるを得ません。後々、隣接する小学校と敷地に関して協議が必要となった場合、時間を要することは明白です。もしも、協議がうまくいかなければ、基本・実施設計に盛り込むことすらできなくなります。新庁舎建設のスケジュールも有限ではなく、あと4年ほどしかありません。決断を下していく、あるいは決断に責任を持つという点が、これまでの行政運営の中で欠けていたのではないのでしょうか。

そこで質問いたします。

②、新庁舎建設地を旧庁舎周辺と決定した以上、新館や秋葉会館の取り扱いについては、いち早く決断を下すべきだと考えますが、いかががお尋ねします。

以上、2点を質問します。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

深江総合政策部次長。

○総合政策部次長（深江浩一郎君） 小路議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、新庁舎の建てかえは、被災が著しかった他自治体の便乗ではなく、本市も同様に震災によって被災した庁舎を補修による耐久復旧は難しいと判断したのか。また、本市の財源を考えれば、時間、労力、経費を要してでも、最大85%の交付税措置の適用を得ることが必要だったのかとの御質問にお答えいたします。

先ほど答弁で申し上げましたが、専門家による被災度区分判定調査を実施しましたところ、補修による復旧は難しく、半壊といった判定結果を得ましたので、この成果を国と県との事前協議

で説明し、最終的に一般単独災害復旧事業債の適用が承認されました。

最大85.5%の交付税措置が見込まれる同起債の適用を得ることは、本市の厳しい財政事情を考慮しますと、必要でありましたので、同起債の適用に向け、努力を重ねてきたところでございます。

次に、新庁舎建設地を旧庁舎周辺と決定した以上、新館や秋葉会館の取り扱いについて、いち早く決断を下すべきだと考えるがどうかという御質問にお答え申し上げます。

先ほどの答弁の中で、新館、秋葉会館の解体、利活用の方針につきましては、基本・実施設計段階で決定する旨の答弁をいたしました。

これから、設計条件の整理等を行い、建設地における新庁舎及び駐車場等の配置計画案の検討と概算事業費の算定を行い、新館、秋葉会館の解体、利活用の方針を決定していく必要があります。

このように、事務手続も時間もかかりますが、早期に決定する必要があると認識しておりますので、できるだけ期間を短縮できるように努力してまいります。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 実際に、仮庁舎移転に際しては、水俣第一小学校及びPTA関係者との協議が必要となり、議会における庁舎建替等対策特別委員会からも利害関係者との丁寧な協議を担当部署へお願いした経緯があります。

しかしながら、利害関係者への説明よりも先に、新聞からの情報が先行したため、PTA関係者からは行政に対して不信を抱かれることとなり、後手後手になってしまった経緯もあります。

新庁舎建設において、限られたスケジュールの中では、利害関係者との協議が必要と想定される場合は、素早い対応によって利害関係者の都合も考慮する必要があると考えます。

そこで、質問します。

①、今後、いろんなケースで利害関係者との協議が必要となった場合、しっかりと対応できる体制がとれるのか、お尋ねします。

昨日の一般質問で、高岡市長が議員時代にとられた行動について取り上げられておりましたが、私も同じ考えでしたので申し上げたいと思います。

議会が住民投票基本条例の制定に動くことを否定するかの意見もありましたが、議会が条例を提案できることは当然の権利です。前市長が市民の意見を聞いて判断した根拠となったパブリックコメントについては、旧庁舎周辺を望む声が11件であり、市民約2万5,000人に対しての割合は1%にも満たない0.044%でした。そのことが市民の意見を聞いたと言えるのかどうかの判断に対して、それぞれの議員の考えに相違が出たわけです。

新庁舎の基本・実施設計の予算を承認するのであれば、住民投票基本条例は必要ないわけでした、候補地決定に際して市民の意見を聞く手段として住民投票が必要との優先順位であったがために、一旦立ちどまって考えるためにも補正予算の修正動議を出さざるを得なかったというのが

真意です。

石垣市の視察で、行政が決定した候補地選定を議会発議の住民投票の実施により覆された経緯をこの議会でも取り上げましたので、他自治体の取り組みも参考にしております。

住民投票基本条例を出す前に、議会特別委員会で議論すればよかったとの意見もありましたが、その議論に要する時間を与えなかったのは、前市長の判断でした。

また、六ツ角周辺について移転費用などを調べてから住民投票基本条例の必要可否を考えるべきだったとの意見もありましたが、六ツ角周辺の施設所有者に対して、ここにいらっしゃる議員が何人ヒアリングに行かれたのでしょうか。私は、高岡市長と一緒に何度も足を運びました。

そこではっきりしたことを改めて申し上げますが、六ツ角周辺となった場合の工事費や移転費用などの金額は、行政が机上ではじいた数字であり、施設所有者側の意見は全くといっていいほど反映されていなかったのです。旧庁舎周辺に決定してからも、十分な議論の時間があつたかのように言われるのは筋違いだと思います。

市が設置した本庁舎建替検討委員会に高岡市長が当時、議会代表の委員として出席されてきました。そういった場でもっと候補地について発言できればよかったのような意見もありましたが、議会の総意ではないことをどうして発言できるのでしょうか。それこそ、議会に紛糾を持ち込むことになります。ですから、高岡市長が本庁舎建替検討委員会で個人的な意見を発言する立場にはなかったということでございます。

以上のことを振り返れば、どこに真意があるかわかると思います。これまでの新庁舎建設が進められていくに当たって、行政としては必要な手続を行う必然性があつた一方で、85.5%の交付税措置が便乗と受け取られかねない発言が出たり、また、候補地決定に際しては、人間の判断ではなく、水俣市が判断したとか、決定時の議事録が存在しないことは、谷口明弘議員の一般質問で明らかとなっております。水俣市として、余りにもまとまりのない一貫性に欠けた状況が散見されます。

市長が変わったことをよき契機として、新庁舎建設が関係者の協力のもとで、今後スムーズに進められることを期待します。

そこで、質問します。

②、情報のひとり歩きや錯綜をなくして、市民・行政・議会が同じベクトルに向かって新庁舎建設を考えていくように正常化しなければならないと思いますが、いかがかお尋ねします。

最後に、市長にお尋ねします。

今後、市長が市議時代にとられた行動が否定されるものではありませんが、混同されることになってもよくないと思います。また、選挙戦においてもみずから積極的に争点にされなかったにもかかわらず、それぞれの議員でさまざまな受けとめ方があるようです。

そこで、質問します。

③、今後の市長判断を明確にしていくためにも、前市長が行った取り組みや判断を総括しておくべきと考えますが、いかががお尋ねします。

以上、3点です。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

深江総合政策部次長。

○総合政策部次長（深江浩一郎君） 小路議員の3回目の御質問にお答えいたします。

まず、今後いろんなケースで利害関係者の協議が必要となった場合、しっかりと対応できる体制がとれるのかという御質問でございました。

仮庁舎の移転に関しましては、隣接する第一小学校の関係者やP T Aの皆様方には大変御迷惑をおかけいたしました。今後も新庁舎建設を進めてまいります。いろんなケースで利害関係者との協議が必要になることが想定されます。そうなった場合には、新庁舎建設課の職員を中心に担当者レベルで事前協議を行い、それを踏まえて、利害関係者に懇切丁寧に説明していくことで御理解していただきますよう努めてまいりたいと考えております。

次に、情報のひとり歩きや錯綜をなくして、市民、行政、議会が同じベクトルに向かって新庁舎建設を考えていくよう正常化しなければならないという御質問でございました。

新庁舎建設においては、市民も大変関心が高く、市民、行政、議会が同じベクトルに向かって協働していかなければ、水俣市新庁舎建設基本構想の基本理念に掲げる新庁舎は実現できません。今後は、市議会における庁舎建替等対策特別委員会などへの御説明や市民への情報公開等を積極的に行い、市民、議会と協働していけるよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 小路議員の3回目の質問ということで、今後、私の判断を明確にしていくためにも、前市長が行った取り組みや決断を総括しておくべきと考えるが、どうかという御質問であったと思います。

これまでの取り組みや決断の総括を行うことは、大変重要であると認識をしております。今後は、それを踏まえて、よりよい庁舎建設を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣川河口臨海部振興構想事業について、答弁を求めます。

関産業建設部長。

（産業建設部長 関 洋一君登壇）

○産業建設部長（関 洋一君） 次に、水俣川河口臨海部振興構想事業について、順次お答えをいたします。

まず、当初スケジュールに対する現在までの進捗状況などについての御質問にお答えします。

水俣川河口臨海部振興構想事業につきましては、平成28年度から現地測量及び護岸設計、地質調査、環境調査に着手をいたし、平成37年度までには埋め立て護岸を完了させる予定でございます。

護岸整備及び埋め立てに必要な手続として、公有水面埋立免許の取得があり、その取得時期につきましては、当初平成30年7月を目標としておりました。しかしながら、埋立地の造成高さ及び護岸構造の検討に時間を要したため、環境調査、環境保全図書の作成がおくれ、継続して業務を履行することとなり、現在のところ平成31年1月の埋立免許取得に向けて事業を進めております。

次に、事業費について、関係省庁を踏まえた財源内訳についての御質問にお答えします。

事業費につきましては、昨年の9月議会において、塩崎達朗議員からの御質問に、概算の事業費で約30億円と答弁しておりますが、その後の詳細な調査や設計などを継続して実施中でありますので、今後精査してまいりたいと考えております。

また、財源内訳につきましても、精査した事業費において、関係機関と協議を続け、調整していきたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 スケジュールについてはおくれがみであり、事業費の財源内訳はこれからの協議と調整が必要であると理解しました。

しかしながら、今次市長選において前市長は、事業を10年でやり遂げると主張されておりました。財源の内訳が見えない中で、約30億円の事業費に対して本市の負担が幾らになるかもわかりません。そういった意味で、10年でやり遂げることが、どういった根拠から導き出されたのか、よく理解できません。市民の皆様にとっては、一層わかりづらかったのではないかと思う次第です。それこそ選挙戦だけの主張になったのではないかと思うところもあります。

現在のスケジュールでは、平成31年1月に埋立免許の取得に向けて進めていくとのことですが、それを前提に質問します。

①、財源の内訳については、いつごろ確定する予定なのか、1点お尋ねします。

○議長（福田 斉君） 関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 小路議員の2回目の質問の財源の内訳について、お答えします。

財源の内訳につきましては、平成31年1月の公有水面埋立免許取得の時期までには確定させたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 いつごろとお聞きしたので、31年1月までということになったのかなど、いつまで

にと聞いたほうがよかったかもしれませんね。

3回目にいきます。

本市の負担を軽減するためにも、関係機関からの財源を確保することは大変重要です。

そのためにも、本市が描くビジョンを明確にすることや事業によってどういった波及効果につながっていくかを関係機関へ理解してもらう必要があります。

振り返りますと1年前の平成29年3月議会において、水俣市漁業協同組合から水俣川河口臨海部振興構想事業の早期実現と水産業振興促進事業の支援を求める陳情が出され、議会では賛成多数で採択しております。その際、私は賛成の立場で討論を行いました。

その中で、護岸道路の早急な整備は、丸島新港を中心とした活性化につながるよう来客者往来の利便性を高めるだけではなく、丸島地区の火災などの発生に際しては、消防車などの進入路が新たに確保されるなど、被害を最小限に抑える意味でも住民の安全・安心につながることも大いに期待されると述べました。

本事業がもたらす波及効果を考えれば、護岸道路の整備は防災面にも寄与すると思われれます。そういった視点で計画を立案し、関係機関へ積極的にアプローチしていくことこそが、地方自治体の仕事であり、他自治体との差別化によって、補助金を確保していくすべだと考えます。

関係機関からアドバイスされるだけの補助金確保という「待ってて、もらって、使うだけ」の姿勢から脱却する必要があります。

そこで、質問します。

消防車などの進入路確保による防災面を強化する意味では、財源確保の関係機関として総務省と協議していく考えがあるか、お尋ねします。

以上、1点です。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 小路議員の3回目の御質問の財源の確保について、総務省と協議していく考えはあるのかについてお答えをいたします。

財源確保という観点からも議員から御提案いただいた防災面の強化を目的とした補助事業等がございましたら、総務省を初め、関係機関と協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 以上で小路貴紀議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時34分 休憩

午前10時44分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 おはようございます。日本共産党の野中重男です。

市民生活の向上と市政の発展を願って質問します。

国政では、安倍内閣のほころびが次々に出てきていまして、内閣が吹っ飛ぶくらいの事件であるという報道もあります。

さて、きょうは高岡市長と論戦を交わす初めての一般質問です。今回は市長にあれこれの政策を聞くのではなく、基本的な考え方を聞くことを中心に質問します。

水俣病問題、水俣川河口臨海部の振興構想、JNCの株式売却、これらは他市町村にはない、どれも重要課題ですが、市長が市議会議員をされていたときに一般質問をされた記憶がなく、市長自身の考え方が全くわかりません。このような状況で、本人の話も聞かないうちに憶測で判断し、勝手に決めつけて、あれこれ言うのは、まともな論争、議論とは言えません。

そこで、今回は、市長の考えをじっくり聞いていく質問を中心に進めたいと思います。

では、早速質問に入ります。

1、高岡市長の市政に臨む姿勢について。

①、熊日新聞の報道によれば、市長はチッソのプレスセンターで市長選挙への出馬会見をしている。なぜ特定の企業施設での記者会見となったのか。

2、水俣病について。

①、市長は、報道によれば、水俣病被害者の救済に関して被害者と加害者をつないでいくと述べている。これはどのような意味か。

3、選挙期間中に配布された高岡候補支持を訴える違法ビラについて。

①、市長選挙の終盤に高岡候補支持を訴える発行者不明、連絡先不明、公選法違反のビラが配布されたが、このことを御存じか。

4、水俣川河口臨海部振興構想について。

①、前市長は、国と県の補助金をもとに、チッソへも応分の負担を求めて護岸工事や道路整備を行う準備をしてきていた。市長はチッソに応分の負担を求めるのか。

5、チッソが所有するJNCの株式売却について。

①、市長は記者会見で、JNCの株式売却が進むように水俣市として国、県に要望すると発言したと報道されている。これはどのようなことか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

高岡市長。

(市長 高岡利治君登壇)

○市長(高岡利治君) 野中議員の御質問に順次お答えいたします。

初めに、市長の市政に臨む姿勢について、お答えいたします。

熊日新聞の報道によれば、市長はチッソのプレスセンターで市長選挙への出馬会見をしている。なぜ特定の企業施設での記者会見となったのかとの御質問にお答えします。

まず、記者会見の会場については、新聞報道ではプレスセンターとされていましたが、正確にはJNCの組合事務所をお借りして出馬会見を開かせていただきました。

なお、今回の選挙におきまして、JNC労組から御支援をいただきましたのは事実でございますが、JNC労組以外にも多くの団体、市民の皆様から御支援をいただいたところです。

昨日の谷口眞次議員の御質問でもお答えしましたとおり、私の政治姿勢としましては、特定の一企業と連携をするという考えではございません。連携すべきは、市内の全ての企業、そして市民の皆様であると考えております。今回は、あくまで支援団体の一つとして、記者会見の場所を御提供、御協力をいただいたものです。

○議長(福田 斉君) 野中重男議員。

○野中重男君 2回目の質問をいたします。

今市長から場所を提供されたということで、あそこでしたんだということでしたけれども、この場所ですということは、水俣病の加害企業チッソが関与する候補者としてみられる可能性があったのではないかと、私は思いますけれども、そういうような懸念が持たれるということも考えた上でそこを選択されたのでしょうか、これが1点目です。

2点目です。

地方自治法の141条、兼業禁止という条項もありますので、あえてお尋ねするんですけれども、市長は、これまでチッソ開発に勤務されていたというふう聞いております。現在も勤務されているのでしょうか。これが2点目です。

3点目、報道によれば、市長は2月5日に記者会見をされておまして、今回の結果で政治的な流れが変わるので、地元企業もやりやすいと感じてくれると思うと述べておられます。これはどのような意味なのでしょうか。

以上、3点お願いします。

○議長(福田 斉君) 高岡市長。

○市長(高岡利治君) 野中議員の2回目の御質問にお答えいたします。

その一企業で記者会見をするということに対して、そういう懸念が持たれるのではないかと御質問であったかと思っておりますけれども、本来であれば記者クラブ等でやることもあり得ると思

うんですけれども、今回は御存じのように、旧庁舎がもう使えないということで、仮庁舎ということもございます。そういった場所もございません。そういった中で、じゃあ行政の施設の中で職員の皆さんが仕事をされている中で、そういった一個人の記者会見というものを開くというのはいかがなものかということもありまして、あくまでも御支援いただいた支援団体の一つとして、たまたま今回、その場所を使わせていただいたということでございます。

それから、2番目の兼業の禁止ということで、現在もしているのかということもございますけど、今は市長職一つでございます。

3番目の2月5日の記者会見で、流れが変わったんで、地元企業もやりやすいんじゃないかというような御質問ですけれども、昨日からの答弁でも申し上げておりますように、やはり今までの前市政では、企業との対話が不足をしていて、なかなかそういう企業の方々からの御意見等も吸い上げることができないということを私は市議時代から感じておりましたので、そういった意味で今後、企業との対話、事業所との対話、こういったことを積極的に進めることで、そういったものが変わってくるんじゃないかというような趣旨で発言をしております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 野中重男議員。

○野中重男君 3点質問しましたけれども、それぞれお答えいただきました。

確かに本庁舎は、地震で壊れておりますし、仮庁舎は使わせてくれと言え、それなりに使わせてくれたんじゃないかなというふうに思います。公の水俣市の行事ですから、仮庁舎の会議室を使うという方法もあったんでしょうし、あるいは市内のホテルの会議室を使うという方法もあったでしょうし、旅館を使うという方法もあったんだろうと思います。

私ども事情がわからない者からしますと、支援しているというふうに言われても、特定の企業の組合の事務所だとかを使われるということであれば、この候補者は何を考えておられるんだろうということは当然考えます。ただ、それは市長の御判断でしたから、それはそれとして、そういうことだったんだろうということで受け入れるしかありませんけれども、そういう懸念は私たちの中に残るということは申し述べておきたいというふうに思います。

それから、現在は勤務されていないということでよかったですね。先ほど言いましたけれども、地方自治法141条は首長職は、専業であろうと非常勤であろうと、あるいは会社の役員であろうと一切禁止というのが条件ですので、これはそれなりに守っていらっしゃるということで確認できましたので、これはこれで結構です。

それで、3回目の質問なんですけれども、選挙で配布された市長の後援会だよりの職業経歴欄に県議の秘書は書いてあるんですけれども、チッソ開発に勤務されていた経歴が書かれていないというふうに私は確認しました。市民に正確な情報を提示していないという点では、適切ではな

かったのではないかと思いますけれども、これについては、どのように考えられますか。

以上、1点です。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

高岡市長。

○市長（高岡利治君） 今、御質問がありました経歴の不備があったのではないかということでございますけれども、あえて書かなかったということでもございませんし、大まかな経歴ということで、今回表示をさせていただいたということでございます。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣病について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、水俣病についてお答えします。

市長は、報道によれば、水俣病被害者の救済に関して被害者と加害者をつないでいくと述べている。これはどのような意味かとの御質問にお答えします。

先日、岩阪議員の御質問にもお答えしましたとおり、水俣病問題の解決のためには、今なお距離のある被害者と原因企業との間をつないでいくことが必要だと考えております。そのために、被害者や原因企業双方の声を聞き、両者の御意見を踏まえて双方の距離を縮めていくための具体策を模索し、被害者と原因企業をつなぐきっかけをつくっていければと考えております。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 御答弁は、結論は被害者と加害者の間に距離があるということでしたね。そういう認識をされているということでしたので、2回目の最初の質問は、距離があるということだったんですけれども、その距離の中身は何だとお考えでしょうか、これが1点目です。

それから、2点目は、市長は市民の代表でありまして、立場は市民の側でなければならないと僕は思うんです。市長を選挙で選んだ主権者は市民だと私は思います。ですから、市長の立場は、必ず市民の立場でなければいけない。そこが軸足なんだろうというふうに思うんです。

それで、今、最初の答弁の中で双方に距離があるんで、双方から話を聞いて、何か調整できることがあれば調整するというような趣旨だったと思うんですけれども、それは、産廃問題が起きた15年前に、かつての江口市長が、市民と産廃をつくらうとしている業者の間に立って、私は中立だと言われていました。最初の答弁というのは、その立場と一緒にじゃないですかというふうに私は思うんですけれども、これについては、どうお考えでしょうか、これが2点目ですね。

私は、水俣市において主権者は明確に市民だというふうに思うんですけれども、これについての市長の認識はいかがでしょうか。

3点。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 野中議員の2回目の御質問にお答えいたします。

その原因企業と被害者の間の距離というのは何かということの御質問かと思えますけれども、やはり今までいろんな意味でお互いの意見を聞く場所であったり、そういう状況がなかなか持っていないとは言いませんけれども、そういうものが不足をしていたということもありまして、そういった中でお互いの距離が生まれているんだろうというふうに私は認識をしております。

それから、2番目の御質問の産廃のときと同じように自分は中立だと、それと同じだというふうなことでございますけれども、3番目の御質問と関連すると思えます。市長の立場は、市民主権で、市民に寄り添ってといいますか、市民が中心でなければいけないというような御質問であったかと思えますけれども、2番目と3番目の御質問はかぶるところがありますので、一緒に答弁をさせていただきますけれども、これは、市民というのは、私の思いからして、企業に勤めておられる方も市民でございます。それ以外の方も市民でございます。全てそういった方を含めて、私は市民というふうに理解しております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 野中重男議員。

○野中重男君 今御答弁いただきましたので、改めてちょっと整理したいと思うんですけれども、企業に勤めておられる方も市民です。私も議員も市長も市民です。御家庭にいらっしゃる主婦の方も子どもの方も市民です。そういう意味では、市民なんです。その認識は一緒ですね。

ただし、企業を市民と同レベルで議論するのは、憲法の規定からするとおかしいですよということの認識をきちっと持っていただきたい。

あくまで市民全体のために市政はあるということを前提にこれから議論を進めていきたいというふうに思います。

それで、3回目の質問ですけれども、1点目です。今、御答弁で、相互の間の距離が縮まっていないということは、話し合いができてなくて、それぞれが言い分を随分聞けてないように思うというような趣旨の答弁をされましたですね。

それで、今1年に1回、公害被害者は東京に集まって、公害被害者総行動というのをやっているんですね。これは日本全体の環境を守ろうという週間が6月にありまして、そのときにみんな東京に集まって、被害者総行動をするんですけど、このときに熊本、水俣の水俣病の患者団体がチッソ本社と交渉したいというふうに言っているんです。会わないのはチッソなんですよ。双方が話し合うどころか、会わないのはあなたを支援してくれたJNC労組がいるチッソなんですよ。これをどういうふうに思われるか、これが1点目。

それから、先ほど産廃のときの江口前市長と同じじゃないかということを言われましたけれど

も、ちょっとこれについては、もう一度答弁をいただけませんか。ちょっと意味がよくわかりませんでした。

○議長（福田 斉君） 野中議員、ちょっと確認したいところがあります。

今の質問の中で、江口前市長と同じじゃないかという。今の高岡市長が江口前市長と中立という形で同じじゃないかというような趣旨の発言だったと今思うんですけど、そこはちょっと思い違いというところもあるんでしょうかね。もう一度発言していただきたいと思います。

○野中重男君 今の3回目の質問のところですね。

じゃあ、ちょっと質問をちょっと変えましょう。1番目はいいですね。会わないのは、3回目の質問ですよ。もう一回復唱しますね。

患者団体が会いたいと言っても会わないのはチツソのほうなんですよというふうになっています。これについてはどう思われるかが、1番目ですね。

それから、2点目は、市民の立場に立つということであれば、被害者の立場に立つということが必要なんだろうと私は思います。そういう市民の立場に立つ、あるいは被害者の立場に立つという気概をお持ちかどうかというのが、2点目です。

3点目ですけれども、この市民の立場に立つという視点は、市政の全てにおいて、僕は基本問題だというふうに考えています。

憲法前文にあるとおり、あるいは憲法の基本原理になっている国民主権の考え方なんです。市政において、主権者は市民であるということで、この立場で明確に貫くということによろしいですか。

以上、3点。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

高岡市長。

○市長（高岡利治君） 3回目の御質問にお答えいたします。

被害者の方々と会わないのはチツソが会わないんだというふうな御質問かと思えますけれども、今までの経緯は、私もよくまだ理解していない部分もございます。そういった中で、今回、市長にならせていただいた中で、やはり今までもそういう企業さんと、例えば、市のトップが企業に対してのアプローチもできていなかった部分もあったことも一つの原因かもしれませんし、そういったことも含めて、やはり今後お互いの方々ときちっと膝を突き合わせて、対話をして、そういった道を探っていくということを考えております。

それから、2番目の市民や被害者の立場に立つべきだろうというふうな御質問かと思えます。

当然、被害者の方々のこともしっかりと考えていかなくてはいけないというふうに思っております。

ですから、先ほどから申し上げておりますように、そういったことも被害者の方々の御不安等を解消するためにも、両者の御意見を聞いて、私がおの間に入ってやっけていかなければいけないというふうにおもっております。

3番目の御質問の主権を貫くということですが、先ほどから何回も申し上げておりますが、市民と企業に働いておられる方々も全て含めて、そういうふうな市民というふうには私を解釈をしておりますので、そういうことでおもっております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 次に、選挙期間中に配布された高岡候補支持を訴える違法ビラについて、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、選挙期間中に配布された高岡候補支持を訴える違法ビラについて、お答えします。

市長選挙の終盤に高岡候補の支持を訴える発行者不明、連絡先不明、公選法違反ビラが配布された。このことを御存じかとの御質問にお答えします。

ビラの頒布については、公職選挙法の規定に基づき作製するとともに選挙管理委員会交付の証紙を貼付の上、新聞折り込み等で頒布を行っております。野中議員が言われているビラについては、存じ上げておりません。

○議長（福田 齊君） 野中重男議員。

○野中重男君 選挙期間中に配布できるチラシについては、市長が今答弁されましたけれども、一つは証紙を張ったチラシであるということと、もう一つは選管に確認団体の届け出を出して、その許可を得たものという2つですね。

先ほど、前の方の質問で、西田市長関係のチラシがいろいろと配布されたという話がありましたけれども、あれは全く違法ビラではありませんので、選管に届け出た確認団体のビラですので、申し添えておきます。

それで、このビラについて、手元にそのビラの原文があるんですけども、もう驚きましたね。水俣の民主主義と品位を憂う一人として、このビラも紹介して、今回の質問に入れました。

それで中身をちょっと紹介します。全文読むと時間がないので、要約をしたものを紹介します。

1つ、新庁舎について、西田市長は建てかえの補助金は自分の実績と言っているが、西田市長は陳情に同行しただけ。2点目、次に、物産館建設計画も自民党政権が進めていた事業の一環だ。西田市長は現職であっただけ。3点目、水俣川臨海部振興構想は共産党、社民党系の議員団

は本音では反対だ。西田市長はこの件の計画推進に指導力を発揮していない。共産党、社民党系の市議団は消極的である。4点目、西田市政は前回選挙において共産党、社民党の全面支援を受けた。今回も同様、最近発行の共産党機関紙赤旗に堂々と西田市長は全面的に支援していくと言明している。5点目、水俣市はチッソ城下町として発展してきた。しかし過去において不幸にも難しい、繁栄を妨げる問題が発生し、苦難をたどっているのが今日の事情である。したがってチッソ株式会社抜きでは未来は語れない。チッソ株式会社としては、今回高岡候補のすぐれた人格、識見はもとより、これまでの政治活動を高く評価し、全面的な強力な御支援をいただいております。近年における市長選挙では、残念ながらチッソ株式会社の支援を得ながら苦杯を喫しております。このようなことを今回も繰り返すことになれば、チッソ株式会社の存在価値が問われることになることを全市民が考え、理解すべきであります。高岡候補は20年の政治経験があり、選挙態勢もチッソ株式会社において全面的に強力な支援をいただいております。万一、将来においてチッソが水俣から撤退するようなことになれば、最悪のコースでは、水俣市が財政破綻の事態になってもいいのかが問われている。どうか迷うことなく、高岡候補を深甚からよろしくお願い申し上げます。こういう中身なんですね。

市長は御存じないということですから、中身を読まれてないんだと思いますけど、それで今紹介したんですけれども、このビラは私はこう思います。自分の主張の根拠、証拠は何も示さずに誹謗している。

私はこれまで、いろんな新聞だとかビラも見てきましたけれども、こんな低劣なビラは見たことがありません。

およそまともな個人や団体ならば、事実を示し、証拠を紹介して、他を論評するのが通常であるというふうに思います。

このような低劣なビラのどこがおかしいか。今事実を紹介しましたがけれども、西田前市長や一生懸命頑張った職員や奔走していただいた議長などの名誉のためにも、関係する部分の事実を挙げて反論したいと思います。

まず、市庁舎建設の中心論点は、地震による被害であったか否かだと思います。これについては、今、次長から答弁ありましたように、一番のポイントはこれだったというのは、もう執行部の皆さん共通認識であると思います。地震による被害であることを西田前市長と職員は徹底的に調査して、その事実を議長の力もかりて、国会議員や県議員などの応援もいただいて総務省や熊本県に陳情して、85%の起債を勝ち取ったのではないのでしょうか。これをさっきのビラは、陳情に同行しただけというふうに言っているんです。

次に、物産館については、海の駅と道の駅の話ですね。きのう、産業建設部長から答弁があって、経過が明確になりました。平成27年から水俣港整備計画が議論されていて、その中で物産館

計画、あるいは海の駅などの話が浮上してきた。これらの議論を受けて、西田市長や職員は準備を進めてきたのではないのでしょうか。これについて、先ほどのビラは、こういう経過について、たまたま現職だっただけというふうに言っているんです。

3つ目、臨海部振興構想について、共産党や社民党系議員団は本音では反対ですというふうにごこのビラは言っています。何をもちてそのように断定できるのでしょうか、断定できないでしよと僕は思います。あつたら証拠を出しなさいというふうに言いたいですね。

4つ目、共産党発行の赤旗のことも言われておりますが、最近の何月何日付の記事にこれが書いてあるのか、あるなら出しなさいというふうには書いた人に言いたいと思います。赤旗にはこんな記事はありません。

それで、驚いたのは、最後の部分です。

第一に、水俣はチッソの城下町として発展して繁栄してきた。これは異論はありません。私もそのとおりだと思います。

それで、その次なんです。過去において不幸にも難しい問題が発生し、繁栄を妨げる問題が発生し、苦難をたどっている、こういう認識です、このビラは。

そもそも水俣に不幸をもたらしたのは誰なのか。高岡候補を全面支援しているとビラが言うチッソではなかったのでしょうか。そして、発生が繁栄を妨げたと断じています。発生させ、繁栄を妨げたのは一体誰ですか、チッソではありませんか。そのことの反省がこのビラには全くない。逆に高岡候補がチッソから全面支援してもらっていることを誇らしく書いてある。これが第一点なんです。まさに驚きました。

第二に、近年の市長選挙では、チッソの支援を受けながら負けてきた。これを繰り返せば、チッソ株式会社の存在価値が問われることになるという認識です。市長選挙はチッソの存在価値を判断するものではもちろんありません。このビラが、市民全体の利益ではなく、チッソが中心のチッソ目線ですべてを断じているということがよくわかります。

それで、2回目の質問をします。3点、質問します。

前市長のときの市議会では、2回目、3回目の質問で5点、6点、7点の質問をいきなりここで言われて、執行部のほうでメモもできなくて、もうおたおたしなければいけないという事態がありましたけれども、私はそんな質問はしません。焦点を絞り込んで、せいぜい3つぐらいにまとめてしますので、お答えいただきたいというふうに思います。

1つ目、告示後の発行者不明、連絡先不明のビラは一般論として公職選挙法違反になると私は思うんですけれども、このことについては、一番冒頭の答弁で選挙期間中に配布されているのは証紙が張ったものとか、あるいは確認団体というのは、市長答弁されましたので、それ以外のビラが公選法違反になるということは、もう認識していると思いますけれども、改めて市長の見解

を問いたい、これが第1点です。

2点目、今紹介しましたように、このビラはまさに謀略ビラです。このような謀略ビラで市長への支持が訴えられているんですけども、市長はこういうビラを歓迎されますか、それとも迷惑と思われますか、これが2点目です。

3点目です。先ほど市長は、自分は知らないというふうに言われたんですけども、このビラの内容は市議会の議論を丹念に見ている者、あるいは、直接携わっている者にしか書けない内容が幾つも入っています。例えば、水俣川臨海部振興構想という呼び名などは、まさに正確にこの事業の呼び名が使われています。そして、チッソ株式会社において、全面的に強力な支援をいただいておりますなどの表現からもわかるように、チッソ株式会社の意向を正確に把握できる人、そして、何らかの高岡市長陣営の方としか私には思えません。市長、これでも私は知らないというふうにお考えでしょうか。

以上、質問は3点です。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 野中議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

まず、1番目の公選法の違反のビラではないかということでございますけれども、私が今回配布しておりますのは、この選挙管理委員会交付の証紙を添付したものであるということでございます。

それから、2番目の歓迎か、迷惑かということですが、そのビラの存在は野中議員の一般質問の通告の後にそういうものがあるということは確認をいたしました。しかし、中身等に関しては、私も目を通しておりませんし、全く興味がございません。

それから、3番目の知らなかったのかということは、今申し上げたように、野中議員の一般質問の通告後にそういったものがあることはお聞きをしましたけれども、その前においては、そういったビラが存在するという事実すら、私は存じておりません。

以上です。

○議長（福田 齊君） 暫時、休憩します。

午前11時24分 休憩

午前11時25分 開議

○議長（福田 齊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高岡市長。

○市長（高岡利治君） 再度、質問にお答えしますが、1番目の公選法違反のビラかどうかという御質問でございますけれども、先ほども申し上げましたように、選挙管理委員会交付以外のもの、添付をしてないものは違反だということの認識がございます。

それから、今その記事を紹介していただいて、迷惑なのか、歓迎なのかということですが、そういう中身は、今お聞きした中で、迷惑とか歓迎とかという思いは何もございません。

以上です。

○議長（福田 齊君） 野中重男議員。

○野中重男君 3回目の質問をします。

議長に休憩とっていただいて、改めて質問を確認させてもらって、市長にお伝えしたんですけども、歓迎とも迷惑ともおっしゃらないということでしたね。択一じゃないということでしたね。

ただ、いずれにしても、公選法違反のビラがこういうふうには配布されると、私は、私の市会議員選挙のときにそういうビラが出たら、私は迷惑ですねというふうに即座に言うと思いますけどね、私の場合はですよ。市長はそういう考えであれば、それはそれでそういうお考えなんだということを確認したいと思います。

3回目の質問です。

このビラを書いて、配布した人たちは、今ごろ何を言われても痛くもかゆくもないというふうに思っておられるかもしれません。もう後の祭りというふうに考えておられるかもしれません。

しかし、今回の市長選挙で違法行為があったことは議会の記録に残し、市民に知らせなければならないと思います。この件は警察にも報告してあります。水俣市の選挙管理委員会も把握しているはずですよ。

最後に、市長に伺います。厳粛な市長選挙がこのような今お認めになった違法な謀略ビラで汚されました。市長はどのようにお考えですか。

以上3回目です、1点だけです。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 野中議員の3回目の御質問にお答えをいたします。

私は、選挙期間中、街頭等で常に申し上げておりました。こういう選挙において、常にそういう誹謗中傷、そういったものがこの水俣では、よくございます。私が市会議員時代もそういった経験もしております。そういった中で、私が訴えてきたのは、いつまで水俣はそういう選挙をやっているんだということを訴えてまいりました。

やはり、政策論争できちっとこの水俣の将来を考えて、選挙戦を戦うべきだということを私は申し上げておりますので、その信念は今も変わってございません。

○議長（福田 齊君） 次に、水俣川河口臨海部振興構想について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、水俣川河口臨海部振興構想についてお答えします。

前市長は、国と県の補助金をもとに、チッソへも応分の負担を求めて護岸工事や道路整備を行う準備をしてきていた。市長はチッソに応分の負担を求めるとの御質問にお答えします。

水俣川河口臨海部振興構想につきましては、現在、公有水面埋立申請に向け、護岸の設計及び環境保全図書の作成を進めているところです。チッソにおかれましては、既に臨海部の埋め立て工事に使用する予定の南九州西回り自動車道の建設残土の仮置き場所を提供していただくなど、本事業に御協力いただいているところであります。

今後も引き続き、必要に応じて協議してまいりたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 野中重男議員。

○野中重男君 必要に応じて協議するというので、明確な答弁は避けられたんですけども、幾つか確認したいと思います。

1点目です。ここでも3点聞きます。

そもそも今回、水俣市が護岸工事をしなければならなくなったのには理由があります。この道路はどのような経過で水俣市の所有になったのかについて、市長の見解をお尋ねしたい、これが1点です。

2点目です。

市長は議員をされてきました。この工事は誰が計画し、推進したと思われませんか。また、指導力を発揮したのは誰と思いませんか。これが2点目です。

3点目に、総工費が幾らで、国、県からはどれくらいの補助金をもらうのか。また、残りを水俣市は幾らもって、チッソにはどれくらいの金額を負担してもらう計画か、担当課から聞かれていますか。

以上、3点です。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） それでは、野中議員の2回目の御質問にお答えしたいと思います。

まずどのような経緯でこの工事が始まったのかということですが、この事業の目的につきましては、この臨海部を埋め立てて、道路整備をして、アクセス性を向上させることによって、丸島漁港を中心とした水産業の振興と産業団地周辺の産業振興及び埋立地により造成した土地を活用することによって、地域経済の活性化を目的とした事業だというふうに考えております。

誰がということですが、これは国、県、市が一緒になってやっていく事業だというふうに私は認識をしております。

それから、どれぐらいの予算かということですが、これにつきましては、現在も詳細な調査や設計などを継続して実施しているところでありますので、今後も関係機関と協議

を続けて、そういった予算のことも協議していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 暫時、休憩します。

午前11時33分 休憩

午前11時34分 開議

○議長（福田 斉君） 再開します。

高岡市長。

○市長（高岡利治君） 今回のその道路がどのような経緯でというか、水俣市の所有になったかということでございます。これは企業からの寄附ということで、認識をしております。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 今、市長答弁あったように、この道路については、チッソから寄附の申し出があつて、水俣市の所有になっているということですね。

もともと八幡プール群等をつくられたのは、チッソにおいてつくられたんですよね。護岸の部分を寄附しますからということで、それを水俣市が受け取ったという経過になっています。

本来ならば、水俣市が行うような工事じゃないというのが私の考えです。

しかし、先ほどのピラで言われていますように、消極的だとか、本音は反対だとか何か言われていますけれども、そもそも受け取ったときに間違いがあつたと僕は思うんです。それは今でもそう思っています。ただし、受け取った以上、護岸が地震等で崩壊して、内容物が出てしまうと、さらに汚染を起こしてしまう。それは防がなきゃいけない。水俣市が、それを防ぐために護岸部分を鋼矢板等を打って、強化する、あるいは埋め立てして強化して、内容物が海を汚染しないようにしなきゃいけない、その工事をするのはやむを得ないだろうという考え方なんです。

しかし、その費用を全て水俣市が負担するというのは、それは理不尽だろうというのが僕の考え方です。これはこの2年間ぐらい、市議会でもずっと議論してきました。西田市長も正してきました。加害者である国も出さなきゃいけない、県も出さなきゃいけない、そしてチッソも当然負担しなきゃいけない、それが道理です。という立場で、この間僕は市議会ですずっと議論してきたという経過があります。

それで、今言われましたけれども、所有は今おっしゃったとおりです。

2点目のところですけども、国、県が一緒になってやっている、ここは私は答弁になっていないと思うんです。誰が言い始めて、国と県に補助金をくださいって言い始めることになったんですか。誰かが言い始めないと、この道路を強化しようってならないでしょ。言ったから、国と県も何とかしようかねという話に今なっているということですよ。

どこから、これを何とかせないかんということで、行政レベルで動き出したんですかということを知りたかったんです。それについては、改めて質問します。それはどこですか。

それから、2点目ですけれども、総工費のところについては、よくわからないという話がありましたけれども、考え方です。総工費が幾らになるかわからないということでありました。それは先ほどの答弁でも前の質問者の答弁のところでも確認しました。国にどの補助金で幾らもらうのか、県に幾らもらうのか、国についても環境省なのか国土交通省なのか、あるいは総務省なのか、それぞれ補助の中身によっていろいろと分かれるんでしょう。県も一定補助が来るかもしれません。あるいは環境省からの予算も来るかもしれません。

なんですけれども、その補助が来て、水俣市があとを負担して、チッソには全く負担を求めないという考え方ですか。負担を求めるという考え方ですか。2点目はそのことです。

質問わかりますか、2点ですよ。

以上です。

○議長（福田 斉君） 暫時、休憩します。

午前11時38分 休憩

午前11時39分 開議

○議長（福田 斉君） 再開します。

高岡市長。

○市長（高岡利治君） 3回目の御質問にお答えします。

どこが言い出したのかということをございますけれども、これは水俣市でございます。

それから、チッソにも費用面でも負担を求めていくのか、いかないのかという2点目の御質問でございますけれども、費用面の協議につきましては、さきの新聞報道でもありましたとおり、いわゆる水俣病の特措法におけるチッソの公的債務の返済の猶予という新たな金融支援が国のほうで申し合わされている状況であります。市単独で判断できる状況ではございませぬので、これも国や県との協議をする必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、チッソが所有するJNCの株式売却について答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、チッソが所有するJNCの株式売却について、お答えします。

市長は記者会見で、JNCの株式売却が進むように水俣市として国と県に要望していく旨、発言したと報道されている。これはどのようなことかとの御質問にお答えします。

先日、岩阪議員の御質問にもお答えしましたとおり、JNCの株式売却につきましては、水俣病特別措置法第12条及び第13条の規定により、環境大臣の承認を得ることや救済の終了及び市況の好転が条件となっております。

このような条件が整えば、国等に株式売却の承認について要望していきたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 要望していくというのが結論でしたよね。

そもそも論からお尋ねしますけれども、チッソの分社化とJNCの株式売却とはそもそも何なのか。また、売却すればどのようになるとお考えでしょうか、これが1点目です。

2点目は、昨日の答弁で、条件が整えば売却すべきとマスコミに言ったと言われた。条件が整えばというのは、何を指されるのでしょうか、これが2点目です。

3点目は、チッソの株式売却について、今も答弁ありましたけれども、国・県に許可をお願いするという趣旨の発言をされているんですけども、市民を代表する市長ならば、環境省や熊本県の考えなども聞いて、株式売却には市民の中にもいろいろな意見があることを考慮して、市民全体の代表者として発言すべきではなかったかなと私は思うんです。

市長の発言は、市民全体を代表する発言ではないんじゃないか。チッソの代理人かと思えるような発言と受け取れるんですけども、これについてはいかがでしょうか、3点目ですね、これはね。

4点目です。チッソの分社化と子会社JNCの株式売却方式は、水俣病特措法でチッソから自民党の代議士に持ち込まれ、それが議員立法として提出され、国会で成立した経過があります。

このチッソの案のもとになった米国の事例は御存じでしょうか。そして、米国でこの会社はアスベストをつくっている会社ですけども、アスベスト被害者はどうなったかというのは、御存じでしょうか。

以上、4点です。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 2回目の質問にお答えをいたします。

株式の売却をすれば、どのようなことがあるのかということですけども、これはやはり株を売却することによって、今までの負債等を返済をするということで、企業としてもその後の経営ということもまた順調にできていくのではないかというふうに考えております。

それから、2番目の条件が整えばということですけども、先ほど答弁いたしましたように、環境大臣の承認を得ることや救済の終了及び市況の好転ということが条件になってくるといふふうに思っております。

それから、それを国に要望していくということは、チッソの代理人たるかのようなことである

んじゃないかという御質問でございますけれども、これはやはりそういう条件を整えば、いろいろな方々と協議をしながら、やはり水俣市の発展のためには、そういったことも水俣市のトップとして、きちっと発言をしていかなければいけないというふうに考えております。

それから、4点目の米国の事例ということでございますけれども、この件に関しては、存じ上げておりません。

以上です。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 最後の質問をしますけれども、この題の前に、臨海部の振興構想のところでの答弁で、私が聞いたのは、チツソは今債務の返済について、猶予をもらっている状況なので、何とも言えないというような発言もありましたけれども、そうであったとしても、今すぐじゃないとしても、この事業について負担を求めるべきだというのが、私の考え方です。考え方だけ言っておきます。

それで、今答弁4ついただいたんですけれども、改めて質問しますね。

株式が売却されて、一定の2,000億円を超えるお金が入ってきたら、負債が返済されると、そしてチツソの経営が好転して順調になるんじゃないか、あるいはJNCの株ですから、チツソ関係の経営がよくなるんじゃないかということを言われましたけれども、それだけなんでしょうか。

私はもっと深い意味があるというふうに思っているんですけれども、市長は経営が順調になるから、それでいいんだ、よかったなというふうに思われているかどうか、これが1点目ですね。

2点目です。

条件というのは、救済の終了と市況の好転というふうに今言われました。救済の終了というのは、どういうことというふうに市長はお考えでしょうか、これが2点目ですね。

それから、アメリカのもとになったところについては、御存じないということでしたので、改めてちょっと僕のほうから紹介したいと思います。

アメリカでは、アスベストをつくる会社が5,000社ぐらいありましたね。その中で最大手はマンベルという会社です。ニュージャージー州に工場がありました。

米国では、アスベストの死者が1年間に1万人ぐらい出ているんだそうです。被害者は、原因企業を相手に裁判に訴えて、裁判で賠償をとるという仕組みがずっとありました。それで、2007年当時、裁判の件数は6万件、被告企業は、8,400社、ごめんなさい、冒頭言ったのは、ちょっと数字が間違っていました。被告企業は8,400社、原告数が60万人という大規模な事件です。2007年当時までに支払われた賠償金は、日本円にして6兆5,000億円です。

それで、このときに日本の特措法がまねしたようなことがされるんです。

ニューヨークタイムズによりますと、マンベル社の例をとりますと、偽装倒産という措置がと

られて、アスベスト被害財団というのがつくられた。それで、定額保証で一時金にしても定額で、これからの生活費、医療費についても低く抑えられたところからこの財団から支払われるというような仕組みがつくられた。これを日本でチッソに適用しようということで動きがあったのが、水俣病特措法のときの動きなんです。これが参考例というふうに言われています。

それで、じゃあそのマンベル社をどうしたかということ、創業していたところの工場は全部閉鎖しまして、更地にしまして、残った資本はどこで営業しているかということ、事故を起こしたのは、ニュージャージー州なんですけれども、コロラド州に行っているんです。コロラド州で別の会社名でマンベル資本そのものは生き残って、今大きな利益を上げて、アスベストじゃなくて、違うもので生き残っているという例です。これが参考になったというふうに言われています。

私は論文を読んだんですけれども、これを書いたのは、日本の環境政策の草分けと言われていた前大阪市立大学の教授の宮本憲一先生の論文を最近、拝見しました。それから、拾いました。

こういうのを参考にしておつくりしたんですけれども、次の質問ですね。

1 回目の質問の答えを言うようなもんですけれども、私はチッソのねらいは、JNCの株を売却し、一定の譲渡益を出して、それを原資に返済、あるいは銀行団からの借金も返済し、今後、認定患者に支払う医療費などを基金に積み立てて、会社を清算し、この社会からチッソという会社を消滅させるのではないかというふうに言われています。

またこれは別の意味では、チッソが悲願としていた水俣病の桎梏からの解放でありまして、生産活動は地理的条件がよいところで、さらに続けるのではないかということが予想されております。

このようなことになれば、市長がこの間、市長選挙のときから言われてきたチッソを中心とした水俣の経済の活性化は全くの絵そらごとになってしまうのではないかというふうに思うんですけれども、これについては、どうお考えでしょうか。

次の質問にいきます。もう一つ大事なことがあります。

不知火海沿岸の全住民の健康調査がされていません。そういう中で、今後どれくらいの患者が出てくるかわかりません。チッソの消滅後に新たな被害者が出てきてもそのときはもう加害企業は消滅していて損害賠償を求めようにも相手がいないという事態になるのです。このような事態を市長は容認されますか。

以上です。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） それでは、野中議員の3回目の質問にお答えさせていただきます。

まず1つ目の株式売却によって、企業が順調ならばそれでいいのかというような御質問だったかと思いますが、そうではなく、やはりそういうきちっとした経営基盤を築いていただい

て、利益を出すことによって、やはりそういう救済のほうにも貢献をしていただくということも大事かというふうに考えております。

2番目の何をもって救済の終了かということですがけれども、これはやはり裁判等の終了も含まれるというふうに思っております。

それから、3番目のチッソが消滅するということでしたかね。これは、野中議員のそういうお考えなのかもしれませんが、私はそういうふうには考えておりません。

4番目もそうなんですけれども、3番目の御質問に関連をいたしますので、そういうなくなった後の例えばそういう方が出て来られたときに、補償する企業がないということは、私は現在、そういうことは考えておりません。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時54分 休憩

午後1時28分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、塩崎達朗議員に許します。

（塩崎達朗君登壇）

○塩崎達朗君 皆さん、こんにちは、真志会の塩崎達朗です。

去る2月4日の水俣市長選挙で、初当選された高岡新市長、御就任まことにおめでとうございます。

水俣市に限らず、人口減少、少子高齢化など、全国的な問題となっていることに立ち向かっていかなければいけない局面だと思います。いかにして、子育て世代を水俣市に呼び込むか、移住定住促進のための戦略を立てていくか、それには、教育、福祉、経済の活性化に目を向け、新しい取り組みも必要になってくると思います。

市長が言われるように、経済界、行政、市民のみんなでアイデアを出し合い、考え、住みよい活気あふれるにぎわいのある水俣市づくりを推し進めていただきたいと思います。

それでは、通告に従い、質問に入りたいと思います。

大項目1、市長の公約について。

高岡市長は、選挙時にたくさんの公約を出され、新しい公約を6つを掲げられました。学校給食費の負担軽減、スポーツなどを通した子どもたちの健全な育成を応援、（仮称）キッズサポーター基金の創設、地域課題への解決に向けて思い切った地元企業との連携、みなくるバスの75歳

以上の高齢者、障害者利用を無料化へ、なくてはならない消防団・団員への支援、職員への斬新な働き方改革、フレックスタイム制度、どれも実行していただきたいと思いますが、その中でも2つについて、質問いたします。

①、小中学校給食費の負担軽減に取り組むと言われていたが、具体的にどのようなことか。

②、75歳以上の高齢者、障害者のみなくるバスの無料化をと言われていたが、具体的にどのようなことか。

大項目2、防災について。

昨年9月議会で災害時の電気、水道等が寸断したときの対策をお聞きしました。

電気等は九州電力等に情報提供を行い、早期復旧に努めている。水道につきましては、給水計画を策定しており、水源地に発電機を備え、対処する旨の答弁をされました。

今回、新庁舎建てかえの基本構想の中でいろいろな機能の例示がありました。

そこで、①、新庁舎の防災拠点機能としてどのような機能を考えているのか。

また、ことし2月に長年の懸案であった地域防災マネジャーが就任されました。

②、地域防災マネジャーの本市での役割と今後どのような活動に期待するか。

大項目3、競り舟の新船について。

昨年6月議会において、FRP製船体構造等の購入における増額補正について、附帯決議を挙げて予算を通した新競り舟製作の件ですが、水俣市の競り舟大会まで、あと4カ月と迫ってきました。

そこで、①、新船製作の進捗状況はどうなっているのか。

②、旧競り舟はどうするのか。

以上、本壇からの質問を終わります

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 塩崎議員の御質問に順次お答えします。

まず、市長の公約については私から、防災については総合政策部次長から、競り舟の新船については教育次長から、それぞれお答えします。

初めに、市長の公約について、順次お答えします。

まず、小中学校給食費の負担軽減に取り組むと言われていたが、具体的にどのようなことかとの御質問にお答えします。

近年、偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子どもたちの健康が問題となっています。

そのような中、学校給食では、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスがよく、安心・安全な食事を安く提供しております。また、食事について正しい理解と望ましい食習慣を養うとともに、食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや多くの人々のさまざまな活動に支えられていること、地域のすぐれた伝統的な食文化などについて、子どもたちの理解が深まるよう取り組んでいます。

小中学校給食の負担軽減につきましては、新たな財源の確保も検討しながら、子育て支援の一つとして、段階的に、保護者の負担軽減ができるよう取り組んでまいりたいと考えています。

子どもたちを心身ともに健康な大人に育て上げることができるよう、保護者だけでなく、市民全体で支え、地域全体で子どもを大切に育てていきたいと考えています。

次に、75歳以上の高齢者、障害者のみなくるバスの無料化を言われていたが、具体的にどのようなことかとの御質問にお答えします。

みなくるバスは、平成15年の赤バスの運行開始以来、地域の要望等を踏まえて、路線をふやしながら運行を続け、広く市民の方に御利用いただいており、特に高齢者には通院や買い物などをする際に欠かせない交通手段として定着しています。

そのような中、75歳以上の高齢者と障害者の方へのみなくるバスの無料化の支援を行えば、今まで以上に高齢者や障害者の積極的な社会参加や生きがいの促進を図ることができると考えております。

そして、高齢者の運転免許証の自主返納など、高齢者の交通安全の確保にもつながるものと考えております。

制度としては、75歳以上の高齢者及び一定以上の障害を持つ障害者本人とその介助者について、運賃が無料となる仕組みを取り入れること等を考えておりますが、具体的な方法については、今後、制度設計を進め、関係機関と協議を行い、決定してまいります。

○議長（福田 斉君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 2回目の質問に入ります。

今、なぜ給食費の無償化が論議されているのか。理由の一つとして、子どもの貧困があると思います。水俣市の平成29年度の給食費は、小学校で4,200円掛ける10カ月分、プラス3,600円の1カ月分、11カ月分しかありませんけど、8月がちょうど夏休みで給食費をもらわないというような感じになります。年額4万5,600円となります。中学校で月4,900円の10回と4,760円の1回の年額5万3,760円という金額になってきます。

給食費の未納の件数と金額は、一応水俣市27件22名で69万6,726円です。未納に関しては、就学援助等で補助をしているので、水俣市としては、ほかの市町村と比べると、未納の方は少ないというような感じで回答が 있습니다。低所得の家庭ほど負担感は強く、文科省の調査では給

食費未払いの原因の約3割は保護者の経済的な理由となっているということです。

この未納で就学援助等で、一応給食費もひっくるめたような形で、一応援助しているというふうな感じなんで、最終的に、今未納の方に対して、未納を防ぐために口座振替とか、そういうのはどうかというふうな感じで考えたんですけども、今集金で一応給食費を集金しているということで、この集金を口座振替にするともっと未納がふえてくるというふうな感じになりますので、集金自体を続けて、あと口座振替というのは、やはりやめたほうがいいんじゃないかと。ただ、これが無償化になってくると、話は別で、別に集金をする必要もないし、口座引き落としをする必要もないというふうな感じで、未納はゼロになります。

1月の16日の西日本新聞に、大分県豊後高田市が新年度から小中学校の給食費と高校生までの医療費をセットで無償化するという記事が出ました。これは九州初で、市は子育て世代を呼び込む先行投資として位置づけているとのことでした。このことは注目を集めるとしています。

そこで、2回目の質問で1点だけお聞きします。

熊本県内の給食無償化の状況はどうなっているかをお聞きします。

それとあと、75歳以上のみなくるバス無償化についてですけれども、これからはもっと高齢者の人口がふえてきます。みなくるバス、乗り合いタクシーなどの利用もふえてくると思います。市民の足としても定着してきています。

そのような状況の中で、答弁にもありましたように、75歳以上の高齢者と障害者の方へのみなくるバスの無料化支援を行えば、今まで以上に高齢者や障害者の積極的な社会参加、生きがいづくりの促進を図ることができる。また、高齢者の運転免許証の自主返納、ひいては交通安全の確保につながっていくことは間違いのないことだと私も思います。

水俣市の運転免許証の自主返納、これちょっと調べてみたんですけども、平成29年度12月末までに106件でした。平成27年度が85件、平成26年度は50件というような形で徐々に返納する方がふえる傾向にあります。

ちなみに、平成29年度の65歳以上の運転免許証の所持者というのが約9,350名ぐらいですね。隣町の津奈木町では、返納されている方が、平成29年度で8名、平成28年度10名、平成27年度13名ということで、水俣のほうがやはり人口割りとしてもちょっと多いのかなというふうに思います。

いかにこの水俣市のコミュニティーバスが市内一円を走っているかということがわかると思いますけれども、そこで、みなくるバスに対しての2回目の質問です。

みなくるバスの運行にどれくらいの経費がかかり、水俣市ではどれくらい負担しているのか。国や県からの補助などはあるのか。

また、無料化した場合、財政的にどのような影響を及ぼすのか、教えていただきたいと思い

ます。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） それでは、塩崎議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

まず一つ目が、豊後高田市の事例を挙げて、御質問されて、そういった中で、熊本県の状況はどうかという御質問だったかと思います。

県内では、熊本県の調査で、平成29年5月1日現在で、小中学校完全無償化は2自治体、一部無償化が16自治体というふうになっております。

また、荒尾市では、平成29年10月から小学校の給食費の無償化が実証されているという状況でございます。

○議長（福田 齊君） 本田総務部長。

○総務部長（本田真一君） みなくるバスにつきましては、私のほうから答弁させていただきます。

みなくるバスの運行のための経費、それと市の負担、それと国や県からの補助、最後に無料化した場合、財政的にどのような影響が考えられるかという御質問だったかと思っております。

まず、みなくるバスの運行に関する経費等につきましては、1年間の運行経費としまして約7,251万円となっており、産交バスに直接支払われる国の補助金などを差し引いた約5,421万円が市からの補助金となっております。

なお、市からの補助金には、県の生活交通維持交付金約640万円が充当できるため、市の実質的な負担額は約4,781万円となっております。

次に、無料化した場合の財政面での影響ですが、無料化をした場合でも国の補助金や県の交付金は変わりませんが、無料化補填分と事務経費などが発生するものと考えております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 どちらも新たな財源の確保が必要になると思います。

小中学校給食費の無償化は、市長が言われるようにゼロか100ではなくて、やはり子育て支援の一つとして、段階的にでも保護者の負担軽減ができるようお願いしたいと思います。

また、みなくるバスでは無料化補填分と事務経費などが発生するとのことですが、地元企業との連携など考えてもよいのではないかと思います。

また、バス停まで遠いという方や買い物をしてでも家まで運ぶのが大変だという声もよくお聞きします。これに対して、ドア・ツー・ドアができないかと考えておられる民間の企業さんもおられると聞きます。

今部長の説明では、もう産交バスさん、あとタクシー屋さんは君島さんと水俣タクシーさんでいろいろやっておられるわけですが、ほかにそういった民間企業で参入してくるような企

業があれば、話を聞いて、水俣市のためになるようでしたら、入れてもらってもいいのかなと。特に山間部、山間部という言い方はちょっと悪いかもしれませんが、バス停からおうちまで物すごく遠いとか、そういう方に対しては、ドア・ツー・ドアという考えの民間企業の方の考えというのはいいことなのかなと思っております。

先ほど紹介しました大分の豊後高田市では、財源として、一応ふるさと納税の増収分を充てるということでやっております。いろいろとクリアする課題はあると思いますが、ぜひ、実現に向けて頑張ってくださいと思います。

これは要望として、これで質問は終わります。

○議長（福田 齊君） 次に、防災について、答弁を求めます。

深江総合政策部次長。

（総合政策部次長 深江浩一郎君登壇）

○総合政策部次長（深江浩一郎君） 次に、防災について、順次お答えいたします。

まず、新庁舎の防災拠点機能として、どのような機能を考えているのかとの御質問にお答えいたします。

平成28年4月に発生した熊本地震で被災した市庁舎を建てかえるため、本市では、昨年8月に、水俣市新庁舎建設基本構想を策定いたしました。

本基本構想の中では、熊本地震を初め、大雨による浸水被害など、過去に発生した災害について検討を行い、災害に対する安全性の確保を基本方針の一つと決めました。

具体的には、新庁舎建設において、十分な耐震性の確保や浸水・地盤沈下への対策、機械設備や防火・防犯設備の一元管理の検討等を掲げております。

また、災害対策本部機能、防災拠点機能が発揮できる空間の整備、停電・断水時のバックアップ機能など多岐にわたっております。

このように、基本構想の中では、新庁舎の防災拠点機能としてさまざまな機能を掲げておりますが、具体的には、本年度末に発注予定の新庁舎建設基本・実施設計業務の中で、設計者と協議しながら、どのような機能を持たせるか十分検討し、市民の安全・安心を確保できる災害に強い市庁舎が実現できるよう、努めてまいりたいと考えております。

次に、地域防災マネジャーの本市での役割と今後どのような活動に期待するかについて、お答えいたします。

地域防災マネジャーの本市での役割は、これまで培ってこられた専門的な知識を生かした防災体制の強化や災害発生時における市民の安全確保と円滑な災害応急対応及び復旧・復興等の業務となっております。

また、長年の自衛官としての経験や知識を本市の総合防災訓練や災害対策本部の運営等へ取り

入れたり、地域防災計画や国民保護計画の見直しを行うなど、本市の危機管理体制の強化に期待しております。

さらに、地域の自主防災組織が実効性のある防災訓練が行えるように指導や助言を行ったり、要請のあった保育園、学校、企業などの各種団体に対し、個々の防災意識を高めるため防災講習等を行い、地域防災力の向上に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

○議長（福田 齊君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 2回目の質問ですけれども、過去に発生した災害について検討を行い、災害に対する安全性の確保を基本方針の一つと定め、具体的には新庁舎建設において、十分な耐震性の確保や浸水・地盤沈下への対策、災害設備や防火・防犯設備の一元管理の検討などを掲げておられますが、その中で、基本構想の冊子の中で、ちょっと気になった部分というか、文言が一つ機能の中で入っていたもので、ちょっとその辺をお聞きしたいと思ひまして、耐震性貯水槽というのが、例示の中のところに書いてあったんですけれども、これはどのようなものなのか。また、防火水槽との違いというのを一つお伺いをします。

それと、仮にこの耐震性貯水槽を新庁舎建設場所に設置するとしたら、どのような形で設置することになるのか。2つ目がそれです。

それと、現在、秋葉会館が避難所として使われておりますけれども、新庁舎がどのような形で建つのか、まだはっきりこうわかりませんが、秋葉会館や新館が残るのか潰されるのか、ちょっとわかりませんが、新庁舎にも避難所としての活用というのも多分考えてあると思うんですけれども、その辺を一つお伺いしたいと思います。

あと、防災マネジャーに就任されて間もないのに、こういう質問をするのも失礼かとは思ひますけれども、2月に就任された後、どのようなことをやってきたのか。

また、今後、地域防災マネジャーとしてどういうことをやりたいと考えているのかというのを2点、全部で5点になりますけれども、お聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（福田 齊君） 深江総合政策部次長。

○総合政策部次長（深江浩一郎君） 塩崎議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、耐震性貯水槽がどのようなものか、また防火水槽との違いは何かについて、お答えいたします。

耐震性貯水槽とは、総務省が定める飲料水兼用耐震性貯水槽のことで、平常時は、水道管路の一部である消火栓として使用し、震災等の緊急時には専用の給水機を用いて、新鮮な飲料水をくみ出すことができますのでございます。

また、この耐震性貯水槽と防火水槽との違いは、防火水槽の水は消火活動に対してのみ使用するものに対し、水道管と直接連結する耐震性貯水槽の水は水槽内を常に水道水が循環しているた

め、消火活動のほか、飲料水として利活用ができることが大きな違いでございます。

次に、この耐震性貯水槽を新庁舎建設場所に設置するとしたら、どのような形で設置するのかという御質問だったと思います。

この耐震性貯水槽は、一般的には公園、広場、野外、駐車場などの地盤面を掘削し、地中埋設により設置されている事例がほとんどでございます。

この野外駐車場などにおきましては、自動車の荷重に耐えられるような設計仕様となっており、現場で組み立てる既成コンクリート製のものや工場制作で一体となっている高性能の鋼鉄なものがございます。このようなことから、仮に新庁舎建設場所で設置するとしたら、これらの事例をもとに検討してまいりたいと考えております。

次に、新庁舎には避難所としての活用も考えるのかという御質問だったと思います。

防災拠点としての機能が効果的に発揮されますよう、市民の避難スペースを含む必要な諸室の整備を本年度末に発注予定の基本実施設計業務の中で具体的に検討したいと考えております。

それと、最後に2点、地域防災マネジャーのことであると思います。

まず1点目が、2月5日に地域防災マネジャーが就任いたしました。まず、市民の皆様方に地域防災マネジャーのことを知っていただくために、市の広報誌への掲載をいたしました。

その後、婦人会、医師会など、各種団体、約二十数カ所の訪問や保育園の園長会議や自主防災会連絡協議会などの会議に出席し、防災講習会や防災訓練時にマネジャーを活用していただきますよう御挨拶を行っております。

今のところ、自主防災組織と法人の2カ所から防災講習と防災訓練への指導、講習、助言等の依頼がっております。今後、さらに幅広く活動の促進ができればと考えております。

最後に、地域防災マネジャーとしてどのようなことをやりたいと考えているのかという御質問だったと思います。

今後は、地域の自主防災組織を中心に、自助・共助意識の全体的な底上げと活性化、また市の職員に対する防災教育、訓練の充実、さらに消防署、警察署、自衛隊など、関係機関との連携、いわゆる公助の強化に取り組み、市民が安心して暮らせる防災のまちづくりに努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 3回目の質問に入ります。

この耐震性貯水槽というのは、この水槽内を常に水道水が循環しているというふうな形の今説明でした。消火活動のほかに飲料水としても利用可能であると。

先ほど、ちょっと私、最初の前段で言いましたけれども、昨年9月に質問をしたときに、断水

をしたときにはどうするんですかというふうな感じの話をしたんですけれども、まさしくこういった貯水槽と防火水槽が兼ね備わった飲料水も使えるというふうなものはほかにないのかなと思ひながら、物すごく災害のときに役に立ちそうな感じがするわけですけれども、私なりにちょっと調べてみたんですけれども、この耐震性貯水槽というふうな感じで、東日本大震災の後に、大阪府、愛知県、静岡、それと東京都内、長野、そういう関西、中部、関東圏の公共施設等で、今もう300件ぐらいがそういったものを備えて使っているというふうな感じで、ネットで調べたんですけれども、載っておりました。

ぜひ、これも水俣市で大きな災害がないにこしたことはないんですけれども、備えあれば憂いなしではありませんけれども、熊本初で導入を考えてみてもよいのではないかと思っております。

それと、あと防災マネジャーの方に関しては、本当にまだなられたばかりでどういうことをやりたいかと、本当に失礼なことを聞いてしまったわけですけれども、やはり今まで防災マネジャーというふうな形で導入されるのはまだかまだかこちらのほうも随分気をもんでいたわけで、やっとこの2月にそれが実現できたということで、本当に期待感がものすごく大きいわけです。ぜひ周りの方の期待感に潰されないように、自分はどういうことをやりたいということで、きちっとやってほしいなと、応援したいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

この質問に関しても、これで終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、競り舟の新船について、答弁を求めます。

藪教育次長。

（教育次長 藪 隆司君登壇）

○教育次長（藪 隆司君） 次に、競り舟の新船について、順次お答えします。

まず、新船製作の進捗状況はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

昨年8月18日に、阿久根市の遠矢造船所と購入契約締結を行い、その後、協議を重ねながらFRP製競り舟製作作業を進めております。年度内に12艇完成予定となっております。

次に、旧競り舟はどうするのかとの御質問にお答えします。

水俣市では、12艇の木造船を所有しています。競り舟大会は明治時代に始まり、昭和51年に復活し、平成29年度で42回目を迎えた伝統行事であり、水俣市の夏の風物詩であることから、水俣市競り舟大会検討委員会において歴史的な価値があるものなので、1艇は残すこととしております。残りの11艇につきましては、2月1日号の広報みなまたに掲載しましたとおり、市内の事業者や自治会等を対象に無償譲渡の公募を行い、6団体から申し込みがあり、既に譲渡も完了しております。あとの5艇については、今年度中に廃棄する予定です。

なお、本市で保管する1艇については、今後保管場所や活用方法等について、検討を行います。

○議長（福田 斉君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 この新しいFRPの船なんですけれども、私きのう議会が終わった後に、阿久根の遠矢造船所さんまでちょっと走りました。ちょうどタイミングよくきょうこの7日の日に6艇、水俣市のほうに納入可能ということで、陸路ではなくて、船ですっと引いて、水俣まで行きますと。きのうは風が強かったので、どうしても行けないと。あしたならば、波もなぎになってくるんで大丈夫ですという話で、ちょっと話を聞いてきました。一言で言うと、格好いいです。もう本当に白い船体にブルーのラインみたいな感じで入って、どっちかという、今までの競り舟が尻のほうがちよっとどんとしていたんですけれども、やはりしゅっとしたような形で、本当に一言で言うと格好いいなと思いつつながら、船体のほうも底の部分に物すごくやっぱり気を使われたみたいで、ちょうどM型といったらおかしいですけれども、横波が来ても、なかなか船自体が安定しているような形のつくり方をしてありました。

私だけ先に見てしまっただけで申しわけないんですけれども、一応、教育委員会の職員の方たちも何回も足を運ばれて、今どれぐらいできていますかとか、そういうことをきちっと聞いておられて、こういうところをもっと水俣の競り舟は底があるんで、そのこぐところにちゃんと床をつけてくださいというふうな形の要望とか、いろいろありまして、社長さんに言わせると、ちょっとせからしかったというか、ちょっとあれやったという話でしたけれども、快くつくっていただいて、12艇を今月中には多分納品できるだろうというふうな感じでおっしゃっておられました。

あと、競り舟自体に関しては、そういうような感じだったんですけれども、まだ鐘とオールに関して、一応、鐘のほうは前田鉄工所さんのほうで水俣市の業者さんのほうでつくるという話を聞いております。それと、オールに関して、私が聞いたのは、扇スポーツさんという話も聞いておりますけど、まだはっきりしませんというふうな感じの回答もあっていますけれども、あと小学生を対象に体験でというふうな形で乗せるということで、ライフジャケットを156着、12艇分用意をしてあるというふうな形では伺っております。

そういうふうな形で準備も着々と進んでいて、あとは本大会を待つのみなのかなというふうな感じで考えておりますけれども、そこで、新船が完成してからの8月の競り舟大会当日までのタイムスケジュールとして、どのようになっているのかをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（福田 斉君） 藪教育次長。

○教育次長（藪 隆司君） 2回目の質問にお答えいたします。

新船が完成してからの競り舟大会当日までのタイムスケジュールということですが、木造船を使用しておりました昨年までは、競り舟大会参加者の練習については、大会前1カ月としておりましたが、FRP製の新船になることもあり、関係機関と協議し、これまでより長い練習期間を設定する見込みです。

また、競り舟協会では、7月28日日曜日に小学生と親を対象とした親子競り舟体験の実施を予定しています。

以上です。

○議長（福田 斉君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 一応、7月の28日には小学生と親を対象とした親子競り舟体験というのを実施するというふうな予定になっていますということでした。ぜひ、新しくなった競り舟に多くの方、体験で乗っていただいて、また大会を盛り上げていただきたいと思いますので、前回もちょっと質問したときに、この伝統ある競り舟大会を水俣市の観光の一つとして、位置づけてもらえればというふうな感じの話もしたわけですが、なかなか会場とかそういった面でちょっと難しいという話でしたけれども、せっかく新船ができて、皆さん多分今度はまた乗りやすくなっていると思いますので、よその市町村からもぜひ来ていただいて、そういった観光事業の一つとして捉えていただくともっと水俣市の競り舟大会というのも続いていくんじゃないかと思っております。

これについても、これで質問を終わりたいと思います。

○議長（福田 斉君） 以上で塩崎達朗議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明8日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時11分 散会

平成30年3月8日

平成30年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問・質疑

平成30年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成30年3月8日（木曜日）

午前9時29分 開議

午後2時18分 散会

（出席議員） 16人

小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	塩 崎 達 朗 君
谷 口 明 弘 君	田 口 憲 雄 君	岩 村 龍 男 君
高 岡 朱 美 君	田 中 陸 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君	福 田 齊 君	藤 本 壽 子 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
次 長（鎌 田 みゆき 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 14人

市 長（高 岡 利 治 君）	総合政策部長	（帆 足 朋 和 君）
総 務 部 長（本 田 真 一 君）	福祉環境部長	（川 野 恵 治 君）
産 業 建 設 部 長（関 洋 一 君）	総合医療センター事務部長	（久 木 田 美 和 子 君）
総合政策部次長（深 江 浩 一 郎 君）	福祉環境部次長	（高 沢 克 代 君）
産 業 建 設 部 次 長（城 山 浩 和 君）	水 道 局 長	（山 田 雅 浩 君）
教 育 次 長（藪 隆 司 君）	総合政策部政策推進課長	（梅 下 俊 克 君）
総務部総務課長（緒 方 卓 也 君）	総務部財政課長	（設 楽 聡 君）

○議事日程 第4号

平成30年3月8日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | | | |
|---|---------|---|-----------------|
| 1 | 藤本 壽子 君 | 1 | 新市長の政策の方向性について |
| | | 2 | 故石牟礼道子氏について |
| | | 3 | イノシシ被害の対応策について |
| 2 | 牧下 恭之 君 | 1 | 新市政の取り組みについて |
| | | 2 | 公用車の管理について |
| | | 3 | デイジー教科書について |
| 3 | 桑原 一知 君 | 1 | 市長が目指すまちづくりについて |
| | | 2 | 消防団について |

(付託委員会)

第2 議第3号 水俣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について (厚生文教)

第3 議第4号 水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第4 議第5号 水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第5 議第6号 水俣市代替バス通学生交通費助成条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第6 議第7号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)

第7 議第8号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)

第8 議第9号 水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)

第9 議第10号 水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)

第10 議第11号 水俣市地域農業担い手育成センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例

	の制定について	(総務産業)
第11	議第12号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	(厚生文教)
第12	議第13号 平成30年度水俣市一般会計予算	(各委)
第13	議第14号 平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	(厚生文教)
第14	議第15号 平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	(厚生文教)
第15	議第16号 平成30年度水俣市介護保険特別会計予算	(厚生文教)
第16	議第17号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計予算	(総務産業)
第17	議第18号 平成30年度水俣市病院事業会計予算	(厚生文教)
第18	議第19号 平成30年度水俣市水道事業会計予算	(総務産業)
第19	議第26号 指定管理者の指定について (水俣市高齢者福祉センター)	(厚生文教)
第20	議第27号 指定管理者の指定について (一小ふれあい学童クラブ)	(厚生文教)
第21	議第28号 指定管理者の指定について (二小ふれあい学童クラブ)	(厚生文教)
第22	議第29号 指定管理者の指定について (ふくろふれあい学童クラブ)	(厚生文教)
第23	議第30号 指定管理者の指定について (水俣市久木野ふるさとセンター)	(総務産業)
第24	議第31号 指定管理者の指定について (水俣市はぜのき館)	(総務産業)
第25	議第32号 指定管理者の指定について (水俣市地域農業担い手育成センター)	(総務産業)
第26	議第33号 指定管理者の指定について (水俣市東部センター)	(総務産業)
第27	議第34号 指定管理者の指定について (みなまた環境テクノセンター)	(総務産業)
第28	議第35号 指定管理者の指定について (水俣市湯の鶴温泉保健センター)	(総務産業)
第29	議第36号 指定管理者の指定について (みなまた観光物産館まつぼっくり)	(総務産業)
第30	議第37号 指定管理者の指定について (水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家)	(厚生文教)
第31	議第38号 指定管理者の指定について (水俣市公民館分館)	(厚生文教)
第32	議第39号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	(厚生文教)
第33	議第40号 平成29年度水俣市一般会計補正予算 (第11号)	(総務産業)
第34	議第41号 平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算 (第5号)	(厚生文教)
第35	議第42号 指定管理者の指定について (水俣市立武道館)	(厚生文教)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日、市長から補正予算 2 件及び議決案 1 件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から平成 29 年 12 月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告の提出があり、事務局に備えつけてありますから、御閲覧願います。

次に、本日の議事は議席に配付の議事日程第 4 号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第 1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め 1 人 70 分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、藤本壽子議員に許します。

（藤本壽子君登壇）

○藤本壽子君 おはようございます。無限 21 の藤本壽子です。

水俣もすっかり春めいてまいりました。2 月には、高岡市長も就任されました。また、この間、お隣の韓国では平昌オリンピックが寒い中で行われておりました。多くの競技がある中、涙が出るような場面も多くありました。その中で、最も感動したのは、スピードスケート 500 メートルで小平選手が金メダルをとったときのシーンでした。2 位になった韓国の選手が小平選手のもとに来て、お互いを健闘している姿が何とも胸を打ちました。

このオリンピックでは文大統領が北朝鮮との友好を打ち出し、朝鮮半島では戦争をしないというメッセージを世界に向けて発信したと思いました。

今、急速に北朝鮮との対話、非核化へ向けてのアメリカとの対話も現実化しようとしています。さまざまな北朝鮮への臆測はある中ですが、朝鮮半島では平和へ向けた一歩が進んでいます。そのような中、日本はどのような立場で対処したのか。確かに政治的な制裁は必要なことだったと思います。しかし、この間の軍事費予算の拡大には驚くばかりです。これまで専守防衛というのが日本のスタンスであったはずですが、敵基地攻撃能力を持つミサイルもアメリカから購入、国民が一番驚いたのは敵地先制攻撃のための小型核ミサイルを配備したほうがよいのではないかと進言したということも報道で聞きました。本当に、世界で唯一の被爆国として、この

ような政策のまま進んでよいのか。拉致被害者の家族の苦しみが続いている中でもあるからこそ、私はあくまで平和的解決を持てる全ての外交努力を進めるべきではないかと思っています。

そして、戦争を決して繰り返すことがあってはならない。原発を保有している現実をもっと厳しく受けとめなければならない。

オリンピックではすばらしい友情を見せていただきました。体制の違いはあっても、終戦前は現在の北朝鮮に、チツソのあった興南に私の一族も住んでおりました。そう思うと、近しい人々ではないかなとも思えるのです。私たちも、政治の場で未来志向のすばらしい友情をつくっていききたい、そう願いながら質問に入ります。

2月22日より水俣市は高岡利治市長により、市政のかじ取りが始まっています。市長選における討議資料の中では、理解できない点、また今後どのようにされるのか、不安に思う政策もありますのでお尋ねしたいと思います。

1、新市長の政策の方向性について。

①番、本年2月4日投開票の市長選挙において、高岡市長が出された討議資料の中に、「流れを変える」「変革を恐れない」と記述されておられますが、具体的にはどういうことですか。

②、市長は水俣市で起こった水俣病の被害をどのようなものであったと捉えておられるか。

③、水俣市は悲惨な水俣病の経験を教訓にして、環境モデル都市づくりを行ってきました。この取り組みについて、どのように思うか。

④、新聞報道などによると、水俣病問題への対応では、原因企業と被害者が共存するまちにあって、両者をつないでいく施策に取り組むとあるが、具体的にはどのように取り組むのか。

次に、大きな2番目です。

2月10日、水俣出身の作家、石牟礼道子さんが亡くなりました。葬儀の前後、全国の方々からさまざま連絡をいただいています。

石牟礼さんの本をいつも枕元に置いています。私が生き方を変えたのは、「苦海浄土－わが水俣病」を読んでからでしたなど、改めて石牟礼道子氏の与えた影響が大きかったことに驚きました。

この郷土の作家がどのような作品を残し、どのように水俣市民に影響を与えてきたのか、改めて質問をします。

①、石牟礼道子氏の経歴はどのようなものであったか。

②、石牟礼道子氏の著書はどのようなものか。

③、どのような研究者・文学者との交流があったのか。

④、どのような文学賞をもらっているか。

⑤、水俣市にとってどのような貢献をされたと思うか。

最後に、イノシシ被害の対応策についてお尋ねします。

①、近年の耕作地への被害は増加していますか。

②、イノシシの人への被害の事例はあるのか。

③、イノシシへの対策として、現在どのようなことを推進しているのか。

④、水俣市有害鳥獣被害防止対策協議会では、どのような取り組みをしているのか

以上、本壇からの質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 藤本議員の御質問に順次お答えします。

まず、新市長の政策の方向性については私から、故石牟礼道子氏については福祉環境部長から、イノシシ被害の対応策については産業建設部長から、それぞれお答えします。

初めに、新市長の政策の方向性について、順次、お答えします。

まず、本年2月4日投開票の市長選挙において高岡市長が出された討議資料の中に、「流れを変える」「変革を恐れない」と記述されているが、具体的にどのようなことかとの御質問にお答えします。

私はこれまで市議会議員として市政に携わり、活動する中で、まちの経済的活力の低迷、人口流出・減少などを感じておりました。また、選挙期間中も、市民の皆様から、水俣に閉塞感がある、水俣を変えてほしい、若者の働く場や定住を進めてほしいなどの声を多くいただきました。

このような自分の実感と皆様の声を聞き、水俣の元気をどのように取り戻すのかということを考えてとき、やはり経済の活性化は不可欠であると考え、「流れを変える」「変革を恐れない」という表現をさせていただきました。

なお、私が申し上げております「流れを変える」「変革を恐れない」という言葉の意味としましては、先日もお答えしましたとおり、これまでの市政で培われたよい部分は継承しつつ、足りない部分に力を入れるということです。これまでの議員活動の中で、前市長と政治的なスタンスの違いはありましたが、水俣市が柱としてきた環境モデル都市づくりは、水俣市にとって欠かせない柱であり、誇るべきことと考えております。

この取り組みに加え、地元企業や商工業者との連携などを通じた経済活性化の取り組みを進めることで、環境と経済が両輪となり、地域が活性化し、明るくにぎやかで活気のある、住み続けたいと思える水俣を一丸となつてつくっていく、そのような方向でこれからの水俣づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、市長は、水俣で起こった水俣病の被害をどのようなものであったと捉えるかとの御質問

にお答えします。

水俣病の被害としましては、まずチッソから排出された工場排水により発生した環境汚染、健康被害であり、不知火海沿岸周辺の住民を初め多くの生物にその被害が及び、多くの人命が奪われ、また健康に影響を及ぼしました。また、水俣病が発生した当初は、その原因がわからず、市民の水俣病に対する恐れが募り、患者やその家族への差別、偏見が生じ、地域社会が分断・崩壊しました。さらに、水俣病の発生により、水俣湾の魚介類を初め、水俣の名前がつく産品が売れなくなったり、その他には観光関係への影響、原因企業チッソの経営悪化等による地域経済の疲弊も広義な水俣病の被害と考えられます。このような環境汚染、健康被害にとどまらず、さまざまな方面で地域住民等に多大な影響を及ぼしたことが水俣病による被害であると捉えております。

次に、水俣市は、悲惨な水俣病の経験を教訓にして、環境モデル都市づくりを行ってきた。この取り組みについてどのように思うかとの御質問にお答えします。

水俣市は、平成4年に全国の自治体に先駆け、環境モデル都市づくり宣言を行ってから、環境をまちづくりの柱に据え、水俣病の教訓の発信やごみの高度分別・リサイクル、エコタウン企業の立地、環境教育の充実など、さまざまな分野において取り組みを進め、国から環境モデル都市に認定されるとともに、環境首都の称号を獲得するに至りました。市民の皆様の努力、そして多くの企業・団体の御協力により取り組まれた環境モデル都市づくりは、水俣病を経験した水俣市にとって欠かせない市政の柱の一つです。

環境と言えば水俣と言われるまでになりましたことは、誇るべきであり、高く評価するものです。

次に、新聞報道によると、水俣病問題への対応では、原因企業と被害者が共存するまちにあって、両者をつないでいく施策に取り組むとあるが、具体的にどのように取り組むのかとの御質問にお答えします。

私がこれまで感じてきた水俣病の課題は、先日岩阪議員や野中議員の御質問でも答弁させていただきましたが、水俣病の公式確認から62年経過している現在でも、いまだに水俣病問題が解決していないという点であり、特に原因企業と被害者が同じまちに共存し、かつ原因企業と被害者の相互理解が不足しているために、双方の間に少なからず距離があることだと考えております。私としましては、この距離が縮まなければ水俣病の解決は進まないのではないかと考えております。

この状況を改善するために、まず私が原因企業と被害者の双方の御意見を聞き、両者をつないでいく具体策を模索してまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましてありがとうございます。

2回目の質問をさせていただきたいと思います。

市長から、私は初めてだったと思います。きちんと話をしなかったなという議員の時代ですね、そのことを思いました。水俣病の被害のこと、それから環境モデル都市づくりにどのように思われておられたのか、そのことを改めてお聞きしまして、それなりに私の不安も払拭されてきたかなというふうに思っております。

ここでもう一つ、質問、ここでは四つしたいんですけども、ここに前市長が書かれた「気がついたらトップランナー」という本、多分御存じだと思うんですけども、こういう本がございます。その中には、吉井前市長が松下電器から松下政経塾に出向され、塾頭もされておられました上甲晃さんという人とともに対談をしている本なんですけれども、この中に前市長は、水俣市の目指す将来像をこう述べられています。平成8年に新しい総合計画を策定した。水俣の目指す将来像を商業観光都市から環境・健康・福祉の産業文化都市へと方向転換し、水俣市民は環境を大切にし、地球環境を壊さないという市政を市民の生活信条を確立し、環境と共生できる産業活動、そして市民のライフスタイルを創造しようと、新しい総合計画づくりをし始めたということがこの本に書いてあるんですけども、それとともにとても大事だなと思いましたが、市民のライフスタイルを創造しようという、この中に、総合計画は市民の手づくりでできている座談会を市内各区2巡し、意見を集め、水俣21プラン市民会議に提言を求めたということでもあります。

この中で、1番目の質問に私が思っておりますのは、やはり市民の生活信条をどこに置くかということがとても大切なことだったのではないかというふうに思うのです。水俣市民は、公害のまちという、その教訓、そこからそれをはね返すような歩みをしていくぞというふうな、新たな思いに立つことができた。そして、それは1つずつ、1人ずつの市民が意見を言い合い、つくってきたというふうに思っています。私はこのような、市民協働で、前市長もよく言葉でおっしゃっていましたが、市民協働で環境モデル都市づくりを行う、これまでの市政のあり方について、このような流れについて、どのような評価をし、継承していかれるおつもりかということをもまず1点お聞きしたいと思います。

それから、2番目に、平成13年には、国からのエコタウンの承認を受けまして、現在10社ほど、もっとあるんですかね、水俣のエコタウンで操業されておられます。これも環境モデル都市として大きな歩みであったと思うんですけども、市長は、地元企業や商工業者などと連携を通じた経済活性化をしたいというふうにおっしゃっておられますけれども、エコタウンのさらなる発展ですね、産業復興や雇用の確保もですけれども、そのことについて連携をするということですので、その思いをお聞かせ願いたいと思います。

次に、3番目の質問です。地場企業に支援をし、水俣の経済の発展ということを述べられておられますが、雇用という点では、確かに一定の役目を果たすというふうに思われるんですが、そ

のほかに、第1次産業を含めた中小零細、私も中小零細の中におりましたけれども、そこへの支援、またこれらを含めた地域経済が豊かになる施策というのを考えておられるのか、そのことを3番目にお聞きしたいと思います。

そして、4番目ですけれども、水俣病被害者との話し合いということであります。私もこの質問に当たって水俣病の被害を受けられた方にちょっと、二、三お話を聞いたりいたしましたけれども、私は常々思っていたのは、市長は、できれば会社側と友好関係にあるJNCさんの労組から支持を受けているということですので、被害者との壁をなくすために、ぜひJNCの中の職員の方に水俣病の勉強会などをするようなことを呼びかけていただけないかというふうに、まずはこの4つの質問をさせていただきたいと思います。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 藤本議員の2回目の御質問にお答えいたします。

4点ということで、まず1点目が、過去、歴代の市長さん方が取り組まれてきた、その環境というものを軸にした施策という部分に対してどう思うかというようなことだったと思います。

先ほども申し上げましたように、やはりこの水俣にとって環境というものはなくてはならないもの、これを軸にしたものは先人の皆様方が築き上げてこられたものだというふうに思っております。これをやはり私も継承しながら、それにさらにやはり経済の活性化というものがついてくることによって、このまちのそういう発展も見えてくるのだろうというふうに思っておりますので、そういった形で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、2番目のエコタウンの企業に対する支援といいますか、そういったものはどうなんだということでございますけれども、このエコタウンの企業というのは、環境と経済を両輪として、まちづくりを進めるに当たっては、非常に大事なところだというふうに考えております。ですから、こういったエコタウンの企業の方々にもお話をお伺いしながら、今後どのような御支援ができるのか、またどのようなお考えを持っておられるのか、そういったことも含めて今後対応していきたいというふうに思っております。

3点目の、第1次産業に対する支援ということだったかと思えます。これも、水俣市には規模の大小にかかわらず、そういう第1次産業で頑張っておられる方がいらっしゃいます。以前もちょっと申し上げたかと思うんですけども、若い農業の就農者、農業で生計を立てていって、地元で頑張っていきたいんだという、非常に熱意を持っておられる青年方もおられます。やはり、そういった方々を行政としてどうやって協力ができるのか、またどういった問題を抱えておられるのか、そういったこともしっかりと向き合って話を聞いていきたいというふうに思っております。

それから、最後の4番目のJNCの社員の方々にも、そういった水俣病の勉強会等をしていた

だいたらどうかという御質問だったかというふうに思います。JNCの関係者からお聞きしましたところによりますと、JNCでは、新規採用社員の新入社員研修に当たって、水俣病資料館での見学研修を行ったり、本社の水俣病担当者による研修を行っているということです。また、係長、つまり管理職に昇格した際にも、本社の水俣病担当者による水俣病に関する研修を行っているということでした。

以上です。

○議長（福田 齊君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁ありがとうございました。

市長選挙のときの討議資料の中には、「流れを変える」「変革をなさる」ということで書いてありましたので、大きな変更があるのかなというふうに思いまして、私は大変不安に思っておりましたけれども、流れはほとんど変わらない、そこに経済を持ってきたいということであったということですね。そのことが今はっきりしたというふうに思っております。

そして、エコタウンですけれども、私はそのとき議員でなかったんですけれども、ある企業さんに、なかなか補助金がないということがあって、よその方が大丈夫かというふうに私にもお電話をいただいたりしたことがあったんですけれども、エコタウンのこれからの振興、そのことについてはきちんと取り組んでいただきたいというふうに思っております。

ここで、2つ質問をしたいと思っておりますけれども、水俣病の患者さんにお話を聞いたと言いましたけれども、患者さんたちもJNCさんとは、やはりお互いに次世代の子どもたちに誇りを持てるような水俣をつくりましょうよと、そういう思いを自分たちは持っているんですよと、そういう土台をつくるためには、お互いにやっぱり理解をし合うということが必要ではないかなというふうに、これははっきりある方がおっしゃっていることを私は今代弁しております。

それで、水俣病の問題でもう一つ質問をします。

昨年締結をしました水俣に関する水俣条約ですけれども、前西田市長は、ますます世界に向けて貢献しなければならないという姿勢でありましたけれども、これについてはどのような姿勢で臨まれるおつもりかということが1番目の質問です。

次に、中小零細の対策ということですが、自分の実感としては、販売先の確保が本当に苦労しています。それから、その打開ということでいうと、地域内の流通ということをもっと強力で押し進める、水俣の中での物の流通ですね、そのことが最も大きなメリットがあるのではないかなというふうに考えているところなんですけれども、ぜひ第1次産業の振興や、地元の大きな企業だけではなくて、中小零細のこともきちんと捉えていただくということで、このような施策を前向きに頑張っていただけないかということで抱負をお伺いしたいと思います。この2点です。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 藤本議員の3回目の御質問にお答えをいたします。

2点御質問ございまして、まず1点目の水俣条約に関してどう今後取り組んでいくのかという
ような御質問であったかと思えます。

この水俣条約が締結されて、いろいろ世界からこの水俣にいろんな方がお見えになられます。
そういった中で、やはりこの水俣を見ていただきまして、それをやはり、今の水俣、これからの
水俣、こういったものをしっかり世界の皆様方に見ていただいて、今の現状というものをしっ
かり発信をしていただきたいと、今しっかり取り組んでいることを発信をしていただきたいとい
ふようなことを考えております。

それから、2点目の第1次産業、この市内での流通とか、そういったことにもという御質問
だったかと思えます。まだ、やはりこの水俣には、お茶であったり、サラたまであったり、特に
農業ですから、米もそうです。そういったものをやはりしっかりとブランド化して、もっとも
と流通に乗せられるような取り組みをして、やはり先ほども申し上げましたように、1次産業で
きちっとした生活基盤が築けるような施策がとれていけるように、やっぱりそういう関係者の皆
様方としっかり話し合いをしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 次に、故石牟礼道子氏について、答弁を求めます。

川野福祉環境部長。

（福祉環境部長 川野恵治君登壇）

○福祉環境部長（川野恵治君） 次に、故石牟礼道子氏について、順次お答えします。

まず、石牟礼道子氏の経歴はどのようなものであったかとの御質問にお答えします。

石牟礼先生は天草の河浦町で昭和2年に生まれ、その後、間もなく水俣に移住されました。水
俣実務学校卒業後、田浦小学校の代用教員として勤められ、後に退職、結婚され、家事の傍らに
短歌をつくっておられました。

昭和33年、水俣出身である谷川雁氏のサークル村に参加し、文学活動を本格的に開始されまし
た。昭和40年、「熊本風土記」に「海と空のあいだに」の連載を始められ、後にこの作品を改題
したのが「苦海浄土」であります。この作品は水俣病患者の苦しみを描き、大きな反響を呼ぶと
ともに、水俣病問題が社会的に注目されるきっかけになったと言われております。

次に、石牟礼道子氏の主な著書はどのようなものかとの御質問にお答えします。

代表的な著書としては、さきに述べました「苦海浄土」のほか、「天の魚」「椿の海の記」「西
南役伝説」、天草・島原の乱を主題とした「春の城」、後に改題されて「アニマの鳥」などがあ
ります。

平成16年から10年かけて、「石牟礼道子全集・不知火」全17巻、別巻1巻が刊行されています。また、平成14年には能「不知火」も発表されました。

数多くの作品は、水俣病問題や、社会の急速な近代化が抱える問題をテーマに描かれ、近年、改めてその芸術性と社会性が評価されています。

次に、どのような研究者・文学者との交流があったのかとの御質問にお答えします。

さきにも述べました谷川雁氏や、評論家の渡辺京二氏、作家の池澤夏樹氏のほか、詩人の伊藤比呂美氏、ノンフィクション作家の高山文彦氏、作家で僧侶の瀬戸内寂聴氏など、多くの著名な方々と交流をされておられました。

次に、どのような文学賞をもらっているのかとの御質問にお答えします。

まず、昭和45年、第1回大宅壮一ノンフィクション賞に選ばれましたが受賞を辞退されました。また、昭和48年には、アジアのノーベル賞と言われるフィリピンのラモン・マグサイサイ賞、平成5年には「十六夜橋」で紫式部賞、平成14年には朝日賞、平成15年には「はにかみの国」で芸術選奨文部科学大臣賞、平成16年度には、熊本県近代文化功労者に選ばれ、平成18年には熊日賞を受賞されています。

次に、水俣市にとってどのような貢献をされたと思うかとの御質問にお答えします。

一昨年の水俣病資料館リニューアルに際し、肉筆の原稿や肉声のテープを御提供くださったほか、その著作を通じて、水俣市の名前を日本のみならず世界に向けて広めていただいたことだと思います。

○議長（福田 齊君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきました。大変詳しく調べていただきました。

まず、石牟礼道子の文学的な意味でのおもしろさと、その深さということで、やはり今までなかった、世界的に評価されてるわけなんですけれども、作風にあるというふうに私は思っています。私事になって恐縮なんですけど、45年ぐらい前になりますけれども、私は文学部の女学生でした。そこで、石牟礼道子さんの「苦海浄土－わが水俣病」に出会いまして、そこから人生が変わったというようなことでありましたけれども、専攻を現代文学にしまして、石牟礼道子を卒業論文にいたしました。その中で、「苦海浄土－わが水俣病」は単なるルポルタージュでもなく、水俣病の告発文書にとどまるものではないということを自分なりに論じました。

少し詳しくなりますけれども、この作品の中の「ゆき女聞き書」というのがありますが、私小説の新しい試みをしたものと言えると思います。天草生まれ、石牟礼さんも天草生まれだったんですけれども、この水俣病被害者と自分との歴史的な人間の存在としての共通点を持つものであって、石牟礼さん自身の個の真実、そして葛藤、苦しみの中で表現がされています。そのため、今までの文学の深さとまた違うものを読む者に与える。私も、今までいろんなものを

読みましたけれども、もちろん自分の故郷に近いところのことでしたので、衝撃を受けたということもありましたが、それを超えるような、この中には文学的な意味を持つものを感じておりました。そして、45年前に、石牟礼道子さんにお会いしたときが、私が初めてお会いしたときでした。そして、もちろんさまざまな評論家や文学者が石牟礼道子の作品、小説、詩集について評価をしています。また、多くの賞ももらっています。そのジャンルは本当に広いですね。南島文学との接点や、宗教家、民俗学、歴史、これら研究者との交流によって、水俣を水俣病ということだけではなくて、さまざまな観点から研究し直す契機にもなりました。不知火学術調査団という方たちが、私が若いときに水俣に入られて、水俣の中を本当にさまざまな形で研究されたというのも、1つの、道子さんの誘いであったというふうに思っています。

そして、芸術的には、お能の表現や、音楽の世界、絵画、多くの表現者へ多大な影響を与えました。そして、これの最大なものとして、池澤夏樹という文学者が、知っておられると思いますが、世界文学全集というのを編集されていて、その中に日本からは「苦海浄土」だけを入れる、石牟礼さんは、最終的に1,000ページぐらいにわたって、1部、2部と書いておられるんですけれども、その作品を全部世界文学全集の中に入れるということになりました。そして、池澤さんは、水俣病の苦痛というのは、世界中の人間にとって大事な財産である。一方的な告発の文書でもよかったかもしれないが、たくさんの人々の心に届けるために、告発ではなく、嘆きだけでもなく、人間の生き方そのまま全部を含んだ大きなものにしなければという、その思いでこの全集に池澤さんは石牟礼文学を入れたいというふうに思ったということを書いておられました。

そして、池澤さんは、ノーベル賞を石牟礼文学には与えてもいい、それぐらいの文学だというふうにも、この評論の中で言われています。石牟礼さんが亡くなってから1週間ほどだったんですけれども、すぐ図書館に行きましたけれども、水俣市の図書館には、石牟礼さんの追悼のコーナーはありませんでした。とても残念に思っていたら、出水の図書館のほうには、すぐ並んだということでしたので、私は本当にがっかりしたというのがあったんですけれども、ぜひこの機会に、質問の1番ですけれども、石牟礼さんの作品について、講演会や、生前に交流のあった文学者とか、評論家の方たちもたくさんいらっしゃると思うんですけれども、連続講座などを持っていただけないかというふうに思っていて、これを質問の1番目にしたいと思います。

そして、第2の質問なんですけれども、前にも1回質問しています。石牟礼さんだけではなくて、もちろん水俣には、徳富蘇峰先生、そして弟の徳富蘆花先生、高群逸枝女史、谷川健一さん、谷川鴈さんなどがおられますけれども、この流れの中で石牟礼文学がある意味影響を受けて生まれてきたということがあると思っています。なので、ぜひ水俣出身の文学者の文学館を実現していただけないかというふうに、改めてここでまた申し上げたいと思います。費用をできるだけ使わない方法もあるのではないかなと思っています。既存の建物や、空き家、いろんなものが

あると思います。その中に魂を入れていくということが大事だというふうに思いますので、このことを2つ目の質問にしたいと思います。

○議長（福田 斉君） 藪教育次長。

○教育次長（藪 隆司君） それでは、2回目の質問にお答えしたいと思います。

まず1つ目の石牟礼文学についての講座、講演会を開催する考えはないのかということですが、現在、教育委員会では毎年郷土の偉人である蘇峰、蘆花の業績についての講座を実施しており、淵上毛錢に関しても、生誕100年の生誕記念事業などを実施しております。これらの事業の一環として、石牟礼道子氏に関する講座なども実施できないか、検討してまいりたいと考えます。

2つ目の、郷土の文学者を集めた文学館をつくってほしいという質問ですが、議員御指摘のとおり、水俣は淵上毛錢や谷川兄弟など、文学者や研究者を輩出しております。蘇峰、蘆花だけではなく、石牟礼道子氏を初め、これらの方々の資料を市の財産として収集し、展示したりすることは重要だと考えております。

文学館の整備となりますと、また多大な予算が必要となります。まずは、どのような形でこれらの先生方の業績が散逸しないようにできるか、またどのような形でその業績を顕彰していけるのかを関係課と協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁ありがとうございました。前向きに、ぜひ、まずは話し合いの場から始めていただければというふうに思います。

次に、最後の質問なんですけれども、水俣の図書館で1週間ぐらい前か、もうちょっと前からですか、展示コーナーができました。ああよかったと思って、もう懐かしく思っていて、行きましたが、その中で、1961年ごろに、高校の教科書、それから中学校の教科書などで、石牟礼道子さんを扱っているんですね。今も扱っているかどうかは私は存じ上げないんですが、ちょうど、たまたま、私が10年ほど前になるんですけども、滋賀女子高校というところで国語の講師をしていたんですが、そのときちょうど石牟礼さんの本が教材になりまして、子どもたちに水俣弁がわかるかなって言いながら授業をしたのを覚えているんですが、大変気恥ずかしいんですけども、その授業のときに、こんなテーマで生徒に文章を書かせました。それは、現代文明というのをどう思うかという、今思うと本当に、よくこんなことを書かせたなと思うんですけども、そのような内容で書いてみなさいというふうに言いました。なぜ、そういうことを書かせたかというと、その当時、世の中は文明論というのが物すごい盛んで、つまり高度、高速、公共事業による巨大開発ですね、それから起こる自然破壊とか、進むべき日本の文明、今私たちがこの生きている文明というのは、本当にこれでよいのかという、その問いかけが盛んに行われていたとき

だったんですね。私は、高校でも、そのテーマを出してもいいという、職員室でもそういう状況だったもんですから、子どもたちに書かせたというのを覚えています。

そこで、石牟礼さんというのは、水俣だけではなくて、日本の、この先どうなるかという、その文明の社会のこのあり方にも、大変影響を与えた人だというふうに思っているんですけども、ここに1冊の本がありまして、2016年ですね、もうついこの間なんですけれども、刊行されています。「水俣の海辺に『いのちの森』を」という本があるんですね。この本は、宮脇昭という国際生態学会の会長さんをされていた方ですけども、その生態学者と石牟礼さんとの対談を本にしたものなんですけど、この先生は、日本のトップ企業をですね、アジアの国もそうですけども、企業活動によって汚染された土を浄化しまして、森に帰していくという、そういう仕事をされてきた方なんです。企業からいうと、あんまり喜ばれなかったところもあるのかもしれないんですけども、新日鉄などや、大きな企業と、汚染してしまったので、それをどうするかというときに、浄化をして森に戻すということを実践されてきた方だったんです。道子さんは、その宮脇先生にとっても熱心に、水俣の汚染された海辺を見てほしいって言われるんですね。そして、宮脇先生は、本当に水俣においでになりました。きのうも、質問の中に、水俣川河口臨海部振興構想というのがありまして、今、いろいろ論議になったり、これからどう進めていくかという段階であると思うんですが、その辺の八幡プールのところなども、先生は行かれまして、道子さんに、水俣の海辺はきっとよみがえりますよと、企業活動に使うということも1つですけども、水俣は、やはり憩いの海を持っていたという、そういうことをやっぱり市民が、本当に憩って、楽しい場所というのもつくり出さなければいけない、それが道子さんの思いなんですけれども、そのように水俣の海はよみがえりますよと、宮脇先生は道子さんに言われている、その本がこのものなんですけれども、私は、石牟礼さんの問いかけというのは、もう亡くなってしまいましたけれども、これは1つの水俣に対する遺言であったのではないかなというふうに思っています。水俣にとっての1つの、これから考える思想の一端になるものではないかなということをおもひまして、ぜひ、今後石牟礼道子さんの、この思いをつないでいかなければいけないかなというふうに今思っているところです。

そして、質問に続けていきたいと思うんですが、亡くなった後の熊日新聞に、中川環境庁長官が弔辞を載せておられました。心から哀悼の意を表す。水俣病患者に寄り添い、後世に語り継ぐ活動をされた功績はまことに偉大だ。水俣病は我が国の公害・環境問題の原点、被害を受けられた人や、被害地域のため、職責を果たしたいというふうに言われ、また蒲島知事の弔意も載っております。

引用が長くなりましたが、質問は1つだけです。このように、石牟礼道子氏は水俣病の苦しみから水俣市民を世界の財産とまで言わしめた人であり、また今後も水俣に大きな影響を与える人

であると思いますので、私はぜひ名誉市民なり、いろんな功労のあれもあると思うんですけども、そのことの検討を、名誉市民として検討をしていただけないかというふうに御提案をしたいというふうに思います。多分、生きていれば、道子さんは、なーん、そげんことと言われると思いますけれども、私は自分の、石牟礼さんのいろんな思いを受け継いでいきたいという思いの中で、そんなふうに思っています。1つ質問をして終わります。

○議長（福田 斉君） 藪教育次長。

○教育次長（藪 隆司君） 3回目の御質問ですけれども、名誉市民にというお考えですが、議員の御指摘は御意見として承りましたが、名誉市民となりますと、市民の皆様からの盛り上がり等も重要になってくると考えます。石牟礼道子氏の顕彰は、教育委員会でも行うことを検討いたします。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、イノシシ被害の対応策について、答弁を求めます。

関産業建設部長。

（産業建設部長 関 洋一君登壇）

○産業建設部長（関 洋一君） 次に、イノシシ被害の対応策について、順次お答えします。

まず、近年の耕作地への被害は増加しているのかとの御質問にお答えします。

農業被害額は、水俣市鳥獣被害防止計画書の過去10年間の推計値によりますと、平成19年度の57万円から、平成23年度の13万2,000円と減少傾向であったものが、その後は増加に転じておりまして、平成28年度は78万3,000円に増加しております。

次に、イノシシによる人への被害の事例があるのかとの御質問にお答えします。

過去3年間では、人への被害報告は本市には上がっておりません。

次に、イノシシへの対策として、現在どのようなことを推進しているかについてお答えします。

平成28年3月の高岡朱美議員の一般質問でもお答えしましたが、平成27年度から熊本県の補助金を活用しまして、えづけSTOP！鳥獣被害対策事業に取り組んでおります。

この事業は、熊本県鳥獣被害対策アドバイザーや県の御指導のもと、鳥獣被害対策に取り組む地域が鳥獣の生態や有害鳥獣が増加している理由、電気防護柵の設置方法などの被害対策についての正しい知識を勉強し、その上で有害鳥獣の潜み場の除去や柵の設置などを実践し、農地を守っていこうとするものであります。

平成27年度は桜野長田地区、中木場地区の2地区で、平成28年度は桜野、葛渡、頭石の3地区で、平成29年度は薄原、集・川原、葛渡の3地区で取り組んでおります。

また、平成30年度は、吐合ほか5つの地区から本事業への要望があるところがございます。

次に、水俣市有害鳥獣被害対策協議会では、どのような取り組みをしているのかとの御質問にお答えします。

本協議会は、水俣市、水俣警察署、J Aあしきた、水俣芦北森林組合、水俣市猟友会で構成され、森林、農地、市街地に出没する有害鳥獣駆除を行っております。

この駆除は、主に水俣市猟友会が小規模農地の被害、市街地出没による人的被害防止のために、箱わなや銃などによる駆除を行っています。

捕獲頭数は平成26年度が255頭、平成27年度が314頭、平成28年度は349頭と年々増加しております。市街地への出没は平成27年度に古城、平町などに出没し、市職員、警察、猟友会が合同で捕獲活動を行っていましたが、功を奏したのか、それ以降は市街地への出動要請が減少しております。

しかしながら、耕作放棄地のある農地周辺への出没は依然として年々増加し、一斉捕獲等の出動もふえてきていることから、水俣市猟友会を初めとする同協議会の活動は大変重要なものであると考えております。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁ありがとうございました。

ここに地図があります、もう小さくて見えないので大変恐縮なんですけれども、これは実は私の家人が地区の環境委員をしているもんですから、自分でつくったものなんですけれども、この地図をつくったきっかけはこういうことでした。1つ目は、袋小学校に通っている児童が、ちょうどここにある公民館、坂口公民館のところを通るときに、イノシシにぶつかりました。民生委員の方がちょうど横におられたので、そこに逃げ込んだんですけれども、その後は送っていただいたということで、次にもう一つ事件が起きました。ある夜、50代の女性が坂をバイクで上っているときに、イノシシが横切りまして、巨大なイノシシがいるんで、そのおなかのところにバイクがぶつかりまして、肋骨が3本、それから尾てい骨にひびが入るといふ、そういう事故がありました。これはどちら、イノシシが悪いわけでもないのかもしれませんが、まあそういう事故が起こっているということで、そのことにやっぱり、住民にとっても大きな被害が起こってくるのではないかというふうに思いまして、私どもの地区は、18区5組といいまして、坂口地区のちょうど半分ぐらいなんです、もっとこっちに広くあるんですけど、その半分ぐらいのところに、大体65世帯ぐらいが住んでおります。そこを1軒ずつ回りまして、イノシシの出没調査というのをいたしました。その調査によると、イノシシの目撃者は65世帯のうち67人ですね、そして複数箇所で見えた人が17カ所、だから、同じところを見たという人が17カ所、それから、これではちょっと見にくいんですけれども、赤丸と青丸がひっついているところは、親子連れでとことこ歩いてたわけなんです、この親子連れを見たというのが、この狭い地区に5カ所もありま

した。御存じのとおり、見にくいと思いますけれども、坂口地区というところは、休耕田が今多くなっています、この丸のところは、ほとんど裏山のところも、休耕地といって、藪くらになっているんですね。調査の結果、思ったのは、そしてまた私がその後、袋地区各地域、湯堂、それから北袋、南袋、茂道を回って、話を聞く中で、やはりこれほど多く出現しているのは、この地区ではないかなというふうに思いました。

そこで、やはり原因は、農業の衰退だとか、いろんなことがあって、休耕地がふえ、イノシシが入り込んで、すんでいるのかどうかはわからないんですけれども、隠れているところがふえてきたというのが大きな原因ではないかなというふうに捉えています。

今、私たちの地域では、自治会のほうで話し合ひまして、環境委員のほうで箱わなを持っておりましたので、今、それにイノシシが入るようにということで、一生懸命おいしそうな餌をばらまいているところなんです、今のところ1匹も入っておりませんが、さしずめそのようなことしか、今できないという状況になっております。

そこで、1つは人的被害ということでは、水俣警察署にも連絡して、イノシシによる人的被害はありましたかというふうにお聞きしましたら、正確ではないんですけれども、届け出があったのが3件ありましたと、やはり車に当たって、車がちょっと損傷したりとか、そういうことがあったりしますと。保健所に連絡しましたが、保健所はちょっと管轄が違いますと言われてまして、そこではよくわかりませんでした。

そこで、お尋ねしますけれども、やはり私どものところでは切実な問題でありまして、地区からの追い払いということで、具体的な対策と今なっているとお聞きしているんですけれども、県のほうからの補助が出るということで、えづけSTOP！鳥獣被害対策事業というのは、どのような地区に、どんなふうを選定されているのかということ、まず1番目にお聞きしたいということ。それから、その事業というのは、休耕田の草刈りの事業などにも利用することができるのかということが2番目の質問です。そして、3番目に、先ほどちょっと、回答があったかもしれませんが、猟友会のほうの、猟友会に大変期待したいんですが、今の現状ということを重ねてお聞きをしたいと思います。そして最後に、4番目が、イノシシの人への被害を防止するために、市民への啓発ということが必要と思うんですけれども、どのように行っているか、また思われるか、この4つを質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（福田 齊君） 関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 藤本議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、えづけSTOP！の地域はどのように選定しているかについてお答えします。

この事業は、営農集団・集落を対象として実施しておりまして、桜野地区、中木庭地区をモデル地区として、平成27年度から始まった事業でございます。その後、中山間地域等直接支払交付

金の申請などで役所の窓口に来られる代表者の方が、例えばイノシシの被害の相談をされた際に、こういった制度もありますよということで御紹介しながら、説明をしているところでございます。

なお、本事業は、熊本県の単県事業でございまして、県内で25地区程度しか採択されないため、積極的にその地域で自衛対策に取り組めるのか、またはまとまりのある地域であるかというのを念頭に選定しておられるようでございます。

次に、えづけSTOP!、この事業は、草刈り作業にも利用できるのかについてですが、この事業は農業者や地域住民が主体となって、鳥獣被害防止のため、みんなで勉強して守れる田畑、農地づくり、囲いや追い払いといった3点セットで地域が学習するためのソフト事業でございまして、耕作放棄地の草刈り作業のみには対象となっております。

次に、水俣市猟友会の現状はどのようになっているかについてですが、水俣市猟友会は平成29年度の現在の会員は54名です。ちなみに、平均年齢が69歳ということになっております。このうち、猟を専業としていらっしゃる方は13名、猟の傍らに農業されている方は23名となっております。また、箱わな免許を持っている方は52名、実弾銃使用の、俗に言う第1種免許を持っている方は13名、それから空気銃使用の第2種免許を持っている方は2名となっております。

現状なんですけど、近年は会員数が減少しておりまして、また高齢化も進んでいることから、本市としては、わなや銃の免許を取得して、猟友会へ加盟する人がふえるように、免許取得や捕獲補助制度で支援をしているところでありますが、なかなかふえていかないのが現状でございます。

それから、最後の質問になりますけど、イノシシ対策についての被害防止の市民への啓発についてですが、イノシシが市街地に出没していると報告を受けた場合は、水俣市は警察署、それから水俣市猟友会と連携して、捕獲発動を行うこととしています。また、あわせて防災行政無線等で市民へ注意喚起を促すこととしております。

また、さらに出没場所に通学路が含まれていた場合とかは、小・中学校へビラを配布するなどして、子どもたちへの注意喚起も行っております。

近年で出没の多かった平成26年度には各自治会長へ、鳥獣被害対策の手引、これは熊本県がつくられておりますけど、それを配布したところでありますが、今後、定期的に市の広報等も活用するなど、市民への啓発を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 時間も迫っておりますので、簡潔にお願いします。

藤本壽子議員。

○藤本壽子君 3回目の質問に入ります。

いろいろな問題があるんですけれども、あるまた違う地域の方にイノシシの被害のことで聞きましたら、もうどうもこうもならんとはいってという話で、畑はほじくり返すし、もう畑のミミズを食べるとやろうという話で、でも、県の資料を見ましたらミミズは食べないと書いてあるので、何ば食べとっとかなみたいな感じなんですけれども、それで、その方が本当に困り果てて、J Aのある理事の方に、J Aのほうでも対策の強化をお願いできませんかというふうに言われたということをお聞きしました。その中で、その方はJ Aのほうでも、捕獲のための免許をとるなど、もうちょっと積極的に取り組みたいということのような意向も言われたということをお聞きしました。

そこですけれども、2月4日の熊日新聞に、宇城市の三角町というところで、打倒イノシシ 地域一丸という見出しが出ておりましたけれども、それはJ Aを中心に、住民、地域、自治体、県など、何か70団体ぐらい集まったみたいなんですけど、70人ぐらい集まったらしいんですが、組織化した、J A熊本うき三角地区鳥獣害対策本部というのを発足したというふうにあります。熊本県で初めてということで、やはり農業の振興、それから、もちろんこれによる被害を一番受けられるのはJ Aの会員の方たちが多いのかなと思うんですけれども、J Aに本腰を入れていただくようなことということであれば、やはり水俣もこのような組織を今後考えていただくことはできないかということで、J Aのほうに働きかけをしていただけないかという質問を1つしたいと思います。

あとは要望です。それとともに、長期的な計画として、これは高岡議員がもう熱心に質問をされておられましたけれども、ジビエ料理とか、猟友会の方は、これも求められているということがあったというふうに記録してありますが、特に加工場の実現なども、その中で話し合っていく必要がある。

さらに、できれば、イノシシさんに山林のほうに帰ってもらいたいので、去年は私もそのことで質問を1回したんですけども、高岡さんもされておられますが、市有林など、市の持っているところですね、そこに動物の餌となる実などの植林ということで、そのとき、関産業建設部長さんが答弁されておられたと思うんですが、今後、間伐する場合検討するということでありました。この2つのことを、やはりきちんと今後取り組んでいただけないかなというふうに思いまして、質問は1つです。よろしくお願いします。

○議長（福田 齊君） 関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 藤本議員の3回目の御質問、1つですね。J Aうきのやつだったと思います。

鳥獣害対策本部をJ Aあしきたにも、ぜひつくるよう働きかけを行ってほしいということだったんですけど、御質問のございましたJ A熊本うきの対策本部は、平成30年2月1日に設立をされ

たばかりでございます。まず、JAあしきたも、その構成メンバーとなっております水俣市有害鳥獣被害対策協議会に御提案して、その協議を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で藤本壽子議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時45分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 皆様、こんにちは。公明党の牧下でございます。

通告に従い、順次質問をいたします。

まず初めに、高岡市政が誕生いたしました。市民の安全・安心及び市政発展にどう取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

次に、公用車の管理について。

公用車へのドライブレコーダー設置について。地方で生活する者にとって、車は移動手段の1つとして必要不可欠になっています。1家に1台の時代から1人に1台と言われるようになって久しいわけですが、車を運転するということは、どんなに注意深く運転していても、交通事故に巻き込まれる可能性はゼロではありません。

全国的に交通事故の発生件数と死亡事故の発生件数はともに減少しているようですが、事故を起こした当事者にとっては、その後の事故の処理でお互いの証言が違うなど、相手側とのトラブルが発生することも少なくないようであります。

最近のニュースでは、交通事故の瞬間や事故現場の映像など、よく見られるようになりました。車載カメラ、ドライブレコーダーの録画映像ですが、このドライブレコーダーによって、これまで事故発生の詳細については目撃者や事故の当事者の証言に頼っていたものが、映像での確認ができるようになっていきます。保険での過失割合の判断材料の1つにもなっているようであります。仕事で使う車、タクシーや営業車、トラックなどは既に必須アイテムとして設置されているようであります。

全国の各自治体でも公用車へのドライブレコーダーの設置の動きが見られるようになっていくようですが、本市の公用車の保有台数とドライブレコーダー設置の状況をお尋ねいたします。

また、市長公用車と議長公用車への設置状況もお尋ねいたします。

交通事故は、どんなに注意していても避けられない部分もあると思います。事故発生状況も、それぞれであると思いますが、停車中に相手から当たってきたという事故もあると思われます。本市においても、これまで公用車で事故が発生しております。発生した事故の過去3年間の状況、件数はどうなっているのかお尋ねいたします。

公用車で事故は、事後報告として私たち議会のほうにも報告があるわけですが、さまざまな理由があって、相手から当たってこられたとか、いろんな事故状況があると思います。県内でも、ドライブレコーダーを設置されている自治体もあるようです。全車両なのか、一部なのか、県内14市の状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

ドライブレコーダー設置の必要性をどう考えているのかお尋ねいたします。

次に、デジター教科書について。

デジター教科書は、教科書の内容がデジタル化され、パソコンやタブレット端末を通して利用できます。読み上げ音声に合わせてテキストの該当部分を強調する機能があるほか、文字の大きさや読むスピードなどが自由に調節可能です。発達障害などにより、通常の検定教科書の文字や図形を認識することが困難であったり、肢体不自由などで通常の紙の教科書を読むことが困難な児童・生徒に無償提供され、現在の利用者数は全国で4,500人となっています。

また、教員に聞いたアンケートによると、読むことへの抵抗感、苦手感、嫌悪感が減った。読むことに興味・興味が出てきた。文章の理解度はよくなった、読める感じがふえたなどの効果が認められています。デジター教科書は、全ての人が教育を受ける権利を守るものです。必要とする子どもたちの手元に速やかに届くよう、その普及と活用に教育委員会が後押しをしていくべきと思います。

現在のデジター教科書の認識はいかがか。小・中学校で支援を必要とする児童・生徒の人数はどうなっているか。文部科学省は、平成28年10月にデジター教科書と音声教材の需要調査を行い、水俣市はゼロ人回答だったが、2回目の調査はどうだったのかお尋ねいたします。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 牧下議員の御質問に順次お答えします。

まず、新市政の取り組みについては私から、公用車の管理については総務部長から、デジター教科書については教育次長から、それぞれお答えします。

初めに、新市政の取り組みについて、市民の安全・安心及び市政発展にどう取り組んでいくかの御質問にお答えします。

水俣市の現状を見ますと、地域経済は低迷し、人口減少は続いており、過疎化・高齢化の進行、若者の流出、そして少子化など、多くの課題に直面しております。この選挙期間中、また、これまでの市議会議員としての活動の中で、多くの市民の皆様から、地域の再生を願う切実な声を聞かせていただきました。

今回、私が一貫して市民に訴えてきたのは、地元企業、商工業者との対話と連携を深め、地域経済の活性化を図りたいということです。まずは、市民と地元企業、商工業者、そして行政が連携する、新たな交流を生み出し、対話と連携を通して、地域の産業をしっかりと支援する体制をつくり、産業振興、雇用の創出、まちのにぎわいづくりなどにつなげていきたいと考えています。

また、水俣を環境モデル都市に押し上げた、市民と行政の協働の取り組みの歴史を、皆様と同じように、私も誇りに思っております。市民と行政がともに取り組み、築き上げてきた環境のまちづくりをしっかりと受け継ぎ、環境と経済を車の両輪として地域の活力を高めていきたいと考えています。

引き続き取り組まなければならない施策、新たに検討を進め、力を入れていく施策、それぞれございます。選挙において、私が「み・な・ま・た」の四文字に託して掲げた4つの目標、「み」みんなで支える子育てしやすい水俣、「な」長く地域を支えてきた地元商工業とともに歩む水俣、「ま」また訪れたい水俣、「た」楽しく快適な暮らしができる水俣、これらの実現に向けた取り組みを進めていくことで、市民の安全・安心の実現と、市政発展につなげ、明るくにぎやかな、活気ある水俣を創造してまいりたいと考えています。

○議長（福田 斉君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 地域経済は低迷し、人口減少、過疎化、高齢化の進行、若者の流出、少子化対策など、多くの課題があります。高岡市長が取り組む課題はたくさんあります。市民の安全・安心及び市政発展の実現に頑張ってくださいと思います。

健康が一番です。「み・な・ま・た」の四文字に全力で取り組んでいかれますことをお願いいたします。この質問は終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、公用車の管理について答弁を求めます。

本田総務部長。

（総務部長 本田真一君登壇）

○総務部長（本田真一君） 次に、公用車の管理について、順次お答えします。

まず、本市の公用車の保有台数とドライブレコーダー設置の状況はいかがか。また、市長公用車と議長公用車への設置状況もお尋ねいたしますとの御質問にお答えします。

現在、本市の公用車の保有台数は、平成29年4月1日現在で121台となっており、市長公用車と議長公用車を含め、ドライブレコーダー設置の車両はございません。

次に、本市の公用車の事故の3年間の状況、件数はどうなっているかとの御質問にお答えします。

公用車の事故の3年間の状況は、人身事故はなく、対物事故が1件、残りは車両の傷などの事故で、件数は、平成27年度は23件、平成28年度は20件、平成29年度は平成30年2月末時点で15件です。

次に、県内14市のドライブレコーダー設置状況はどうなっているかとの御質問にお答えします。

現在、県内14市中、6市において、公用車の一部にドライブレコーダーを設置しているとのことで、残りの8市においては設置しておりません。

次に、ドライブレコーダー設置の必要性をどのように考えているかとの御質問にお答えします。

ドライブレコーダーを設置する効果としましては、防犯カメラとして防犯上の役割が期待できるとともに、交通事故発生時における事故責任の明確化と事故処理の迅速化、そして職員の安全運転意識の向上の効果があるものと考えております。一方で、先行して設置した他市の事例においては、運用管理に係るルールの設定や、得られた映像の保存管理の負担等が課題として上げられております。

今後、事故の予防効果と事故発生時の対応などに効果が期待できると思われることから、機器の性能や価格、他市における運用状況、個人情報の取り扱い方法等について、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 本市の公用車は121台ということで、ドライブレコーダー設置はないということでありました。

自治体でも、それぞれ設置状況もばらばらなようであります。これから今後のことも考えていくならば、やっぱり設置のほうも今後考えていく必要があると思います。

熊本市では、公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要綱を定めています。また、県外の設置されている自治体でも要綱を定めて適用されています。これは、そのドライブレコーダーに記録された映像のデータの取り扱いに関して、個人情報の保護の観点から、さまざまな取り決めをされているようであります。本市公用車には、まだドライブレコーダーを設置されていませんが、管理運用に関する要綱を定めて取り組んでいくべきと思いますが、この要綱についての本市のお考えをお尋ねいたします。

管理運用に関する要綱というのは、必ず必要になってくると思います。県内設置状況も、先ほど言いましたとおり、それぞれであります。ドライブレコーダーが普及し始めたころから、事故を起こしたときや、さまざまなトラブルなどに巻き込まれたときに役に立つのは、皆さんも感じておられると思います。値段も普及当初に比べれば、低価格になっていて、小型で、ほとんどの

車種に取りつけられるようになっていきます。本市でも、段階的にでも取りつけていくべきだと思いますが、特に市長車や議長車は、出張で遠出もされると思いますので、その辺はつけていくべきだと思います。また、消防積載車、各分団に貸与されております積載車も緊急車両という観点から見ると必要だと思いますので、本市の考え方についてお尋ねをいたします。

本市の公用車での事故件数は他市と比べると多いと思われるが対策は考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

本田総務部長。

○総務部長（本田真一君） 2回目の御質問にお答えいたします。

まず、管理運用に関する要綱を定めて取り組んでいくべきと思うが、この要綱についての考えをお尋ねしますということでした。

仮に、ドライブレコーダーを設置することになった場合、その適正な運用を図るためにも、要綱を定めるなどして、設置の目的や管理運用の方法を明確にしておく必要があると考えております。

次に、市長車や議長車や消防自動車など、段階的に取りつけていくべきだとは思いますが、その考えをお尋ねしたいということでした。

先ほど述べましたが、現在、ドライブレコーダーを設置しております県内6市はいずれも一部の車両への設置でございます。このうち、3市は乗用車等への一般車両に、残りはマイクロバス、リース車両、救急車等の緊急車両、あるいはごみ収集車などに設置してあるということになります。

これらを踏まえて、本市において段階的設置を検討する場合、市長車、議長車、消防車両等を含む各公用車の用途や使用頻度、運用の特性、事故発生リスク等を分析した上で優先順位をつける必要があると考えております。

3つ目ですけれども、事故防止のための対策は考えているのかとの御質問でしたが、現在、人身事故等の重大な事故は発生しておりませんが、事故防止のためには、職員一人一人の安全運転意識の向上が必要不可欠であると考えております。

そこで、毎年、課長級職員を対象とした交通安全講習会を実施するとともに、各職員には、定期的に交通事故防止の注意喚起を文書で行っているところです。

また、職員が交通事故を起こした場合には、所属長からの注意・指導を徹底することで、再発防止に努めております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 誰も事故を起こしたくて起こすわけではありません。公用車に限らず、事故が起きたときのトラブル回避のためにも取りつけていて損はないと思います。

また、車に搭載することによって、動く防犯カメラという意味合いもあります。いろんな映像に関することですので、個人情報、いろんなことがあります。防犯的な部分も、いろんな観点で、その後の捜査なり、いろんなものに利用できると思っております。

名古屋市では、市バス1,012台、ごみ収集車162台にドライブレコーダーを搭載し、動く防犯対策に活用しております。犯罪抑止効果を高めております。名古屋市の平成27年度の街頭犯罪等認知件数は1万4,559件と、平成23年と比べて45.9%減少したそうであります。防犯対策にも活用できます。熊本県下のドライブレコーダー設置は、荒尾市が公用車81台中、37台に搭載し、45.7%になります。天草市は公用車320台に対して70台搭載し、21.9%、熊本市は公用車990台で91台の9.2%、人吉市は公用車107台中、10台、玉名市は205台中、6台、山鹿市は公用車210台中、5台となっています。

計画的に、段階的に必要な順番を決めて、ドライブレコーダー設置をしていくべきと思います。特に、市長車、議長車、スクールバスは必要です。どう進めていくのか、最後にお尋ねをいたします。

○議長（福田 斉君） 本田総務部長。

○総務部長（本田真一君） 御質問のほうですが、計画的に、段階的に必要な順番を決めて、ドライブレコーダーを設置していくべきということで、どう進めていくのかというお尋ねですけども、計画的・段階的な設置につきましては、まずは、先行して設置した他市において得られた効果と、見えてきた課題を収集・整理し、その上で本市における各公用車の運用特性とドライブレコーダー設置の必要性とを照らし合わせて優先順位をつけていくことが肝要であると考えております。

○議長（福田 斉君） 次に、デイジー教科書について答弁を求めます。

藪教育次長。

（教育次長 藪 隆司君登壇）

○教育次長（藪 隆司君） 次に、デイジー教科書について、順次お答えします。

まず、現在のデイジー教科書の認識はいかがかとの御質問にお答えします。

平成28年12月議会でも答弁しましたとおり、デイジー教科書とは、文部科学省の委託事業である音声教材の効率的な制作方法等に関する調査研究の事業委託を受けた、公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会が製作・無償提供している音声教材で、正式にはマルチメディアデイジー教科書と言います。

文部科学省が事業委託を行った団体は、ほかに2団体あり、東京大学先端科学技術研究セン

ターではアクセスリーディングが、特定非営利活動法人エッジでは音声教材チームが製作され、いずれも無償提供されています。

これらの音声教材は、発達障害等により、通常の検定教科書では一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な児童・生徒に向けた教材で、パソコンやタブレット等の端末を使用して学習します。具体的には、読み書きに困難を示す児童・生徒に対しては、文字だけでなく音声を同時に提示したり、文章を目で追うことが困難な児童・生徒に対しては、行間を広げて見やすくしたり、読むべき箇所をハイライト表示するなどし、理解を助けるものです。

音声教材は、通常の教科書で使われる文字や図形等による認識が困難な児童・生徒にとっては、視覚や聴覚から情報を得ることで内容理解を助ける有効な教材であると認識しております。

次に、小・中学校で支援を必要とする児童・生徒の人数はどうなっているかとの御質問にお答えします。

平成30年1月1日現在、特別支援学級に在籍する児童・生徒数は、児童59人、生徒24人となっております。

次に、文部科学省は平成28年10月にデージー教科書等の音声教材の需要調査を行い、水俣市はゼロ人回答だったが、2回目の調査はどうだったのかとの御質問にお答えします。

平成29年8月に文部科学省から熊本県教育委員会義務教育課を通じ、平成30年度使用教科書に係る音声教材の需要数調査についてで調査が行われました。これに基づき、音声教材を必要とする児童・生徒数及び音声教材の需要数について各小・中学校に照会を行いましたが、今回も対象となる児童・生徒の報告はありませんでした。

○議長（福田 齊君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 平成22年9月議会での答弁では、平成21年度から文部科学省が実施しているデージー教科書などの発達障害等の障害特性に応じた教材のあり方や、それらを活用した効果的な指導方法等の調査研究の動向等も踏まえ、各学校に在籍する児童・生徒の実態に応じて、使用について検討していく必要があると考えております。また、デージー教科書につきましては、各学校への啓発も十分に進んでおりませんので、今後水俣市校長会や市特別支援教育コーディネーター研修会等の情報を提供していきたいと考えております。我々も、国の動向を見ながら、そういう情報を的確につかんで、なるべくデージー教科書の導入が早くできるように、我々も努力していきたいというふうに思いますであります。

平成25年12月議会での答弁では、教育委員会といたしましても、その後、校長会や教務主任研修会等を活用し、紹介をしてきたところであります。このデージー教科書は学習障害やADHD等の発達障害、弱視等の視覚障害、その他の障害のある児童・生徒に映像と音声とをデジタル化した教科書を提供することを目的に開発されたもので、これを使用することにより、学習効果の

向上が期待できる児童・生徒は本市におきましても少なくないと考えております。議員御承知のとおり、本市でも発達障害等の特別な支援を必要とする児童・生徒の人数は増加傾向にあります。また、本市の小・中学校で使用する教科書について、小学校4教科、中学校5教科は全てデジタル教科書が準備されてること等を踏まえ、教育委員会が主催します研修会等で周知するとともに、対象となる児童・生徒や使用する際の環境整備や留意点などについて詳しく説明していきたいと考えておりますのであります。

水俣市の小・中学校で支援を必要とする生徒は、生徒数が減少する中で年々増加しています。平成26年度は68名、平成27年度は79名、平成28年度も79名、平成29年度は83名となっております。必要とする児童・生徒はいるはずであります。マルチメディアデージー教科書を使用したお母さんの声を聞いた感想があります。小学校5年生のときにデージー教科書に出会って、初めて教科書を自分で開いて読むようになりました。授業に付き添ってこられたお母さんが授業の邪魔にならないように、私たちにそっと語ってくれました。

授業中読めなくて、体を小さくしていた娘さんが、デージーがあれば、声に出してちゃんと読める、自分はだめなんだと自信をなくし、学校に行くことも嫌がっていた娘さんが楽しそうに学校に通うようになった。そのお母さんにとっても、また娘さんにとっても、デージーに出会えたことがどれだけ人生を変えたことかとありました。

これからの人生を大きく変えていける可能性があります。知的障害や視覚障害はないが、読み書きが苦手な児童は、文字を1つずつしか読めないため、主語や述語、目的語といった構造部分をまとまりで理解するのが難しいという、こうした児童の課題を踏まえて、理解度の向上を補助するマルチメディアデージー教科書を使用する通級指導教室もあります。

平成28年12月議会の答弁で、音声教材の大まかな需要数を把握するものでしたので、回答は児童・生徒のふだんの様子等をもとにした学級担任等の判断によるものと思われれます。音声教材の使用で恩恵を受ける児童・生徒がいるかを正確に判断するに当たっては、小学生の発達性読み書き障害の診断検査や、小学生の読み書き速度を評価するキット、そういったキットなどの検査を行うなどにより、児童・生徒の特性を十分に把握する必要があるのではないかと考えておりますとありました。キットなどの検査を実施したのかお尋ねをいたします。

子どもの未来を変えていける重要なマルチメディアデージー教科書であります。本当に必要とする児童・生徒がいないのかお尋ねをいたします。

マルチメディアデージー教科書の活用を進めるためには、教職員の新たな指導方法・研修が欠かせません。マルチメディアデージー教科書の認識を深める積極的な取り組みが必要と思うのがかか、お尋ねをいたします。

○議長（福田 齊君） 藪教育次長。

○教育次長（藪 隆司君） 牧下議員の2回目の質問にお答えします。3つあったかと思しますので、順番に行きます。

まず1つ目に、診断検査などの検査等を実施したのかというお尋ねですが、児童・生徒の状況把握につきましては、授業中の様子や発達検査等の記録、医師の助言、保護者の希望等、これまで持っている情報を活用していますので、児童・生徒の様子や実態を把握するための検査実績はありません。

今後も、個別の教育支援計画等の作成を通じて、検査の要否についても保護者と情報を共有しながら検討してまいります。

2つ目です。本当に必要とする児童・生徒がいないのかというお尋ねですが、先ほど答弁をしましたが、平成30年度使用教科書に係る音声教材の需要数調査への回答は、日ごろから児童・生徒に接し、その子どもの様子、実態を把握している学級担任等の意見によるものです。現時点では、来年度音声教材の使用対象児童・生徒はいないものと考えます。

3つ目です。教職員の新たな指導方法・研修等積極的な取り組みが必要というお尋ねですが、議員のおっしゃいますように、音声教材を操作・活用していくためには、教職員の研修は必要であると考えます。文部科学省も平成29年度、音声教材普及推進会議を全国7会場で開催するなど、音声教材の普及・推進に努めています。

今後も、学校に対しては、国や県が開催する研修会等の周知を図ってまいります。

また、マルチメディアデイジー教科書などの音声教材は、個人でも無償で利用が可能ですので、保護者等に対して、引き続き情報提供を行ってまいります。

以上です。

○議長（福田 斉君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行され、学校現場においても、合理的配慮が求められてきているところであります。

学校における音声教材の利用においては、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の趣旨に鑑み、障害等のある児童・生徒が十分な教育を受けることができるよう御配慮をお願いしますと文科省から教育委員会に事務連絡が昨年11月28日付で来ています。

前回の調査後、小学校においてゼロ人とした県については、文科省から直接足を運んで説明していただいたことから、ゼロ人という県はなくなりました。しかし、今回の調査においても依然として中学校ではゼロ人という県が3県ありました。残念ですが、水俣市においても、小・中学校でゼロ人でありました。ほかに手段があつて、こうした音声教材を使う必要がないというのであれば、ゼロ人でも問題はありますが、使いたいのに使えないというのであれば問題であり

ます。

通常国会には、デージー教科書など音声教材をデジタル教科書として法的に位置づける法案が提出されます。これによって、障害のある児童・生徒等が積極的にデジタル教科書を通常の教科書と併用して利用できる環境が整うこととなります。要するに、この法律ができれば、長年の法的な課題がようやく解消することになるわけであります。とはいえ、まだ課題は残っております。これからもデージー教科書など、音声教材を必要とする子どもたちに届けられるよう、引き続き頑張りたいと思いますが、どう取り組んでいくのか、最後にお尋ねをいたします。

○議長（福田 斉君） 藪教育次長。

○教育次長（藪 隆司君） 3回目の質問にお答えいたします。

今後どう取り組んでいくのかということですが、教育委員会としましては、デージー教科書などの音声教材の特徴や、活用方法の理解を深めるため、教職員に対する研修会等の周知や保護者等への情報提供を引き続き行ってまいります。

そして、保護者と児童・生徒の状況やニーズなどの情報を共有しながら、音声教材の使用の検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で牧下恭之議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため、午後1時30分まで休憩します。

午前11時20分 休憩

午後1時26分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、桑原一知議員に許します。

（桑原一知君登壇）

○桑原一知君 皆様こんにちは。真志会の桑原一知です。

お昼からということで、もぐもぐタイムからすやすやタイムにならないように私も一生懸命頑張りますので、どうぞよろしく申し上げます。

まず、高岡市長におかれましては、第19代水俣市長の就任、まことにおめでとうございます。心からお祝い申し上げます。

私は、高岡市長の政治家としての考え方、いかなるときもぶれない政治姿勢に共感し、議員活動をともにしてまいりました。市長選挙では今の市政を変えなければならない。変えてほしいという多くの市民の声を聞き、誰かが変えないといけないという思いから高岡市長は出馬を決断され、英断であったと私は思います。高岡市長が訴えてこられた、閉塞感を感じる現状を打破した

い、変えたいとの思い、そして政策が多くの市民の心に届いたものと思います。これから、水俣市行政のトップとして思う存分にそのリーダーシップを発揮していただき、水俣の将来に向けての着実な次の一手を打っていただくことを期待しております。

厳しい選挙戦の中、振り返って見ますと睡眠もままならない日々が続いたと察します。高岡市長が、市民の前で政策や将来の水俣ビジョンを語るはずであった公開討論会も、当日に西田候補から中止したいとの連絡があり、知名度で劣る高岡市長には痛手であったと思います。インフルエンザであったということで、前日わかっていたのなら、その時点で伝えるべきであり、行政のトップを目指すなら、即座に決断すべきであったと感じます。

また、西田候補陣営は、選挙期間中、戸別訪問を行ったと伝え聞いております。今回の一般質問でも多くの議員が市長選挙についてさまざまな立場で質問されましたが、選挙も終わり、今後は水俣市発展のための議論を活発に交わされることが最も重要だと感じております。

さて、平昌オリンピックも閉幕し、日本人選手から多くの感動と勇気をいただきました。メダル数も、冬季大会としては過去最高を更新するすばらしい成績であり、次に開幕するパラリンピック日本選手団も大いに奮起し活躍されることと思います。オリンピックを通して私は別の視点で心を打たれました。カーリング女子の吉田知那美選手が北見市常呂町での凱旋報告会で、この町、何もないよね。小さいころはここにいたら夢はかなわないんじゃないかと思っていた。でも今は、この町じゃなければ夢はかなわなかったと話されていました。

小さい町でも、夢はかなう。場所など関係ないのだと示していただき、希望を抱きました。今、北見市では、ふるさと納税の寄附額が急増し、老舗菓子店の赤いサイロの注文が殺到しているそうです。まさに理想的なスポーツでの地域貢献ではないでしょうか。市民と企業と行政で連携し、子どもたちの夢を応援していく事の重要性を改めて実感しました。

将来、水俣の子どもたちがオリンピックに出場し、この町じゃなければ夢はかなわなかったと言っただけの日を楽しみにしつつ、通告に従い質問いたします。

まず、市長が目指すまちづくりについてです。

水俣市も人口減少問題は最大の課題ではないでしょうか。経済・産業の低迷により、働く場所がなく、若者は市外に流出し、過疎化・高齢化が進行、さら少子化が進み人口減少という、負のスパイラルに陥っています。

選挙戦では、西田候補は市民協働の政治を行うのか、企業優先の政治をつくるのかを争点に挙げられておりましたが、高岡市長は明るく活気があるまちづくりを進めるためには、市民も企業も行政も一緒になって取り組まないと実現しないと訴えてこられました。

そこで目指すまちづくりについて、以下3点質問します。

①、水俣市の現状をどのように分析されているかお尋ねします。

②、水俣市の現状を踏まえ、目指す将来の水俣についてどのように考えておられるかお尋ねします。

③、市長が目指すまちづくりの実現に向けてどのように取り組むのかお尋ねします。

次に、消防団についてです。

消防団は、皆様も御承知のとおり、地域に密着し市民の安心・安全を守るかなめとして、地域防災にとって重要な役割を担っておりますが、近年は団員の確保など厳しい状況であります。消防団については平成28年3月にも質問をいたしました。その後の進捗状況なども含め以下4点質問いたします。

①、水俣市消防団の条例の規定に基づく団員の定数530人に対して、現在の団員数は何人かお尋ねします。

②、消防団員確保に向けてどのような取り組みを行っているのかお尋ねします。

③、消防団の報酬について平成28年3月に質問した際、ほかの市に比べると報酬額が低い状況にあり、協議していきたいということであったが、その後協議はされたのか、またその結果どうだったのかお尋ねします。

④、現在、水俣市消防団応援の店に取り組んでいるが、進捗状況はどのようになっているかお尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 桑原議員の御質問に順次お答えします。

まず、市長が目指すまちづくりについては私から、消防団については総合政策部長から、それぞれお答えします。

初めに、市長が目指すまちづくりについて、順次お答えします。

水俣市の現状をどのように分析されているかとの御質問にお答えします。

私は水俣市が柱としてきた環境モデル都市づくりの取り組みは、水俣市にとって欠かせないものであると考えます。一方で、まちの経済的活力の低迷、人口流出、減少がとまらない水俣に閉塞感も感じておりました。選挙期間中も、水俣を変えてほしい、若者の働く場や定住を進めてほしいなどの声を大きくいただいたところです。しかしながら、水俣には歴史ある企業の集積や、温泉地、エコパークなどの観光資源、安心・安全な食など、さまざまな地域資源もございます。これら地域の持つ力をまだ生かし切れていないのではないかと、もっと生かしていくことで、地域の活性化、経済の浮揚につなげることができるのではないかと考えております。

次に、水俣市の現状を踏まえ、目指す将来の水俣について、どのように考えているかとの御質問にお答えします。

私は水俣を明るくにぎやかで活気ある、住み続けたいと思えるまちにしたいと考えております。水俣を元気にしていく上で、経済の活性化は不可欠です。これまで取り組んできた環境の取り組みなどのよい部分を引き継ぎながらも、企業との連携、雇用創出や設備投資への支援などを通した経済活性化の取り組みを進めてまいる必要があると考えております。環境と経済が両輪となって地域が活性化し、地域の企業、商工業者が元気になることで、地域での福祉や子育てなど、安心して暮らせる環境を、地域全体で作り出していく、そのような方向でこれからの水俣づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、市長が目指すまちづくりの実現に向けて、どのように取り組むのか、との御質問にお答えします。先ほども申しましたように、まずは経済の活性化に取り組むたいと考えております。地元企業や商工業者と行政がしっかりと対話をし、企業や地域のニーズ・課題を的確に把握した上で、必要な支援や事業を適切に実施できる体制を整えてまいりたいと考えております。

ニーズに応じた施策を展開することで、地元企業の事業拡大や雇用創出を促進し、また、新しいことへチャレンジしようとする人や企業を応援し、地域での働く場、新たな仕事をつくりやすい環境づくりをしてまいりたいと考えております。

さらに、湯の児・湯の鶴温泉などの観光地の活性化はもちろん、エコパークを活用したスポーツイベントや合宿の誘致等によるスポーツ人口の呼び込み、加えて農水産物の高付加価値化やブランド化などをさらに進めてまいるなど、今ある地域資源の磨き上げを行い、外から人を呼び込むことで地域の経済への波及効果を促進してまいりたいと考えます。

地域の事業者が元気になり、まちづくりと連携を図ることで、事業者だけでなく地域の高齢者、子どもたちなど、水俣に暮らす全ての人の元気につなげたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 2回目の質問に入ります。

水俣市の現状について、さまざまな観点から分析されており、今答弁をいただきました。今回市長選挙でも、環境だけではなく、そこに経済がかみ合わないと本当の発展、水俣の活性化にはならないということは私も全くそのとおりであると感じています。

環境の取り組みについては、今まで推進してこられ、環境首都の称号を得るまでになりました。ですが、経済面では地元商工業を初め、地域経済の浮揚が感じられないことに私は危機感を抱いております。地元商工業者や企業、また商工会議所、そして行政との対話が不足していたことも要因の1つではないでしょうか。今後は情報収集を積極的に行っていただくということで、安心したところでございます。

地域経済が元気にならないと、雇用もなければ、若者や子育て世代が定住することもできません。人口増加または人口減少率が低い市町村で共通している点は、製造業、商業の集積等が見られる地域で雇用が安定していることや、住環境整備、子育て支援の充実が整っている市町村であることが内閣府の調査でもわかっています。地元企業や商工業者と対話をしっかり行い、ニーズや課題解決に向けて行政として何ができるのかを考え、適切に実施することは重要だと考えております。

そこで、市長就任後間もないですが、地元企業や商工業者からの相談などあったのかお尋ねします。1点目です。

私は水俣の観光資源が生かし切れてないと実感しております。営業戦時代に市外自治体によく伺ったことがあります。雑談中に、水俣は海も山もあり、両方に温泉もあるのもったいないねと、よく言われてました。今思えば観光資源がその自治体には乏しく、うらやましい限りだったのではないのでしょうか。

湯の児・湯の鶴温泉はもちろん、新鮮で安全でおいしい海の幸・山の幸が水俣にはあります。今ある資源を最大限に生かし、誘客につながるよう推進していただきたいと思います。

また、エコパークという素晴らしい場所もあります。現在も各種イベントやスポーツ大会・合宿等で市内はもとより、県内外から多くの方々が訪れておられ、にぎわいの場所となっています。

そこで、2点目の質問ですが、エコパークを活用し、スポーツでの誘客は重要であると考えております。大会誘致や合宿誘致活動がしやすい状況をつくるために、やはりハード面の整備状況というのも重要だと思いますので、現在のハード面の整備状況と今後の整備計画についてお尋ねします。

以上、2点です

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） それでは、桑原議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

まず1つ目が、地元企業や商工業者からの相談などが今まであったのかという御質問だったかと思えます。

これまでの議員活動や、今回の選挙を通しまして、地元企業や商工業者の皆様から、それから市民の皆様からさまざまな御意見を伺ったところでございます。

今後も、皆様の声をしっかりとお聞きして、そのニーズ等をしっかり把握するとともに、適切に施策に反映できる仕組みづくりに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、2番目の御質問で、エコパークの活用ということで、特にスポーツを通しての誘客、それからそのハード面の整備、そういったものがどうなのかという御質問だったかと思えます。

エコパークの整備に関しましては、熊本県の管轄となっております。しかしながら、熊本県に

においても、エコパークは水俣市における観光振興の拠点として位置づけていただいております。

現在、インバウンドの増加に対応する施設や大規模スポーツ大会の開催等の利用に対応できる施設の整備を計画をされており、整備にかかる財源の確保等について、水俣市も熊本県と連携をして、その要望活動等を行っております。

今後も、施設等の早期整備に向けて、熊本県としっかりと連携を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 今、答弁をいただきまして、まず地元企業、もしくは商工業者から相談ということで、いろいろお話を今お聞きされてる状況だと思います。今後も、幅広い業種の方、また会社のほうからニーズ、また課題等をお聞きして、生かしていただきたいと思います。

エコパークに関しては、県のほうに要望書等を出されているということで、今後も活用を期待したいと思います。

まちづくりは行政だけではできません。企業も、そしてそこに住んでいる水俣市民も将来の責任と役割を負っているとの自覚を持たなければならないと思います。

変革の第一歩は、行政も企業も市民も、危機感を共有し、同じ方向を向くことだと思います。自治体も競争時代ですので、この流れに乗りおくれることなく、高岡市長の志と強いリーダーシップに期待し、質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、消防団について答弁を求めます。

帆足総合政策部長。

（総合政策部長 帆足朋和君登壇）

○総合政策部長（帆足朋和君） 次に、消防団について、順次お答えします。

まず、水俣市消防団の条例の規定に基づく団員の定数530人に対して、現在の団員数は何人かとの御質問にお答えします

消防団員数は、平成30年2月1日現在で471名です。

次に、消防団員確保に向けて、どのような取り組みを行っているのかとの御質問にお答えします。

消防団員の確保は、市としましても重要な課題だと認識しております。まず、地域において潜在的な入団希望者の入団を促進するため、消防団の会議などで、団員の確保ができるようお願いしているところです。また、今回初めての試みとして、水俣市消防団応援の店という登録制度を設け、市民の皆様に対し、消防団に対する理解の向上を図るとともに、消防団活動を身近に感じていただくための普及啓発の一環として取り組んでいるところです。

今後も、消防団活動を市民の方々に幅広く周知するため、各消防団を市広報紙を用いて、紹介するなどの企画を行い、市民の方々がより消防団に興味を持ち、消防団員の加入促進につながれるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、消防団の報酬について平成28年3月に質問した際、ほかの市に比べると報酬額が低い状況にあり、協議していきたいということであったが、その後、協議はなされたのか、また結果はどうだったのかとの御質問にお答えします。

現在、ほかの市の報酬額等の調査を行ったところであり、今後、消防団の団本部と協議したいと考えております。

次に、現在、水俣市消防団応援の店に取り組んでいるが、進捗状況はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

水俣市消防団応援の店については、まず、商工会議所や、消防団の団本部会議などで、本事業の説明を行い、市広報紙や、市のホームページで募集の掲載を行いました。その後、事業主や消防団員から十数件、問い合わせがありましたが、2月1日現在の申請数は、2件となっておりますので、引き続き、市広報紙や市のホームページで募集を行う予定です。

○議長（福田 齊君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 2回目の質問に入ります。

少子・高齢化に伴う人口減少や、また就業形態の変化などにより、消防団の担い手の減少は全国的な問題となっています。今、答弁でもありましたように、水俣市の消防団員数は現在471人で、定数の530人に達していないという状況であり、団員確保も重要であると思います。

また、火災や自然災害といったものは、いつ、どこで起こるかわかりません。ですので、備えとして、例えば、子どもたちが通学する際に、もしくは登下校の際ですね、自然災害はいつ起こるかわかりません。そういった子どもたちへの防災教育をこれから必要ではないかと感じております。

そこで、将来の消防団の担い手を育成することや、子どもたちが自分で自分の命を守る方法を身につけること、また防災意識を高める方法として、少年消防クラブを創設してはどうかお尋ねします。

次に、消防団活動を市民の方々に幅広く周知していただくため、各消防団を市広報紙で紹介するなど考えておられるということで、有効な手段だと思えます。

消防団員は日ごろ本業を持ちながら、火災や災害が発生した際には消防活動に従事します。自分の住んでいる地域は自分たちで守るという志を高く持ち、日々訓練と経験を積み上げ、各地域のために懸命に活動されております。ただ、日ごろはそれぞれの仕事を持たれているので、火災発生時の消火活動、もしくは災害の場合は、職場から出動されることもあるかと思います。近

年、サラリーマン化の団員がふえている中、消防団活動には、団員が勤務する事業所の理解と協力が必要不可欠となっていると考えます。水俣市でも工事入札参加資格審査において、評価点の加算や、事業所に対して消防団活動への理解や啓発活動を行われていると思います。団員が入団しやすく、活動しやすくすることや、事業所が積極的に協力し、地域に貢献していることを社会的に称揚することで信頼性やイメージを向上するためにも、消防団協力事業所表示制度を導入してはどうかお尋ねします。また、県内の動向も一緒にお尋ねします。2点目です。

消防団員の報酬ですが、平成23年の条例規定により、班長を2万5,000円に、団員を2万円に見直され、増額をされた経緯があります。厳しい財源の問題もありますが、地域防災や地域コミュニティの維持・振興においても、重要な役割を消防団は担っていると思います。この辺も、団本部と協議していただき、交付税単価に少しでも近づけるように努めていただきたいと思います。

水俣市消防団応援の店の取り組みですが、平成28年3月の一般質問で提案させていただき、今回実際に動き出したわけですが、団本部も含め、消防団員、皆さん期待していると思います。

そこで、答弁で、先ほど十数件の問い合わせがあったということでしたが、どのような内容であったのかという点と、行政として考えられるメリットは何かお尋ねします。

以上、3点です。

○議長（福田 斉君） 帆足総合政策部長。

○総合政策部長（帆足朋和君） 桑原議員からの2回目の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の少年消防クラブを創設してはどうかという御質問でございます。

子どもたちが自分で自分の命を守る方法を身につけ、防災意識を高めることは大切なことと考えております。議員御指摘の少年消防クラブにつきましては、消防本部が担当しております水俣芦北地域幼少年婦人防火委員会で新たな結成や既成クラブの組織の強化などを推進されており、平成26年度に水俣市、津奈木町、芦北町の小学校に対し、少年消防クラブの設立を呼びかけ、現在、田浦小学校が実施されております。

今後は、消防本部と相互に協力してまいりたいと、そのように考えております。

2点目でございます。消防団協力事業所表示制度を導入してはどうか、また県内の動向はどうなっているのかという御質問でございます。

熊本県下14市中10市で、消防団協力事業所表示制度を導入しており、近隣では、津奈木町、芦北町が導入しております。当市といたしましても、今後、消防団協力事業所表示制度の導入に向け、検討してまいりたいと考えております。

3点目でございます。水俣市消防団応援の店の取り組みについて、先ほど十数件の問い合わせという答弁があったが、どのような内容のものであったかということと、消防団応援の店のメリットとはどのようなものかということについてでございますけれども、問い合わせの主な内容

といたしましては、消防団員にどのようなサービスをすればいいのか。また、お店にはどういうメリットがあるのか。また、市報を見たが、申請書のダウンロードの仕方がわからない。この制度はいつから始まるのかなどの問い合わせをいただいております。

次に、メリットとしてでございますけれども、店舗側のメリットといたしましては、消防団を応援する店として、イメージアップが図れます。また、消防団員やその家族の利用促進による集客効果と、市広報紙や市のホームページで紹介することでの宣伝効果があるものと考えております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 やはり、子ども時代に消防団活動に触れることにより、地元へ愛着を持ち、将来消防団に入団し、地域防災を担っていただくことや、少年消防活動を行うことにより、親の世代も消防団に対しての知識と接点を持つことができ、現状においても入団候補者がふえる可能性もあります。そして、消防団活動には家族の理解が不可欠であります。やはりこの少年消防活動を通して家族の消防団活動への理解が深まり、現役の消防団員も活動がしやすくなる効果も、これには期待が持てるのではないかとこのように思います。

先ほど、答弁でもありましたように、水俣芦北地域幼少年婦人防火委員会でクラブ設立を推進されているということですので、消防本部と協力し、設立に向けて努めていただきたいというふうに思います。

また、消防団協力事業所表示制度の導入ですけれども、隣の津奈木町や芦北町では、実際、もう今実施をされているということで、広域行政の枠組みの中で足並みがそろそろよう、導入に向け検討をお願いしたいと思います。

最後に、水俣市消防団応援の店ですが、スタートしたばかりで、申請が今、2件というお話でした。今後もふえてくると期待しているんですけども、先ほども、こういった問い合わせがあったかというところで、どんなサービスをやったらいいいのかとか、そういう話がよく出てくるというふうな形で、お店によっては、いろんなサービス形態があると思うんですけども、実際、玉名とか、人吉とか、そういったされてるところを参考にしていただいて、実際、どういうサービスを行っているのかとか、そういう情報提供もされてはどうかというふうに思います。

また、申請がふえるように、職員の方々も、外食やノミニケーションを少しふやしていただき、PR活動とあわせて市内経済の浮揚にも貢献していただければと思います。

微力ではありますが、私もPR活動と経済の浮揚に貢献しますことをお約束して、質問を終わらせていただきます。

○議長（福田 齊君） 以上で桑原一知議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、5分間休憩します。

午後2時0分 休憩

午後2時5分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第3号 水俣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第2、議第3号水俣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第4号 水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第3、議第4号水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第4 議第5号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第4、議第5号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第5 議第6号 水俣市代替バス通学生交通費助成条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第5、議第6号水俣市代替バス通学生交通費助成条例の一部を改正す

る条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第6 議第7号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(福田 斉君) 日程第6、議第7号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第7 議第8号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(福田 斉君) 日程第7、議第8号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第8 議第9号 水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(福田 斉君) 日程第8、議第9号水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第9 議第10号 水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(福田 斉君) 日程第9、議第10号水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第10 議第11号 水俣市地域農業担い手育成センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(福田 斉君) 日程第10、議第11号水俣市地域農業担い手育成センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第11 議第12号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(福田 斉君) 日程第11、議第12号水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第12 議第13号 平成30年度水俣市一般会計予算

○議長(福田 斉君) 日程第12、議第13号平成30年度水俣市一般会計予算を議題とします。

まず、歳出から款ごとに行いますので、質疑に当たっては予算説明書のページを明示し、具体的にお願いします。

それでは予算書47ページから49ページ、第1款議会費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（福田 斉君） ないようですので、次に移ります。

49ページから75ページまで、第2款総務費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） ないようですので、次に移ります。

75ページから90ページまで、第3款民生費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） ないようですので、次に移ります。

91ページから109ページまで、第4款衛生費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） ないようですので、次に移ります。

109ページから120ページまで、第5款農林水産業費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） ないようですので、次に移ります。

120ページから126ページまで、第6款商工費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） ないようですので、次に移ります。

126ページから139ページまで、第7款土木費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） ないようですので、次に移ります。

140ページから143ページまで、第8款消防費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） ないようですので、次に移ります。

144ページから168ページまで、第9款教育費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） ないようですので、次に移ります。

169ページから170ページまで、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） ないようですので、以上で歳出に対する質疑を終わり、次に、歳入について質疑を行います。

14ページから19ページまで、第1款市税、第2款地方譲与税、第3款利子割交付金、第4款配当割交付金、第5款株式等譲渡所得割交付金、第6款地方消費税交付金、第7款自動車取得税交

付金について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) ないようですので、次に移ります。

19ページから24ページまで、第8款地方特例交付金、第9款地方交付税、第10款交通安全対策特別交付金、第11款分担金及び負担金、第12款使用料及び手数料について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) ないようですので、次に移ります。

25ページから33ページまで、第13款国庫支出金、第14款県支出金について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) ないようですので、次に移ります。

34ページから46ページまで、第15款財産収入、第16款寄附金、第17款繰入金、第18款繰越金、第19款諸収入、第20款市債について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) ないようですので、次に移ります。

ただいま質疑を終わりました歳入歳出予算を除くその他の事項について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

これで議第13号平成30年度水俣市一般会計予算の質疑を終わります。

日程第13 議第14号 平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

○議長(福田 斉君) 日程第13、議第14号平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第14 議第15号 平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

○議長(福田 斉君) 日程第14、議第15号平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第15 議第16号 平成30年度水俣市介護保険特別会計予算

○議長（福田 斉君） 日程第15、議第16号平成30年度水俣市介護保険特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第16 議第17号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

○議長（福田 斉君） 日程第16、議第17号平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第17 議第18号 平成30年度水俣市病院事業会計予算

○議長（福田 斉君） 日程第17、議第18号平成30年度水俣市病院事業会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第18 議第19号 平成30年度水俣市水道事業会計予算

○議長（福田 斉君） 日程第18、議第19号平成30年度水俣市水道事業会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第19 議第26号 指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）

日程第20 議第27号 指定管理者の指定について（一小ふれあい学童クラブ）

日程第21 議第28号 指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）

日程第22 議第29号 指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）

日程第23 議第30号 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）

日程第24 議第31号 指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）

- 日程第25 議第32号 指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）
日程第26 議第33号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）
日程第27 議第34号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
日程第28 議第35号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
日程第29 議第36号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
日程第30 議第37号 指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家）
日程第31 議第38号 指定管理者の指定について（水俣市公民館分館）

○議長（福田 斉君） 日程第19、議第26号指定管理者の指定についてから、日程第31、議第38号指定管理者の指定についてまで、13件を一括して議題とします。

本13件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第32 議第39号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第32、議第39号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第33 議第40号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第11号）

日程第34 議第41号 平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第5号）

日程第35 議第42号 指定管理者の指定について（水俣市立武道館）

○議長（福田 斉君） 日程第33、議第40号平成29年度水俣市一般会計補正予算第11号から、日程第35、議第42号指定管理者の指定についてまで、以上3件を一括して議題とします。

議第40号

平成29年度水俣市一般会計補正予算（第11号）

平成29年度水俣市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

平成30年3月8日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金額
6 商工費	2 総合経済対策費	(創造) 水俣川河口臨海部振興構想事業	千円 19,675

議第41号

平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第5号）

平成29年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

平成30年3月8日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金額
1 総務費	1 総務管理費	介護保険システム改修事業	千円 2,862

議第42号

指定管理者の指定について

水俣市立武道館の指定管理者を次のように指定することとする。

平成30年3月8日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市立武道館
- 2 指定管理候補者の名称
公益財団法人水俣市振興公社
- 3 指定期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

(提案理由)

水俣市立武道館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

(市長 高岡利治君登壇)

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第40号平成29年度水俣市一般会計補正予算第11号について申し上げます。

補正の内容といたしましては、繰越明許費の補正として、水俣川河口臨海部振興構想事業の追加を計上いたしております。

次に、議第41号平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算第5号について申し上げます。

補正の内容といたしましては、繰越明許費の補正として、介護保険システム改修事業を計上いたしております。

次に、議第42号指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、水俣市立武道館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであります。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第40号から議第42号までについて、順次提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田 斉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後2時16分 休憩

午後2時17分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第40号平成29年度水俣市一般会計補正予算第11号から、議第42号指定管理者の指定についてまで、以上3件について、質疑はありませんか。

（「なし」「議長」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 1点だけすみません。指定管理については当初、何件かあったんですけども、今回遅れて出されたのはどういう理由か教えてください。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

藪教育次長。

○教育次長（藪 隆司君） 指定管理者の件ですけども、事務の手続きに関して時間がかかった関係で、この1件だけが遅れたということがございます。よろしいでしょうか。

○議長（福田 斉君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第3号から議第42号までの議案34件は、議席に配付の議事日程

記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（福田 斉君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、15日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、14日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後2時18分 散会

平成30年3月15日

平成30年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

平成30年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成30年3月15日（木曜日）

午前10時0分 開議

午前10時56分 閉会

（出席議員） 16人

小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	塩 崎 達 朗 君
谷 口 明 弘 君	田 口 憲 雄 君	岩 村 龍 男 君
高 岡 朱 美 君	田 中 陸 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君	福 田 齊 君	藤 本 壽 子 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
次 長（鎌 田 みゆき 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 14人

市 長（高 岡 利 治 君）	総合政策部長	（帆 足 朋 和 君）
総 務 部 長（本 田 真 一 君）	福祉環境部長	（川 野 恵 治 君）
産 業 建 設 部 長（関 洋 一 君）	総合医療センター事務部長	（久木田 美和子 君）
総合政策部次長（深 江 浩一郎 君）	福祉環境部次長	（高 沢 克 代 君）
産 業 建 設 部 次 長（城 山 浩 和 君）	水 道 局 長	（山 田 雅 浩 君）
教 育 次 長（藪 隆 司 君）	総合政策部政策推進課長	（梅 下 俊 克 君）
総務部総務課長（緒 方 卓 也 君）	総務部財政課長	（設 楽 聡 君）

○議事日程 第5号

平成30年3月15日 午前10時開議

- 第1 議第3号 水俣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について
- 第2 議第4号 水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議第5号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第6号 水俣市代替バス通学生交通費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第7号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第8号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第9号 水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第10号 水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第11号 水俣市地域農業担い手育成センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第12号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議第13号 平成30年度水俣市一般会計予算
- 第12 議第14号 平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 第13 議第15号 平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 第14 議第16号 平成30年度水俣市介護保険特別会計予算
- 第15 議第17号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計予算
- 第16 議第18号 平成30年度水俣市病院事業会計予算
- 第17 議第19号 平成30年度水俣市水道事業会計予算
- 第18 議第26号 指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）
- 第19 議第27号 指定管理者の指定について（一小ふれあい学童クラブ）
- 第20 議第28号 指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）
- 第21 議第29号 指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）
- 第22 議第30号 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）

- 第23 議第31号 指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）
- 第24 議第32号 指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）
- 第25 議第33号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）
- 第26 議第34号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 第27 議第35号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 第28 議第36号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 第29 議第37号 指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家）
- 第30 議第38号 指定管理者の指定について（水俣市公民館分館）
- 第31 議第39号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第32 議第40号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第11号）
- 第33 議第41号 平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 第34 議第42号 指定管理者の指定について（水俣市立武道館）
- 第35 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 陳第4号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情について

- 1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

- 1 議会の情報公開に関する調査について

- 第36 議第43号 副市長の選任について
- 第37 議第44号 教育長の任命について
- 第38 議第45号 監査委員の選任について
- 第39 意見第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時0分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から人事案3件、田中睦議員外4人から意見書案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、谷口明弘議員及び高岡朱美議員から発言取消申出書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

○議長（福田 斉君） この際、お諮りします。

谷口明弘議員及び高岡朱美議員から、去る3月6日の本会議における発言の中で、不適当な発言があったので、水俣市議会会議規則第65条の規定により、発言取消申出書に記載した部分を取り消したい旨の申し出がありました。

この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって、谷口明弘議員及び高岡朱美議員からの発言の取り消し申し出を許可することに決定しました。

発 言 取 消 申 出 書

平成30年3月6日の本会議における私の発言の中で、不適当な発言があったので取り消したいから、議会の許可を得たく、水俣市議会会議規則第65条の規定により申し出ます。

記

取り消すべき発言 別紙のとおり（別紙省略）

平成30年3月8日

水俣市議会議員 谷 口 明 弘

水俣市議会議長 福 田 斉 様

発 言 取 消 申 出 書

平成30年3月6日の本会議における私の発言の中で、不適当な発言があったので取り消したいから、議会の許可を得たく、水俣市議会会議規則第65条の規定により申し出ます。

記

取り消すべき発言 別紙のとおり（別紙省略）

平成30年3月8日

水俣市議会議員 高 岡 朱 美

- 日程第1 議第3号 水俣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について
- 日程第2 議第4号 水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議第5号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議第6号 水俣市代替バス通学生交通費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議第7号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第8号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第9号 水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第10号 水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第11号 水俣市地域農業担い手育成センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第12号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第13号 平成30年度水俣市一般会計予算
- 日程第12 議第14号 平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第13 議第15号 平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議第16号 平成30年度水俣市介護保険特別会計予算
- 日程第15 議第17号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第16 議第18号 平成30年度水俣市病院事業会計予算
- 日程第17 議第19号 平成30年度水俣市水道事業会計予算
- 日程第18 議第26号 指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）
- 日程第19 議第27号 指定管理者の指定について（一小ふれあい学童クラブ）
- 日程第20 議第28号 指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）
- 日程第21 議第29号 指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）

- 日程第22 議第30号 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）
- 日程第23 議第31号 指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）
- 日程第24 議第32号 指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）
- 日程第25 議第33号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）
- 日程第26 議第34号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 日程第27 議第35号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 日程第28 議第36号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 日程第29 議第37号 指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家）
- 日程第30 議第38号 指定管理者の指定について（水俣市公民館分館）
- 日程第31 議第39号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議第40号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第33 議第41号 平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第34 議第42号 指定管理者の指定について（水俣市立武道館）

○議長（福田 斉君） 日程第1、議第3号水俣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定についてから、日程第34、議第42号指定管理者の指定についてまで、34件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長田口憲雄議員。

（総務産業委員長 田口憲雄君登壇）

○総務産業委員長（田口憲雄君） ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について、ご報告いたします。

まず、議第4号水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴い、退職手当の支給水準が引き下げられたことに準じて、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

本議案は討論があり、地域経済を支えている公務員の給料を引き下げるとは、社会的にいい効果を生まないため反対であるとの意見がありました。

採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第5号水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助の改定に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第6号水俣市代替バス通学生交通費助成条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、旧山野線の代替バスを利用して通学する生徒の交通費の軽減を図ることを目的とする本条例の有効期限を延長するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、本制度の財源についてただしたのに対し、基金を財源として運用しているとの答弁がありました。

また、制度が始まった時と現在の状況についてただしたのに対し、当初バス会社が1日9往復されていたが、平成21年以降は1日4往復となり、学生が利用する時間帯と合わず、利用生徒がいない状況であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第11号水俣市地域農業担い手育成センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市地域農業担い手育成センターに利用料金制を導入することに伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第13号平成30年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

歳出の主な内容としては、第2款総務費に、市庁舎建替事業、地方バス路線維持対策事業、水俣芦北広域行政事務組合負担金、公益法人等助成事業、ふるさと大好き寄附金事業、市庁舎管理事業、第5款農林水産業費に、市有林維持管理事業、農業人材力強化総合支援事業、久木野ふるさとセンターやフィッシングパークなどの施設管理運営費、有害鳥獣駆除事業、内水面漁場振興事業、第6款商工費に、商工業資金貸付・出資事業、みなまた環境テクノセンターや新水俣駅交流センターなどの施設管理運営費、商工会議所事業費補助金、地場企業支援事業、第7款土木費に、公共下水道事業特別会計繰出金、市内一円市道維持補修費、公営住宅整備事業、市営住宅管理事業、長寿命化修繕事業、耐震改修促進事業、第8款消防費に、消防に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、消防団活動費、消防団装備等整備事業、消防防災施設整備事業などを計上している。

これらの財源としては、第1款市税から第20款市債までの歳入をもって充当している。

このほか、継続費として水俣芦北広域行政事務組合消防本部芦北消防署新庁舎建設事業を計上

している。

債務負担行為として、基幹システムハードウェアリース料ほか6件を計上している。

また、地方債として、過疎対策事業債ほか7件を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、水俣環境アカデミア企画戦略会議の内容についてただしたのに対し、学識経験者や市関係者などの10名で構成しており、水俣環境アカデミアの戦略的、先駆的な取り組みの推進のための検討のほか、助言、提言をいただいているとの答弁がありました。

また、今年度のふるさと納税による寄附見込み額が約4,300万円とのことであるが、そのうちの必要経費についてただしたのに対し、収納代行の業者への事務手数料が1割、返礼品にかかる経費が3割、返礼品の送料が1割、そのほか、宣伝のための冊子の製作費など合わせて、半分を少し超えるくらいが必要経費であるとの答弁がありました。

また、市役所の新館・秋葉会館設備工事実施設計業務の内容についてただしたのに対し、新館と秋葉会館を利活用するかどうかについては、新庁舎の設計段階で決定することとしているが、現在、解体予定の旧庁舎本館に新館と秋葉会館の電気設備の機械室があり、本館解体後に新館と秋葉会館の電気設備を利用するための工事の設計業務であるとの答弁がありました。

また、これまで支払っていなかった指定金融機関派出手数料について、県内他市の状況をただしたのに対し、同じ金融機関に派出いただいている他の自治体でも、平成30年度から予算計上すると聞いているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第17号平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ10億5,671万5,000円を計上している。

歳出においては、第1款公共下水道事業費、第2款公債費、第3款予備費を計上している。

第1款公共下水道事業費の主な事業として、浄化センター改築更新工事委託料、水俣市公共下水道事業再構築基本設計に係る技術的支援業務委託料等を計上している。

これらの財源としては、第1款分担金及び負担金から第7款市債までの歳入をもって充当している。

このほか、債務負担行為として、水洗便所等改造工事資金の融資に対する損失補償他1件を計上している。

また、地方債として、公共下水道事業及び過疎対策事業を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第19号平成30年度水俣市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に4億9,958万5,000円、収益的支出に4億842万8,000円、資本的収入に4,450万5,000円、資本的支出に2億6,344万8,000円を計上している。

資本的支出の主な内容は、施設整備事業、管路整備事業等の建設改良費及び企業債償還金を計上している。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんしているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、高速道路の整備に伴う市道内の水道管の移設は市の負担で行うのかとただしたのに対し、市の負担で行うこととなるが、既存の水道管に対して、経過年数などに応じて国から補償金が支払われるとの答弁がありました。

また、営業収益が減少している原因についてただしたのに対し、過去10年間、総給水量が減少しており、人口減少や節水型の機器の普及が原因であるとの答弁がありました。

特に、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第30号から議第36号まで、指定管理者の指定について申し上げます。

これらの議案は、水俣市久木野ふるさとセンター、水俣市はぜのき館、水俣市地域農業担い手育成センター、水俣市東部センター、みなまた環境テクノセンター、水俣市湯の鶴温泉保健センター、みなまた観光物産館まつぼっくりの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第40号平成29年度水俣市一般会計補正予算第11号について申し上げます。

補正の内容としては、繰越明許費の補正として、水俣川河口臨海部振興構想事業の追加を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、繰り越しとなった理由についてただしたのに対し、環境影響評価の調査を行う上で、護岸工事の設計において護岸構造の決定に時間を要したことにより、設計の完了が当初予定より遅れたため、その後の調査期間が不足したとの答弁がありました。

特に討論もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（福田 齊君） 次に、厚生文教委員長牧下恭之議員。

（厚生文教委員長 牧下恭之君登壇）

○厚生文教委員長（牧下恭之君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第3号水俣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定

について申し上げます。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が一部改正等されることに伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、県からの権限移譲により事業所への指導、監督等の市職員の業務も増えることになるが、国、県からそれに見合う財源が入ってくることはないのかとただしたのに対し、財源の増加はないとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第7号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が一部改正されることに伴い、所要の規定の整備を行うため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、介護医療院の報酬の請求先についてただしたのに対し、まだ明確ではないが介護医療院内で行われた行為の内容によって医療と介護に分けたかたちで、請求されるのではないかと思うとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第8号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が一部改正されることに伴い、所要の規定の整備を行うため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第9号水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制

定について申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、指定介護予防支援等の事業の人員並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が一部改正されることに伴い、所要の規定の整備を行うため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第10号水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の住所地特例の見直しが新設されるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第12号水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、文書料の一部適正化及び有料駐車場使用料の負担軽減のため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、文書手数料について他医療機関と均衡がとれていることを確認した後、身体障害者手帳交付用と交通事故後遺症の診断書の年間の件数をただしたのに対し、全文書交付件数3,600のうち、前者は約70件、後者は約10件であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第13号平成30年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

主な内容としては、第3款民生費に、自立支援給付費、子どものための教育・保育給付負担金、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計への繰出金、生活保護費、児童手当、次世代育成支援施設整備事業、老人福祉施設措置費、第4款衛生費に、ごみ処理等に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、市立総合医療センターへの繰出金、清掃施設管理運営費、し尿処理等に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、予防接種事業、子ども医療費助成事業、第9款教育費に、小中学校・給食センター・総合体育館・文化会館・図書館などの管理運営経費、文化会館整備事業、スクールバス運行事業、埋蔵文化財発掘調査事業、各種文化・スポーツ振興事業費などを計上している。

これらの財源としては、第1款市税から第20款市債までの歳入をもって充当している。

繰越明許費として、文化会館整備事業を計上している。

債務負担行為として、住民健康管理システムリース料ほか3件を計上している。

また、地方債として、過疎対策事業債等を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、第二中学校体育館の屋根の防水改修工事について、以前も補修等を行っている経緯もあるため、改修工事よりも屋根全体を全面的にやり替える工事が必要ではないかとただしたのに対し、現時点では構造的部分からの漏れは考えにくいいため、当面は経年劣化で傷んだ防水シートを張りなおしての対応を計画している。現在、学校施設については、順次、耐震化、トイレ改修、空調設備の導入を進めており、今後は状況をみながら、全面的な工事についても検討していきたいとの答弁がありました。

なお、委員から、工事にあたっては、実施業者と現状の把握、工事後の保証等も含めて、しっかりと確認しながらやっていただきたいとの意見がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第14号平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ38億3,361万2,000円を計上している。

歳出については、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款国民健康保険事業費納付金、第4款共同事業拠出金、第5款保健事業費などを計上している。

これらの財源としては、第1款国民健康保険税、第4款県支出金、第6款繰入金などをもって充当している。

また、債務負担行為として、特定保健指導業務委託料を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回、財政調整基金繰入金が、2,864万1,000円計上されているが、財政調整基金の残高はどのくらいかとただしたのに対し、今回、基金への繰り入れを行い、残高が約4億4,000万円余となるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第15号平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ4億8,26万3,000円を計上している。

歳出については、第1款総務費、第2款諸支出金を計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第4款繰入金などの歳入をもって充当しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第16号平成30年度水俣市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億2,901万円を計上している。

歳出については、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款地域支援事業等を計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第3款国庫支出金、第4款支払基金交付金、第5款県支出金、第6款繰入金などの歳入をもって充当しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、本案については、後に審議を行う議第39号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定とも関連してくるが、第1号被保険者の保険料や国、県の介護給付費負担金についても、率の変更を行い、増額を見越したうえでの予算の計上と理解してよいかとただしたのに対し、そのとおりであるとの答弁がありました。

なお、本件については、高齢者介護の現状を考えると、サービスの必要性については十分理解できるが、総費用を増やし、保険料を増やさないと維持できない介護保険の制度自体に問題があり、反対であるとの討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第18号平成30年度水俣市病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に69億6,708万4,000円、収益的支出に71億8,208万4,000円、資本的収入に2億8,778万5,000円、資本的支出に8億1,350万6,000円を計上している。

収益的収入の主な内容については、入院収益、外来収益等の医業収益、他会計補助金、負担金等の医業外収益等を計上している。

収益的支出の主な内容については、職員等の給与費、薬品費等の材料費、委託料、賃借料、光熱水費等の経費や企業債利息等を計上している。

次に、資本的支出の主な内容については、東館エレベーターの更新等の建設工事費や生化学自動分析装置等の器械備品購入費、企業債償還金等を計上している。

このほか、企業債については、病院施設整備事業及び医療機械器具等整備事業のそれぞれの病院事業債及び過疎対策事業債を計上している。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんをしているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、収益的収入及び支出の差引額が2億1,500万円のマイナスとなっているが、6月に一般会計からの繰り入れが入ることを見越したうえでの予算と理解してよいかとただしたのに対し、そのとおりであり、今回は、骨格予算であるため、義務的経費の4億円分を計上しており、6月補正において、政策的経費を計上する予定であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第39号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律並びに介護

保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令並びに介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、本市の社会保障のピークの時期についてただしたのに対し、現状から考えると、2020年と推測されるとの答弁がありました。

また、今後の介護保険料の値上げに対する考え方についてただしたのに対し、社会情勢等で変わる場合もあるだろうが、今後も増えることは避けられないと考えられる。保険料については、3年に1回見直しを行う中で、3年のうちに想定される繰越金からの一部を充当して調整を行い、近隣自治体とのバランス等も見ながら、今回、月額保険料を6,500円に設定したとの答弁がありました。

なお、本件については、議第16号平成30年度水俣市介護保険特別会計予算と同様の理由で、反対であるとの討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第41号平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算第5号について申し上げます。

補正の内容としては、繰越明許費として、介護保険システム改修事業を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第26号から議第29号まで、議第37号、議第38号及び議第42号、指定管理者の指定についてまで申し上げます。

本案は、水俣市高齢者福祉センター、一小ふれあい学童クラブ、二小ふれあい学童クラブ、ふくろふれあい学童クラブ、水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家、水俣市公民館分館、水俣市立武道館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであるとの説明がありました。

以上7件については、特に質疑、討論もなく採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成30年3月9日

総務産業常任委員長 田 口 憲 雄

水俣市議会議長 福 田 斉 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第4号	水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	賛成多数
議第5号	水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第6号	水俣市代替バス通学生交通費助成条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第11号	水俣市地域農業担い手育成センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第13号	平成30年度水俣市一般会計予算付託分	原案可決	全員賛成
議第17号	平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第19号	平成30年度水俣市水道事業会計予算	原案可決	全員賛成
議第30号	指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）	原案可決	全員賛成
議第31号	指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）	原案可決	全員賛成
議第32号	指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）	原案可決	全員賛成
議第33号	指定管理者の指定について（水俣市東部センター）	原案可決	全員賛成
議第34号	指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）	原案可決	全員賛成
議第35号	指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）	原案可決	全員賛成
議第36号	指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）	原案可決	全員賛成
議第40号	平成29年度水俣市一般会計補正予算（第11号）	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成30年3月9日

厚生文教常任委員長 牧下 恭之

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第3号	水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第7号	水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第8号	水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第9号	水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第10号	水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第12号	水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第13号	平成30年度水俣市一般会計予算付託分	原案可決	全員賛成
議第14号	平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第15号	平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	全員賛成

議第16号	平成30年度水俣市介護保険特別会計予算	原案可決	賛成多数
議第18号	平成30年度水俣市病院事業会計予算	原案可決	全員賛成
議第26号	指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）	原案可決	全員賛成
議第27号	指定管理者の指定について（一小ふれあい学童クラブ）	原案可決	全員賛成
議第28号	指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）	原案可決	全員賛成
議第29号	指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）	原案可決	全員賛成
議第37号	指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家）	原案可決	全員賛成
議第38号	指定管理者の指定について（水俣市公民館分館）	原案可決	全員賛成
議第39号	水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	賛成多数
議第41号	平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第5号）	原案可決	全員賛成
議第42号	指定管理者の指定について（水俣市立武道館）	原案可決	全員賛成

○議長（福田 斉君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

高岡朱美議員から議第4号について、野中重男議員から議第16号及び議第39号について、それぞれ討論の通告があります。

これから順次発言を許します。

初めに、高岡朱美議員。

○高岡朱美君 日本共産党の高岡朱美です。私は議第4号水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について反対の立場で討論します。

今回の改定は、平成30年4月以降に退職する者の退職手当の調整率を、現行より3.3%引き下げ、その結果、一人当たりの退職金を平均60万～70万円減額するものです。

この改定について、次の2つの理由から反対をいたします。

一つ目に、引き下げ理由にあげられている人事院が5年ごとに行う調査自体が、透明性を欠いていることが疑われるためです。去る2017年12月1日衆議院内閣委員会において、日本共産党の塩川哲也議員が民間の退職手当と公務員の退職手当の性格の違いをただしたところ、公務員の退職手当には多くの特殊性があったにもかかわらず、人事院による官民の比較において、その特殊性が全く考慮されていないことが明らかになっています。このような合理性を欠く比較調査をもとにした、一方的な手当の引き下げは、公務員労働者の退職後の生活設計を狂わせ、モチベーションを下げるものです。

二つ目に、公務員と民間労働者の賃金が、引き下げの悪循環に陥り、景気回復の妨げになっていることを懸念いたします。

民間では財界による賃金抑制と、派遣労働、非正規雇用の増大で、国民の所得は減り続けています。

近年の不況が消費不況であることは明らかで、安倍首相自身、国民の所得が失われていることを経済危機の要因にあげています。それなら、政府が主導して国民の所得を奪おうとするやり方は、まったく矛盾する政策です。

公務員の給与・手当の変動の影響を受ける人は全国に600万人おり、こうした動向が民間給与にも連鎖します。特に深刻な経済不況にある地方は、さらに深刻さの度合いを増します。国家公務員の退職手当法が改正されたからといって、当市が自動的にそれに倣う理由はなく、このような時期に市民の所得の減少を招くような行為は厳に慎むべきです。

以上の理由から、第4号議案に反対の立場を表明し、討論を終わります。

○議長（福田 齊君） 次に、野中重男議員。

○野中重男君 日本共産党の野中重男です。私は議第16号平成30年度水俣市介護保険特別会計予算及び議第39号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、一括して反対討論を行います。

まず、議第16号と議第19号の関係ですが、39号での介護保険料の値上げが、16号の介護保険予算の歳入に反映しています。つまり、16号の予算の歳入は、値上げした保険料で組まれています。

水俣市も介護が必要な方が多くなってきました。居宅での介護、施設での介護サービスを受けられておられます。水俣市が保険者としての介護サービスは、これらの方々の介護をすすめるうえでなくてはならないものになっています。

いきいき健康課の介護保険係の職員が、増え続ける業務をやり上げるために遅くまで残業をしている実態も知っています。これらの努力には敬意を表したいと思います。

一方で、介護保険法そのものの矛盾がだんだん見えてきています。

それは、介護サービス利用者の増加、及び重度化によって給付費用が増加するのは当然ですが、それを支えている財源として、65歳以上の第1号被保険者等の介護保険料が3年ごとですけれどもどんどん上がっているということです。

これは、水俣市だけのことではありません。全国どこでも同じことが起きております。

介護の費用の半分を国民から介護保険料として徴収する介護保険制度そのものに問題があるからです。

介護保険制度の財源は、その地域の住民が50%、国が25%、県が12.5%、市が12.5%の負担割合となっています。

これとの比較で国民健康保険制度ではどうでしょうか。今議会に提案されている議第14号平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算で明確ですけれども、水俣市民から徴収する国保税が、歳入全体に占める割合は10%以下です。

これらを見てもわかるように、介護保険法の財源徴収の仕組みが、いかに多くの国民負担を強いているかがよくわかります。これらの矛盾の解決は法律の改正しかありません。

私は、低所得者層や中所得者層に特に多くの負担を強いる、この制度そのものの問題点を指摘しなければいけないと思います。

よって、水俣市が作った予算案はなくてはならないと思いますけれども、介護保険制度の保険料の徴収の仕組みそのものに大きな課題があることを問題提起するという意味で反対いたします。以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第3号水俣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第4号水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（福田 斉君） 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第5号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第15号平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算まで、11件を一括して採決します。

本11件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本11件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本11件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第16号平成30年度水俣市介護保険特別会計予算を採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（福田 斉君） 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第17号平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計予算から、議第38号指定管理者の指定についてまで、16件を一括して採決します。

本16件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本16件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本16件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第39号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（福田 斉君） 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第40号平成29年度水俣市一般会計補正予算第11号から、議第42号指定管理者の指定についてまで、3件を一括して採決します。

本3件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本3件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本3件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

日程第35 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

1 陳第4号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情について

1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（福田 斉君） 日程第35、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成30年3月9日

総務産業常任委員長 田口 憲 雄

水俣市議会議長 福 田 齊 様

記

事件の番号	件 名	理 由
陳第4号	所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成30年3月9日

厚生文教常任委員長 牧 下 恭 之

水俣市議会議長 福 田 齊 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成30年3月8日

議会運営委員長 野 中 重 男

水俣市議会議長 福 田 齊 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第36 議第43号 副市長の選任について

日程第37 議第44号 教育長の任命について

日程第38 議第45号 監査委員の選任について

日程第39 意見第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について

○議長（福田 齊君） 日程第36、議第43号副市長の選任についてから、日程第39、意見第1号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書についてまで、以上4件を一括して議題とします。

議第43号

副市長の選任について

本市の副市長に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成30年3月15日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 熊本市東区花立5丁目7番21-4号

氏 名 小林 信也

生年月日 昭和33年8月26日

(提案理由)

本市の副市長として、本案のように選任しようとするものである。

議第44号

教育長の任命について

本市の教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成30年3月15日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市白浜町19番35号

氏 名 小島 泰治

生年月日 昭和34年1月13日

(提案理由)

本市の教育長として、本案のように任命しようとするものである。

議第45号

監査委員の選任について

本市の監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成30年3月15日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市山手町2丁目4番5号

氏 名 中村 幸治

生年月日 昭和26年8月12日

(提案理由)

本市の監査委員として、本案のように選任しようとするものである。

意見第1号

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年3月15日

提出者議員 田 中 睦
桑 原 一 知
岩 村 龍 男
岩 阪 雅 文
野 中 重 男

水俣市議会議長 福 田 齊 様

(別紙)

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

子どもたちに豊かな教育を保障するため、教職員定数を改善するとともに義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に還元されるよう要望いたします。

(理 由)

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。そのためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題となっています。(公財)連合総合生活開発研究所の教職員の働き方・労働時間に関する報告書によると、7～8割の教員が1カ月の時間外労働が80時間(過労死ライン相当)となっていること、1割が既に精神疾患に罹患している可能性が極めて高いことなどが明らかにされました。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

- 1 計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に還元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年3月15日

水俣市議会

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様
総 務 大 臣 野 田 聖 子 様
財 務 大 臣 麻 生 太 郎 様
文部科学大臣 林 芳 正 様
衆 議 院 議 長 大 島 理 森 様
参 議 院 議 長 伊 達 忠 一 様

○議長(福田 斉君) 順次提案理由の説明を求めます。

初めに、議第43号及び議第44号について。

高岡市長。

(市長 高岡利治君登壇)

○市長(高岡利治君) 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第43号副市長の選任について申し上げます。

本市の副市長に、小林信也氏を選任したく御提案申し上げるものであります。

同氏につきましては、昭和57年4月に熊本県職員として採用後、上益城地域振興局総務部審議員、商工観光労働部審議員、企画振興部審議員を経て、総務部審議員として現在にいたっております。

これまでの、行政実務経験の豊かさに加え、本市への派遣経験もあり、人格、識見ともにすぐれ、副市長として誠に適任であると存じます。

次に、議第44号教育長の任命について申し上げます。

本市の教育長に、小島泰治氏を任命したく御提案申し上げるものであります。

同氏につきましては、昭和61年4月に熊本県公立学校教員として採用後、葛渡中学校長、水俣第三中学校長、水俣第一小学校長、芦北教育事務所指導課長、阿蘇教育事務所長を経て、水俣第一中学校長として現在にいたっております。

特に、葛渡中学校長及び水俣第三中学校長時には、本市の中学校再編成に御尽力をいただき、また、水俣第三中学校では環境美化教育に力を入れられ、環境美化教育リサイクル活動部門最優秀校として表彰を受けております。

さらに、芦北教育事務所及び阿蘇教育事務所在勤時には、学力向上、人権教育、環境教育、特別支援教育等に取り組んでこられました。

これまでの、教育行政における実務経験の豊かさに加え、人格、識見ともにすぐれ、教育長として誠に適任であると存じます。

○議長(福田 斉君) 地方自治法第117条の規定により、中村幸治議員の退席を求めます。

(中村幸治議員退場)

○議長(福田 斉君) 次に、議第45号について。

高岡市長。

(市長 高岡利治君登壇)

○市長(高岡利治君) 次に、議第45号監査委員の選任について申し上げます。

本案は、議員のうちから選任する本市の監査委員として、中村幸治議員を選任いたしたく、御提案申し上げるものであります。

同氏につきましては、厚生文教常任委員会副委員長、総務産業常任委員会副委員長、公害環境特別委員会副委員長、高速交通対策特別委員会委員長、一般会計決算特別委員会委員長、庁舎建替等対策特別委員会委員長等を歴任され、人格、識見ともに優れ、本市の監査委員としまして誠に適任であると存じます。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第43号から議第45号までについて、順次提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意くださいますようお願い申し上げます。

(中村幸治議員入場)

○議長(福田 齊君) 次に、意見第1号について、提出者代表田中睦議員。

(提出者代表 田中睦議員登壇)

○田中 睦君 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について、案文を読み上げ、提案理由の説明にかえさせていただきます。

子どもたちに豊かな教育を保障するため、教職員定数を改善するとともに義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元されるよう要望いたします。

(理由)

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。そのためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題となっています。(公財) 連合総合生活開発研究所の教職員の働き方・労働時間に関する報告書によると、7～8割の教員が1カ月の時間外労働が80時間(過労死ライン相当)となっていること、1割が既に精神疾患に罹患している可能性が極めて高いことなどが明らかにされました。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働は正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

- 1 計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年3月15日

水 俣 市 議 会

全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（福田 斉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長及び提出者代表から提案理由の説明がありました本4件について、質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本4件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本4件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第43号副市長の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第44号教育長の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長（福田 斉君） 地方自治法第117条の規定により、中村幸治議員の退席を求めます。

（中村幸治議員退場）

○議長（福田 斉君） 次に、議第45号監査委員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

（中村幸治議員入場）

○議長（福田 斉君） 次に、意見第1号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

○議長（福田 斉君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成30年第1回水俣市議会定例会を閉会します。

午前10時56分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 福田 齊

署名議員 小路 貴 紀

署名議員 野 中 重 男

平成30年3月第1回水俣市議会定例会（2月23日～3月15日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備考
議第1号	専決処分の報告及び承認について 専第1号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第9号）	2月23日	総務産業	2月23日 承認	
議第2号	専決処分の報告及び承認について 専第2号 平成29年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	2月23日	厚生文教	2月23日 承認	
議第3号	水俣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について	2月23日	厚生文教	3月15日 原案可決	
議第4号	水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について	2月23日	総務産業	3月15日 原案可決	
議第5号	水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	2月23日	総務産業	3月15日 原案可決	
議第6号	水俣市代替バス通学生交通費助成条例の一部を改正する条例の制定について	2月23日	総務産業	3月15日 原案可決	
議第7号	水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月23日	厚生文教	3月15日 原案可決	
議第8号	水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月23日	厚生文教	3月15日 原案可決	
議第9号	水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	2月23日	厚生文教	3月15日 原案可決	
議第10号	水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月23日	厚生文教	3月15日 原案可決	
議第11号	水俣市地域農業担い手育成センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月23日	総務産業	3月15日 原案可決	
議第12号	水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	2月23日	厚生文教	3月15日 原案可決	
議第13号	平成30年度水俣市一般会計予算	2月23日	各 委	3月15日 原案可決	
議第14号	平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	2月23日	厚生文教	3月15日 原案可決	

議第15号	平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	2月23日	厚生文教	3月15日 原案可決	
議第16号	平成30年度水俣市介護保険特別会計予算	2月23日	厚生文教	3月15日 原案可決	
議第17号	平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計予算	2月23日	総務産業	3月15日 原案可決	
議第18号	平成30年度水俣市病院事業会計予算	2月23日	厚生文教	3月15日 原案可決	
議第19号	平成30年度水俣市水道事業会計予算	2月23日	総務産業	3月15日 原案可決	
議第20号	平成29年度水俣市一般会計補正予算（第10号）	2月23日	各 委	2月23日 原案可決	
議第21号	平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）	2月23日	厚生文教	2月23日 原案可決	
議第22号	平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	2月23日	厚生文教	2月23日 原案可決	
議第23号	平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）	2月23日	厚生文教	2月23日 原案可決	
議第24号	平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	2月23日	総務産業	2月23日 原案可決	
議第25号	平成29年度水俣市水道事業会計補正予算（第4号）	2月23日	総務産業	2月23日 原案可決	
議第26号	指定管理者の指定について （水俣市高齢者福祉センター）	2月23日	厚生文教	3月15日 原案可決	
議第27号	指定管理者の指定について （一小ふれあい学童クラブ）	2月23日	厚生文教	3月15日 原案可決	
議第28号	指定管理者の指定について （二小ふれあい学童クラブ）	2月23日	厚生文教	3月15日 原案可決	
議第29号	指定管理者の指定について （ふくろふれあい学童クラブ）	2月23日	厚生文教	3月15日 原案可決	
議第30号	指定管理者の指定について （水俣市久木野ふるさとセンター）	2月23日	総務産業	3月15日 原案可決	
議第31号	指定管理者の指定について （水俣市はぜのき館）	2月23日	総務産業	3月15日 原案可決	
議第32号	指定管理者の指定について （水俣市地域農業担い手育成センター）	2月23日	総務産業	3月15日 原案可決	
議第33号	指定管理者の指定について （水俣市東部センター）	2月23日	総務産業	3月15日 原案可決	
議第34号	指定管理者の指定について （みなまた環境テクノセンター）	2月23日	総務産業	3月15日 原案可決	
議第35号	指定管理者の指定について （水俣市湯の鶴温泉保健センター）	2月23日	総務産業	3月15日 原案可決	
議第36号	指定管理者の指定について （みなまた観光物産館まつぼっくり）	2月23日	総務産業	3月15日 原案可決	

議第37号	指定管理者の指定について (水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家)	2月23日	厚生文教	3月15日 原案可決	
議第38号	指定管理者の指定について (水俣市公民館分館)	2月23日	厚生文教	3月15日 原案可決	
議第39号	水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	3月6日	厚生文教	3月15日 原案可決	
議第40号	平成29年度水俣市一般会計補正予算(第11号)	3月8日	各 委	3月15日 原案可決	
議第41号	平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第5号)	3月8日	厚生文教	3月15日 原案可決	
議第42号	指定管理者の指定について (水俣市立武道館)	3月8日	厚生文教	3月15日 原案可決	
議第43号	副市長の選任について (小林 信也君)	3月15日	省 略	3月15日 同 意	
議第44号	教育長の任命について (小島 泰治君)	3月15日	省 略	3月15日 同 意	
議第45号	監査委員の選任について (中村 幸治君)	3月15日	省 略	3月15日 同 意	

〔意見書〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備考
意見第1号	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について	3月15日	省 略	3月15日 原案可決	

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第1号	陳情の処理の経過及び結果について	2月23日

〔選 任〕

件 名	選任月日	氏 名
常任委員の所属の変更について	2月23日	桑原一知君：総務産業常任委員 →厚生文教常任委員
常任委員の補欠選任について	2月23日	総務産業常任委員：岩村龍男君
議会運営委員の選任について	2月23日	岩村龍男君
特別委員の補欠選任について	2月23日	公害環境対策特別委員：岩村龍男君 庁舎建替等対策等委員：桑原一知君

〔継続調査〕

件名	提案月日	付託委員会	結末	備考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	3月15日	総務産業	3月15日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	3月15日	厚生文教	3月15日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	3月15日	議会運営	3月15日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔前回から継続審査となっている陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所 及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
陳第4号	所得税法第56条の廃止を求める 意見書提出を求める陳情につ いて	水俣市栄町1丁目 1-25 北 蘭 正人	総務産業	平成29年 6月22日	3月15日 継続審査

(参考)

水俣市議会構成一覽表

(平成30年3月15日現在)

議 長	福 田 齊	平成27年5月13日当選
副 議 長	谷 口 眞 次	平成27年5月13日当選
監 査 委 員	中 村 幸 治	平成30年3月15日同意

常任委員会 (平成29年6月9日選任、平成30年2月23日一部変更)

委員会名	正副委員長	委 員			担当書記
総務産業 定数8人	(正) 田口 憲雄	塩崎 達朗	岩村 龍男	福田 齊	上田
	(副) 藤本 壽子	谷口 明弘	高岡 朱美	谷口 眞次	
厚生文教 定数8人	(正) 牧下 恭之	小路 貴紀	松本 和幸	岩阪 雅文	前垣
	(副) 田中 睦	桑原 一知	中村 幸治	野中 重男	

議会運営委員会 (平成29年6月9日選任、平成29年8月14日・平成30年2月23日一部変更)

正副委員長	委 員			担当書記
(正) 野中 重男	桑原 一知	田中 睦		岡本 鎌田
(副) 岩阪 雅文	岩村 龍男			

特別委員会 (平成27年5月13日設置・選任)
(庁舎建替 平成28年6月23日設置・選任)
(平成30年2月23日一部変更)

委員会名	正副委員長	委 員				担当書記
公害環境対策 定数7人	(正) 松本和幸	小路貴紀	岩村龍男	野中重男		岡本
	(副) 藤本壽子	桑原一知	田中 睦			前垣
高速交通対策 定数8人	(正) 中村幸治	塩崎達朗	田口憲雄	岩阪雅文		鎌田
	(副) 牧下恭之	谷口明弘	高岡朱美	谷口眞次		上田
庁舎建替等対策 定数9人	(正) 中村幸治	小路貴紀	谷口明弘	藤本壽子	野中重男	岡本
	(副) 松本和幸	桑原一知	田口憲雄	谷口眞次		鎌田